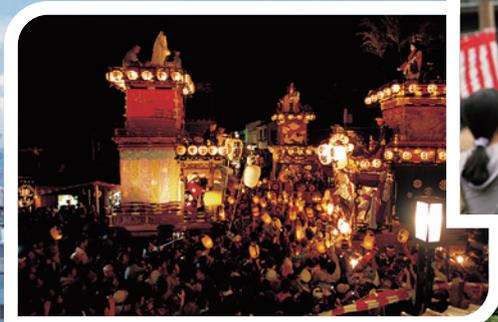


ひと、まち、未来、みんなでつくる いきいき川越

第三次川越市総合計画

後期基本計画

[平成23年度～平成27年度]



川越市

ひと、まち、未来、みんなで作る いきいき川越

第三次川越市総合計画後期基本計画

平成23年度－平成27年度

川 越 市

川越市民憲章

(昭和 57 年 12 月 1 日制定)

先人の輝かしいあゆみにより、すばらしい歴史的遺産をもつ川越。わたくしたちは、このまちに生きること誇りをもって、さらに住みよい魅力あふれるまちづくりをすすめていくことを誓い、ここに市民憲章を定めます。

- 1 郷土の伝統をたいせつにし、平和で文化の香りたかいまちにします。
- 1 自然を愛し、清潔な環境を保ち、美しいうるおいのあるまちにします。
- 1 きまりを守り、みんなで助けあう明るいまちにします。
- 1 働くことに生きがいと喜びを感じ、健康でしあわせなまちにします。
- 1 教養をふかめ、心ゆたかな市民として、活力にみちたまちにします。

●市紋章



●市の木 かし



●市の花 山吹



●市の鳥 雁



将来都市像 「ひと、まち、未来、みんなで作る いきいき川越」 の実現を目指して



川越市は、都心から 30 km 圏内に位置し、豊かな自然と先人の努力により育まれた文化、伝統を生き、古くから県南西部地域における中心都市として発展して参りました。大正 11 年に県内初の市制を施行して以来、平成 24 年には市制施行 90 周年を迎えます。

さて、本市を取り巻く社会状況は、長引く経済不況、少子高齢化の進行、国際化・高度情報化の進展、環境問題の深刻化など対応すべき課題が山積しております。このような状況において、市民の様々なニーズに対応し、持続的に質の高い行政サービスを提供するため、行政改革の徹底や財政基盤の強化など、これまで以上に効率的かつ効果的な自治体運営に努めていくことが求められています。

本市では、平成 18 年 3 月に第三次川越市総合計画基本構想及び前期基本計画を策定し、総合的かつ計画的にまちづくりを進めて参りました。この度、前期基本計画の期間満了に伴い、社会状況の変化やこの 5 年間の成果・課題を踏まえ、平成 23 年度から平成 27 年度までに取り組むべき施策を掲げた後期基本計画をここに策定いたしました。この後期基本計画においては、分野別計画に掲げる施策や事業の中から集中的・重点的に取り組むべきものを体系化した「小江戸かわごえ重点戦略」を新たに設けることにより、厳しい財政状況の下で「選択と集中」を行い、より効率的・効果的に施策を推進していくことといたしました。

今後とも市民の皆様との協働により、将来都市像「ひと、まち、未来、みんなで作る いきいき川越」の実現を目指し、本市が皆様にとって住むことに誇りを持ち、住んでよかったと思えるまちとなるよう努めて参りますので、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成 23 年 3 月

川越市長 川合善明

目 次

| | |
|--------------------------|----|
| 【後期基本計画】 | 7 |
| 1 後期基本計画の位置付け | 8 |
| 2 後期基本計画の名称及び期間 | 9 |
| (1) 計画の名称 | 9 |
| (2) 計画の期間 | 9 |
| 3 社会状況の変化と施策に対する市民の意識 | 10 |
| (1) 社会状況の変化 | 10 |
| ① 急激な少子高齢化と人口減少 | 10 |
| ② 持続可能な社会への新たな展開 | 11 |
| ③ 世界経済の連動性の高まりと地方自治体への影響 | 12 |
| ④ 求められる安全・安心な暮らし | 13 |
| ⑤ ICT化・グローバル化の進展 | 14 |
| ⑥ 地方の自主性・自律性の確立 | 15 |
| ⑦ 市民、事業者、民間団体との協働 | 16 |
| (2) 市民意識の現状 | 17 |
| ① 施策の重要度に関する評価 | 17 |
| ② 施策の満足度に関する評価 | 17 |
| 4 人口推計 | 19 |
| (1) 本市の人口 | 19 |
| (2) 年齢別構成 | 19 |
| (3) 世帯の状況 | 21 |
| 5 土地利用 | 22 |
| (1) 土地利用の基本方針 | 22 |
| (2) 用途別土地利用 | 22 |
| (3) 地域別土地利用 | 23 |
| 6 産業 | 25 |
| (1) 本市産業の現状 | 25 |
| ① 農業 | 25 |
| ② 工業 | 25 |
| ③ 商業 | 26 |
| (2) 就業者数 | 27 |
| (3) 産業別の就業者数 | 28 |
| (4) 市内総生産額 | 29 |

| | | |
|-----|----------------------------------|-----|
| 7 | 財政収支見直し | 30 |
| | (1) 川越市の財政状況 | 30 |
| | ① 歳入、歳出の推移 | 30 |
| | ② 市債残高の状況 | 33 |
| | ③ 積立基金の状況 | 33 |
| | ④ 指標が示す本市の財政状況 | 34 |
| | (2) 今後の財政収支 | 35 |
| 8 | 小江戸かわごえ重点戦略 | 36 |
| | (1) 未来につなぐひとづくり戦略 | 37 |
| | (2) 活力と魅力あふれるまちづくり戦略 | 38 |
| | (3) 快適で安心できるくらしづくり戦略 | 39 |
| 9 | 分野別計画 | 40 |
| 共通章 | 協働によるまちづくりと健全で効率的な行財政運営の推進 | 47 |
| | 第1節 協働によるまちづくり | 48 |
| | 第2節 行財政改革の強力な推進 | 50 |
| | 第3節 広域行政の推進 | 58 |
| 第1章 | ともに助け合い、一人ひとりが健康でいきいきと安心して暮らせるまち | |
| | — 保健・医療・福祉 — | 61 |
| | 第1節 だれもが幸せに地域で暮らせるまちづくり | 62 |
| | 第2節 生涯を通じた健康づくりと安全なまちづくり | 72 |
| | 第3節 安心できる生活を支えるしくみづくり | 76 |
| 第2章 | 学びと交流を深め、豊かな心と文化をはぐくむまち | |
| | — 教育・文化・スポーツ — | 79 |
| | 第1節 活力ある地域を創る生涯学習の推進 | 80 |
| | 第2節 個性を生かす学校教育の推進 | 84 |
| | 第3節 歴史文化の継承と新しい市民文化の創造 | 88 |
| | 第4節 多文化共生と国際交流・協力の推進 | 92 |
| | 第5節 生涯スポーツの推進 | 94 |
| 第3章 | 人と環境にやさしい、快適な基盤を備えた魅力あるまち | |
| | — 都市基盤・生活基盤 — | 97 |
| | 第1節 都市の魅力の創出 | 98 |
| | 第2節 交通ネットワークの構築 | 106 |
| | 第3節 自然と調和した基盤づくり | 112 |
| 第4章 | にぎわいに満ち、活力ある産業を育てるまち | |
| | — 産業・観光 — | 125 |
| | 第1節 地域経済の活性化と産業振興 | 126 |
| | 第2節 観光による地域振興 | 136 |

| | |
|--------------------------------------|-----|
| 第5章 人と自然がともに生きる、地球環境にやさしいまち | |
| — 環境 — | 141 |
| 第1節 総合的かつ計画的な環境行政の推進 | 142 |
| 第2節 循環型社会の構築 | 146 |
| 第3節 環境保全対策の推進 | 152 |
| 第6章 人と人とのつながりを感じ、安全で安心して暮らせるまち | |
| — 地域社会と市民生活 — | 157 |
| 第1節 ふれあいと思いやりのある地域社会の形成 | 158 |
| 第2節 安全で安心な暮らしの確保 | 166 |
| 【基本構想】 | 179 |
| 1 基本構想の理念 | 180 |
| 2 都市づくりの目標 | 181 |
| (1) 将来都市像 | 181 |
| (2) 基本目標 | 181 |
| (3) 将来人口 | 182 |
| (4) 土地利用構想 | 182 |
| 3 施策の大綱 | 185 |
| (1) 全体に共通する方向性 | 185 |
| 協働によるまちづくりと健全で効率的な行財政運営の推進 | 185 |
| (2) 分野別の方向性 | 186 |
| 1) とともに助け合い、一人ひとりが健康でいきいきと安心して暮らせるまち | 186 |
| 2) 学びと交流を深め、豊かな心と文化をはぐくむまち | 187 |
| 3) 人と環境にやさしい、快適な基盤を備えた魅力あるまち | 188 |
| 4) にぎわいに満ち、活力ある産業を育てるまち | 188 |
| 5) 人と自然がともに生きる、地球環境にやさしいまち | 189 |
| 6) 人と人とのつながりを感じ、安全で安心して暮らせるまち | 190 |



| | |
|------------------------------------|-----|
| 【資料】 | 191 |
| 1 第三次川越市総合計画後期基本計画策定経過 | 192 |
| 2 川越市総合計画審議会 | 194 |
| (1) 第三次川越市総合計画について（諮問） | 194 |
| (2) 第三次川越市総合計画について（答申） | 194 |
| (3) 川越市総合計画審議会委員名簿 | 194 |
| 3 庁内の検討体制 | 195 |
| (1) 第三次川越市総合計画後期基本計画策定委員会等名簿 | 195 |
| 1) 策定委員会 | 195 |
| 2) 幹事会 | 196 |
| 3) 調査研究チーム | 197 |
| 4) 文章精査担当 | 198 |
| 5) 事務局職員 | 198 |
| 4 用語解説 | 199 |

【市紋章】

川越市の紋章(市章)は、明治45年5月11日に制定されました。この紋章は、中央に川越の「川」を、周囲にカタカナの「コ」と「エ」を配置して「川越」を象徴しています。



【後期基本計画】

平成 23 年度～平成 27 年度

1 後期基本計画の位置付け

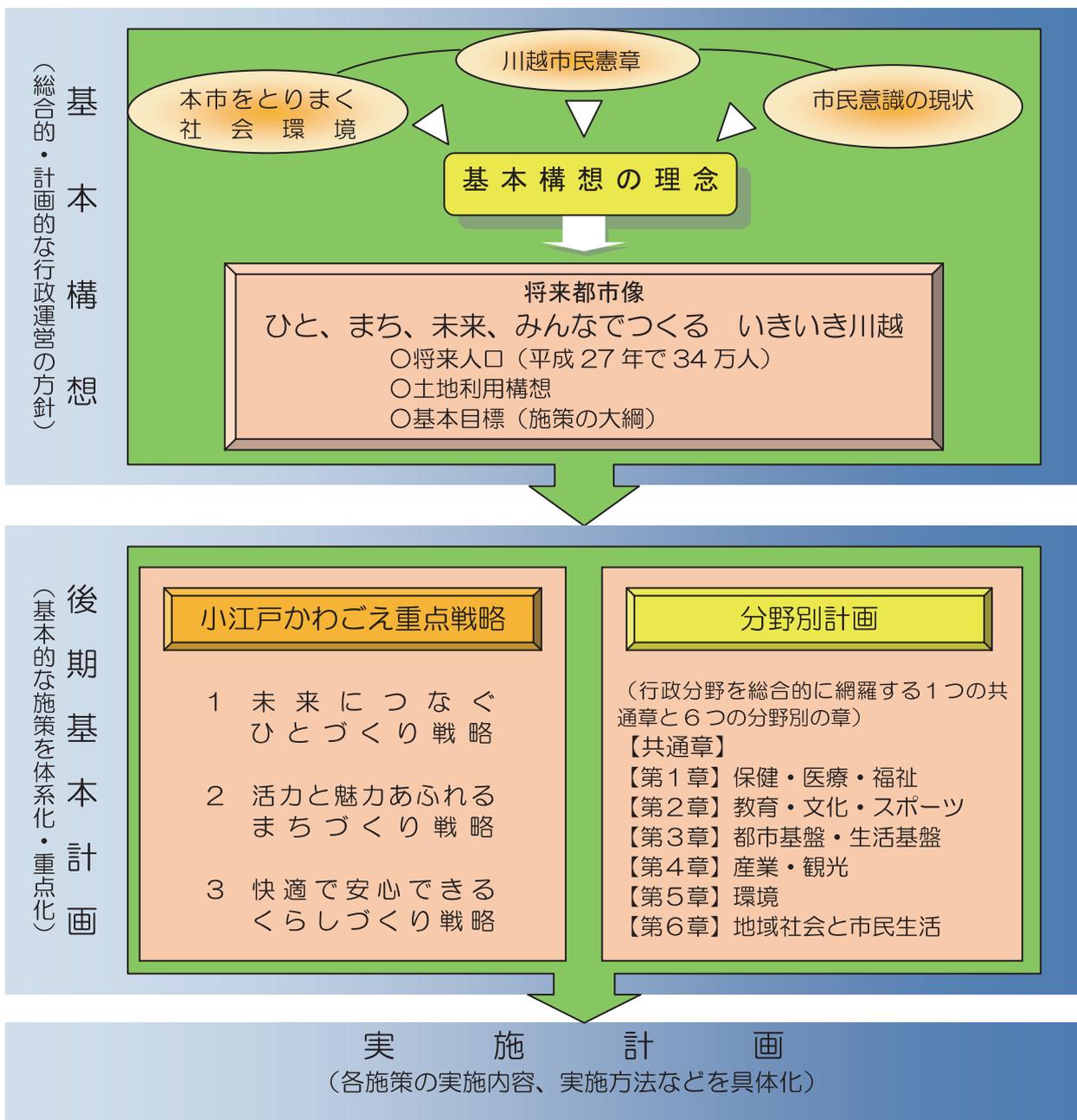
総合計画は、市民と市にとってまちづくりを進める上での指針となるもので、目指すべき将来都市像を描き、その実現に向けた目標や必要な方策を定めています。

第三次川越市総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成されています。

「基本構想」は、平成 18 年度から平成 27 年度までの 10 年間におけるまちづくりの基本的な方針や総合的・計画的な行政運営の方針を明らかにしています。

「基本計画」は、「基本構想」で定めた目標の実現に向け、基本的な施策を体系化・重点化しています。

「実施計画」は、「基本計画」で定めた基本的な施策の実施内容や実施方法などを具体化しています。



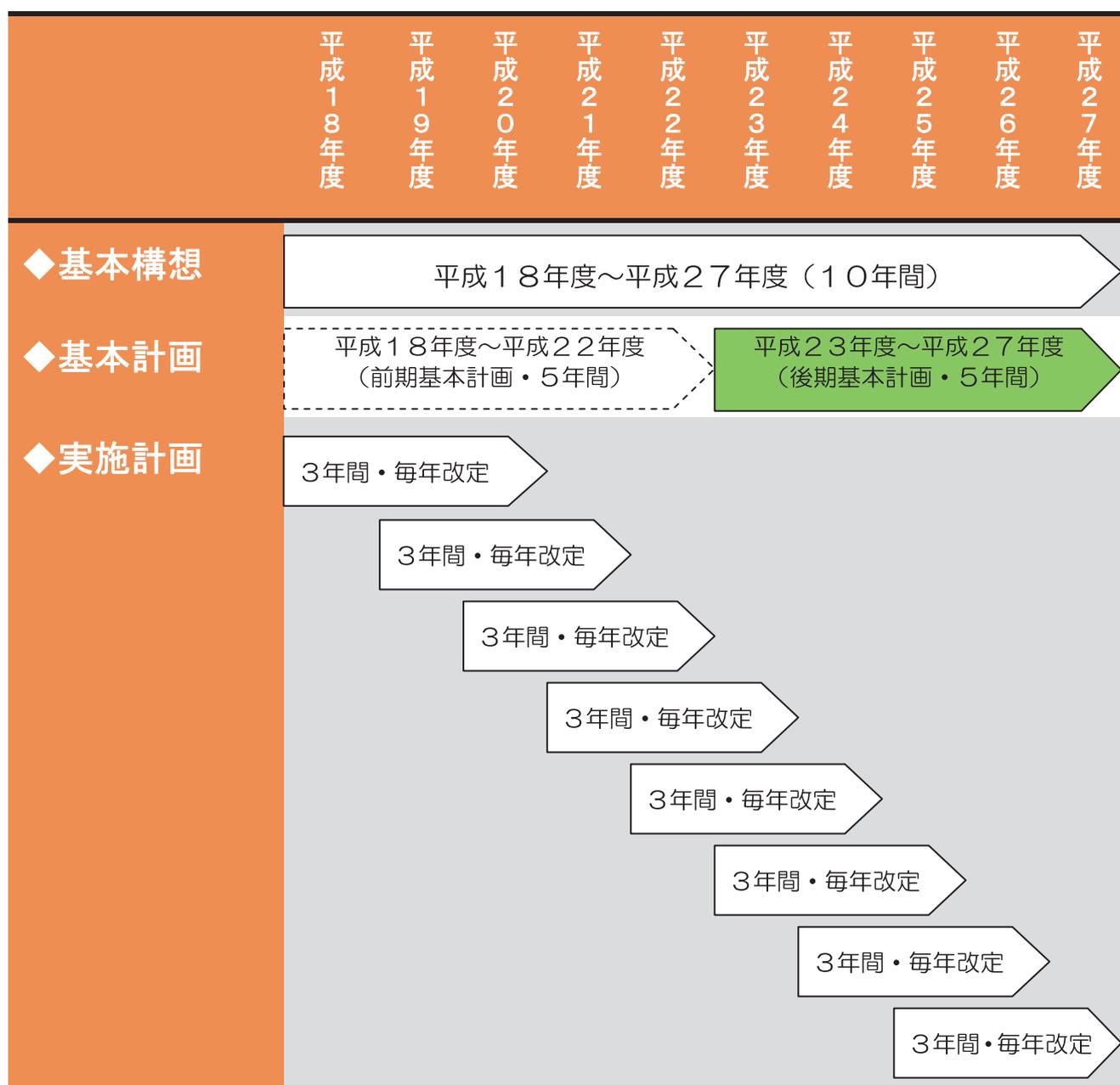
2 後期基本計画の名称及び期間

(1) 計画の名称

計画の名称は、「第三次川越市総合計画後期基本計画」とします。

(2) 計画の期間

計画の期間は、平成23年度を初年度とし、基本構想の目標年度である平成27年度までの5年間とします。



3 社会状況の変化と施策に対する市民の意識

(1) 社会状況の変化

① 急激な少子高齢化と人口減少

少子高齢化の進展により人口構造が大きく変化し、年少人口及び生産年齢人口の減少傾向と老年人口の増加傾向が顕著になってきます。

平成7年以降30年間の人口の推移をみると、年少人口については、国では40.3%（約807万人）減少し、市では26.2%（約13,000人）減少することが見込まれています。

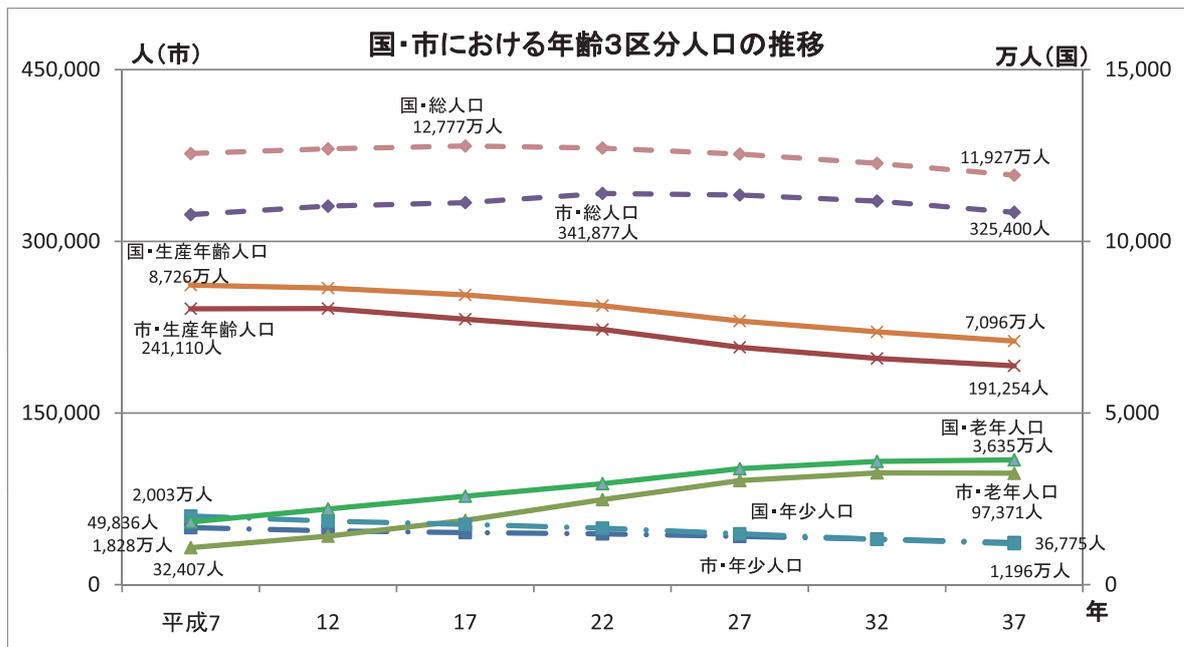
生産年齢人口についても、国では18.7%（約1,630万人）減少し、市では20.7%（約5万人）減少することが見込まれています。

一方、老年人口については、国では2倍（約1,807万人）に増加し、市では3倍（約65,000人）に増加することが見込まれています。

総人口も年少人口及び生産年齢人口の減少に伴い、今後は減少局面に向かうと見込まれています。ピーク時の総人口と比較すると、平成37年には国で6.7%（約850万人）減少し、市では4.8%（約16,000人）減少することが見込まれています。

少子高齢化は、労働力の縮小、社会保障費の増大、地域社会の変化など社会的・経済的にさまざまな影響を及ぼすといわれています。

本市においても、少子高齢化や人口減少による財政状況の悪化、行政サービスの低下、地域活力の低下などが懸念されることから、少子化対策や高齢者福祉の推進、地域コミュニティの再生に向けた取組が求められています。



国の推移は、総務省「国勢調査（平成7年・12年・17年）」及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成18年12月推計）」により作成。市の推移は、本市推計により作成

② 持続可能な社会への新たな展開

世界規模での人口の増加や経済活動に伴うエネルギー消費量の増加等を背景として、地球環境に対する負荷が増大しています。特に、温室効果ガス排出量の増加に伴う地球温暖化は、平均気温や海面水位の上昇を引き起こすほか、大規模な洪水や異常気象の発生に影響を及ぼすと言われています。

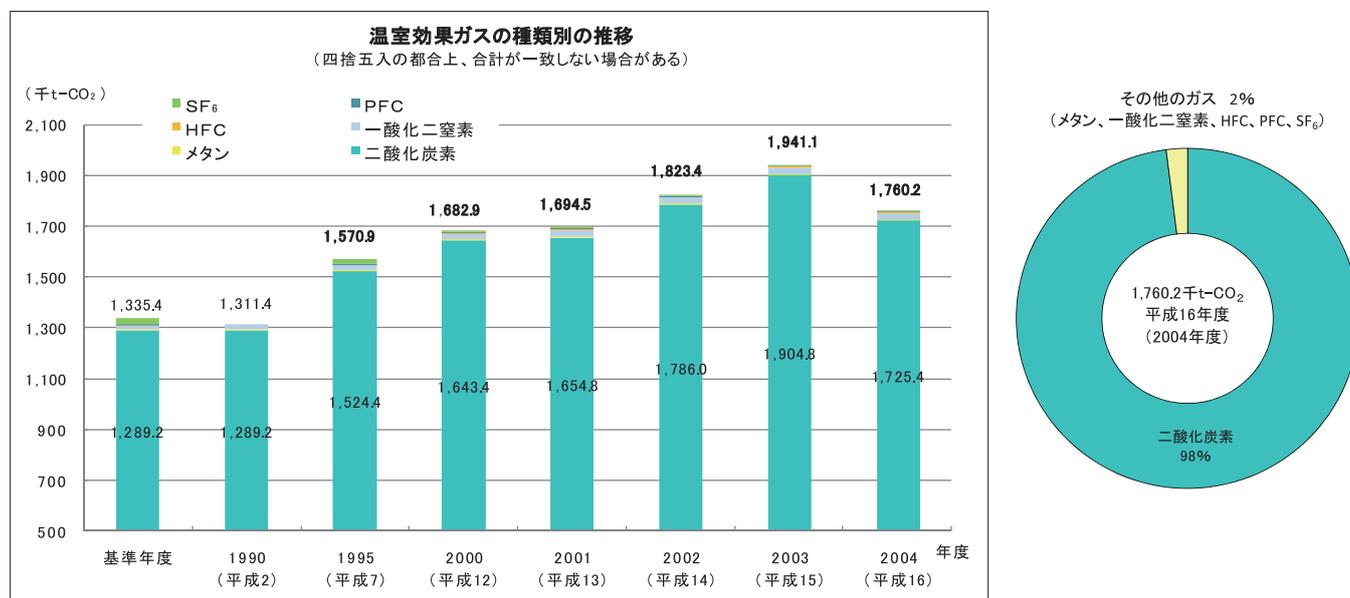
本市でも、平均気温が20年あまりで約1℃程度上昇しているほか、温室効果ガスの大半を占める二酸化炭素の排出量も基準年度である平成2年度（1990年度）と比較して平成16年度（2004年度）は33.8%の増加となっています。

我が国は、地球環境への負荷の低減に向け、温室効果ガスを平成32年（2020年）までに平成2年（1990年）比で25%（平成17年（2005年）比30%）削減する新たな中期目標を表明しています。また、将来に向けて持続可能な社会を形成するためには、環境を良くする取組とともに環境と両立する経済活動への変革が求められています。

本市は、平成8年（1996年）の1%節電運動の開始、太陽光発電システムの導入、ISO14001を通じた環境に与える影響の継続的改善などに取り組んできました。

今後も、市民・事業者・民間団体・行政が環境問題について共通の認識を持つとともに、経済発展や生活の質を維持向上させながら、環境への負荷を軽減するための具体的な行動を各主体が実践していくことが求められています。

川越市における温室効果ガス総排出量の推移及び種類別の内訳



出典：川越市「川越市地球温暖化対策地域推進計画（平成21年3月）」

③ 世界経済の連動性の高まりと地方自治体への影響

経済のグローバル化やBRICs（ブラジル、ロシア、インド、中国）をはじめとする新興国での急速な経済成長と産業構造の高度化に伴い、生産ネットワークの構築や経済連携の動きが世界規模で活発化しています。

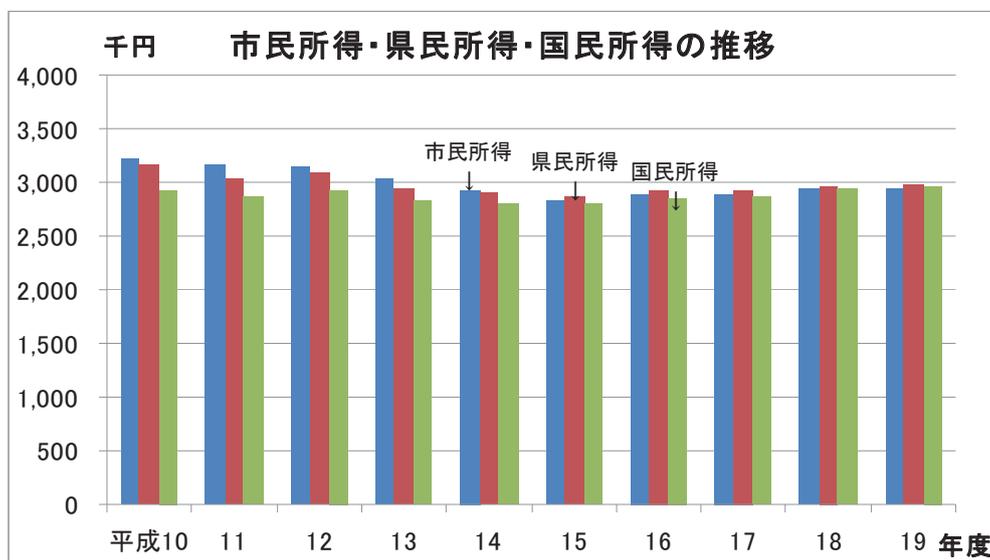
日本経済もこれまで以上に世界経済の影響を受けるようになっていきます。

平成14年初めから息の長い回復を続けてきた我が国の経済は、平成20年にアメリカ経済を発信源とする世界同時不況に見舞われ、失業率の上昇と有効求人倍率の低下が起こっています。「派遣切り」や「ワーキングプア」に象徴されるように、雇用環境は厳しさを増しており、所得や生活に対する国民の不安感は依然として大きい状況にあります。

平成10年度に322万9千円であった1人当たりの市民所得は、10年間で8.7%減少し、平成19年度には294万9千円となり、埼玉県における県民所得（297万3千円）を下回っています。

また、生活保護による被保護人員は本市でも増加傾向にあり、平成11年度末に1,738人であった被保護人員は10年後の平成21年度末で2.1倍（3,704人）となっています。こうした経済情勢や雇用環境の変化に加え、少子高齢化や人口構造の変化を受けて、本市の財政は今後も厳しい状況が続くと見込まれています。

社会状況が大きく変化し、行政需要の高度化・多様化が見込まれる中で、効果的な行財政運営を図るには、施策や事業に関する評価を踏まえながら、限られた行財政資源を経営的な視点で活用することが求められています。



内閣府「平成20年度国民経済計算確報」、「平成19年度県民経済計算」及び埼玉県「埼玉の市町村民経済計算（各年度）」により作成

④ 求められる安全・安心な暮らし

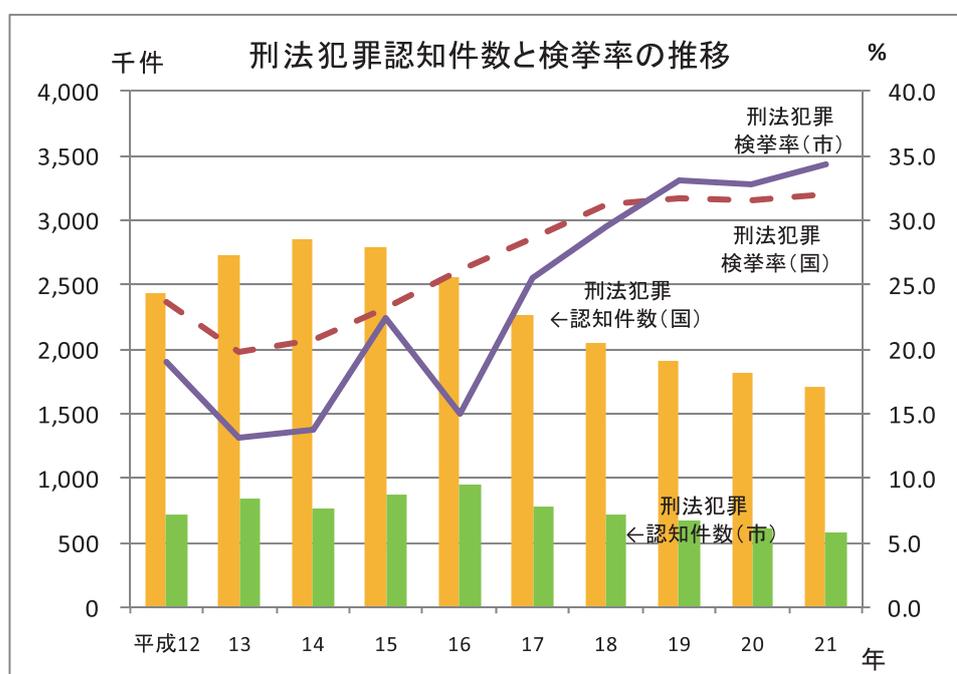
自然災害の頻発、新型インフルエンザなどの新たな感染症の流行、社会を震撼させる凶悪事件の発生などを背景に、安全・安心に対する人々の意識は高まっています。

全国における刑法犯の認知件数は、平成14年に285万件となって以降減少に転じ、平成21年には170万件となるなど改善傾向が続いています。本市においても平成16年の9,521件をピークとして平成21年には5,807件まで減少しています。一方、振り込め詐欺や食品の偽装表示など、日常生活の安全や安心を脅かす犯罪が多発しています。

こうした犯罪に対応するため、本市では、平成16年3月に策定した「川越市防犯のまちづくり基本方針」に基づき、犯罪を起こさせない地域環境づくりを行政、警察、市民、事業者、関係団体とともに推進し犯罪の防止に努めています。

我が国は、地理的、地形的、気象的な諸条件から地震、台風、豪雨などの自然災害が発生しやすい国土であるといえます。特に近年は、局地的な集中豪雨の増加や被害が甚大化する傾向が見られます。本市も、過去に台風や集中豪雨による大規模な被害が発生していますが、近年では、東京湾北部地震や直下型地震などの危険性や市街地における集中豪雨の被害が懸念されています。

暮らしの安全や安心を確保するためには、犯罪や災害に対する危機管理体制の強化や充実を図るとともに、市民自らも防災・防犯意識を高め、地域コミュニティでの活動を強化するなどの取組が求められています。



警察庁「平成22年 警察白書」及び川越市「統計かわごえ(各年版)」により作成。

なお、市の刑法犯罪認知件数の単位は十件

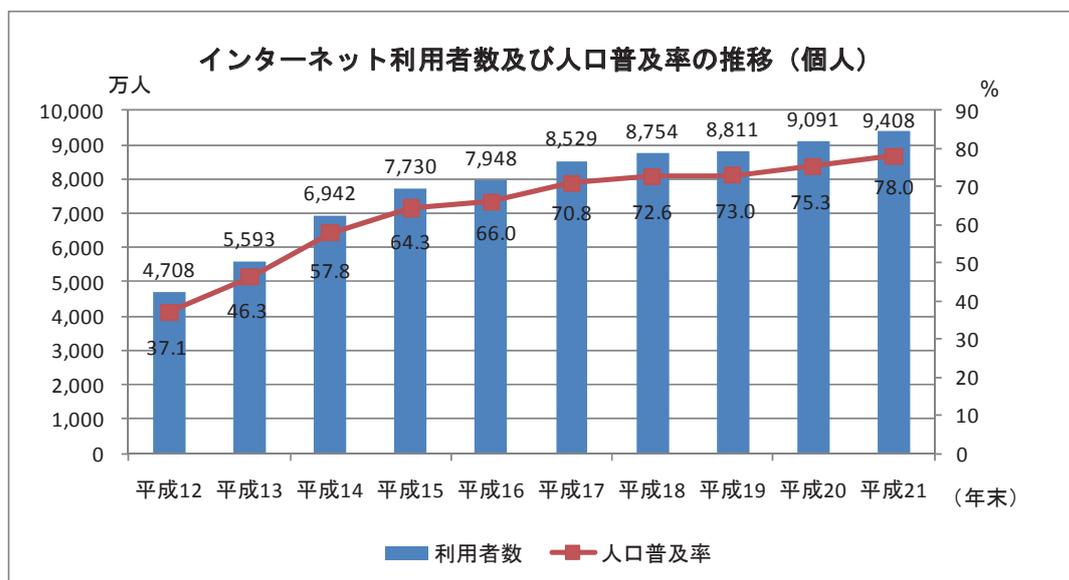
⑤ ICT化・グローバル化の進展

インターネットや携帯電話をはじめとする近年のICT（Information and Communications Technology：情報通信技術）の飛躍的な発達は、生活の利便性を向上させ、産業の生産性・効率性を高めるなど、社会生活・経済活動に変化をもたらしました。

保健・医療・福祉などの生活に密着した分野や地域コミュニティの再生や安全・安心の確保など地域の課題についてもICTが人々の活動を補完、活性化しています。今後も、さまざまな分野での技術革新とともにICTが社会経済の発展にますます寄与することが期待されています。

インターネット利用者数は、ここ10年で約2倍に増え、人口普及率は平成21年度には8割近くにまで達しています。本市も、ホームページのアクセス件数が年間120万件を超えるようになり、行政情報を提供する媒体として、また、各種行政手続の手段としてICT化を進めています。一方で、高度情報化の進展は、情報格差や個人情報の流出といった事態も懸念されることから、ICT化による利便性の向上とともに安全性・信頼性の確保が求められています。

また、情報通信技術や交通・輸送手段の発達により、人やモノ、情報、資金などが活発に行き来し、異なる国や地域との結びつきがこれまで以上に緊密になっています。本市の外国人登録人口は、平成17年に4,500人を超えて平成11年から平成21年までの10年間で1.5倍となるなど、地域社会での外国籍市民との交流の機会が拡大しています。このため、共に地域に暮らす市民として認め合える多文化共生社会の実現など相互の理解、協力が求められています。



総務省「通信利用動向調査（H21年調査）」により作成

⑥ 地方の自主性・自律性の確立

平成12年4月に地方分権一括法が施行され、我が国の行政システムが中央集権から地方分権に向けて大きく踏み出すこととなりました。このような状況の中で、地方自治体の行財政基盤の強化に向けて、各種規制や関与の見直し、権限や税源の移譲、市町村合併などが実施されました。

本市も、平成15年に中核市へ移行し、福祉、環境、保健衛生、都市計画などの分野で事務権限が大幅に拡大し、自主性や自律性を高め、本市の特性に合った行政サービスを展開しています。

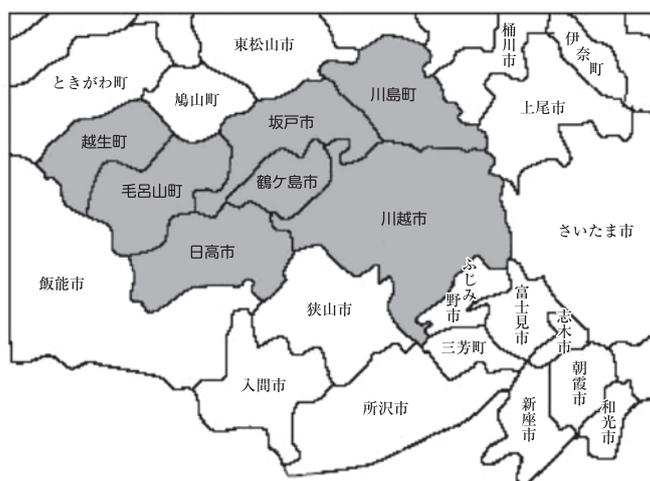
平成16年度から実施された三位一体の改革では、約3兆円の税源移譲が行われたものの、約4.7兆円の国庫補助負担金の廃止、縮減や約5.1兆円の地方交付税総額の削減により、地方財政は厳しさを増し、地方間における格差が拡大することとなりました。本市も、平成18年度から平成21年度まで地方交付税の不交付団体となり、今後も大幅な税収の増加が見込まれない中で、持続的に行政サービスを提供するためには、行財政改革を通じた簡素で効率的な行財政運営が求められています。

また、少子高齢化や環境問題など多様化・高度化する行政課題に対応するため、関係する地方自治体による広域的な連携のしくみも活用されています。

本市は、川島町と一部事務組合による消防行政を展開しています。また、本市を含む4市3町による埼玉県川越都市圏まちづくり協議会では、歴史文化や交通網でのつながりを生かし圏域の発展に向けた広域行政を推進しています。

今後も少子高齢化や人口減少などの社会状況の変化に地方自治体がきめ細かく対応するためには、行財政基盤の強化とともに地方自治体間の連携を推進して広域的なまちづくりや行政ニーズに対応することが求められています。

埼玉県川越都市圏まちづくり協議会（4市3町で構成）



⑦ 市民、事業者、民間団体との協働

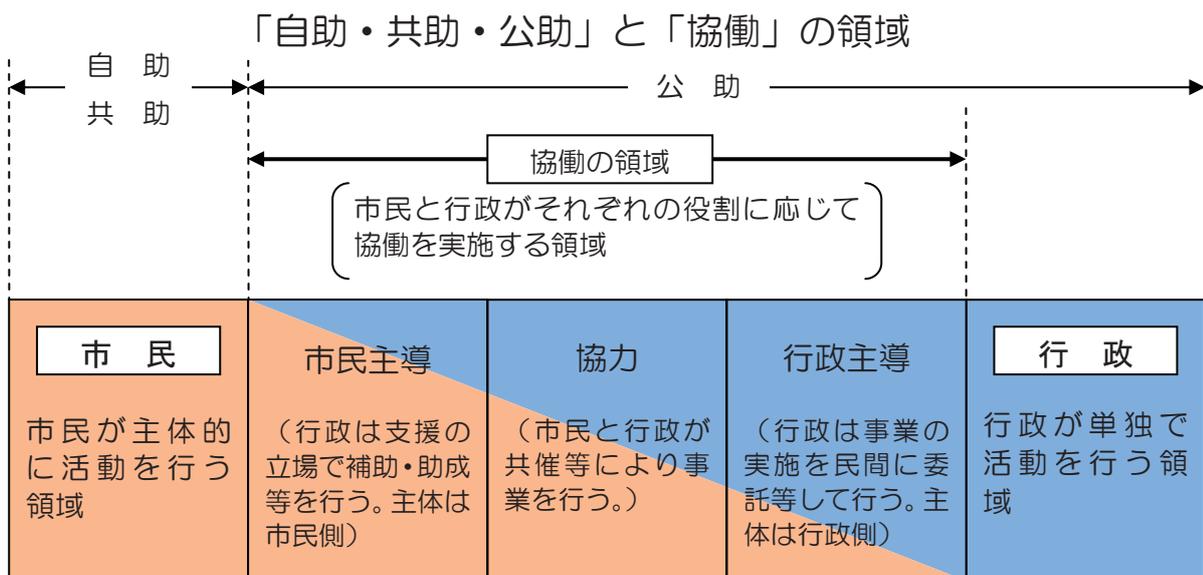
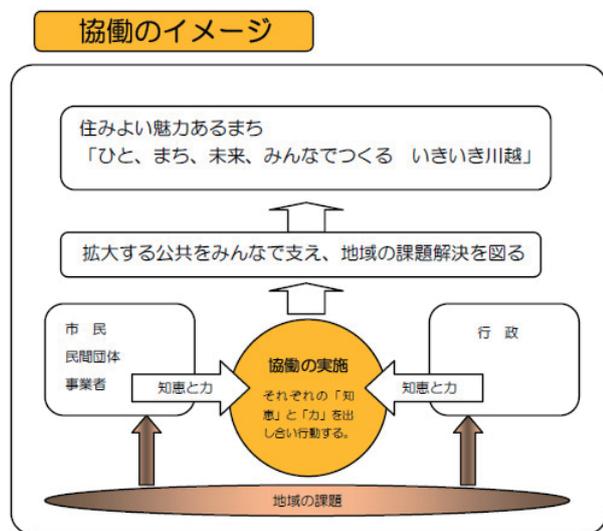
近年、核家族化や隣近所との関係の希薄化が進むことにより、子育てや介護などで個人や家族で解決できない課題も生じるようになってきています。このような変化を背景として、日常生活において必要とされる公共サービスのニーズも多様化しています。

こうしたニーズに対し、これまでは行政が主に対応してきましたが、ニーズの多様化とともに限りある行政資源の下では、行政がすべてにきめ細かく対応することが困難になっています。

その一方で、公共サービスに対する人々の意識も変化しています。生活水準の向上により、物の豊かさから心の豊かさを求める人々も増えており、家庭や職場ではなく、自分の経験や能力を生かせる地域での活動に生きがいや喜びを見いだす動きも盛んになっています。

地域で必要とされる公共サービスを市民、事業者、民間団体、NPO及び行政という多面的な主体がそれぞれの役割と責任に応じて協働で担っていく取組が進められています。

これからのまちづくりにおいては、多面的な主体が対等のパートナーとして連携し、それぞれの知恵と責任で地域にふさわしいまちづくりに取り組む「市民協働型のまちづくり」が求められています。



出典：川越市「川越市協働指針（平成21年1月）」

(2) 市民意識の現状

本市では、平成20年7月～8月に満20歳以上の市民3,000人を対象に、施策に対する市民の重要度・満足度を把握するため、市民満足度調査を実施しました。

調査では、第三次川越市総合計画前期基本計画に位置付けられた59施策において、

- ・施策に対する市の取組がどのくらい重要であると考えているのか（重要度）
- ・施策に対する市の取組の結果に対し、どのくらい施策が効果的に行われており充分と感じているのか（満足度）

の2点について、各回答者が5段階評価を行ったものを集計しました。その結果からは、次のような傾向がうかがえます。

① 施策の重要度に関する評価

施策に対する市の取組の重要度が高いと評価する施策としては、年代や性別を問わず「高齢者福祉の推進」、「社会保障の推進」、「児童福祉の推進」が挙げられています。市民生活に直接関わる福祉や社会保障の分野に対し、市の取組の充実を求める傾向にあるといえます。

一方、市の取組の重要度が低いと評価する施策としては、年代や性別を問わず「芸術文化活動の充実」、「多文化共生と国際交流・協力の推進」が挙げられています。

② 施策の満足度に関する評価

施策に対する市の取組の結果に対する評価としては、順序に違いはあるものの、年代や性別を問わず「葬祭事業の充実」、「文化財の保存・活用」、「水道水の安定供給」が挙げられています。市民生活との関わりが深い分野の取組や本市の貴重な財産である文化財の保護に対する取組に対し、高い評価となっています。

一方、市の取組の満足度が低いと評価する施策としては、年代や性別を問わず「道路交通体系の整備」、「交通円滑化方策の推進」が挙げられています。

【評価分布図の見方について（満足度と重要度の相関関係について）】

満足度と重要度の評価点で各施策の位置を表した上記の分布図について、縦横の平均線で区切られた領域にある施策の位置付けは、以下のA、B、C、Dに分類できます。

Aゾーン：重要度が高く満足度が低いもの（重点化・見直し領域）

今後のまちづくりにおける重要度が高いが、施策の推進や改善に対するニーズが高く、施策の重点化や抜本的な見直しなども含め満足度を高める必要のある領域。

Bゾーン：重要度・満足度ともに高いもの（現状維持領域）

今後のまちづくりにおける重要度も高く、また、施策的には成果が表れている分野であり、現在の水準を維持する必要がある領域。

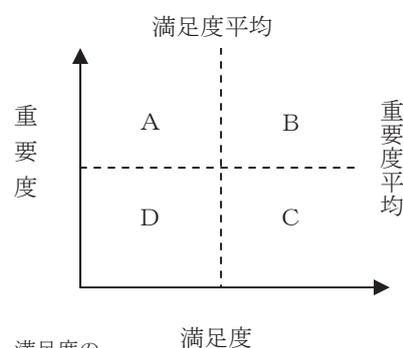
Cゾーン：重要度が低く、満足度が高いもの（現状維持・見直し領域）

今後のまちづくりにおける重要度は相対的に低いものの、満足度が高く、満足度の水準を維持していくか、施策のあり方を含めて見直すべき領域。

Dゾーン：重要度、満足度ともに低いもの（改善・見直し領域）

今後のまちづくりにおける重要度も満足度も低く、施策の目的やニーズを再確認するとともに、施策のあり方や進め方を改めて見直す領域。

なお、上記のそれぞれの領域に該当した施策の満足度や重要度の高低については、あくまで施策全体の平均と比較して相対的に満足度や重要度が高い、あるいは低いということを意味しています。

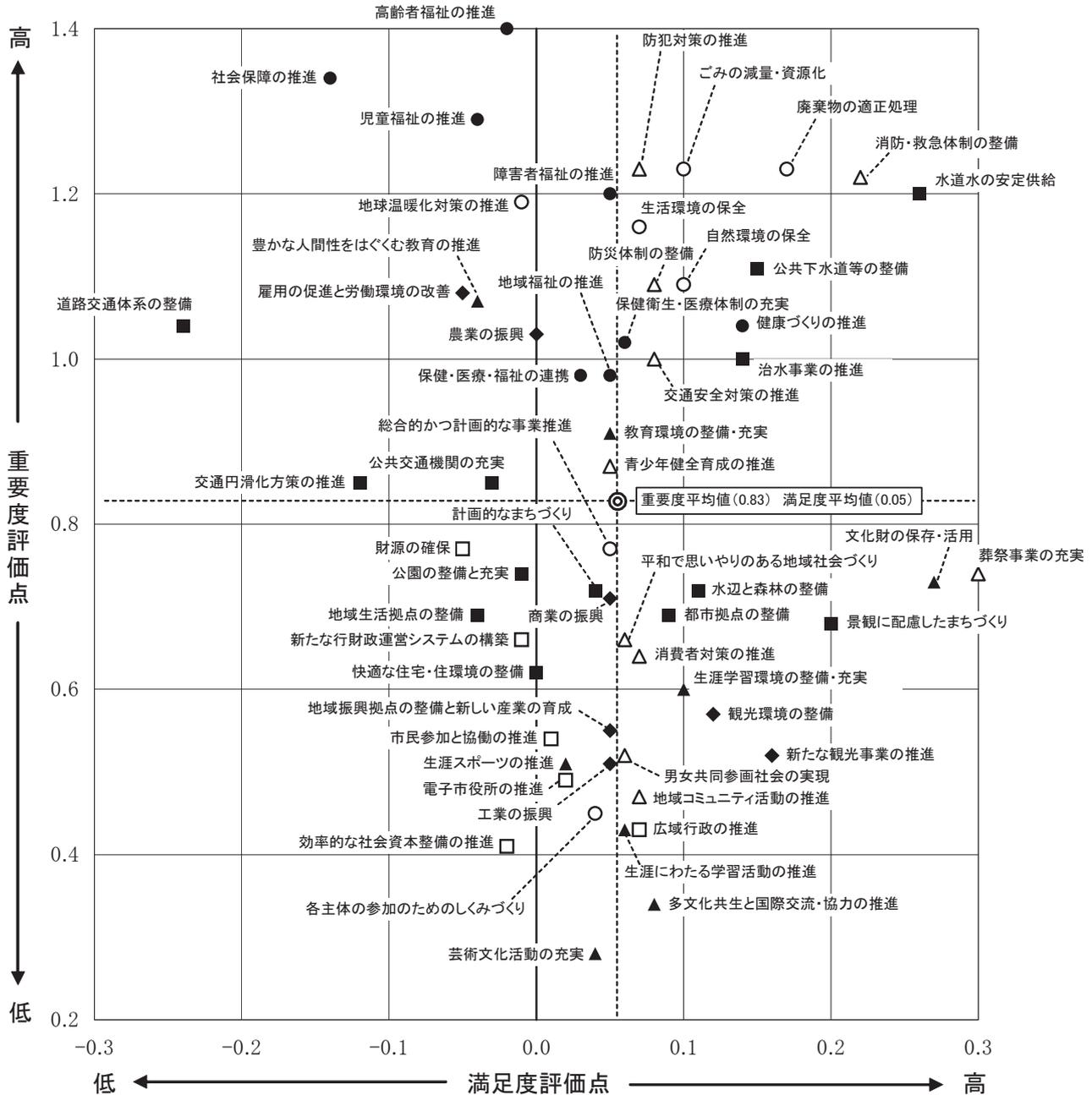


「施策の重要度」と「現在の満足度」の評価分布図

【評価点の算出式】

重要度評価点 = (「重要である」×2点 + 「まあ重要である」×1点 + 「あまり重要でない」×(-1)点 + 「重要でない」×(-2)点) ÷ 回答者数

満足度評価点 = (「満足である」×2点 + 「やや満足である」×1点 + 「やや不満である」×(-1)点 + 「不満である」×(-2)点) ÷ 回答者数



- 【1章】保健・医療・福祉
- ▲ 【2章】教育・文化・スポーツ
- 【3章】都市基盤・生活基盤
- ◆ 【4章】産業・観光
- 【5章】環境
- △ 【6章】地域社会と市民生活
- 【共通】

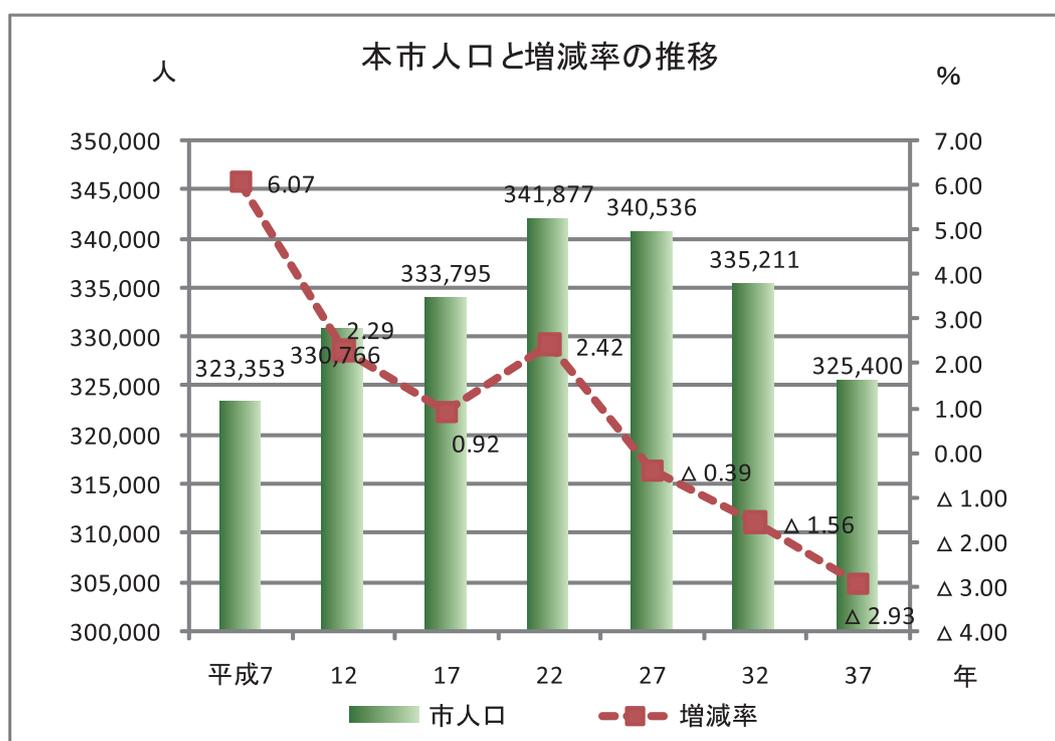
4 人口推計

(1) 本市の人口

国勢調査における5歳年齢階層別男女別人口、近年の人口動態並びに、コーホート要因法に基づく人口推計によると、本市の人口は、これまでのような増加傾向から今後は減少局面に向かうものと見込まれます。

国勢調査（各調査年10月1日現在）に基づく人口の推移をみると、平成2年の国勢調査で30万人を超えた人口は、平成7年から平成17年にかけて緩やかに増加してきました。その後、住宅着工戸数の増加や大規模マンションへの入居の影響などにより、人口も34万人に達しました。

平成22年から同27年にかけては、同程度の水準で推移しますが、その後は人口が徐々に減少していくものと見込まれます。



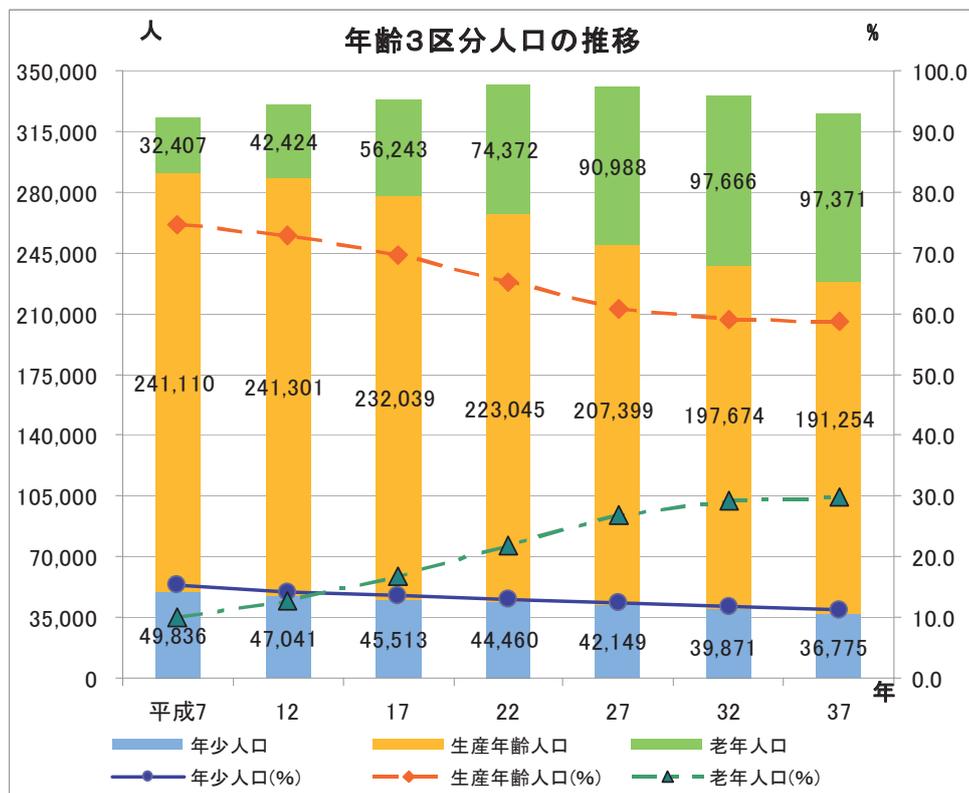
(2) 年齢別構成

本市の人口の年齢別構成は、年少人口（0歳～14歳）と生産年齢人口（15歳～64歳）の割合が徐々に減少することに対し、老年人口（65歳以上）の割合は増加することが見込まれます。

平成17年の国勢調査で13.6%であった年少人口の構成比は、少子化による出生数の減少などにより同27年に12.4%となり、その後も減少傾向は緩やかに続くものと見込まれます。

生産年齢人口の構成比は、平成17年の国勢調査で69.5%であったのが、団塊の世代とこれに続く世代の高齢化などに伴い、同27年には60.9%と8ポイント以上大きく低下すると見込まれます。その後は緩やかな減少傾向が続くものと見込まれます。

老年人口の構成比は、平成17年の国勢調査では16.9%と約6人に1人が65歳以上となっています。その後、団塊の世代とこれに続く世代の高齢化などに伴い、同27年には26.7%と10ポイント近く増加し、約4人に1人が65歳以上と見込まれます。その後は緩やかな増加傾向が続くものと見込まれます。



年齢別人口構成の推移

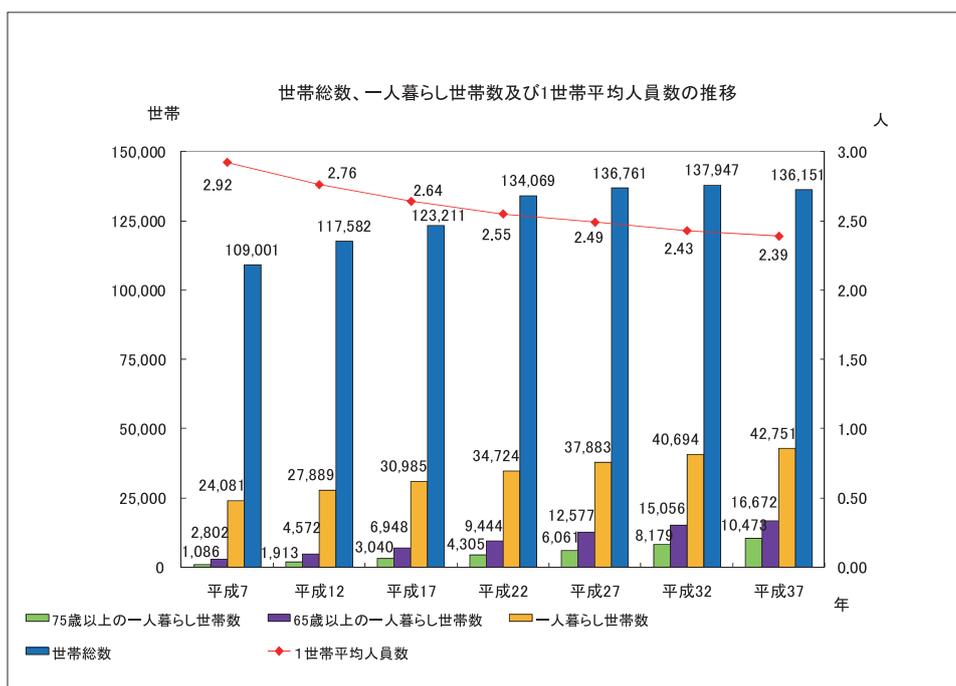
| | 総人口 | 年少人口 (0歳～14歳) | 生産年齢人口 (15歳～64歳) | 老年人口 (65歳以上) | |
|-----------|----------|--------------------|---------------------|--------------------|----------------------|
| | | | | (うち75歳以上) | |
| 平成7年国勢調査 | 323,353人 | 49,836人 (15.4%) | 241,110人 (74.6%) | 32,407人 (10.0%) | (12,621人) (3.9%) |
| 平成12年国勢調査 | 330,766人 | 47,041人 (14.2%) | 241,301人 (73.0%) | 42,424人 (12.8%) | (15,989人) (4.8%) |
| 平成17年国勢調査 | 333,795人 | 45,513人 (13.6%) | 232,039人 (69.5%) | 56,243人 (16.9%) | (21,042人) (6.3%) |
| 平成22年推計 | 341,877人 | 44,460人 (13.0%) | 223,045人 (65.2%) | 74,372人 (21.8%) | (28,811人) (8.4%) |
| 平成27年推計 | 340,536人 | 42,149人 (12.4%) | 207,399人 (60.9%) | 90,988人 (26.7%) | (38,287人) (11.2%) |
| 平成32年推計 | 335,211人 | 39,871人 (11.9%) | 197,674人 (59.0%) | 97,666人 (29.1%) | (49,173人) (14.7%) |
| 平成37年推計 | 325,400人 | 36,775人 (11.3%) | 191,254人 (58.8%) | 97,371人 (29.9%) | (58,844人) (18.1%) |

(3) 世帯の状況

本市の世帯数は、当面緩やかに増加していくものの、1世帯平均の人員は減少していくものと見込まれます。

平成17年の国勢調査では、本市の世帯数は123,211世帯で1世帯平均人員数は2.64人でしたが、同27年には136,761世帯へと緩やかに増加するものの、1世帯平均人員数は2.49人へと減少することが見込まれます。

この間、平成17年に30,985世帯であった一人暮らし世帯は、同27年には37,883世帯へと増加し、特に、65歳以上の一人暮らし世帯は、平成17年の6,948世帯から同27年には12,577世帯へと1.8倍に急増するものと見込まれます。



世帯構成の推移

| | 世帯総数 | 一人暮らし世帯数 | 高齢者の一人暮らし世帯数 (うち75歳以上) | 1世帯平均人員数 |
|-----------|-----------|----------|---------------------------|----------|
| 平成7年国勢調査 | 109,001世帯 | 24,081世帯 | 2,802世帯 (1,086世帯) | 2.92人 |
| 平成12年国勢調査 | 117,582世帯 | 27,889世帯 | 4,572世帯 (1,913世帯) | 2.76人 |
| 平成17年国勢調査 | 123,211世帯 | 30,985世帯 | 6,948世帯 (3,040世帯) | 2.64人 |
| 平成22年推計 | 134,069世帯 | 34,724世帯 | 9,444世帯 (4,305世帯) | 2.55人 |
| 平成27年推計 | 136,761世帯 | 37,883世帯 | 12,577世帯 (6,061世帯) | 2.49人 |
| 平成32年推計 | 137,947世帯 | 40,694世帯 | 15,056世帯 (8,179世帯) | 2.43人 |
| 平成37年推計 | 136,151世帯 | 42,751世帯 | 16,672世帯 (10,473世帯) | 2.39人 |

5 土地利用

基本構想で示した都市構造の実現を目指し、計画的な土地利用のもと、人と自然にやさしい調和のとれた都市環境を創造します。

(1) 土地利用の基本方針

- 1) 土地は、限られた資源であり、大切に有効に活用します。
- 2) 自然環境の保全と活用を図り、自然環境と都市機能が共生する土地利用を目指します。
- 3) 市街化区域内の生産緑地を除く農地は、計画的な基盤整備の上に住宅系利用など、その土地利用の変更を促進します。
- 4) 既成市街地内は、商業機能と住宅機能が調和した複合的な土地利用を目指します。
- 5) 駅前等の交通結節点で土地の有効高度利用が期待されるところについては、商業・業務系の土地利用を促進します。
- 6) 国・県道、都市計画道路等が交差する箇所など土地の有効利用が期待されるところについては、地域の実情に応じた土地利用を検討します。
- 7) 工業地については、交通条件を勘案しながらできる限り集約化を図り、土地利用の純化を目指します。
- 8) 公園、緑地の確保を積極的に図ります。
- 9) 市街化調整区域内の優良な農地や樹林地等は、原則として保全し、それ以外の市街化調整区域内の土地は、地域の実情を視野に入れ、将来的な土地利用の方向性を検討します。

(2) 用途別土地利用

- 1) 住宅地は、市民生活の安定と福祉の向上を図るため、防災上安全で、障害のある人や高齢者にやさしい、緑豊かな潤いのある住環境の形成を目指します。都心核¹や地域核²の住宅地は、適切な整備手法により景観や自然環境に配慮し、その周辺は、自然環境と調和した住宅地として整備されるよう誘導に努めます。
- 2) 商業地は、市民が親しめる魅力あるものにするため、都心核においては市内のみならず広域的な集客力を持つ商業地として都市基盤を整備し、にぎわいのある商業地の形成に努めます。また、地域核及び幹線道路沿いの商業地については、それぞれの特性に合った整備がされるよう誘導に努めます。
- 3) 業務地は、都心核と地域核にそれぞれ、市民生活に密着した業務施設が整備され

¹ 都心核：本市の中央部に位置する三駅（川越駅、本川越駅、川越市駅）周辺地区及び歴史的な建造物のある北部地区の市街地を都心核と位置付けています。

² 地域核：霞ヶ関、新河岸、南大塚、南古谷及び西川越の各駅周辺地域を地域核と位置付けています。

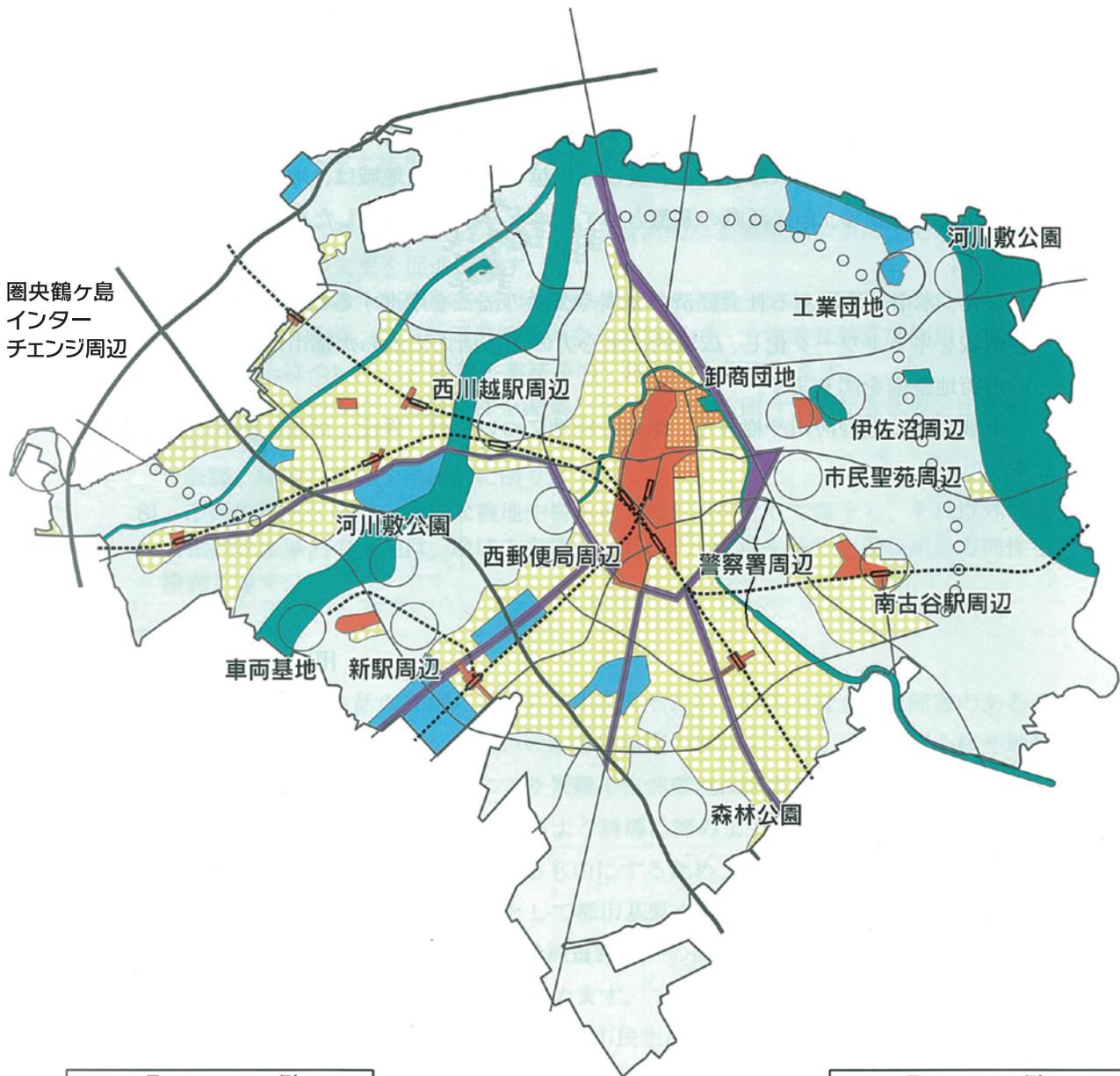
るよう誘導に努めます。

- 4) 工業地は、周辺の環境との調和を重視した整備がされるよう誘導に努めます。また、本市産業の活性化を図るため、新しい工業基盤の整備に努めます。
- 5) 公園、緑地等は、人に潤いと安らぎを与えるオープンスペースとして、その確保を図ります。また、各種の都市基盤整備事業や緑化推進事業、水辺環境の整備事業の中で、新たな公園や緑地、水辺等の創出に努め、市民が自然とふれあうことのできる環境整備に努めます。
- 6) 保全すべき農地は、農業生産の基盤として、整備を進めるとともに、都市の貴重な自然空間として保全に努めます。

(3) 地域別土地利用

- 1) 本市の中央部に位置する川越駅、本川越駅、川越市駅の三駅周辺地区は、業務や商業等の機能の充実に努め、また、歴史的な町並みが残る北部市街地は、商業と文化が調和する魅力ある都市空間を創造し、両地区により本市の中心市街地を形成します。
- 2) 霞ヶ関、新河岸、南大塚、南古谷及び西川越の各駅周辺地域は、地域における社会的、経済的活動等、市民活動の基盤として、個々の特性を生かした市街地の形成を図ります。
- 3) 本市の均衡ある社会経済の発展や公共の福祉を増進するため、中心市街地と各地域をネットワーク化し、広域的に求心力のある活力に満ちた都市活動を可能とする市街地整備を図ります。
- 4) 市域を取り囲む河川や樹林地、湿地や緑地については、保全、活用、創出に努めます。

土地利用構想図



| 凡 | 例 |
|---|-------------|
| | 住宅地 |
| | 歴史環境複合住宅地 |
| | 商業・業務地 |
| | 工業地 |
| | 沿道型利用地 |
| | 農用地・樹林地・集落地 |
| | 公園・緑地 |

| 凡 | 例 |
|---|------------|
| | 土地利用転換想定箇所 |
| | 高速道路 |
| | 鉄道・駅 |
| | 主要幹線道路 |
| | 主要幹線構想道路 |

土地利用転換想定箇所: 周辺環境との調和を図りながら、地区の特性に応じた土地利用に努めようとする箇所

6 産業

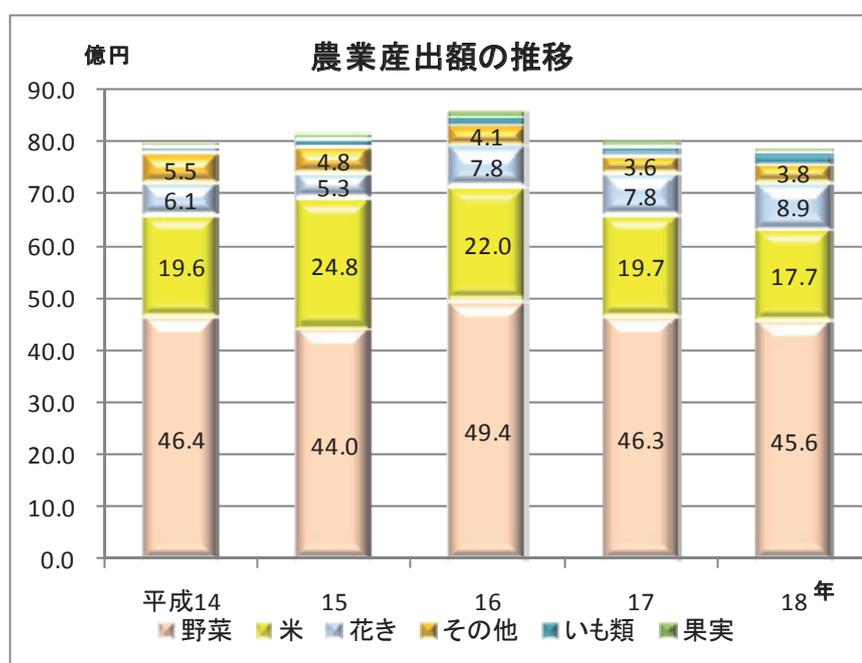
(1) 本市産業の現状

① 農業

本市の農業は、平成 18 年の農業産出額が 78.6 億円であり、深谷市(356.4 億円)、熊谷市(107.2 億円)、本庄市(87.7 億円)に次いで県内第 4 位となっています。

農業産出額の約 6 割は野菜であり、かぶ、ちんげんさい、えだまめなどは県内でも有数の収穫量となっています。

その一方で、農家人口や経営耕地面積は減少が続き、昭和 45 年と比較すると半数以下となっています。食料自給率を向上し、大消費地である首都圏に農産物を安定的に供給するためには、農業経営基盤の安定化を図るとともに、農業の担い手の育成などが求められています。



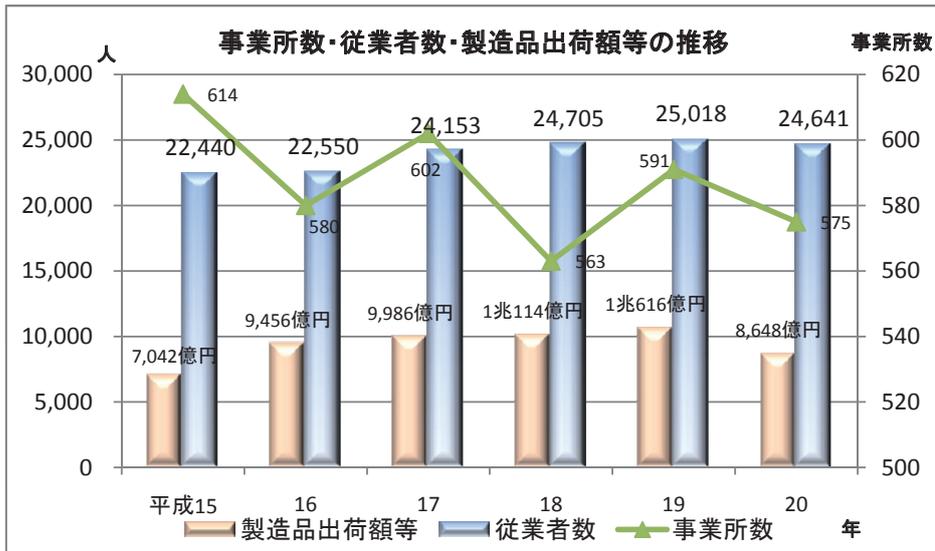
出典：農林水産省「埼玉農林水産統計年報（各年度版）」

② 工業

本市の工業は、圏央道と関越道が交差する交通条件の優れた立地条件を背景として、平成 20 年の製造品出荷額等が 8,648 億円で狭山市(1兆4,868 億円)、さいたま市(9,132 億円)に次いで県内第 3 位となっています。

業種別では、化学工業製品(2,349 億円)、業務用機械器具(965 億円)、生産用機械器具(787 億円)などが上位を占めています。

一方で、市内の事業所の約 4 分の 3 は従業員 30 人未満の中小企業であり、経営の安定化や人材の確保が求められています。生産年齢人口とともに市内就業者数も減少が見込まれますが、特に、就業者数に占める第二次産業の構成比が減少傾向にあるため、今後、技術開発や設備投資によって労働生産性を高めることが重要です。



出典：経済産業省「工業統計調査結果（各年版）」

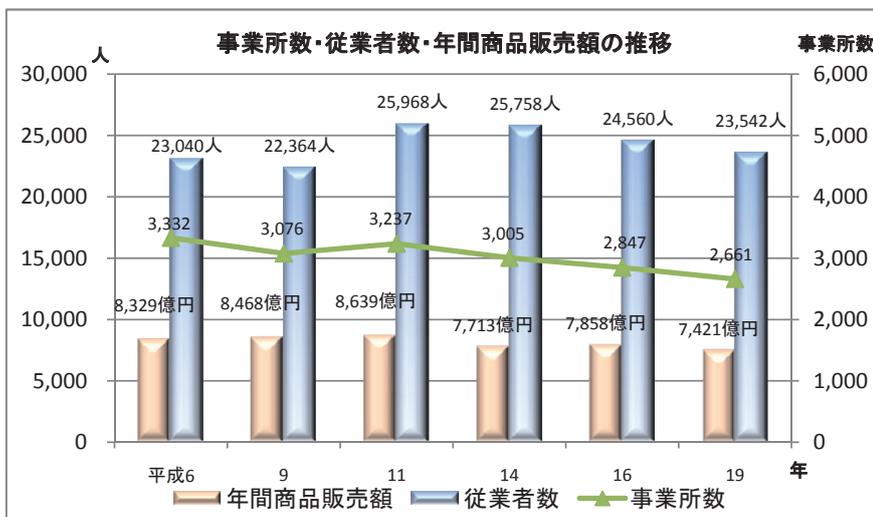
③ 商業

本市の商業（卸売業・小売業）は、平成19年の年間商品販売額が7,421億円です。さいたま市（4兆7,341億円）、川口市（9,595億円）、熊谷市（7,838億円）、越谷市（7,426億円）に次いで県内第5位となっています。このうち、卸売業は4,317億円で、機械器具卸売業（1,097億円）、飲食料品卸売業（885億円）、建築材料、鉱物・金属材料等卸売業（566億円）などが上位を占めています。

小売業は3,103億円で、百貨店、総合スーパー（544億円）、各種食料品小売業（380億円）、自動車（新車）小売業（291億円）などが上位を占めています。

圏央道の延伸や周辺道路網の整備による交通利便性の向上や周辺市町での大型店の出店などが本市に及ぼす影響は、流通構造の変化や川越商圏の縮小などをもたらしています。

今後は、少子高齢化を踏まえた公共交通の利便性の向上、歩行者空間の整備、高齢者をターゲットとしたサービスの提供など、特色ある商業地域づくりや地産地消をはじめとする地域に密着した商業地域づくりも重要になってきます。

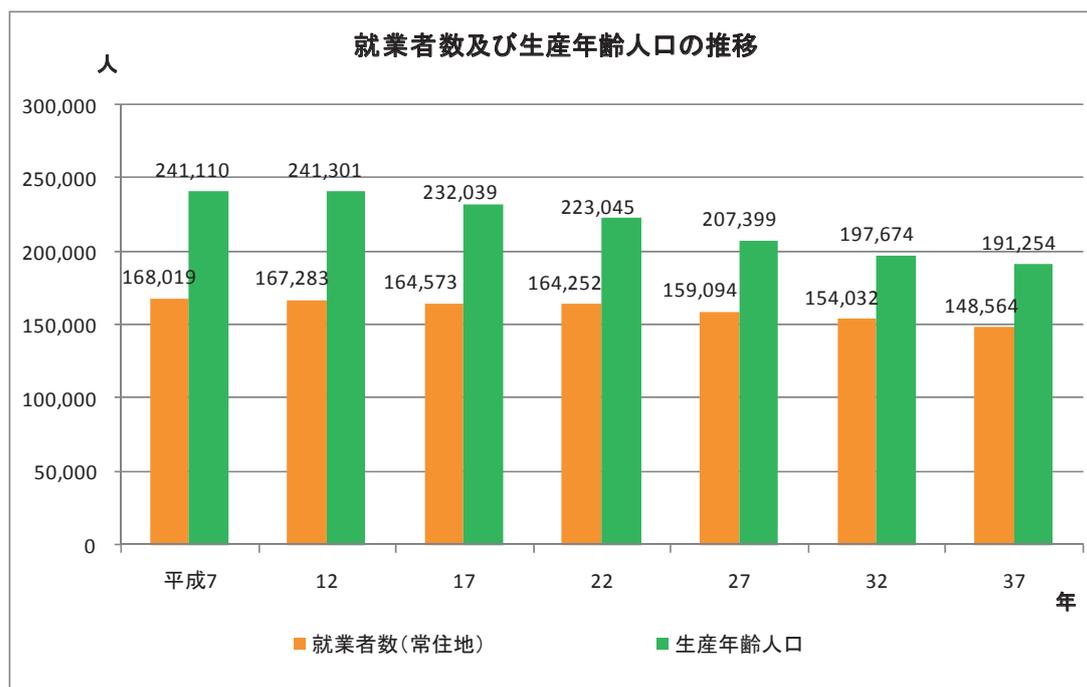


出典：経済産業省「商業統計調査結果（各年版）」

(2) 就業者数

国勢調査に基づく市内に常住する就業者（収入になる仕事をした人など）の推移を見ると、平成 17 年の 15 歳以上の就業者数は 164,573 人であったのが、同 27 年には 159,094 人と 5,479 人（△3.3%）減少し、その後もこの傾向は続くと見込まれます。

生産年齢人口も平成 17 年の 232,039 人から同 27 年には 207,399 人へと 24,640 人（△10.6%）減少しますが、高齢者、女性の労働参加率の高まりによって、生産年齢人口と比較すると、就業者数の減少割合は小さくなるものと考えられます。



就業者数及び生産年齢人口の推移

| | 就業者数 | 生産年齢人口 |
|-------------|-----------|-----------|
| 平成 7 年国勢調査 | 168,019 人 | 241,110 人 |
| 平成 12 年国勢調査 | 167,283 人 | 241,301 人 |
| 平成 17 年国勢調査 | 164,573 人 | 232,039 人 |
| 平成 22 年推計 | 164,252 人 | 223,045 人 |
| 平成 27 年推計 | 159,094 人 | 207,399 人 |
| 平成 32 年推計 | 154,032 人 | 197,674 人 |
| 平成 37 年推計 | 148,564 人 | 191,254 人 |

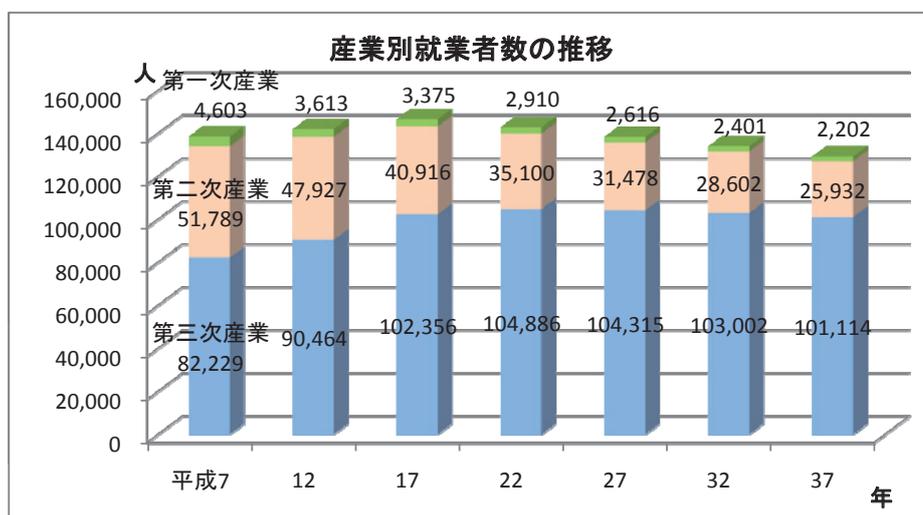
(3) 産業別の就業者数

国勢調査に基づく市内に従業している産業別の就業者数の推移を見ると、平成 17 年の 15 歳以上の就業者数は 146,647 人であったのが、同 27 年には 138,409 人と 8,238 人 (△5.6%) 減少し、少子高齢化の影響によりその後もこの傾向は続くものと見込まれます。

産業別の就業者数は、第一次産業 (農林漁業) 及び第二次産業 (鉱業、建設業、製造業) は、今後緩やかに減少が続くものと見込まれます。

第三次産業 (卸売・小売業、サービス業など) は、産業構造のサービス化やソフト化に伴い、平成 22 年まで構成比と就業者数とも増加し、就業者数全体が減少することに伴い、平成 27 年以降就業者数は減少していくものと見込まれます。

なお、中核市や県内市などの類似団体と本市の就業者数を比較した場合、就業者数全体に占める第一次産業就業者と第二次産業就業者数の割合が高い一方で、第三次産業就業者数の割合は低い傾向にあります。



産業別就業者数の推移

| | 合 計 | 第一次産業 | 第二次産業 | 第三次産業 |
|-------------|-----------|-------------------|---------------------|----------------------|
| 平成 7 年国勢調査 | 138,621 人 | 4,603 人 (3.3%) | 51,789 人 (37.4%) | 82,229 人 (59.3%) |
| 平成 12 年国勢調査 | 142,004 人 | 3,613 人 (2.5%) | 47,927 人 (33.8%) | 90,464 人 (63.7%) |
| 平成 17 年国勢調査 | 146,647 人 | 3,375 人 (2.3%) | 40,916 人 (27.9%) | 102,356 人 (69.8%) |
| 平成 22 年推計 | 142,896 人 | 2,910 人 (2.0%) | 35,100 人 (24.6%) | 104,886 人 (73.4%) |
| 平成 27 年推計 | 138,409 人 | 2,616 人 (1.9%) | 31,478 人 (22.7%) | 104,315 人 (75.4%) |
| 平成 32 年推計 | 134,005 人 | 2,401 人 (1.8%) | 28,602 人 (21.3%) | 103,002 人 (76.9%) |
| 平成 37 年推計 | 129,248 人 | 2,202 人 (1.7%) | 25,932 人 (20.1%) | 101,114 人 (78.2%) |

(4) 市内総生産額

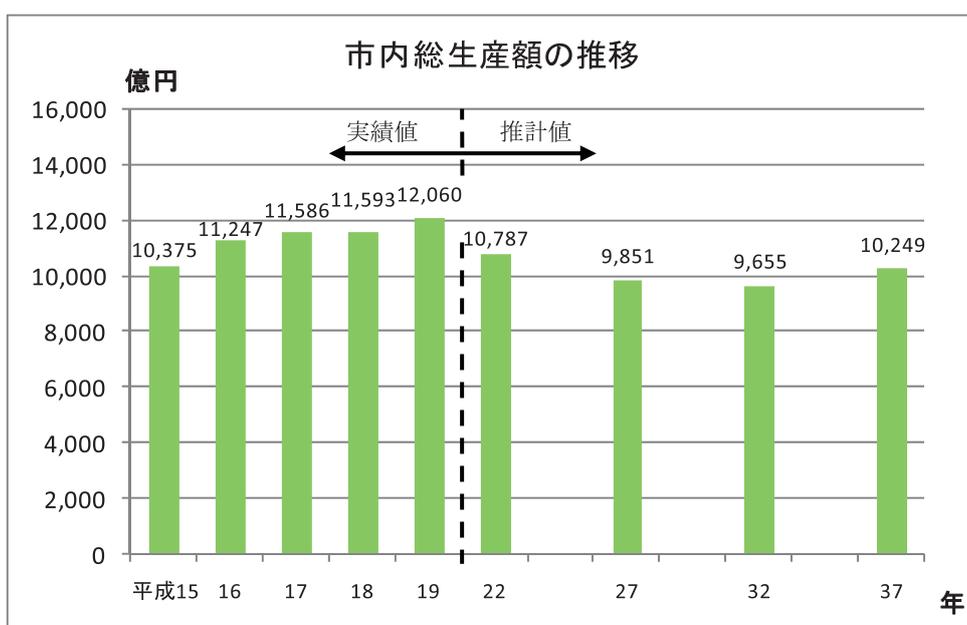
産業の動向は、本市の財政にも大きく影響します。市内総生産額の推移をみると、平成15年度から増加を続け、平成19年度には1兆2,060億円に達しました。

しかし、平成20年秋の世界的な金融危機をきっかけとして、我が国の経済も急速に悪化しました。その後各国の景気刺激策の実施によりアジアを中心に世界経済も緩やかながら回復の動きがみられるようになりました。

一方、我が国の経済情勢は、内需が期待できない中、緩やかなデフレ状況がしばらく続き、雇用情勢も依然として厳しさが残るものと見込まれることから名目成長率も減少が続き、景気回復に向けた本格的な動きとなるためには、なお期間を要するものと見込まれます。

このため、市内総生産額も緩やかな減少が続き、平成27年から平成32年にかけては1兆円を割り込むものと見込まれます。

その後は、我が国経済も徐々に景気回復が見込まれることから、市内総生産額も増加し、平成37年には1兆249億円と1兆円まで回復するものと見込まれます。



7 財政収支見通し

(1) 川越市の財政状況

① 歳入、歳出の推移

普通会計に基づく本市財政の歳入歳出の推移をみると、歳入規模は平成12年度以降ほぼ横ばいで推移した後、平成17年度以降増加傾向にあります。

平成12年度以降の10年間は、市税が歳入の6割近くを占め、自立性ある財政を維持してきました（自主財源³率が約7割、依存財源⁴率が約3割）。

ここ数年の歳入の増加の要因としては、

- ・平成19年度が税制改正による個人市民税の増収
- ・平成20年度が資源化センター等の建設に伴う市債及び国庫支出金の増加
- ・平成21年度が同じく資源化センター等の建設に伴う市債及び定額給付金給付事業に係る国庫支出金の増加

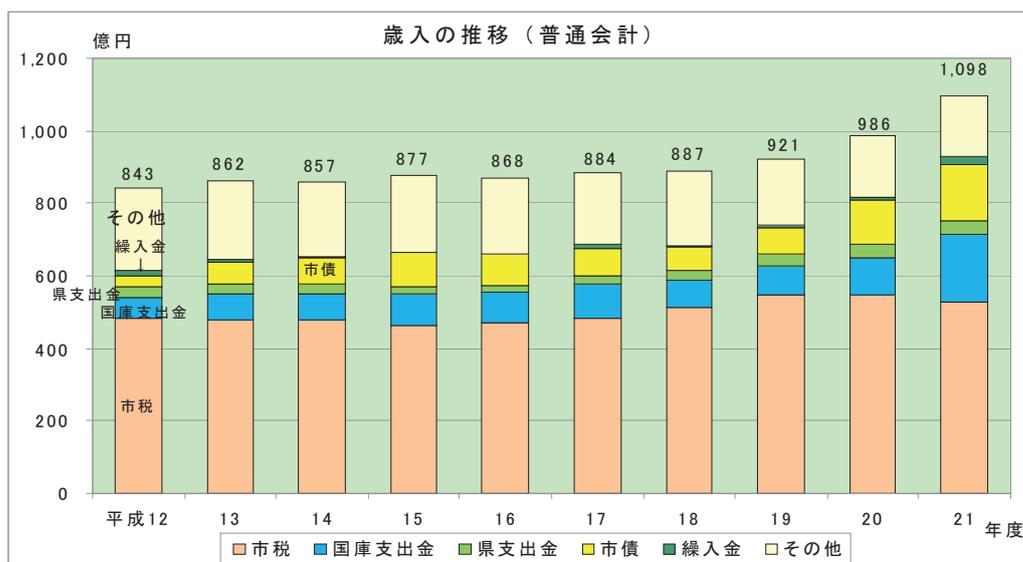
などを挙げることができます。

歳出規模については、歳入同様に平成12年度以降横ばいで推移した後、平成18年度から増加傾向にあります。

歳出全体が増加する中、人件費の占める割合は約2割で推移しているものの、扶助費や補助費等の割合が高くなっています。

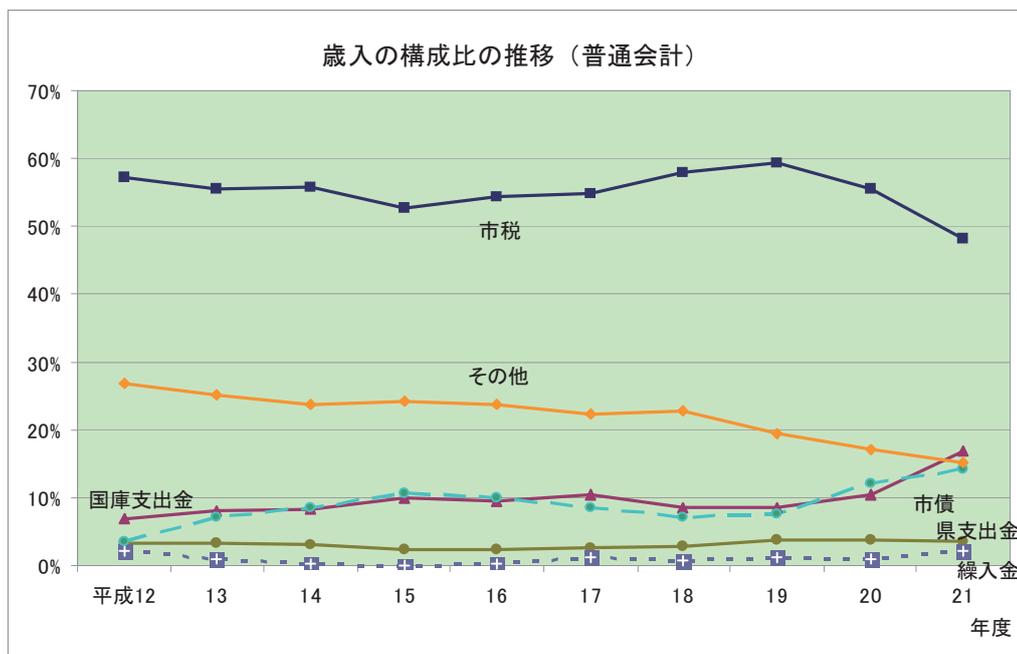
平成19年度及び平成20年度における歳出の増加の要因としては、資源化センター等の建設、高階市民センターの建設及び川越駅南大塚線の整備など、また平成21年度は、引き続き資源化センター等の建設などを挙げることができます。

歳入と歳出の差額から、更に翌年度に繰り越すべき財源を引いた実質収支の推移を見ると、平成12年度以降は、25億円から45億円の間に推移しています。



³ 自主財源：地方公共団体が自主的に収入することができる財源のことです。具体的には、市税、使用料、手数料、財産収入、基金からの繰入金、前年度からの繰越金や貸付金元利収入等の諸収入などを言います。

⁴ 依存財源：国や県から交付される財源などのこと。具体的には、地方交付税、国庫支出金、県支出金、地方譲与税や市債などを言います。



【用語説明】

市税：市民税（個人、法人）、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、事業所税、都市計画税等

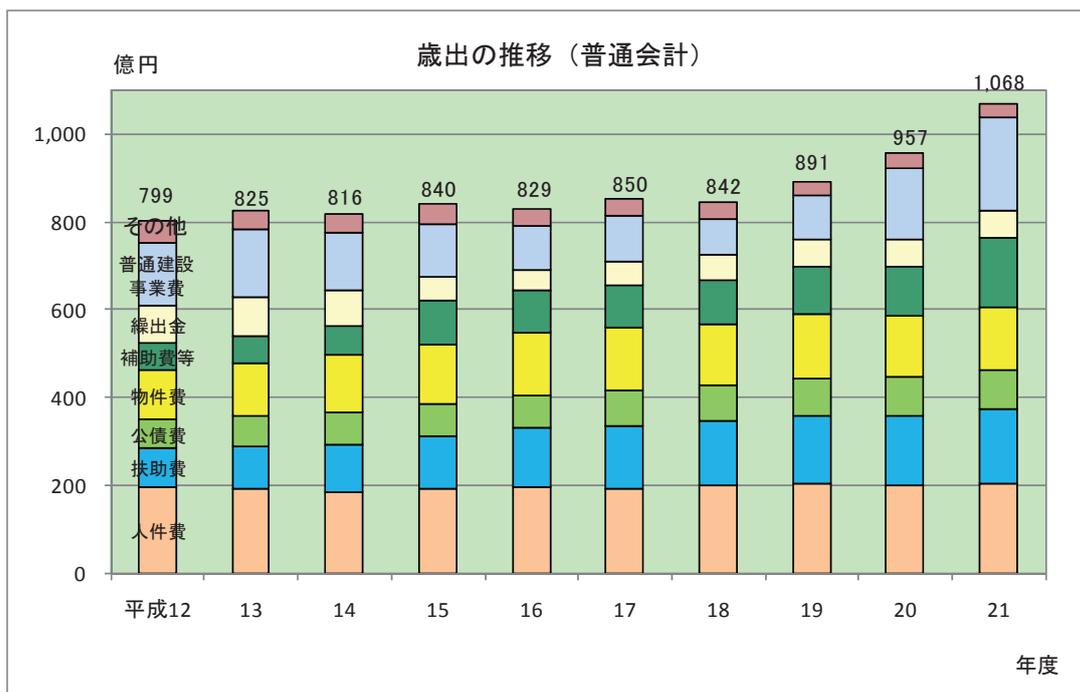
国庫支出金：国から支出される原則的に用途が特定されている国庫負担金、国庫補助金、委託金等

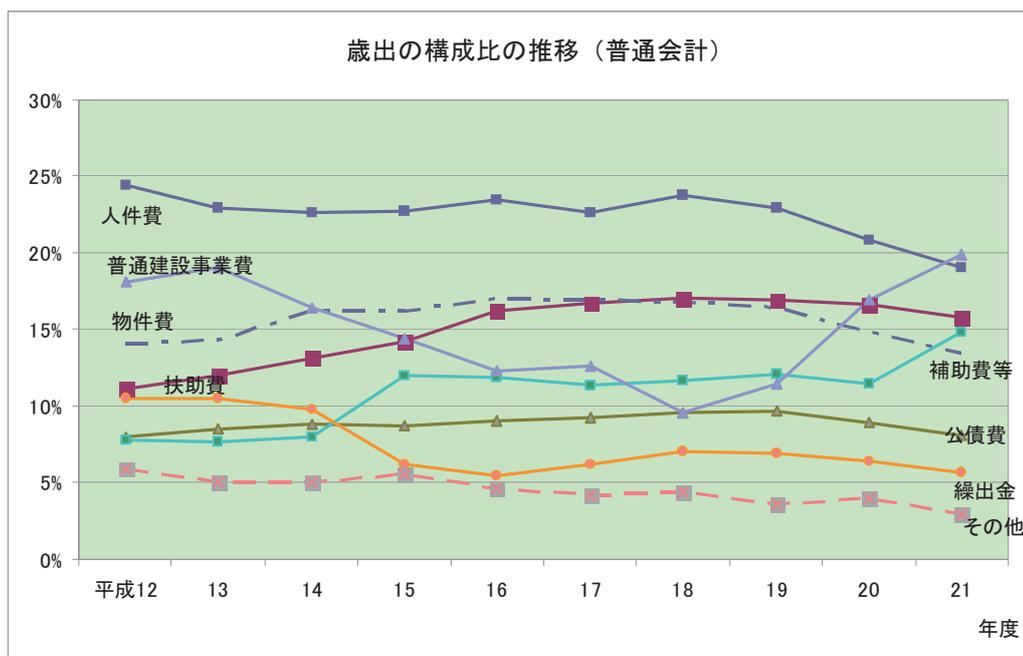
県支出金：県が行うべき事業を市へ委託する場合や、市が行う事業に対して一定の割合で県が補助する場合に交付されるもので、国庫支出金と同様、その目的、性格により県負担金、県補助金、委託金に分類される。

繰入金：一般会計と特別会計との間や、特別会計間で収入される経費。基金から収入される経費を含む。

市債：市が発行する地方債で、いわゆる市の借金

その他：国から交付される地方譲与税、各種交付金及び地方交付税、市が有する財産の貸付や売払いによる収入等





【用語説明】

人件費：職員等に対し、勤労の対価、報酬として支払われる経費

扶助費：社会保障制度の一環として、生活困窮者、高齢者、児童、心身障害者等に対して行っている様々な支援に要する経費

公債費：市が借り入れた借金の元利償還金等

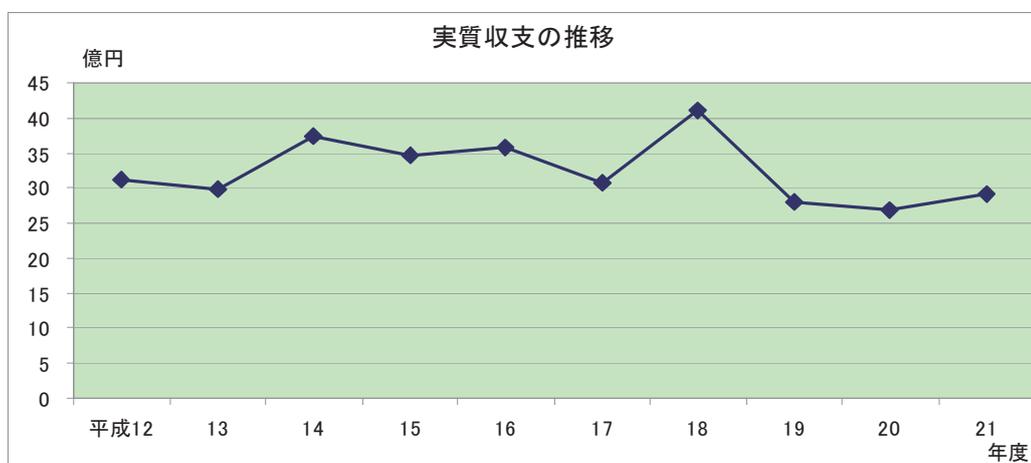
物件費：市が業務を遂行する際に支出する消費的な経費（賃金、旅費、交際費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費等）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料等）、備品購入費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費等

補助費等：各種団体に対する助成金や一部事務組合への負担金等

繰出金：一般会計から他の特別会計に対して繰出基準等に基づく支出など、異なる会計間において支出される経費

普通建設事業費：道路、橋りょう、学校、公園等各種社会資本の新增設事業を行う際の経費

その他：公共施設の維持補修費、積立金等



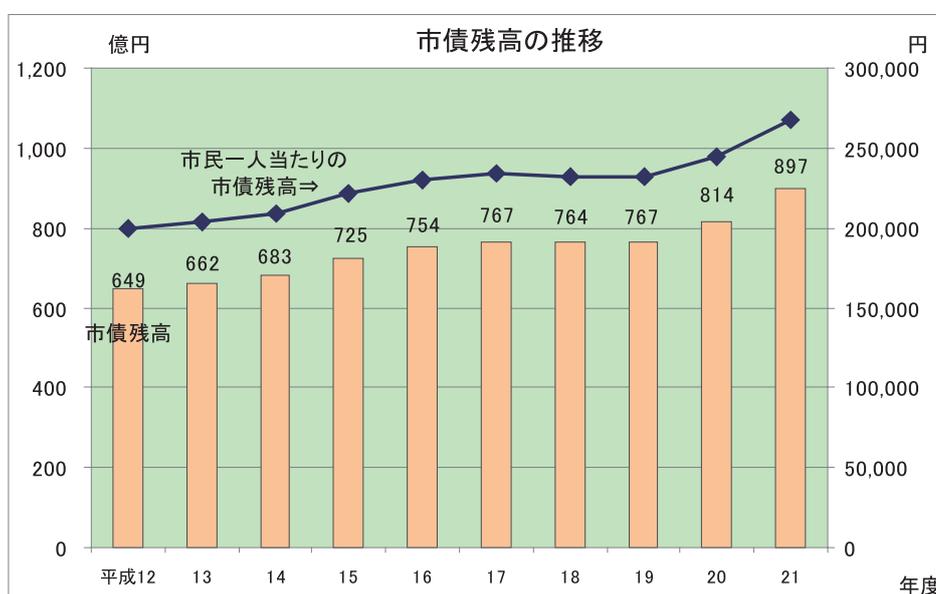
② 市債残高の状況

市が資金を調達するため国、県等から借り入れる市債の残高は、平成 12 年度以降増加傾向にあります。平成 21 年度末は平成 12 年度残高（約 649 億円）から 38%増となる約 897 億円となっています。

市債には、主に公共施設や道路などの整備に充てるための市債と、財源不足の補てん措置として経常経費に充てることのできる市債（減収補てん債や減税補てん債など）に分けることができます。

このうち、公共施設や道路などの整備に充てられる市債は全体の 6 割を占めていますが、このような市債は公共施設や道路を利用する将来の世代にも整備費用を分割して負担してもらうという世代間負担の役割もあります。

市債残高を市民一人当たりでみた場合には、平成 21 年度は平成 12 年度の残高（200, 159 円）から約 33%増となる 267, 102 円となっています。



③ 積立基金の状況

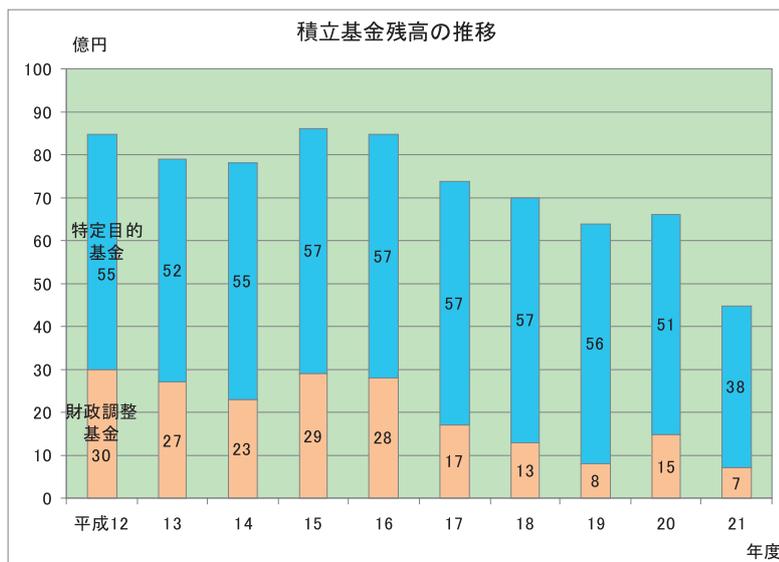
本市で設置している積立基金には、福祉等の特定の事業費に使う目的で積み立てる特定目的基金と、年度間の財源の不均衡を調整する目的で積み立てる財政調整基金があります。

特定目的基金は、平成 12 年度以降 50 億円台で推移していましたが、平成 21 年度末の残高は約 38 億円（平成 12 年度比 31%減）となっています。

財政調整基金は、平成 12 年度末に約 30 億円ありましたが、平成 21 年度末には 1/4 となる約 7 億円まで減少しました。本市の財政調整基金の規模としては、標準財政規模⁵の 5%程度に当たる約 30 億円が目安と考えられますが、収支の均衡を図るため財源不足を補ってきた結果、財政調整基金が減少してきたといえます。

このような財政調整基金の状況は、予想し得ない収入の減少や不測の支出の発生への対応に支障をきたすことも想定されます。

⁵ 標準財政規模：地方自治体の標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の規模を言います。

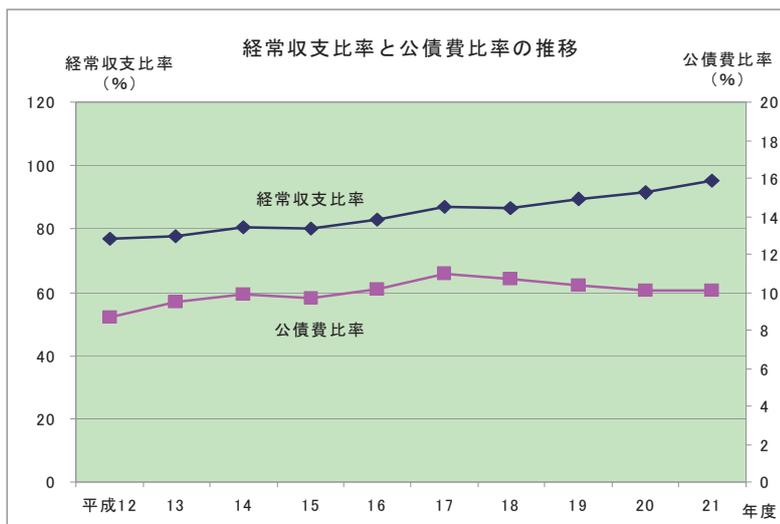


④ 指標が示す本市の財政状況

財政評価に用いられる指標から本市の財政状況をみると、経常収支比率⁶は年々上昇する傾向にあります。このことから、歳出に占める義務的経費（人件費、扶助費及び公債費）などの割合が増加し、新たな施策の実施や臨時的な行政需要に充てる財源が減少しつつあるといえます。

また、公債費比率⁷も平成16年度以降10%以上で推移しています。今後は、更新の時期を迎える公共施設の増加も見込まれることから、一般財源に占める公債費の割合が上昇するものと想定されます。

今後も大幅な税収の伸びが期待できない状況の下でのこうした財政構造の硬直化などにより、引き続き厳しい財政状況が続くものと考えられます。



⁶ 経常収支比率：地方自治体の財政構造の弾力性を示す指標で、75～80%未満は妥当、80%以上は弾力性を失いつつあるとされています。

⁷ 公債費比率：公債費に充てられる一般財源の額の標準財政規模に占められる割合を表す指標で、10%を超えないことが望ましいとされています。

(2) 今後の財政収支

本市は、これまで歳入の根幹となる市税収入を安定的に確保してきましたが、今後は少子高齢化を背景とした生産年齢人口の減少や先行き不透明な経済状況の影響で、これまでと同様の税収を確保することが困難であると懸念されます。

歳出においても、本市は高齢化が急速に進むことが予測されるため、扶助費は確実に増加し、また公債費負担の上昇の可能性もあるなど、ますます財政構造の硬直化が進み、更に厳しい財政状況が見込まれています。

これまでの財政状況やこのような社会状況を踏まえ、一定条件に基づく今後5年間における一般会計の財政収支は、次のように推計されます。

今後5年間の財政収支の試算（一般会計）

単位：百万円

| | | H23年度 | H24年度 | H25年度 | H26年度 | H27年度 |
|------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 歳入 | 市税 | 52,507 | 53,110 | 53,045 | 52,863 | 51,812 |
| | 国・県支出金 | 18,533 | 18,759 | 18,860 | 19,232 | 19,621 |
| | 市債 | 8,287 | 8,092 | 7,729 | 7,729 | 7,729 |
| | その他 | 16,170 | 15,953 | 16,000 | 16,026 | 16,089 |
| | 歳入合計 | 95,497 | 95,914 | 95,634 | 95,850 | 95,251 |
| 歳出 | 人件費 | 22,313 | 21,817 | 21,504 | 21,357 | 21,030 |
| | 公債費 | 9,511 | 10,350 | 10,481 | 10,106 | 9,420 |
| | 扶助費 | 22,712 | 23,224 | 23,762 | 24,268 | 24,797 |
| | 普通建設事業費 | 10,713 | 10,434 | 9,798 | 9,798 | 9,798 |
| | その他 | 33,673 | 33,992 | 34,391 | 34,418 | 34,863 |
| | 歳出合計 | 98,922 | 99,817 | 99,936 | 99,947 | 99,908 |
| 収支差額 | | △3,425 | △3,903 | △4,302 | △4,097 | △4,657 |

「平成22年度川越市中期財政計画」を基に作成

歳入については、子ども手当や高齢化に伴う扶助費の増加に対する負担・補助分の増加は見込まれるものの、生産年齢人口の減少と引き続き厳しい経済情勢により、税収は減少する傾向にあります。

歳出については、人件費は徐々に減少していくものの、扶助費は増加する傾向にあり、公債費も当面は増加するものと見込まれます。

このような歳入歳出の見通しから、上の表のような収支の差額が発生し、本市の財政は今後も厳しい状況が続くと見込まれます。

8 小江戸かわごえ重点戦略

「小江戸かわごえ重点戦略」は、将来都市像である「ひと、まち、未来、みんなでつくる いきいき川越」の実現に向け、後期基本計画の期間内に集中的・重点的に取り組む施策を体系化したものです。

「小江戸かわごえ重点戦略」は、分野別計画に掲げる施策や事業の中から、重点的に取り組むものを3つの戦略ごとに整理しています。

① 未来につなぐひとづくり戦略

子育て支援、市民の健康づくり、学校教育の充実、生涯学習の推進など、まちづくりの主役である市民が健康でいきいきと暮らしていくための施策の推進

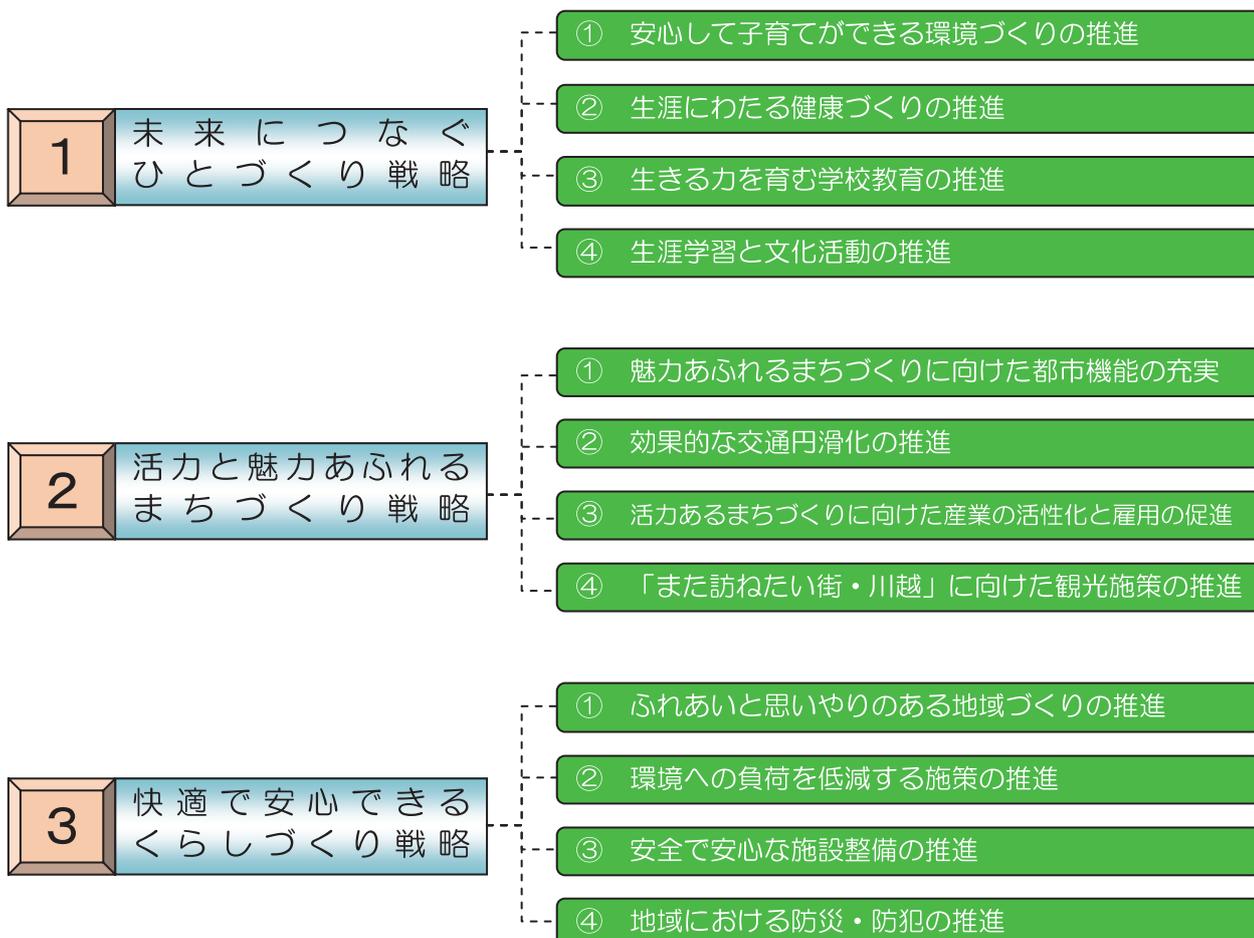
② 活力と魅力あふれるまちづくり戦略

都市機能の充実、交通円滑化、産業の活性化、観光施策の推進など、埼玉県南西部地域の拠点都市としての機能の向上と活気ある産業の振興を図る施策の推進

③ 快適で安心できるくらしづくり戦略

コミュニティ活動の推進、環境への負荷の低減、日常生活における安全・安心の確保など、生活の質の向上を目指す施策の推進

小江戸かわごえ重点戦略 体系図



小江戸かわごえ重点戦略

1 未来につなぐひとづくり戦略

川越のまちの歴史と伝統は、そこに暮らす人々によって守り、育てられ、現代の私たちに受け継がれています。このすばらしいまちの魅力を更に高め、また、未来に引き継ぐためには、まちづくりの主役である「ひとづくり」に取り組むことが求められています。

「未来につなぐひとづくり戦略」では、子どもを安心して産み育てる環境づくりと学校教育の充実とともに、市民の健康づくりや生涯学習・文化振興を推進します。

① 安心して子育てができる環境づくりの推進

多様化する保育ニーズに対応するため、保育の質・量の向上に努めます。また、子育てを地域で支えるため、家庭、学校、地域、事業所、行政の連携や協力を努めます。

② 生涯にわたる健康づくりの推進

市民一人ひとりが健康でいきいきと暮らせるよう、健康づくりの推進、医療体制の充実に努めます。また、スポーツを通じた市民の健康の増進や体力の維持向上を支援します。

③ 生きる力を育む学校教育の推進

児童生徒の豊かな人間性を育み、確かな学力を身に付けるため、特色ある教育や社会体験を実施します。また、家庭や地域社会と連携し、特色ある学校づくりを推進します。

④ 生涯学習と文化活動の推進

市民主体の多様な学習活動を支援するとともに、芸術文化活動への支援を通じて文化芸術の振興に努め、いきいきとしたひとづくり、活力あるまちづくりを推進します。



2 活力と魅力あふれるまちづくり戦略

本市は、古くから交通の要衝として、また、物資の集積地として栄えてきました。現在も首都圏という立地条件以外にも豊かな自然環境やバランスの取れた産業構造を有するなど、都市として発展する上で高い可能性を有しています。

「活力と魅力あふれるまちづくり戦略」では、都市機能の充実や道路交通の円滑化により埼玉県南西部地域の拠点都市としての機能を向上させるとともに、優れた産業基盤と川越のブランド力を生かした産業の活性化を推進します。

① 魅力あふれるまちづくりに向けた都市機能の充実

安全で住みやすい魅力あふれるまちづくりに向けて、幹線道路、駅前広場、斎場などの都市機能の充実を図ります。

② 効果的な交通円滑化の推進

交通渋滞の要因と考えられる交差点の改良や必要な道路の整備とともに、適切な交通規制の検討により、交通円滑化を推進します。

③ 活力あるまちづくりに向けた産業の活性化と雇用の促進

市場から高い評価を得ている「川越ブランド」農産物の生産振興を図るとともに、商店街のにぎわいや魅力を創出する事業を支援します。また、関係機関等と連携し、雇用の促進に努めます。

④ 「また訪ねたい街・川越」に向けた観光施策の推進

歴史的文化遺産や産業、地域に残る伝統などの観光資源を生かした事業を推進します。また、貴重な緑や水辺を活用した小江戸川越の新たな魅力づくりや、観光客を迎える環境の整備を市民とともに推進します。



小江戸かわごえ重点戦略

3 快適で安心できるくらしづくり戦略

核家族化や少子高齢化が進むことにより、地域社会における人と人とのふれあいや思いやりが希薄になっています。日常生活においては、災害発生時の避難や支援に対する不安、地域住民のマナーの低下、地域での活動に対する担い手不足など、地域社会の課題へ市民、各種団体、事業者、行政が協働して取り組むことが求められています。

「快適で安心できるくらしづくり戦略」では、市民同士の支え合いや環境に配慮した施策を推進するとともに、安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

① ふれあいと思いやりのある地域づくりの推進

地域における課題の解決に向けて、市民、事業者、民間団体、行政が協働により各種事業の実施に努めるとともに、地域が主体的に取り組む公共的活動を支援し、住みよい地域づくりを推進します。

② 環境への負荷を低減する施策の推進

市民の理解と協力を得ながら、ごみの減量化、資源化を推進し、二酸化炭素の排出の削減に努めます。また、優良な農地や樹林地等の保全とともに、公共施設や一般家庭の緑化を推進します。

③ 安全で安心な施設整備の推進

誰もが安心して住み続けられるように、道路や公共施設のバリアフリー化や歩行者の安全確保などを推進します。また、公共施設の耐震化を推進し、災害時の避難場所や活動拠点としての機能の確保に努めます。

④ 地域における防災・防犯の推進

地域の安全や安心を確保するため、地域の団体、関係機関、行政が連携するとともに、地域住民が主体的に取り組む自主的な防災活動や防犯活動を支援します。



9 分野別計画

後期基本計画では、目的に応じて行政分野を7つの章に分類した上で、章ごとに施策や施策の具体的な方向性（細施策）を分野別計画として体系化しています。

分野別計画は、各分野に共通する1つの章と6つの分野別の章、21の節、59の施策、240の細施策で構成されています。

| 7章 | 21節 | 59施策 | 240細施策 |
|----------------|-----|------|--------|
| 共通章 | 3節 | 6施策 | 20細施策 |
| 第1章 保健・医療・福祉 | 3節 | 8施策 | 36細施策 |
| 第2章 教育・文化・スポーツ | 5節 | 8施策 | 44細施策 |
| 第3章 都市基盤・生活基盤 | 3節 | 13施策 | 43細施策 |
| 第4章 産業・観光 | 2節 | 7施策 | 30細施策 |
| 第5章 環境 | 3節 | 7施策 | 28細施策 |
| 第6章 地域社会と市民生活 | 2節 | 10施策 | 39細施策 |

【共通章】

| 共通 | 節 | 施策 | 細施策 | 関連重点戦略 | |
|----------------------------|---------------|--------------------|------------------------|-------------|------|
| 協働によるまちづくりと健全で効率的な行財政運営の推進 | 1 協働によるまちづくり | 1 市民参加と協働の推進 | 1 市民参加のしくみづくり | 重点3① | |
| | | | 2 情報の共有化 | | |
| | | | 3 行政の透明性の向上 | | |
| | | | 4 協働のしくみづくり | | |
| | 2 行財政改革の強力な推進 | 1 新たな行財政運営システムの構築 | 1 地方分権の推進 | 重点3② | |
| | | | 2 将来に向けた中期財政計画の策定 | | |
| | | | 3 成果を重視したマネジメントサイクルの確立 | | |
| | | | 4 民間の経営手法の活用 | | |
| | | | 5 人材育成の推進 | | |
| | | | 6 行政サービスの向上 | | |
| | | 2 効率的な社会資本整備の推進 | 1 社会資本マネジメントの推進 | 重点3③ | |
| | | | 2 庁舎等の整備 | | |
| | | 3 財源の確保 | 3 財源の確保 | 1 積極的な財源の確保 | 重点3④ |
| | | | | 2 収入率の向上対策 | |
| | 3 受益者負担の適正化 | | | | |
| 4 電子市役所の推進 | 4 電子市役所の推進 | 1 行政サービスのオンライン化の推進 | 重点3⑤ | | |
| | | 2 事務の電子化の推進 | | | |
| | | 3 業務核都市としての機能の推進 | | | |
| 3 広域行政の推進 | 1 広域行政の推進 | 1 関係市町の連携強化 | 重点3⑥ | | |
| | | 2 レインボープランの推進 | | | |
| | | 3 業務核都市としての機能の推進 | | | |
| | 3節 | 6施策 | 20細施策 | | |

【第1章 保健・医療・福祉】

| 第1章 | 節 | 施策 | 細施策 | 関連重点戦略 | | |
|--|-----------------------|------------------------|--|--|--|-------|
| ともに助け合い、一人ひとりが健康でいきいきと安心して暮らせるまち 保健・医療・福祉 | 1 だれもが幸せに地域で暮らせるまちづくり | 1 児童福祉の推進 | 1 子どもへの支援体制の充実 2 親への支援体制の充実 3 地域の支援体制の充実 | 重点1① 重点1② 重点1① 重点1② 重点1① | | |
| | | 2 高齢者福祉の推進 | 1 生きがい対策の充実 2 介護予防・生活支援の推進 3 地域包括ケア体制の推進 4 介護サービスの充実 5 居住環境の整備・充実 6 福祉医療サービスの充実 | 重点1② | | |
| | | 3 障害者福祉の推進 | 1 保健・医療サービスの充実 2 生涯にわたる学習機会の充実 3 雇用・就労の促進 4 社会参加の拡充 5 福祉サービスの充実 6 障害及び障害のある人を理解するための施策の推進 | | | |
| | | 4 地域福祉の推進 | 1 市民参加の促進 2 地域における福祉サービスの適切な利用の促進 3 社会福祉事業への支援 4 社会福祉協議会の基盤の整備強化 | | | |
| | | 5 社会保障の推進 | 1 国民健康保険制度の健全な運営 2 高齢者に対する医療制度の円滑な運用 3 国民年金制度の啓発 4 介護保険制度の健全な運営 5 生活保護制度の適正な運用 | | | |
| | | 2 生涯を通じた健康づくりと安全なまちづくり | 1 健康づくりの推進 | 1 健康づくりの支援 2 母子保健の充実 3 成人保健の充実 | 重点1② 重点1② 重点1② | |
| | | | 2 保健衛生・医療体制の充実 | 1 精神保健対策の推進 2 感染症予防対策の推進 3 地域医療体制の整備・充実 4 食の安全・安心の確保 5 衛生的で快適な住環境の確保 6 人と動物が共生できる豊かな社会づくり | 重点1② | |
| | | | 3 安心できる生活を支えるしくみづくり | 1 保健・医療・福祉の連携 | 1 保健・医療・福祉関係機関等の連携 2 地域関係団体(者)の連携 3 行政における連携体制 | 重点1② |
| | | | | 3節 | 8施策 | 36細施策 |

【第2章 教育・文化・スポーツ】

| 第2章 | 節 | 施策 | 細施策 | 関連重点戦略 | |
|---------------------------------------|----------------------|----------------------|--|-----------------------------|------|
| 学びと交流を深め、豊かな心と文化をはぐくむまち 教育・文化・スポーツ | 1 活力ある地域を創る生涯学習の推進 | 1 生涯学習環境の整備・充実 | 1 生涯学習推進体制の確立 2 身近な学習施設の整備・充実 3 図書館サービス網の整備・充実 4 博物館の整備・充実 5 高等教育機関等との連携・協働の推進 | | |
| | | 2 生涯にわたる学習活動の推進 | 1 多様な学習機会の創設 2 社会の変化に応じた学習機会の提供 3 地域の教育力の向上 | 重点1④ | |
| | 2 個性を生かす学校教育の推進 | 1 豊かな人間性をはぐくむ教育の推進 | 1 教育行政の総合的・計画的な推進 | 1 教育行政の総合的・計画的な推進 | 重点1③ |
| | | | 2 個に応じた教育の推進 | 2 個に応じた教育の推進 | 重点1③ |
| | | | 3 学校間の連携の推進 | 3 学校間の連携の推進 | 重点1③ |
| | | | 4 生徒指導・進路指導の充実 | 4 生徒指導・進路指導の充実 | 重点1③ |
| | | | 5 地域に開かれた特色ある学校づくりの推進 | 5 地域に開かれた特色ある学校づくりの推進 | 重点1③ |
| | | | 6 教職員の資質向上 | 6 教職員の資質向上 | 重点1③ |
| | | | 7 特別支援教育の充実 | 7 特別支援教育の充実 | 重点1③ |
| | | | 8 英語教育・外国語(英語)活動及び国際理解教育の推進 | 8 英語教育・外国語(英語)活動及び国際理解教育の推進 | 重点1③ |
| | | | 9 小・中学校情報教育の推進 | 9 小・中学校情報教育の推進 | 重点1③ |
| | | | 10 読書活動の充実及び体力向上の推進 | 10 読書活動の充実及び体力向上の推進 | 重点1③ |
| | 2 教育環境の整備・充実 | | 1 学校施設の整備・充実 | 1 学校施設の整備・充実 | 重点3③ |
| | | | 2 小・中学校の適正配置と通学区域の弾力化 | 2 小・中学校の適正配置と通学区域の弾力化 | |
| | | | 3 学校図書館の充実 | 3 学校図書館の充実 | |
| | | | 4 学校給食の充実 | 4 学校給食の充実 | 重点1③ |
| | | | 5 市立川越高等学校の改革・充実 | 5 市立川越高等学校の改革・充実 | |
| | | | 6 教育センターの充実 | 6 教育センターの充実 | |
| | 3 歴史文化の継承と新しい市民文化の創造 | 1 芸術文化活動の充実 | 1 市民文化に関する情報提供 | 1 市民文化に関する情報提供 | 重点1④ |
| | | | 2 芸術文化活動への支援の充実 | 2 芸術文化活動への支援の充実 | 重点1④ |
| | | | 3 芸術文化の鑑賞機会の充実 | 3 芸術文化の鑑賞機会の充実 | 重点1④ |
| | | | 4 活動拠点の整備・充実 | 4 活動拠点の整備・充実 | 重点1④ |
| | | | 5 文化施設の利用促進 | 5 文化施設の利用促進 | 重点1④ |
| | | 2 文化財の保存・活用 | 6 姉妹都市、友好都市等との交流 | 6 姉妹都市、友好都市等との交流 | 重点1④ |
| | | | 1 文化財の保護と活用 | 1 文化財の保護と活用 | 重点2④ |
| | | | 2 文化財保護意識の啓発 | 2 文化財保護意識の啓発 | 重点2④ |
| 3 民俗文化財の保存と後継者の育成 | | | 3 民俗文化財の保存と後継者の育成 | 重点2④ | |
| 4 重要伝統的建造物群保存地区の保存整備事業の充実 | | | 4 重要伝統的建造物群保存地区の保存整備事業の充実 | 重点2④ | |
| 5 河越館跡地等の整備・活用 | 5 河越館跡地等の整備・活用 | 重点2④ | | | |
| 4 多文化共生と国際交流・協力の推進 | 1 多文化共生と国際交流・協力の推進 | 1 国際交流センターの充実 | 1 国際交流センターの充実 | | |
| | | 2 外国籍市民も暮らしやすいまちづくり | 2 外国籍市民も暮らしやすいまちづくり | | |
| | | 3 行政の国際化 | 3 行政の国際化 | | |
| | | 4 国際感覚に優れた市民の育成 | 4 国際感覚に優れた市民の育成 | | |
| | | 5 姉妹都市交流の更なる充実 | 5 姉妹都市交流の更なる充実 | | |
| 5 生涯スポーツの推進 | 1 生涯スポーツの推進 | 1 総合型地域スポーツクラブの設置・育成 | 1 総合型地域スポーツクラブの設置・育成 | 重点1② | |
| | | 2 スポーツ大会・教室等の充実 | 2 スポーツ大会・教室等の充実 | 重点1② | |
| | | 3 スポーツ指導者等の養成・活用 | 3 スポーツ指導者等の養成・活用 | 重点1② | |
| | | 4 スポーツ施設等の整備・充実 | 4 スポーツ施設等の整備・充実 | 重点1② | |
| | 5節 | 8施策 | 44細施策 | | |

【第3章 都市基盤・生活基盤】

| 第3章 | 節 | 施策 | 細施策 | 関連重点戦略 |
|----------------|------------------|----------------------|----------------------|-----------|
| 都市基盤・生活基盤 | 1 都市の魅力の創出 | 1 計画的なまちづくり | 1 計画的なまちづくりの推進 | 重点3③ |
| | | | 2 総合的な土地利用 | |
| | | | 3 新たな拠点の整備 | |
| | | | 4 地籍調査・町名地番整理の推進 | |
| | | 2 都市拠点の整備 | 1 中心市街地活性化基本計画の推進 | |
| | | | 2 三駅連携強化の推進 | 重点2① |
| | | | 3 中央通り地区の整備 | 重点2① |
| | | | 4 歴史的町並み地区の整備 | |
| | | 3 地域生活拠点の整備 | 1 拠点の整備 | 重点2① |
| | | | 2 住宅地の整備 | |
| | | 4 景観に配慮したまちづくり | 1 歴史的地区の整備 | 重点2④ |
| | | | 2 都市デザインの推進 | |
| | 3 都市デザインの啓発、普及 | | | |
| | 4 屋外広告物の適正化 | | | |
| | 2 交通ネットワークの構築 | 1 道路交通体系の整備 | 1 都市活動を支える広域幹線道路の整備 | 重点2① 重点2② |
| | | | 2 地域の活動を豊かにする幹線道路の整備 | 重点2① 重点2② |
| | | | 3 安全で人にやさしい生活道路の整備 | 重点3③ |
| | | 2 交通円滑化方策の推進 | 1 交通需要マネジメントの推進 | 重点2② |
| | | | 2 駐車場の整備 | |
| | | 3 公共交通機関の充実 | 1 鉄道輸送の利便性の向上 | |
| | 2 バス輸送の充実 | | | |
| | 3 自然と調和した基盤づくり | 1 治水事業の推進 | 1 河川整備 | |
| | | | 2 雨水整備 | |
| | | | 3 雨水の有効利用の促進 | |
| | | 2 水道水の安定供給 | 1 施設・設備の改修及び更新 | |
| | | | 2 災害に強い施設整備 | |
| | | | 3 効率的な事業の推進 | |
| 3 公共下水道等の整備 | | 1 生活排水施設の整備 | | |
| | | 2 合流式下水道の改善 | | |
| | | 3 公共下水道施設の維持管理 | | |
| | | 4 効率的な公共下水道事業の推進 | | |
| 4 水辺と森林の整備 | | 1 河川空間の活用 | 重点2④ | |
| | | 2 伊佐沼周辺の整備 | 重点2④ | |
| | | 3 樹林地の整備 | 重点2④ | |
| 5 公園の整備と充実 | | 1 計画的な公園の整備 | | |
| | | 2 自然環境の活用と整備 | | |
| | | 3 歴史的遺産の活用 | 重点2④ | |
| | | 4 身近な活動拠点の整備 | | |
| | | 5 レクリエーション・スポーツ拠点の整備 | 重点1② | |
| | 6 公園の適正な管理と魅力の創出 | | | |
| 6 快適な住宅・住環境の整備 | 1 良好な住環境の整備 | | | |
| | 2 公的住宅の供給 | | | |
| | 3 高齢者等への住宅支援 | | | |
| | 3節 | 13施策 | 43細施策 | |

【第4章 産業・観光】

| 第4章 | 節 | 施策 | 細施策 | 関連重点戦略 |
|-----------------------------------|------------------------------|----------------------|-----------------------|--------|
| にぎわいに満ち、活力ある産業を育てるまち 産業・観光 | 1 地域経済の活性化と産業振興 | 1 地域振興拠点の整備と新しい産業の育成 | 1 地域振興ふれあい拠点施設の整備 | 重点2③ |
| | | | 2 新しい産業の育成 | |
| | | | 3 人材確保や人材育成の推進 | |
| | | | 4 産学公連携による技術開発の支援 | |
| | | | 5 川越ブランドの推奨 | 重点2③ |
| | | | 6 高度情報化社会・ICT社会への対応支援 | |
| | | 2 雇用の促進と労働環境の改善 | 1 雇用の促進 | 重点2③ |
| | | | 2 労働条件改善の促進 | |
| | | | 3 福祉制度の普及・促進 | |
| | | 3 農業の振興 | 1 食料の安定供給の促進 | 重点2③ |
| | | | 2 担い手の育成・確保の推進 | |
| | | | 3 市民ニーズへの対応と流通の多様化の推進 | |
| | | | 4 環境と共生した持続可能な農業の推進 | |
| | | | 5 農業基盤及び生活環境の整備 | |
| | | 4 商業の振興 | 1 商店街への支援 | 重点2③ |
| | 2 中心市街地の活性化 | | | |
| | 3 周辺商業地の形成 | | | |
| | 4 健全な商業の発展と商業団体等への支援・融資制度の充実 | | | |
| | 5 工業の振興 | 1 工業団地の拡張及び整備 | | |
| | | 2 企業支援 | | |
| 3 工業団体等への支援 | | | | |
| 4 広域的産学公ネットワークの推進 | | | | |
| 2 観光による地域振興 | 1 新たな観光事業の推進 | 1 観光事業の企画・推進 | 重点2④ | |
| | | 2 ICTによる観光情報の提供 | | |
| | | 3 外国人観光客の誘致 | | |
| | 2 観光環境の整備 | 1 郊外型駐車場の整備 | | |
| | | 2 歴史的建築物の整備・活用 | 重点2④ | |
| | | 3 観光施設の整備 | 重点2④ | |
| | | 4 広域観光の推進 | | |
| | | 5 ホスピタリティの向上 | | |
| | 2節 | 7施策 | 30細施策 | |

【第5章 環境】

| 第5章 | 節 | 施策 | 細施策 | 関連重点戦略 | | | |
|-------------------------------|--------------------|---------------|---------------------|------------------|--|-------------|------|
| 人と自然がともに生きる、地球環境にやさしいまち 環境 | 1 総合的かつ計画的な環境行政の推進 | 1 計画的な環境事業の推進 | 1 環境基本計画の推進 | | | | |
| | | | 2 地球温暖化対策地域推進計画等の推進 | | | | |
| | | | 3 一般廃棄物処理基本計画の推進 | | | | |
| | | | 4 緑の基本計画の推進 | | | | |
| | | | 5 環境マネジメントシステムの推進 | | | | |
| | | | 6 新たな計画等の検討 | | | | |
| | 2 環境活動参加のためのしくみづくり | | 1 パートナーシップの形成 | | | | |
| | | | 2 環境学習の推進 | | | | |
| | | | 3 市民・事業者の取組の支援 | | | | |
| | | | 1 省エネルギーの推進 | 重点3② | | | |
| | | | 2 新エネルギーの導入促進 | 重点3② | | | |
| | | | 3 その他地球温暖化対策の推進 | 重点3② | | | |
| | 2 循環型社会の構築 | 1 地球温暖化対策の推進 | 1 減量化の推進 | 重点3② | | | |
| | | | 2 資源化の推進 | 重点3② | | | |
| | | | 3 市民・事業者への啓発 | 重点3② | | | |
| | | 2 ごみの減量化、資源化 | | 1 一般廃棄物(ごみ)の適正処理 | | | |
| | | | | 2 一般廃棄物(し尿)の適正処理 | | | |
| | | | | 3 産業廃棄物の適正処理 | | | |
| | | | | 4 不法投棄対策の徹底 | | | |
| | | | | 3 廃棄物の適正処理 | | 1 樹林地の保全と活用 | 重点3② |
| | | | | | | 2 緑の創出 | 重点3② |
| | 3 水辺環境・農地の保全 | 重点3② | | | | | |
| | 4 身近な野生生物の保全 | | | | | | |
| | 3 環境保全対策の推進 | 1 自然環境の保全 | 1 水・土壌環境の保全 | | | | |
| | | | 2 大気環境の保全 | | | | |
| | | | 3 騒音・振動・悪臭対策 | | | | |
| | | | 4 化学物質対策 | | | | |
| | | 2 生活環境の保全 | | 1 監視体制の充実 | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | 3節 | 7施策 | 28細施策 | | | | |

【第6章 地域社会と市民生活】

| 第6章 | 節 | 施策 | 細施策 | 関連重点戦略 |
|--|-----------------------|---------------------|-----------------------|-------------|
| 人と人のつながりを感じ、安全で安心して暮らせるまち 地域社会と市民生活 | 1 ふれあいと思いやりのある地域社会の形成 | 1 地域コミュニティ活動の推進 | 1 コミュニティ意識の形成 | |
| | | | 2 コミュニティ活動の促進 | 重点3① 重点3④ |
| | | | 3 コミュニティ施設の充実 | |
| | | 2 平和で思いやりのある地域社会づくり | 1 人権施策の推進 | |
| | | | 2 人権教育の充実 | |
| | | | 3 平和意識の高揚 | |
| | | | 4 市民相談の充実 | |
| | | 3 男女共同参画社会の実現 | 1 人権の尊重と男女共同参画への意識づくり | |
| | | | 2 あらゆる分野への男女共同参画の推進 | |
| | | | 3 多様な生き方が選択できる環境づくり | |
| | | | 4 男女共同参画を推進するための施設の整備 | |
| | | 4 青少年健全育成の推進 | 1 青少年の社会参加の促進 | |
| | | | 2 協力体制の拡充 | |
| | | | 3 青少年施設の整備・充実 | |
| | | | 4 青少年の人権擁護の推進 | |
| | | 2 安全で安心な暮らしの確保 | 1 防災体制の整備 | 1 地域防災計画の推進 |
| | 2 災害応急対策の充実 | | | 重点3④ |
| | 3 防災意識の普及・高揚 | | | |
| | 4 危機管理体制の強化・充実 | | | |
| | 2 消防・救急体制の整備 | | 1 初動消防力の強化 | |
| | | | 2 救急業務体制の整備 | |
| | | | 3 火災予防対策の推進 | |
| | | | 4 庁舎建設等施設の充実 | |
| | 3 防犯対策の推進 | | 1 防犯推進体制の整備 | 重点3④ |
| | | | 2 防犯意識の高揚 | |
| | | 3 安全な地域コミュニティの推進 | 重点3④ | |
| 4 規範意識の高揚と防犯教育の推進 | | | | |
| 5 安全な都市環境の創出 | | | | |
| 4 交通安全対策の推進 | 1 交通安全施策の推進 | | | |
| | 2 交通安全施設の整備 | | | |
| | 3 交通安全意識の啓発・高揚 | | | |
| | 4 放置自転車等防止対策 | | | |
| | 5 通学路安全対策の推進 | 重点3③ | | |
| 5 消費者対策の推進 | 1 消費生活相談体制の充実 | | | |
| | 2 消費者の自立の支援 | | | |
| | 3 生活情報センターの整備・充実 | | | |
| 6 葬祭事業の充実 | 1 新斎場の整備 | 重点2① | | |
| | 2 現斎場の運営・管理の充実 | | | |
| | 3 市民聖苑やすらぎのさとの運営管理の充実 | | | |
| | 2節 | 10施策 | 39細施策 | |

分野別計画

共通章 協働によるまちづくりと
健全で効率的な行財政運営の推進



タウンミーティング

共通章 協働によるまちづくりと健全で効率的な行財政運営の推進

第1節 協働によるまちづくり

| 章 | 節 | 施策 | 施策の名称 |
|---|-----|-----|------------|
| 0 | - 1 | - 1 | 市民参加と協働の推進 |

施策の指標

| 項目 | 現状値 (H21年度) | 目標年 | 目標値 |
|-------------------------|----------------|-------|------|
| 情報の共有が十分であるとする市民の割合 (%) | 25.4 | H27年度 | 50.0 |

(年度又は年度末の値)

現状と課題

地方分権が進展する中で、市民に身近な行政を担う基礎自治体として、自主性や自律性を高め、本市にふさわしいまちづくりを進めていくことが求められています。このためには、市民と市が自治体を取り巻く状況や課題について共通の認識を持ち、まちづくりに向けて互いに役割と責任を担うことが必要となります。

本市では、意見公募手続、各種審議会等の委員の公募、市民意見箱の設置やタウンミーティングを実施し、市政への市民参加とともに行政運営の透明性の向上に努めてきました。今後も、住みよい魅力あふれるまちを築くため、積極的な情報の公開とともに、市民の意思を市政に反映していくことが更に求められます。

また、地方自治体を取り巻く社会経済情勢は、大きく変化し、公共サービスに対する市民ニーズも複雑化・多様化しています。

少子高齢化の進展により、社会保障関係経費の増加、労働力人口の減少、地域社会や世帯構成の変化などが見込まれ、公共サービスも少なからず影響を受けるものと懸念されています。また、これまで個人や家庭において対応してきた子育てや介護、地域における防犯や防災などの課題にも公共サービスによる対応が求められるようになっていきます。しかし、国・地方を通じた厳しい財政状況により、従来のように行政のみが公共サービスを提供することが困難になっています。

一方で、生活水準の向上に伴い、物の豊かさから心の豊かさを求める傾向も強まっています。地域におけるボランティア活動に参加することに生きがいを見いだしたり、公益的活動や行政活動にも高い関心を示す人々も増えています。本市では、平成21年に川越市協働指針を策定し、公益的活動に対する助成や市と市民活動団体が協働で公共サービスを実施してきました。

また、住みよい魅力あふれるまちを築くため、地域住民が主体となったまちづくりに向けて、地域内分権(*1)も視野に入れた新たな地域づくりのしくみが求められます。

施策の推進

1 市民参加のしくみづくり

- ① 住民自治の拡充や市政への市民参加を推進するため、自治基本条例(*2)や住民投票条例の制定を目指します。
- ② 市政への市民参加を更に進めるため、意見公募手続、各種審議会等の委員公募などについて充実を図るとともに、市政モニター制度など新たなしくみづくりについて検討します。

2 情報の共有化

- ① 市民参加によるまちづくりを進めるため、さまざまなメディアを活用して行政情報を分かりやすく積極的に提供するように努めます。
- ② 市民意見箱、市民意識調査、市政懇談会、タウンミーティング等に加え、事業単位でのアンケート調査の実施などにより、市民ニーズ、意見、満足度等の把握に努め、広聴機能の充実を図ります。

3 行政の透明性の向上

- ① 行政運営の透明性を確保するため、施策に対する説明責任の確保を図ります。
- ② 公正で信頼される市政を推進するため、オンブズマン制度の充実を図ります。

4 協働のしくみづくり

- ① 協働を全庁的に推進していくため、職員の育成と行政体制の整備に努めます。
- ② 協働による事業を展開していくための情報交換や相互交流など、市民活動を支援する場の確保に努めます。
- ③ 市民、自治会等の公共的団体、NPO、企業、大学等との協働による事業展開を図ります。
- ④ 地域住民が主体となったまちづくりを推進するため、地域内分権も視野に入れた新たなしくみづくりを検討します。(第6章第1節施策1「地域コミュニティ活動の推進」参照)

【指標解説】

- 情報の共有が十分であるとする市民の割合：市民アンケート調査において、市の行政に関する情報提供について「満足」と答えた人の割合(%)と「やや満足」と答えた人の割合(%)を足したものです。

【用語解説】

- *1 地域内分権：行政が住民に予算や権限を移譲し、地域の課題を住民自らが考え判断し解決に向けて取り組むことです。
- *2 自治基本条例：地方自治体における行財政運営の全般について理念や基本原則を定める条例のことです。

共通章 協働によるまちづくりと健全で効率的な行財政運営の推進

第2節 行財政改革の強力な推進

| 章 | 節 | 施策 | 施策の名称 |
|---|-----|-----|-----------------|
| 0 | - 2 | - 1 | 新たな行財政運営システムの構築 |

施策の指標

| 項目 | 現状値 (H21年度) | 目標年 | 目標値 |
|------------|----------------|-------|--------|
| 総合施策評価 (%) | — | H27年度 | 100 |
| 経常収支比率 (%) | 95.3 | H27年度 | 80.0以下 |

(年度又は年度末の値)

現状と課題

地方自治体を取り巻く状況は、地方分権一括法などによる地方分権改革や、三位一体改革などにより大きく変化しました。このような中、本市は平成15年に中核市へ移行し、住民に身近なところで多くの行政サービスを提供できるようになるなど、自主性・自律性が大きく向上しました。しかし、今日の低迷する経済情勢により、歳入の根幹となる市税収入が伸び悩み、財政状況は厳しいものとなっています。一方で、少子高齢化の進行や情報化の進展などにより多様化する行政課題や、新たな市民ニーズに的確に対応することが求められています。そのためには、限られた経営資源を最も有効に活用する都市経営の視点から、本市が有する人材や公有財産、財源などの最適な活用を図ることが重要となります。

本市では、コスト削減の観点から指定管理者制度やPFI手法(*1)の導入を進めてきました。また、組織体制を係制からグループ制へ変更し、より効果的、効率的に業務執行できる体制を整備しました。平成21年度から、財政収支見通しを基に、歳入・歳出における対応策を盛り込んだ中期財政計画を策定しています。

今後は、住みよい魅力的なまちづくりを推進していくために、自立した地方自治体が自己決定と自己責任の原則のもとに、コストとサービスのバランスを考えながら、市民の視点に立った行財政運営に努め、限られた財源や組織を有効に活用するシステムの構築が必要となります。

施策の推進

1 地方分権の推進

- ① 市民に身近なサービスが身近なところで行えるよう、地方分権の先導役である中核市として更に権限の拡大を図ります。
- ② 地方分権の推進及び行財政基盤の強化を図り、自立した持続可能な都市を目指すため、近隣自治体との合併について政令指定都市への移行の可能性も含め調査・研究を進めます。

2 将来に向けた中期財政計画の策定

- ① 健全で持続可能な財政を維持し、「第三次川越市総合計画」に掲げた諸施策を計画的に推進するため、中期財政計画を策定し、状況の変化に対応した見直しを行います。

3 成果を重視したマネジメントサイクルの確立

- ① 計画、予算、評価の連携を図ることにより、Plan（計画）－Do（実施）－Check（評価）－Action（改善）のマネジメントサイクルを確立し、目的と成果に基づいて継続的な改革ができる行財政運営システムを構築します。
- ② 各施策及びそれを構成する事業の重点化、効率化が適切に図れるような評価システムを導入します。また、制度の成熟に合わせて市民等による外部評価の導入を検討します。
- ③ 行政サービスを効率的・効果的に提供するため、事業目的や効果を常に検証するとともに、市民等の意見を踏まえて事業を見直し、人材や財源などの経営資源の有効活用を図ります。
- ④ 経営戦略的な視点に立って重点事業を選定し、確実な施策の推進を図ります。
- ⑤ 市政運営に経営的視点を取り入れるため、外部の有識者等の意見を聴くしくみを導入します。

4 民間の経営手法の活用

- ① 事務の外部委託化をはじめ、指定管理者制度やPFI手法の導入等により、民間の経営ノウハウを効果的に活用し、市民サービスの更なる向上とコストの削減に努めます。

5 人材育成の推進

- ① 人材育成基本方針に基づき、職員研修の更なる充実を図るとともに、職員の能力開発、人事管理に関する新たな手法の確立と連携により、人材育成に努めます。

6 行政サービスの向上

- ① 申請や届出などに関する事務処理の効率化や窓口の拡大などを図り、中核市にふさわしい窓口サービスの充実に努めます。
- ② 行政サービスをより効率的に提供するため、公共施設整備の在り方について検討します。

【用語解説】

- *1 PFI手法：「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」に基づき、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金や経営能力、技術的能力を活用することにより、効率的かつ効果的に公共サービスを提供する手法です。

共通章 協働によるまちづくりと健全で効率的な行財政運営の推進

第2節 行財政改革の強力な推進

| 章 | 節 | 施策 | 施策の名称 |
|---|-----|-----|---------------|
| 0 | - 2 | - 2 | 効率的な社会資本整備の推進 |

現状と課題

本市では、市民生活と経済活動を支える基盤である学校、公民館、道路、下水道など、さまざまな社会資本を整備してきました。

その多くは、昭和40年代から50年代半ばにかけて人口急増に伴う市民サービスへの需要の高まりに対応したことが背景となっています。学校や公民館などの公共施設については、その多くが今後の10年から20年の間に更新の時期を迎えます。

これらの社会資本については、今後適切な維持管理を行って施設の延命化や更新費用の抑制に努めていくことが重要な課題となっています。また、効率的な行財政運営という観点からも、これらの社会資本が有効に機能できるよう、総合的かつ長期的視野で計画的な整備を推進していく必要があります。

昭和47年の建設から38年が経過している本庁舎は、老朽化の進行とともに耐震性に課題を抱えています。また、平成15年には東庁舎を建設しましたが、事務の拡大等による狭あい化が深刻な課題となっています。今後、本庁舎について、社会状況の変化を踏まえつつ、積極的に検討し、計画的に整備を進めていく必要があります。

土地等の公有財産については、経営的視点に立った計画的かつ効率的な利用を図る必要があります。平成19年に「川越市公有地利活用指針」を策定し、公有地の利活用に関する基本方針を明確にしました。平成21年には、「指針」の実効性を高めるため、「川越市公有地利活用計画」を策定し、計画的な利活用に取り組んでいます。

施策の推進

1 社会資本マネジメントの推進

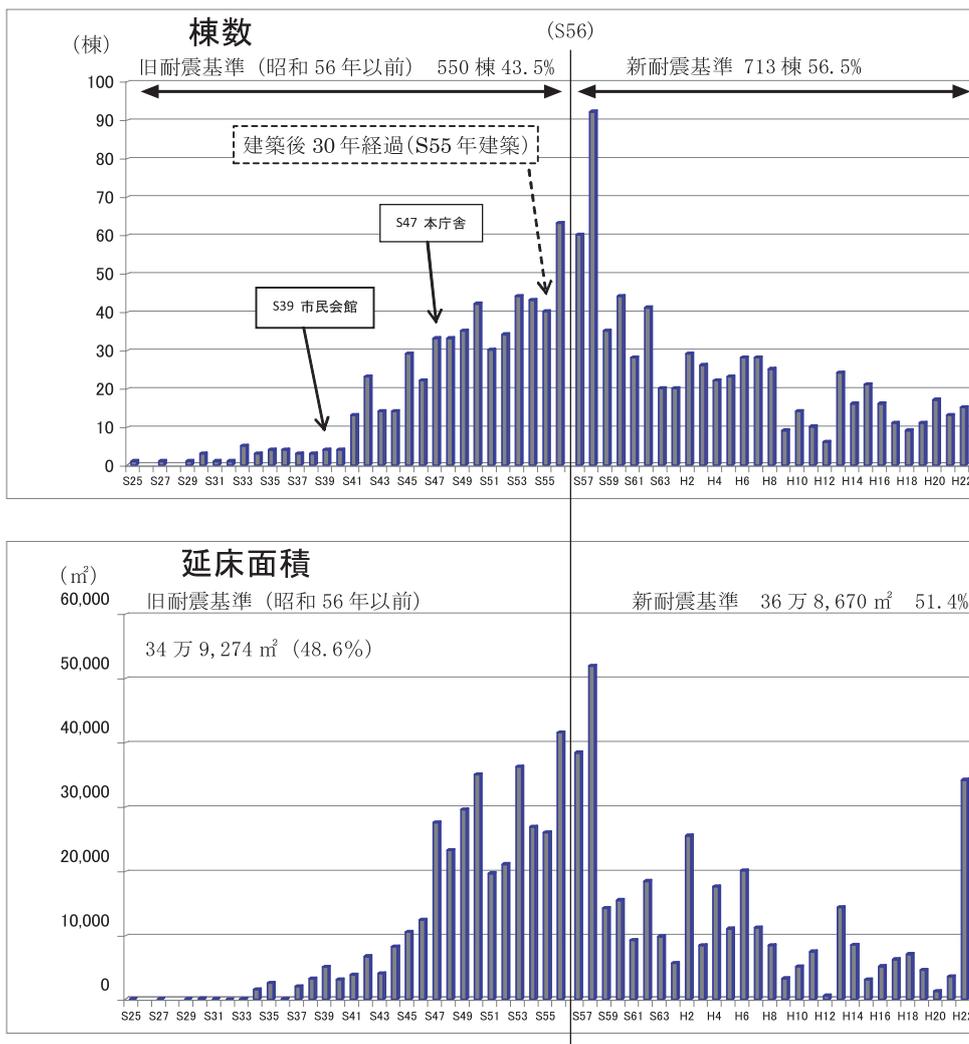
- ① 効率的な社会資本の整備あるいは更新の時期を的確にとらえるため、社会資本に関する整備更新計画を策定します。なお、整備や更新に当たっては、更新時期の適正化に加えコストの削減を図ります。
- ② 社会資本の効率的な整備及び運営のため、民間の経営能力や技術的能力を活用したPFI手法の導入等の検討や外部委託化を推進します。
- ③ 市が保有する公有財産の計画的かつ有効的な活用について検討します。

2 庁舎等の整備

- ① 老朽化、狭あい化が進む本庁舎について、耐震改修を含め計画的に整備を進めます。
- ② 市民が利用しやすい市役所・出張所とするため、施設の整備を検討します。
- ③ 大東地区に地域の拠点となる機能を備えた「(仮称)大東市民センター」を建設します。

公共施設等の建築状況(昭和25年～平成22年9月) 61年間

※平成22年9月現在、財産台帳に登録されている1,263物件(建築年不明のものを除く)
 主な建物・・・小・中学校、保育園、公民館、市営住宅、本庁舎、文化会館等



共通章 協働によるまちづくりと健全で効率的な行財政運営の推進

第2節 行財政改革の強力な推進

| 章 | 節 | 施策 | 施策の名称 |
|---|---|-------|-------|
| 0 | - | 2 - 3 | 財源の確保 |

現状と課題

低迷する経済の先行きが不透明なことから、歳入においては、確保できる財源が大幅に変動することが予想され、長期的には少子高齢化による就労人口の減少などにより、構造的な財源不足が生じる可能性があります。一方、歳出においては、高齢化の進展により、社会保障関係経費の確実な伸びが見込まれ、道路など社会資本整備に充てる財源の確保が困難な状況になることが予測されます。

本市の財政状況も、歳入の根幹をなす市税収入が平成20年度には減少に転じ、一般財源の総額は減少しています。また、歳出については、人件費、物件費などは減少したものの、義務的経費である扶助費や公債費の増加により、経常的経費が増加しています。その結果、平成20年度には経常収支比率が90%を超えることとなり、本市の財政構造の硬直化は着実に進み、憂慮すべき状況と言わざるを得ません。

このような財政状況のもと、将来にわたって各種の施策を計画的に展開していくためには、引き続き行財政改革を強力に推進していくとともに、限られた財源の中での事業の重点化・効率化を図っていくことが必要です。

また、課税客体の的確な把握、収入率の向上、受益者負担(*1)の適正化を進めるとともに、公有財産の利活用や広告事業への取組などにより自主財源の確保に努め、安定した財政基盤を確立することが重要な課題となっています。

施策の推進

1 積極的な財源の確保

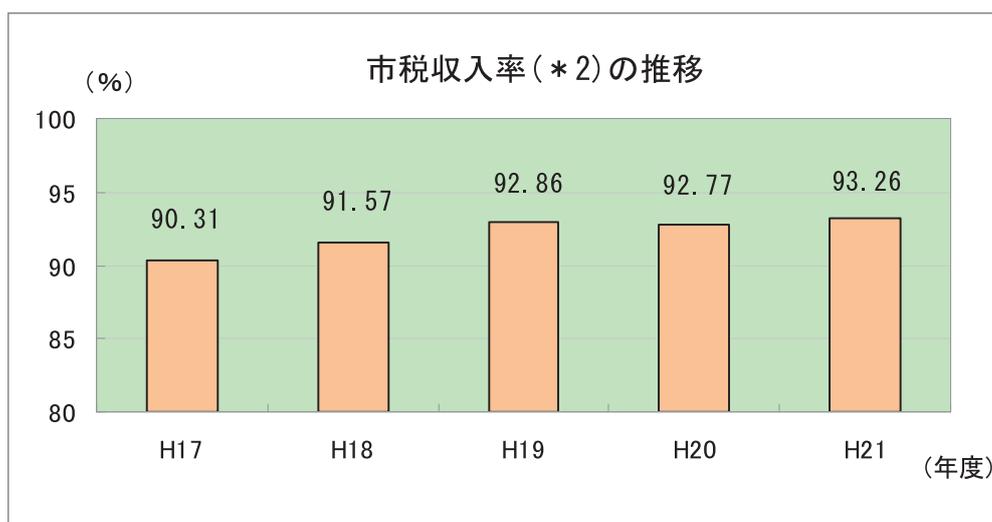
- ① 厳しい財政状況に対応できる、弾力性のある財政構造と安定した財政基盤を確立するため、一般財源収入の確保に取り組みます。併せて、適切な特定財源の確保に努めます。
- ② 新たな地方税源の移譲等について国等に積極的に働きかけ、地方の安定した財政基盤の確立に努めます。

2 収入率の向上対策

- ① 市の主要な自主財源である市税収入を安定的に確保するため、収納体制の充実、組織の強化に努めます。

3 受益者負担の適正化

- ① 受益者負担の適正化に向けた検討を積極的に行い、使用料等の定期的な見直しを実施する等、受益に対する公平な負担と必要な財源の確保に努めます。



【用語解説】

- *1 受益者負担：公共サービスの提供によって、特別の利益を受ける者から、平等の原則上、当該公共サービスに要する費用の一部を使用料、手数料、負担金等として負担していただくことです。
- *2 市税収入率：市税の収入済額を調定額で除したものです。

共通章 協働によるまちづくりと健全で効率的な行財政運営の推進

第2節 行財政改革の強力な推進

| 章 | 節 | 施策 | 施策の名称 |
|---|---|-------|----------|
| 0 | - | 2 - 4 | 電子市役所の推進 |

施策の指標

| 項目 | 現状値 (H21年度) | 目標年 | 目標値 |
|-------------------|----------------|-------|-----|
| 電子的な申請等が可能な手続数（件） | 45 | H27年度 | 100 |
| ホームページアクセス件数（万件） | 128 | H27年度 | 200 |

（年度又は年度末の値）

現状と課題

インターネットに代表されるICTの急速な進歩と普及は、市民生活や事業活動そして行政サービスの在り方に大きな変化をもたらしています。

情報通信ネットワークの基盤が整備され、さまざまな分野で情報化が進展したことにより、市民がインターネットを通じて、必要な情報を容易に取得、活用することや、行政サービスを受けることが可能となりました。しかし、その一方で、新たなネットワーク犯罪やコンピュータウィルス、情報漏えいなどが大きな社会問題となっています。

本市では、行政サービスのオンライン化を推進するため、電子申請システムの充実を図り、申請・届出可能な手続の数を段階的に拡大してきました。平成20年度には公共施設予約システムを導入し、平成22年度にはエルタックス（地方税ポータルシステム）を利用したインターネットによる地方税の電子申告等を開始しました。

また、市民と市との双方向の情報の流通を促進するため、ホームページで提供する情報の充実や広範囲な市民意見等の募集を進めるとともに、情報バリアフリーに配慮したホームページの作成を進めてきました。

事務の電子化については、段階的に地図情報システムの構築を進めるとともに、電子入札や課税など各種業務システムの充実を図ってきました。

今後、更なる行政サービスの向上を図るためには、市民の視点に立ち、市民の利便性をより重視した行政サービスのオンライン化を推進するとともに、市民が安心して行政サービスを利用できるよう、情報セキュリティ対策(*1)を強化していくことが重要です。

また、健全で効率的な行財政運営を実現するためには、既存の業務の在り方に固執することなく、費用対効果を十分考慮した事務の電子化を推進することが必要です。

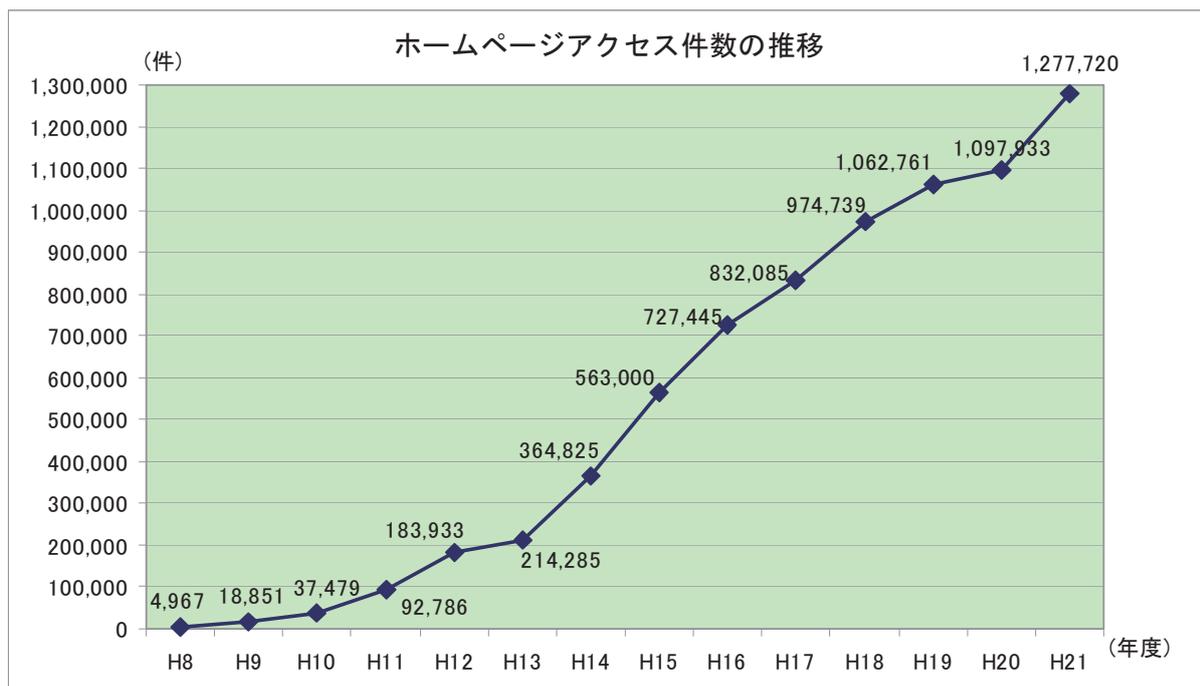
施策の推進

1 行政サービスのオンライン化の推進

- ① インターネットを経由して申請や届出ができるよう、電子申請システムで取り扱える手続を段階的に増やすとともに、電子的な手数料の納付などについて検討を進め、既に運用しているシステムの利便性の向上を図ります。
- ② ホームページにより、市民への情報提供を充実するとともに、市民の意見を収集し、市民と行政との双方向による情報の流通を促進します。
- ③ 誰もが使いやすいホームページの充実に努めます。
- ④ インターネットを用いた行政サービスを、誰もが安心して受けられるように、個人情報保護をはじめとする情報セキュリティ対策の更なる充実を図ります。

2 事務の電子化の推進

- ① 電子文書の処理や電子的な情報提供に対応するため、電子文書決裁・管理の検討を行います。また、各種業務システムの充実を図ります。
- ② 事務の電子化に合わせた業務の見直しを行い、更に業務の効率化を進めます。



【用語解説】

- *1 情報セキュリティ対策：情報システムで取り扱う情報資産を、不正アクセス、漏えい・消失、利用停止などの脅威から守ることを言います。

共通章 協働によるまちづくりと健全で効率的な行財政運営の推進

第3節 広域行政の推進

| 章 | 節 | 施策 | 施策の名称 | | |
|---|---|----|-------|---|---------|
| 0 | - | 3 | - | 1 | 広域行政の推進 |

施策の指標

| 項目 | 現状値 (H21年度) | 目標年 | 目標値 |
|---|----------------|-------|---------|
| 川越市民が埼玉県川越都市圏まちづくり協議会を構成する川越市以外の6市町の施設を利用した人数(人) | 84,443 | H27年度 | 120,000 |
| 埼玉県川越都市圏まちづくり協議会を構成する川越市以外の6市町住民が川越市の施設を利用した人数(人) | 44,766 | H27年度 | 50,000 |

(年度又は年度末の値)

現状と課題

日常生活圏の拡大とともに人々のライフスタイルや価値観も多様化してきました。また、地方分権が進展する中、住民に最も身近な市町村は、自主性・自律性の向上が求められています。このことから、広域的な問題や課題に対しては既存の市町村の枠を越え、独自性を生かしながら相互に連携した取組を進める必要が生じてきました。

本市は、広域的視点に立ったまちづくりを進めるため、「埼玉県川越都市圏まちづくり協議会」(*1)が平成18年4月に策定した「第2次基本構想・基本計画(レインボープラン)」に基づき、公共施設の相互利用や講演会開催などの事業を通じて圏域住民の利便性の向上や住民相互の交流を図っています。

「埼玉県西部第一広域行政推進協議会」(*2)では、さまざまな分野で広域的な課題について調査・研究を行い、構成市町の行政水準の向上に努めてきました。

その他にも、各分野において多様な連携を進めています。

また、本市は、平成11年3月に「第5次首都圏基本計画」(*3)において業務核都市(*4)に位置付けられ、埼玉県及び関係市とともに、平成20年3月に「川越業務核都市基本構想」を策定し、地域の特性を生かしながら本市を中心とした個性的で魅力ある都市の形成に努めています。

今後も、広域行政を進める各市町との連携強化を図りながら、更なる広域行政の活用を検討し、住民一人ひとりが心豊かな生活を送ることができるよう、個性を生かした、活力あるまちづくりを進める必要があります。

また、他の業務核都市との更なる連携を図りながら、自律性の高い地域として、個性的で魅力ある都市を形成していく必要があります。

施策の推進

1 関係市町の連携強化

- ① より効率的で効果的な広域行政の推進を目指し、関係市町との交流を深め、連携強化に努めます。また、地方分権の進展を踏まえ広域行政の更なる活用について検討します。

2 レインボープランの推進

- ① 公共施設の相互利用など広域的に対応することが望ましい事務事業の更なる拡大や充実を図るなど、埼玉県川越都市圏まちづくり協議会の諸施策を積極的に推進します。

3 業務核都市としての機能の推進

- ① 業務核都市基本構想に基づき、埼玉県及び関係市とともに、地域の特性を生かした個性的で魅力あるまちづくりを推進します。

【用語解説】

- *1 **埼玉県川越都市圏まちづくり協議会**：通勤・通学や商圈など一体的な日常生活圏を形成している地域であることを踏まえ、相互に連携を図り、幅広い交流を通じて魅力ある地域づくりを進めている任意の協議会です。川越市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、川島町、毛呂山町、越生町の4市3町で構成されています。
- *2 **埼玉県西部第一広域行政推進協議会**：昭和45年10月に任意の協議会として設立され、昭和56年には地方自治法に基づく法定の協議会に位置付けられました。現在は、「第3次埼玉県西部第一広域行政圏計画」に基づき各専門部会による広域的な課題について調査・研究を行っています。なお、平成20年度末で国の広域行政圏施策が廃止となり、本協議会においても今後の協議会の在り方について検討が進められています。
- *3 **第5次首都圏基本計画**：国土庁(現：国土交通省)が首都圏の目標とする社会や生活の姿を定めた基本計画。計画期間は平成11年～平成27年の17年間で、現在、「川越広域連携拠点」の核都市として川越市が業務核都市に位置付けられています。
- *4 **業務核都市**：東京都区部に産業や人口が極端に集中することを防ぐため、業務や教養文化、レクリエーションなどの都市機能を、首都圏の中核的な都市に分散させ、首都圏全体としてさまざまな機能を適正配置するために整備される都市です。

分野別計画

第1章

ともに助け合い、一人ひとりが健康でいきいきと安心して暮らせるまち

—保健・医療・福祉—



健康体操

第1章 ともに助け合い、一人ひとりが健康でいきいきと安心して暮らせるまち
 第1節 だれもが幸せに地域で暮らせるまちづくり

| 章 | 節 | 施策 | 施策の名称 |
|---|-----|-----|---------|
| 1 | - 1 | - 1 | 児童福祉の推進 |

施策の指標

| 項目 | 現状値 (H21年度) | 目標年 | 目標値 |
|-------------|----------------|-------|-----|
| 保育園待機児童数(人) | 173 | H27年度 | 0 |

(年度当初の値)

現状と課題

我が国では、少子化の進行に伴い平成17年に初めて総人口が減少に転じ、出生数、合計特殊出生率(*1)ともに過去最低を記録しました。国立社会保障・人口問題研究所発表の「日本の将来推計人口(平成18年12月推計)」によれば、少子高齢化は今後一層進展し、本格的な人口減少社会が到来するとの見通しを示しています。

このような少子化の背景には、結婚、出産、子育てに関する国民の希望と現実の乖離が存在しており、それを解消するためには「働き方の見直しによる仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現」と、その社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を「車の両輪」として進めていくことが必要不可欠であるとされています。

こうした状況のもと、本市では、平成17年3月に「かわごえ子育てプラン」前期計画を策定し、児童福祉のみならず教育、環境、まちづくり等行政のあらゆる分野で総合的に取り組むことにより、基本理念である「子どもと親と地域とがともに育ち支えあうまち川越」の実現を目指して施策の推進を図ってきました。

更に、平成22年3月には同プランの後期計画を策定し、次代を担う子どもたちが安心して生まれ、育つことができる地域社会の実現を目指しています。

今後は、ますます高まっている保育ニーズへの対応や各種保育サービスの充実、児童虐待の予防と早期発見、家庭における子育て支援策の充実等さまざまな課題に対し、市民や関係団体等との協働により、総合的かつ効果的な取組を推進していくことが必要です。

保育園待機児童数の推移

(各年4月1日現在)

| 年 | H12 | H13 | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 |
|-------|-----|------|------|------|-----|------|------|------|------|------|
| 待機児童数 | 93人 | 155人 | 184人 | 112人 | 99人 | 112人 | 117人 | 106人 | 108人 | 173人 |

施策の推進

1 子どもへの支援体制の充実

- ① 子どもの健康づくりの施策を推進するため、各種健診、保健対策、小児医療等の充実に努めます。
- ② 子どもたちが心豊かに成長するように、さまざまな体験活動や交流を促進します。
- ③ 学童保育など放課後、休日等の子どもの居場所づくりを推進するとともに、家庭、地域、学校等が連携して子どもの健全育成の取組に努めます。
- ④ 子どもに対する虐待を未然に防ぐとともに、虐待の早期発見や被虐待児を保護する体制を整備し、児童虐待防止対策の充実に努めます。
- ⑤ 障害のある子どもや、さまざまな支援を必要としている子どもとその家族が、地域で安心して生活できるよう、障害児施策の充実に努めます。

2 親への支援体制の充実

- ① 安心して妊娠・出産ができるよう、親の健康確保を支援します。
- ② 育児についての悩みを解消し、子育ての喜びを実感することができるよう、親の学びの機会や社会参画の機会の充実に努めます。
- ③ 仕事と子育ての両立を支援するため、育児休業、再雇用制度等の普及を促進するとともに、各種講座等を開催し、ワーク・ライフ・バランスの推進・啓発に努めます。
- ④ 多様化、増大する保育ニーズに応えるため、通常保育、延長保育等の拡充に努めるとともに、保育の質的向上に努めます。
- ⑤ ひとり親家庭等が精神的にも経済的にも自立して生活することができるよう、ひとり親家庭等の自立支援を推進します。
- ⑥ 子育て家庭の負担を軽減するため、こども医療費助成制度の充実に図ります。
- ⑦ 子どもを幼稚園に通園させている保護者の負担を軽減するため、幼稚園就園奨励費の充実に図ります。

3 地域の支援体制の充実

- ① 子どもが身近な地域で心身とも健やかに成長することができるよう、地域における子育て支援サービスの充実に努めます。
- ② 家庭教育講座や地域活動の推進により家庭や地域における教育力の向上に努めます。
- ③ 子育て中の家庭が地域とつながり、人と人との輪を広げるため、子育てに関する情報提供の充実に努めます。
- ④ 子育て中の家庭への支援を充実するため、地域の子育てに関連する機関のネットワークづくりや子育てサークル等への支援に努めます。

合計特殊出生率（人）

| 年 | H12 | H13 | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 |
|-----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 川越市 | 1.20 | 1.20 | 1.19 | 1.17 | 1.12 | 1.19 | 1.15 | 1.17 | 1.18 | 1.23 |
| 埼玉県 | 1.30 | 1.24 | 1.23 | 1.21 | 1.20 | 1.22 | 1.24 | 1.26 | 1.28 | 1.28 |
| 全国 | 1.36 | 1.33 | 1.32 | 1.29 | 1.29 | 1.26 | 1.32 | 1.34 | 1.37 | 1.37 |

（注）埼玉県保健統計年報による

【用語解説】

- *1 合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に産む子どもの数に相当します。

第1章 ともに助け合い、一人ひとりが健康でいきいきと安心して暮らせるまち
第1節 だれもが幸せに地域で暮らせるまちづくり

| 章 | 節 | 施策 | 施策の名称 |
|---|-----|-----|----------|
| 1 | - 1 | - 2 | 高齢者福祉の推進 |

現状と課題

現在、我が国は世界に例のないスピードで高齢化が進展しており、今後も、引き続き高齢者人口が増加するものと見込まれています。本市においても65歳以上の高齢者人口は、平成22年10月1日の70,823人から平成27年には90,988人になると予測されており、市民4人にひとりが高齢者という時代が間もなく訪れようとしています。更に、団塊の世代が75歳以上に達する平成37年には、市民約3人にひとりが高齢者になることが見込まれています。

また、核家族化の進行により高齢者のみの世帯及び高齢単身世帯も増加しています。

こうした状況を踏まえ、高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることができるよう、支援や介護が必要な高齢者に対して各種サービスを提供し、高齢者福祉の充実に努めてきました。

本格的な高齢社会の到来に伴い、高齢者が健康で生きがいのある充実した老後を過ごすことは、本人・家族の幸せはもちろん社会全体の活力を維持し続けるためにも不可欠なものです。今後は、支援や介護が必要な高齢者に対する施策を継続するとともに、高齢者の社会参加や介護予防の促進を図る必要があります。

施策の推進

1 生きがい対策の充実

- ① 高齢者のふれあい交流の拠点整備を図り、生きがいづくりを支援します。
- ② 高齢者の価値観やライフスタイルの多様化に合わせた生涯学習、就労機会の拡大、世代間交流の活動などを促進します。

2 介護予防・生活支援の推進

- ① 健康の保持・増進を図り、心身の状態の悪化を防ぎ、健康で生きがいのある生活を送れるよう、介護予防・生活支援の観点から在宅での生活を支える施策を推進します。
- ② 介護や支援が必要な高齢者等の日常生活を支援する在宅福祉サービスの充実に努めます。

3 地域包括ケア体制(*1)の推進

- ① 地域の身近な窓口となる総合相談の充実に努めます。
- ② 包括的・継続的なマネジメントが図れるよう人材の育成や保健・医療・福祉サービスの関係機関との連携を促進します。
- ③ 迅速で適切な対応が図れるよう民生委員・児童委員やボランティア等による関係機関等のネットワークづくりを更に推進します。

4 介護サービスの充実

- ① 介護サービス事業者が、適正なケアマネジメント(*2)に基づき介護サービスが提供できるよう、介護支援専門員(ケアマネジャー)(*3)の質的な向上を図ります。
- ② 利用者による良質な介護サービスの選択を支援するため、行政と介護サービス事業者との連携を図り、サービスの質の向上を促進します。
- ③ 介護保険制度の適正で効率的な運用に基づき、計画的な介護サービスの提供を促進します。

5 居住環境の整備・充実

- ① 住宅改善等に対する支援の充実に努めます。
- ② 在宅での生活が困難な高齢者のため、特別養護老人ホーム等の各種施設の整備・充実に努めます。

6 福祉医療サービスの充実

- ① 高齢者の医療サービスの充実について検討します。

【用語解説】

- *1 地域包括ケア体制：地域包括ケアとは、高齢者が要介護状態になっても可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう介護、医療、予防、生活支援、住まいの5つを一体化して提供していくシステムを言います。
- *2 ケアマネジメント：介護サービス計画(ケアプラン)に基づき、要介護者一人ひとりの心身の状況や家族状況、本人や家族の意見を踏まえた上で各種サービスを適切に組み合わせ、計画的にサービスが提供されるようにすることです。
- *3 介護支援専門員(ケアマネジャー)：要介護者又は要支援者からの相談に応じたり、心身の状態に応じ適切な居宅サービス又は施設サービスを利用できるよう、市や居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整を行う人を言います。要介護認定に必要な訪問調査や介護サービス計画(ケアプラン)の作成も行います。

第1章 とともに助け合い、一人ひとりが健康でいきいきと安心して暮らせるまち
 第1節 だれもが幸せに地域で暮らせるまちづくり

| 章 | 節 | 施策 | 施策の名称 |
|---|-----|-----|----------|
| 1 | - 1 | - 3 | 障害者福祉の推進 |

施策の指標

| 項目 | 現状値 (H22年度) | 目標年 | 目標値 |
|---------------|----------------|-------|------|
| 障害者施策の満足度 (%) | 35.2 | H27年度 | 40.0 |

(年度又は年度末の値)

現状と課題

障害のある人は、年々増加傾向にあるばかりでなく、障害の重複化や多様化、本人及び介護者の高齢化が進んでいます。

国の障害者福祉政策は、障害のある人が権利の主体として、利用したいサービスを自己選択・自己決定できる制度へと見直しが行われ、施設や病院に入所・入院する人が自ら選択する地域へ移行し、生活することを支援する方向に重点を移してきました。

本市でも地域の障害者福祉に関するシステムづくりの場として川越市地域自立支援協議会を設置し、障害者福祉の充実に取り組んできました。

障害のある人が健康でいきいきと安心して暮らすためには、市民一人ひとりが、障害や障害のある人について理解することが重要であり、また、障害のある人の特性や障害の程度に応じた保健・医療・福祉のサービスの充実が求められています。

更に、障害の有無にかかわらず、誰もが人格と個性を尊重し合い、ともに生きる社会の実現が求められています。

障害のある人が地域で生活するためには、障害の程度に応じた支援が必要となります。そのため、今後より一層、在宅福祉サービスの充実、就労の機会の拡大、社会参加の促進、生涯にわたる学習機会の充実などを進めていく必要があります。

手帳所持者数の推移 (人)

| | 平成 17 年度 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 |
|-------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 身体障害者 | 7,967 | 7,998 | 8,737 | 9,094 | 9,390 |
| 知的障害者 | 1,389 | 1,394 | 1,439 | 1,524 | 1,838 |
| 精神障害者 | 703 | 832 | 933 | 1,078 | 1,205 |

施策の推進

1 保健・医療サービスの充実

- ① 障害の発生予防及び早期発見、早期療育事業の充実に努めます。
- ② 重度障害者（児）とその家族の経済的負担を軽減するため、医療費公費負担制度の充実に図ります。

2 生涯にわたる学習機会の充実

- ① 障害のある子どもの乳幼児期における成長を支援するため、相談・支援の充実に図ります。
- ② 障害のある子どもの教育を充実させるため、特別支援学級等の学校教育の充実に図ります。
- ③ 障害のある人の学習機会を提供するため、公民館等において障害のある人のための講座の充実に図ります。

3 雇用・就労の促進

- ① 障害のある人が、能力に応じた働く場を確保できるよう、川越市障害者就労支援センターの充実に努めます。
- ② 障害の種類・程度に応じ、一般企業で働く企業就労や、施設で働く福祉的就労（*1）の促進に努めます。

4 社会参加の拡充

- ① 障害のある人の社会参加を促進するため、広報・広聴活動の充実に図ります。
- ② 市、埼玉県等のスポーツ大会への参加を促進します。
- ③ 障害のある人を支援するボランティア組織の充実に図ります。

5 福祉サービスの充実

- ① 利用しやすい在宅福祉サービスの充実に図ります。
- ② 各種障害者施設の整備を促進します。
- ③ 障害者相談支援事業の充実に図ります。

6 障害及び障害のある人を理解するための施策の推進

- ① 障害者週間記念事業などを通じ、障害のある人となない人、また障害のある人同士の交流の機会の拡大を図ります。
- ② 小・中学校と福祉施設、特別支援学校との交流などを行い、福祉教育の推進に努めます。

【指標解説】

- 障害者施策の満足度：障害者計画等策定のためのアンケート調査（対象者は身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者）において、市の障害者施策について「満足」と答えた人の割合（%）と「やや満足」と答えた人の割合（%）を足したものです。

【用語解説】

- *1 福祉的就労：一般企業での就労が困難な障害のある人が、各種の授産施設等で職業訓練等を受けながら作業を行うことを言います。

第1章 とともに助け合い、一人ひとりが健康でいきいきと安心して暮らせるまち

第1節 だれもが幸せに地域で暮らせるまちづくり

| 章 | 節 | 施策 | 施策の名称 |
|---|-----|-----|---------|
| 1 | - 1 | - 4 | 地域福祉の推進 |

現状と課題

近年、少子高齢化の進展や地域における相互扶助機能の弱体化など、家庭や地域を取り巻く環境が大きく変化し、高齢者の孤独死、家庭内暴力、虐待、ひきこもりなどが新たな社会問題となっています。これらの多様化する地域の問題に対して行政のみで対応することは困難であることから、平成12年に改正された「社会福祉法」においては、基本理念のひとつに地域福祉の推進が掲げられました。地域福祉の推進に向けては、住民や各種団体、事業者等と協力しながら、ふれあい・支え合い・助け合いの地域づくりを行うことが求められています。

このような状況を踏まえ、地域住民や地域の組織、各種団体、事業者等の参画を得ながら、平成18年3月に「川越市地域福祉計画」を策定し、市民一人ひとりが、住み慣れた地域において、その人らしく、輝き、安心して、いきいきと暮らすことができる地域づくりを推進してきました。

地域福祉に対する意識啓発を目的に毎年開催している地域福祉講演会や地域福祉活動の立上げを支援する地域福祉活動補助金により、徐々に地域福祉に対する理解が進み、地域が抱える課題を住民同士の助け合いで解決しようという動きも現れてきています。

地域福祉の実現に当たっては、あらゆる市民の理解と協力が欠かせません。そこで、地域福祉に対するより一層の理解促進を図り、これからの時代にふさわしい、それぞれの地域の特徴に応じた助け合い機能が構築されるよう支援していく必要があります。更には、支援を要する人や地域が抱える課題に地域全体が協力・連携して対処できるよう、福祉支援ネットワーク(*1)の構築を図ることが重要となります。

施策の推進

1 市民参加の促進

- ① 情報提供や知識・技術を学ぶ機会の提供など市民やボランティア団体の活動の支援に努めます。
- ② 市民の主体的参加を図るため、市民相互の交流事業や学習会等の開催を促進します。
- ③ 広報やホームページなどを活用して、市民が手軽に必要な情報を入手できるように努めます。
- ④ 市民のボランティアなどの活動への参加意欲の高まりに対応するとともに、地域での活動を活性化させるため、ボランティアの養成・確保を支援します。

2 地域における福祉サービスの適切な利用の促進

- ① 福祉サービスを必要とする市民のために、相談支援体制の整備や必要なサービスを利用することができるしくみづくりに努めます。
- ② 権利擁護や苦情解決など適切なサービス利用を支援する制度の整備を図ります。

3 社会福祉事業への支援

- ① 社会福祉事業者が提供する多様なサービスの振興を促進し、これらと行政サービスの連携による協働の実現に努めます。

4 社会福祉協議会の基盤の整備強化

- ① 地域福祉の担い手である社会福祉協議会の基盤の整備強化を促進します。



地域福祉講演会

【用語解説】

- *1 福祉支援ネットワーク：地域における活動の担い手である地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自治会、老人クラブ、ボランティアサークル等の連携を言います。

第1章 とともに助け合い、一人ひとりが健康でいきいきと安心して暮らせるまち
 第1節 だれもが幸せに地域で暮らせるまちづくり

| 章 | 節 | 施策 | 施策の名称 |
|---|-----|-----|---------|
| 1 | - 1 | - 5 | 社会保障の推進 |

施策の指標

| 項目 | 現状値 (H21年度) | 目標年 | 目標値 |
|----------------------------|----------------|-------|------|
| 特定健康診査受診率 (%) | 33.0 | H27年度 | 80.0 |
| 要介護認定者に占める介護サービス利用者の割合 (%) | 78.1 | H27年度 | 81.5 |

(年度又は年度末の値)

現状と課題

急激な少子高齢化による人口構成の変化を背景に、社会保障の機能を強化し、同時に安定的な持続できる制度にしていくことが求められています。また、景気低迷による雇用情勢の悪化により、失業者が増加し、生活保護の申請が急増しています。

国民健康保険制度については、医療費の適正化、国民健康保険税の収納率向上等に努めてきました。年々医療費は増大し、厳しい運営状況が続く中、今後は健康づくり支援のために保健事業の推進が重要となります。また、保険財政の安定化を目指した制度維持に向け、国民健康保険の広域化実現を図るため、都道府県単位を運営主体とする検討が課題となっています。

後期高齢者医療制度については、政府が新たな制度の検討を進めています。その動向を見据えながら、埼玉県後期高齢者医療広域連合(*1)と連携を図り、制度の健全な運営に努める必要があります。

国民年金制度については、窓口で各種届出の受付や制度の説明、相談を行うとともに広報紙等を通じて制度の啓発に努めてきました。今後更に年金事務所(*2)と連携し、国民年金に対する理解を深め、不安の解消を図る必要があります。

介護保険制度については、介護サービスの利用促進、介護給付費の適正化に努めてきました。高齢化の進展に伴う介護ニーズの増加に対応するため、介護サービスの計画的な整備充実を図る必要があります。

生活保護制度については、面接相談員等による相談体制の充実に努めてきました。生活保護の申請が急増している中、今後更に実施体制の充実を図り、保護の適正実施を図る必要があります。

施策の推進

1 国民健康保険制度の健全な運営

- ① 診療報酬明細書の効率的な点検等を行い、医療費の適正化対策を推進します。
- ② 健全な運営を行うため、国民健康保険税の適正化に努め、収入の確保を図ります。
- ③ 生活習慣病予防を図るとともに健康づくりを支援するため、保健事業の推進を図ります。

2 高齢者に対する医療制度の円滑な運用

- ① 後期高齢者医療制度の周知を図り、安定的かつ健全な制度運営に努めます。

3 国民年金制度の啓発

- ① 年金事務所との連携を図り、年金相談体制の充実を図ります。
- ② 市民の年金受給資格を確保するため、広報紙等により国民年金制度の啓発を推進します。

4 介護保険制度の健全な運営

- ① 介護保険の適正なサービス利用を図るため、介護給付適正化の取組を進めます。
- ② 低所得者等に対する利用者負担を軽減することにより、介護サービスの利用の促進を図ります。

5 生活保護制度の適正な運用

- ① 保護の受給要件の的確な把握等による制度の適正な実施を図ります。
- ② 面接相談体制等実施体制の充実強化を図ります。
- ③ 民生委員等関係機関との連携の強化を図ります。

国民健康保険加入者、医療費等の推移

世帯数、被保険者数は年間平均数

| 区分 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 |
|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 世帯数 | 61,573 | 62,606 | 63,144 | 53,867 | 54,889 |
| 被保険者数 | 116,970 | 117,430 | 117,152 | 96,746 | 97,810 |
| 医療給付費(千円) | 17,373,076 | 18,432,715 | 19,791,298 | 20,867,358 | 22,364,626 |

※医療給付費とは、一般被保険者及び退職被保険者の療養給付費、療養費(移送費含む)、高額療養費の合計

要介護認定者数と介護保険給付費の推移

要介護認定者数は年度末現在

| 区分 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 |
|-----------|-----------|-----------|------------|------------|------------|
| 要介護認定者数 | 7,377 | 7,821 | 8,381 | 8,929 | 9,506 |
| 保険給付費(千円) | 9,254,809 | 9,705,560 | 10,644,584 | 11,520,731 | 12,949,152 |

生活保護被保護世帯数と保護率の推移

年度平均1箇月

| 区分 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 被保護世帯数 | 1,838 | 1,888 | 1,954 | 2,086 | 2,415 |
| 保護率(%) | 8.4 | 8.5 | 8.6 | 9.0 | 10.2 |

※保護率は被保護人員/人口；千分率表示

【用語解説】

- *1 埼玉県後期高齢者医療広域連合：後期高齢者医療制度を運営する特別地方公共団体で、埼玉県内の全ての市町村が加入し、被保険者の資格管理や医療の給付、保険料の賦課に関する事務等を行っています。
- *2 年金事務所：平成22年1月1日の「日本年金機構」の設立に伴い、従来の社会保険事務所は「年金事務所」に変わりました。

第1章 とともに助け合い、一人ひとりが健康でいきいきと安心して暮らせるまち
 第2節 生涯を通じた健康づくりと安全なまちづくり

| 章 | 節 | 施策 | 施策の名称 |
|---|-----|-----|----------|
| 1 | - 2 | - 1 | 健康づくりの推進 |

施策の指標

| 項目 | 現状値 (H21年度) | 目標年 | 目標値 |
|--------------|----------------|-------|------|
| 運動習慣者の割合 (%) | 35.3 | H27年度 | 36.0 |

(年度又は年度末の値)

現状と課題

急激な少子高齢化が進展する中で、市民一人ひとりが、生涯にわたり健康でいきいきとした人生を送ることができるように支援することが求められています。健康づくりは本来、市民一人ひとりが主体的に取り組む課題ですが、個人の努力だけでは限界があります。そのため、社会全体として支援することが必要です。また、市民が心身の健康を保持し、豊かな人間性を育むために「食育」を推進する必要があります。

本市では、平成17年に策定した「川越みんなの健康プラン（健康日本21・川越市計画）」に基づいて、市民の生涯を通じた健康づくりを推進するため、関係機関との連携を強化し、健康診査事業、健康教室、健康相談等健康増進事業を進めてきました。また、家庭、学校、地域などさまざまな場所において、市民、関係機関・団体、行政が一体となった「食育」を目指す「川越市食育推進計画」を平成22年3月に策定しました。これらの計画を受けて、自主的な健康づくりのための市民活動を支援し、事業を推進するための基盤整備を進めています。

今後、市民一人ひとりが心身ともに健やかな人生が送れるよう、若年層から老年層までライフステージに対応した生涯にわたる健康づくりの一層の推進が求められ、健康づくりを支援する基盤整備の充実が課題となっています。

施策の推進

1 健康づくりの支援

- ① 各種会議等を実施し、関係機関・団体とのネットワークを構築するとともに目的に応じた連携を行い、健康づくりの基盤整備を図ります。
- ② 市民の自主的な健康づくりを支援するため、保健推進員等の団体の育成あるいは支援を行います。
- ③ 食育の推進及び歯科保健の充実を図ります。

2 母子保健の充実

- ① 健やかな子どもたちの育成を支援するため、関係機関との連携を強化し、健康診査、健康相談、健康教室等を充実させるとともに、次代の親となる思春期から、妊娠、出産、育児期にわたる母子保健の充実を図ります。

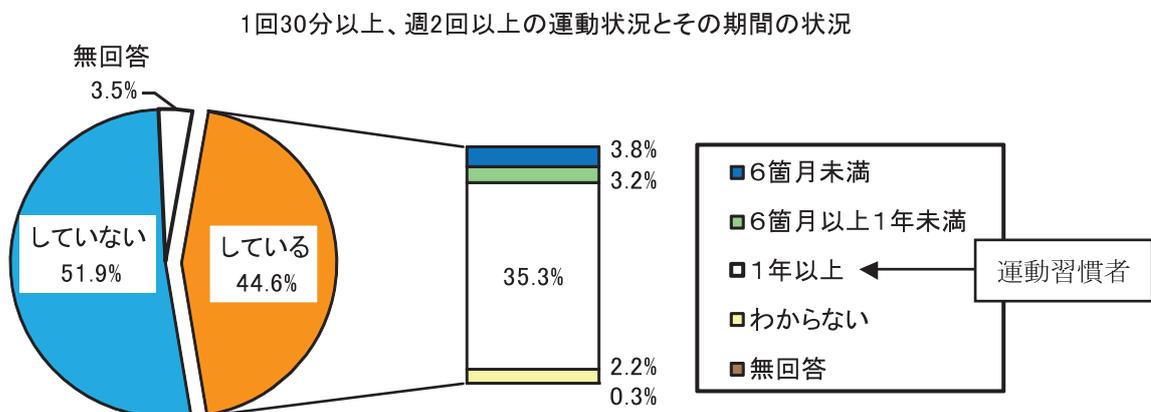
3 成人保健の充実

- ① 一人ひとりが健康でいきいきとした人生を送ることができるように、生活習慣病の予防、心身の健康の保持増進を目的とした健康診査、健康相談、健康教育等を、関係機関との連携を図り充実させるとともに、生涯にわたる健康づくりを支援します。

平成 21 年度 川越市民の健康についてのアンケート調査結果

<運動習慣者の割合>

1回30分以上、週2回以上の運動状況とその期間の状況



* 端数処理の関係で合計は一致しない

【指標解説】

- 運動習慣者の割合：1回30分以上の運動を週2回以上実施し、1年以上継続している人の割合を言います。

第1章 とともに助け合い、一人ひとりが健康でいきいきと安心して暮らせるまち

第2節 生涯を通じた健康づくりと安全なまちづくり

| 章 | 節 | 施策 | 施策の名称 |
|---|-----|-----|--------------|
| 1 | - 2 | - 2 | 保健衛生・医療体制の充実 |

現状と課題

近年、社会状況が大きく変化する中で、市民の健康や生活に影響を及ぼす要因も複雑化・多様化しています。

感染症については、平成21年に全世界を巻き込んだ新型インフルエンザが発生し、今後も新たな感染症の発生が危惧されています。

精神保健については、仕事や生活等に関するストレスから、不安や悩みを強く感じる人の増加が大きな問題となっています。

食品の安全性については、輸入冷凍餃子事件等をきっかけに漠然とした不安を感じる人が増加し、保健所への相談件数が増えています。

このような状況の中、市では保健所を中心として保健衛生施策を推進してきました。感染症対策や精神保健対策では、相談事業の推進や普及啓発などに努めてきました。食品衛生や生活衛生については、食の安全・安心や衛生的で快適な生活環境を確保するため、監視・指導や検査を行ってきました。また、動物愛護については、イベントや広報紙を活用した普及啓発に努めてきました。

今後は、これらの施策を更に推進し保健衛生の向上を図るため、関係機関との連携を強化し実施体制の充実に努める必要があります。

医療を取り巻く環境は、医療技術の進歩、市民の医療に対する意識などが大きく変化しています。医療体制については、初期救急医療の充実や、特定の医療機関への過度の患者集中を緩和する施策などを中心に対策を進めてきました。今後は、市民に必要な医療サービスが提供できるよう、公的医療機関を含めた医療機関の役割の見直しと医療体制の充実が課題となっています。

また、平常時から健康危機の発生防止に努めるほか、緊急時の健康危機管理体制の強化を図る必要があります。

施策の推進

1 精神保健対策の推進

- ① 市民の心の健康づくりを推進するため関係機関と連携を図りながら、精神保健相談・訪問指導を充実します。
- ② 精神障害者の社会復帰と自立を支援し、社会経済活動への参加を促します。
- ③ 精神保健に関する正しい理解と知識の普及啓発や関係組織の育成に努めます。

2 感染症予防対策の推進

- ① 結核・エイズをはじめとする感染症の正しい知識の普及啓発を図り、感染症の予防とまん延の防止に努めます。
- ② 関係機関や団体との協働による疾病予防体制の整備を図るとともに、緊急時における危機管理体制を強化します。

3 地域医療体制の整備・充実

- ① 市民への適切な医療の提供を確保するため、地元医療団体等と連携して「かかりつけ医」の定着、病診連携の推進、救急医療体制の整備など、医療機能の充実を図ります。
- ② 民間医療機関では困難な医療サービスを提供するなど、公的医療機関の在り方を見直します。
- ③ 薬に関する正しい知識の普及啓発に努めます。

4 食の安全・安心の確保

- ① 食品の製造所や販売店への監視指導と検査体制を強化し、食の安全・安心を確保するとともに、食品衛生に関する正しい知識の普及に努めます。

5 衛生的で快適な住環境の確保

- ① 公衆浴場や理容所など、生活に密着した生活衛生施設の衛生水準の維持向上のため、監視指導體制の充実に努めます。また、衛生害虫(*1)等の相談・情報提供を行います。
- ② 特定建築物(*2)の衛生的な維持管理の指導に努めます。

6 人と動物が共生できる豊かな社会づくり

- ① 犬・猫等の適切な飼い方の知識や動物愛護思想の普及啓発に努め、人と動物が共生できる豊かな社会づくりを推進します。

【用語解説】

- *1 衛生害虫：病気を媒介したり、吸血や刺すことによって人に害を与えたり、人に不快感を与える昆虫などを言います。
- *2 特定建築物：「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき、維持管理上特に配慮が必要な3,000㎡以上の面積を有する建物を言います。

第1章 ともに助け合い、一人ひとりが健康でいきいきと安心して暮らせるまち
第3節 安心できる生活を支えるしくみづくり

| 章 | 節 | 施策 | 施策の名称 |
|---|-----|-----|-------------|
| 1 | - 3 | - 1 | 保健・医療・福祉の連携 |

現状と課題

少子高齢化の進展に伴い、保健・医療・福祉サービスに対する市民のニーズは多様化、高度化しています。ニーズに対応し、適切なサービスを提供していくためには、市民一人ひとりに応じた最適なサービスの種類などについて適切に判断し、総合的・一体的に提供する体制が必要です。こういったことから、保健・医療・福祉のサービス提供部門の連携が一層求められています。

また、社会福祉の基礎構造改革(*1)により、社会福祉に関わるサービスは、行政が行う「措置」から市民自らが「選択・契約」するものへと転換されました。サービスを提供する事業者も従来の社会福祉法人に加えて、営利法人やNPO法人(*2)が参入できるようになり、その数も増加しています。

このような状況の中、市民に身近な保健・医療・福祉のサービスを効率的に提供できるよう、社会福祉審議会、市民健康づくり推進協議会、歯の健康づくり推進検討委員会の開催や社会福祉協議会を軸とした関係機関の連携に取り組んできました。また、市民に地域福祉についての理解を深めてもらうため、地区社会福祉協議会役員や民生委員等、地域のリーダーを主な対象とし、地域福祉講演会を毎年開催しています。

利用者主体のサービスを総合的かつ効率的に提供するためには、サービスの提供主体である行政、事業者、地域におけるさまざまな団体が連携し、地域に数多く存在する施設、人材、組織、しくみといった社会資源を効率的に運用し、それぞれの専門分野に応じて役割を分担することにより、きめ細かな対応を行う必要があります。

施策の推進

1 保健・医療・福祉関係機関等の連携

- ① 保健・医療・福祉サービスを提供している関係機関や事業者との情報の共有化や連絡協議会の設置など連携の強化を図ります。

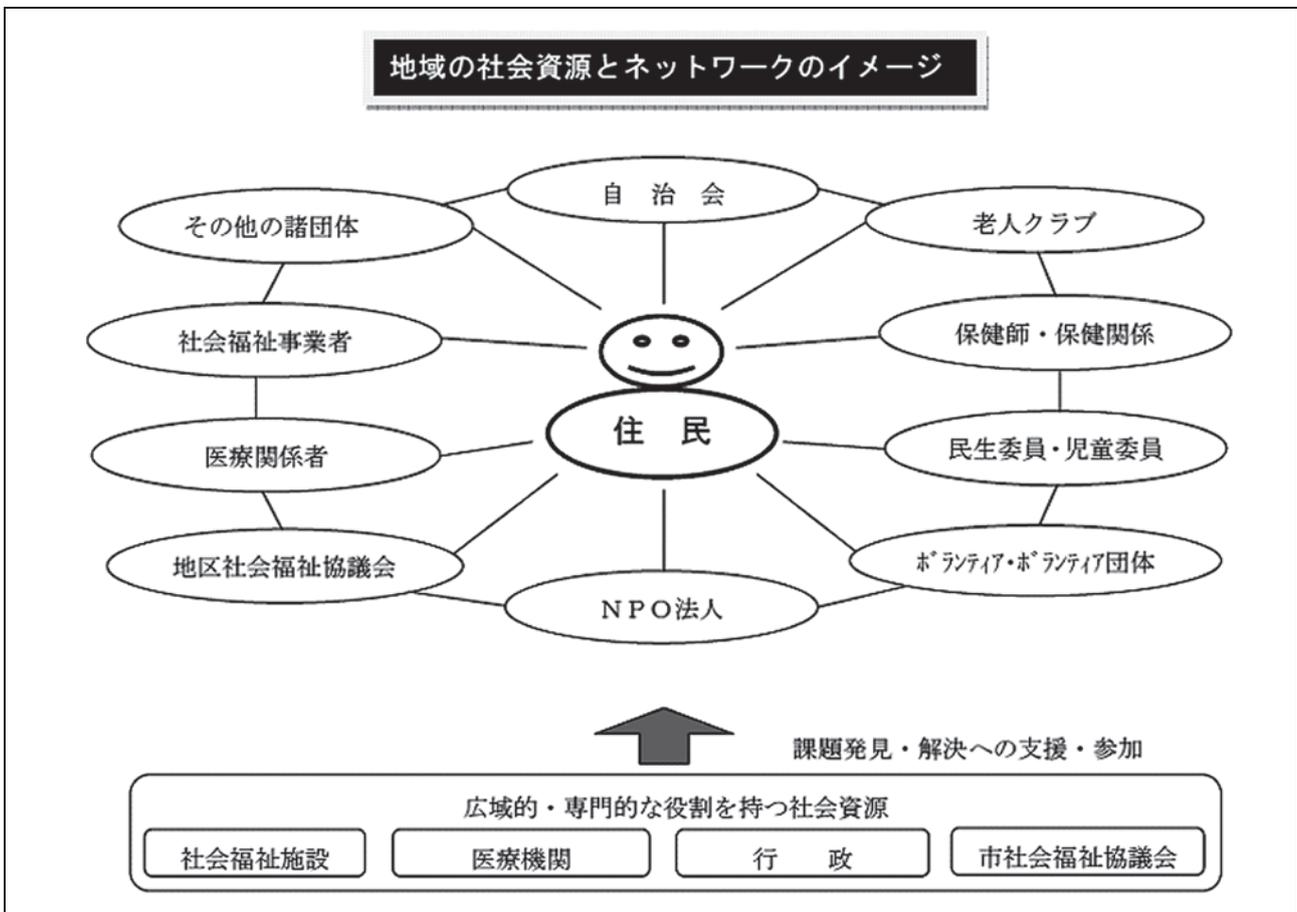
2 地域関係団体（者）の連携

- ① 市民の最も身近なところにあつて活動している地域の自治会、民生委員・児童委員、保健推進員等の地域関係団体（者）のネットワークづくりなど連携の強化を図ります。

3 行政における連携体制

- ① 横断的な情報の活用及び総合的なサービスの提供を図るため、市組織の連携体制の充実を図ります。
- ② 連携体制の効果的な運用を図るため、情報機器を用いたシステムの改善を進めていきます。

地域の社会資源とネットワークのイメージ図



【用語解説】

- *1 **社会福祉の基礎構造改革**：福祉サービスの受給者と提供者との対等な関係の確立や地域での総合的な支援などを理念とし、個人が必要に応じてサービスを選択して利用するという普遍的な社会福祉の制度への転換を目指した改革です。
- *2 **NPO法人**：特定非営利活動法人の略称。政府・自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行っています。

分野別計画

第2章

学びと交流を深め、豊かな心と文化をはぐくむまち

—教育・文化・スポーツ—



中学校での少人数授業

第2章 学びと交流を深め、豊かな心と文化をはぐくむまち

第1節 活力ある地域を創る生涯学習の推進

| 章 | 節 | 施策 | 施策の名称 |
|---|-----|-----|--------------|
| 2 | - 1 | - 1 | 生涯学習環境の整備・充実 |

施策の指標

| 項目 | 現状値 (H21年度) | 目標年 | 目標値 |
|--------------|----------------|-------|-----|
| 学習施設利用者数(万人) | 141 | H27年度 | 200 |

(年度又は年度末の値)

現状と課題

生涯学習社会とは、生涯を通じ、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができる社会であり、その成果を適切に生かすことのできる社会です。こうした生涯学習社会に向けて、行政には市民が学びやすい環境を総合的に整備していくことが求められています。また、人格の形成や知識基盤社会(*1)に向けて、市民が主体的に学び、連携する場を整備することは国の「教育振興基本計画」に沿うものとなっています。こうした学習需要の広がりとともに、学習者と学習内容の多様化が見られ、そのための施設整備も求められてきています。

最も市民に身近な学習施設である公民館の施設の整備を図るとともに、インターネットなどを利用した学習情報の提供や学習相談体制の拡充、図書館や博物館などの学習機能の拡充、高等教育機関との連携など、日常生活圏での学びを支援する学習環境の整備に努めています。一方、市民が学習施設に求める機能は変化してきており、平成20年に開設した高階市民センター、平成21年に開設した名細市民センターでは、従来の公民館にない軽体育室や多目的室といった新たな学習環境を整備しました。

今後も高階、名細市民センターの施設機能に見られるような新たな需要への対応が求められるとともに、建設から年数を経過した社会教育施設等の改修など、総合的な計画に基づく学習環境の整備の必要が生じています。

施策の推進

1 生涯学習推進体制の確立

- ① 「川越市生涯学習基本構想・基本計画」を推進します。
- ② 生涯学習を推進するための拠点施設を設置します。
- ③ 教育機関、関係各課が連携を図り、市民の学習活動の支援ができるように、関係職員の資質向上に努めます。

2 身近な学習施設の整備・充実

- ① 市民にとって身近な場で、多様な市民活動ができるよう、公民館をはじめとする学習施設の整備・充実に努めます。
- ② 市民が利用しやすい公民館とするため、(仮称)地区市民センター構想との整合を図り、施設機能の見直しを行います。(第6章第1節施策1「地域コミュニティ活動の推進」参照)

3 図書館サービス網の整備・充実

- ① 「川越市図書館サービス網計画」に基づき、市民が身近な場所で図書館サービスを受けることができるよう、中央図書館を中心とした各分館とのネットワークによる図書館網の整備を目指します。
- ② 図書館サービスに関する多様な市民要望に応えるため、各分野の資料や学習・研究情報の提供サービスの充実を図ります。
- ③ 市民の図書館利用を促進するため、県立図書館、相互利用協定の図書館、大学や学校図書館との連携・協力を推進します。

4 博物館の整備・充実

- ① 多様化する市民の学習活動への対応と観光に貢献する施設として、常設展示の見直しを図るとともに、収蔵システムやスペースを検討し、収蔵機能の充実を図ります。
- ② 文化財及び観光拠点施設としての機能を継承していくため、本丸御殿・蔵造り資料館の整備に努めます。

5 高等教育機関等との連携・協働の推進

- ① 近隣の大学などの高等教育機関との連携により、生涯学習の機会拡充を図ります。
- ② 市民の自主的活動を推進するため、NPO等が交流する機会の拡充や支援を進めます。
- ③ 産学公の連携により情報の共有化の推進と多様なプロジェクトの実施を図ります。

学習施設利用者数の推移(人)

| 施設名 | H12年度 | H13年度 | H14年度 | H15年度 | H16年度 |
|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 公民館 | 761,225 | 815,467 | 863,632 | 1,101,292 | 820,442 |
| 図書館 | 235,283 | 231,259 | 483,565 | 519,908 | 506,783 |
| 博物館 | 135,748 | 123,816 | 113,624 | 115,073 | 103,359 |
| 合計 | 1,132,256 | 1,170,542 | 1,460,821 | 1,736,273 | 1,430,584 |

| 施設名 | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 |
|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 公民館 | 814,450 | 780,811 | 871,210 | 865,163 | 716,257 |
| 図書館 | 499,218 | 490,328 | 462,711 | 600,173 | 612,432 |
| 博物館 | 97,971 | 103,341 | 109,727 | 94,818 | 89,022 |
| 合計 | 1,411,639 | 1,374,480 | 1,443,648 | 1,560,154 | 1,417,711 |

【指標解説】

- **学習施設利用者数**:生涯学習の充実度を図る一つの指標として、公民館利用者数、図書館利用者数、博物館入館者数の合計数を設定しました。

【用語解説】

- *1 **知識基盤社会**:一般的に知識が社会・経済の発展を駆動する基本的な要素となる社会を指します。類義語としては、知識社会、知識重視社会、知識主導型社会などがあります。

第2章 学びと交流を深め、豊かな心と文化をはぐくむまち

第1節 活力ある地域を創る生涯学習の推進

| 章 | 節 | 施策 | 施策の名称 |
|---|-----|-----|---------------|
| 2 | - 1 | - 2 | 生涯にわたる学習活動の推進 |

施策の指標

| 項目 | 現状値 (H21 年度) | 目標年 | 目標値 |
|---------------|-----------------|--------|---------|
| 生涯学習事業参加者数（人） | 93,530 | H27 年度 | 135,000 |

（年度又は年度末の値）

現状と課題

生涯にわたる学習活動は、市民自らがテーマを選び、自分に合った方法で必要なことを学ぶものです。このため、多様な学習の機会が求められ、その提供が必要となっています。また、国の教育の方向のひとつとして、教養と専門性を備えた知性豊かな人間の育成が挙げられ、社会の変化に応じた学習の機会の提供も求められています。そして社会全体で教育の向上に取り組むことが基本的な方向となっており、地域の教育力の向上が、子どもの安全・安心を確保し、自立して社会で生きていく力を育てるものとして、目指すべきものとなっています。

こうしたことから、生涯にわたる学習活動を推進するため、生涯学習に関する意識を調査するとともに、公民館、博物館、図書館等の社会教育施設で各種の講座を開催しています。特に、生涯の各時期に応じた課題や、少子高齢化、環境問題など社会的に要請される学習に取り組んでいます。更に市民の知識や技能を生かした「市民講座」を市と市民の協働の事業として実施しています。地域においては、市内全域に子どもサポート委員会(*1)を組織し、学校支援事業を含め、子どもたちのさまざまな体験や大人との交流、ふれあいの機会を充実していく活動を展開しています。

地域や国内外のさまざまな社会状況のもとで、教育の振興を図るには、学校・家庭・地域社会の連携による取組が求められています。この取組は、家庭や地域の教育力の向上につながることから、今後は更に地域の教育活動の支援を図る必要があります。

施策の推進

1 多様な学習機会の創設

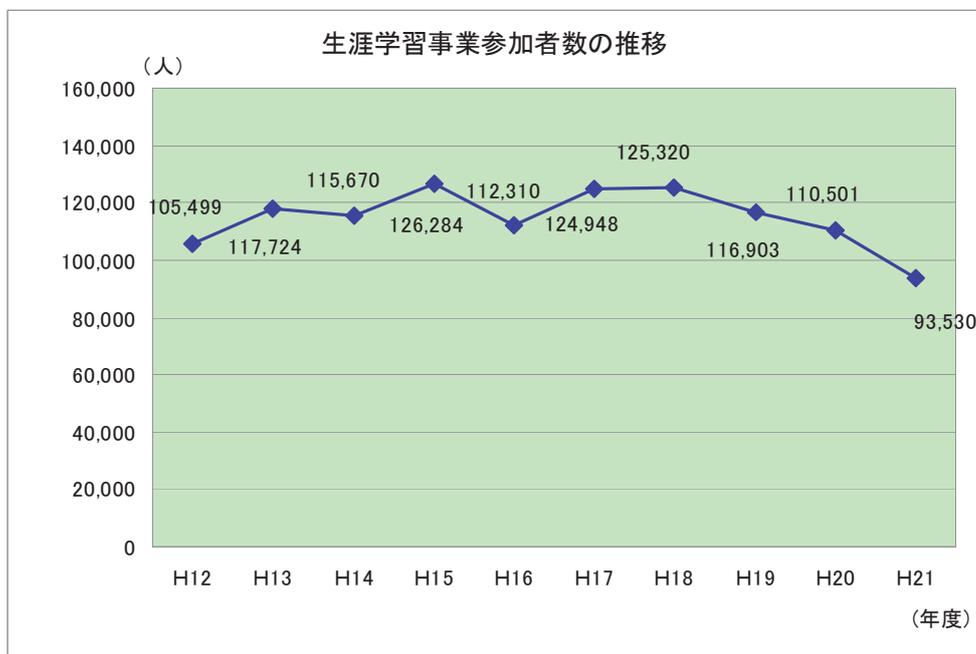
- ① 市の関係各課、教育機関や民間等の学習情報や人材など学習資源の収集に努め、学習情報の一元化を図り、市民にとって利用しやすい、学習情報の提供システムを整備します。
- ② 市民の学習意識や行動について把握するため、生涯学習に関する意識調査を定期的実施します。
- ③ 市民主体の多様な学習や文化活動の促進、また社会の中で培った知識や技能が生かされる場の拡充を図るため、市民と市の協働による市民講座を提供します。

2 社会の変化に応じた学習機会の提供

- ① 子どもの成長段階や高齢期の生き方など、生涯の各時期に応じて生じる課題、特に社会の変化に応じた学習課題に関する学習機会の充実を図ります。
- ② 人権学習、環境学習、情報学習など現代的課題に対応した学習の機会を提供します。

3 地域の教育力の向上

- ① 子どもたちの生きる力を育むため、学校・家庭・地域社会の連携を更に深め、地域や学校での学びを支援するシステムを整備し、個々に行われる事業を支援し、また、地域の教育力の向上を図るため、地域ぐるみで教育活動を進めます。
- ② 地域への愛着とまちづくりへの市民の参加意識を高揚させるため、郷土の歴史や伝統文化などの地域の教育資源を学ぶ地域学習を推進し、活力あるまちづくりを進めます。



【指標解説】

- **生涯学習事業参加者数**：生涯学習事業に対する市民の参加状況を示す指標として、公民館主催事業の参加者数を設定しました。

【用語解説】

- *1 **子どもサポート委員会**：学校教職員、社会教育施設職員、地域の各種団体の代表、ボランティア等で構成している、地域や学校での子どもの学びを支援するための組織です。

第2章 学びと交流を深め、豊かな心と文化をはぐくむまち

第2節 個性を生かす学校教育の推進

| 章 | 節 | 施策 | 施策の名称 |
|---|-----|-----|------------------|
| 2 | - 2 | - 1 | 豊かな人間性をはぐくむ教育の推進 |

施策の指標

| 項目 | 現状値 (H21年度) | 目標年 | 目標値 |
|---------------------------------------|----------------|-------|------|
| 中学校での年間不登校生徒出現率(%) | 3.33 | H27年度 | 2.75 |
| 小学校第5・6学年1学級当たりの英語指導助手(AET)の年間訪問回数(日) | 5 (H20年度) | H27年度 | 10 |
| 小学校における年間平均読書冊数(冊) | 45.0 | H27年度 | 50.0 |
| 中学校における新体力テスト総合評価(5段階)が3段階以上の割合(%) | 82.6 | H27年度 | 90.0 |

(年度又は年度末の値)

現状と課題

平成18年12月に改正された「教育基本法」第17条により、国は、教育の振興に関する施策の総合的な計画「教育振興基本計画」を策定することが義務付けられ、地方公共団体においても地域の実情に応じた教育の振興に関する計画を策定するよう努めなければならないとされ、本市では、平成22年度に「川越市教育振興基本計画」を策定しました。

今日の多様化・複雑化する社会に対応して、児童生徒が個性を生かし豊かな人間性や確かな学力を身に付け、生きる力を育むことができるよう、学校教育の充実がより一層求められています。また、いじめや不登校、児童生徒による非行問題行動等の課題解決に向け、これまでの対応や施策を更に推進し、各学校の実態に応じた創意工夫のもと、家庭・地域との連携を図り児童生徒の健全育成に努めていくことが求められています。

本市では、一人ひとりの児童生徒へきめ細かな指導を行うため、市独自の少人数学級編制の導入、生徒指導や教育相談体制の整備充実、地域人材の活用、特別支援教育の充実などに取り組んできました。また、中核市川越として教職員研修体系を確立させ、心豊かで指導力を持った教職員の育成を推進してきました。

更に、個々の児童生徒の能力・適性・興味・関心に応じた指導を行うための少人数指導やティーム・ティーチング(同一集団を2人以上の教師できめ細かく指導する体制)等による指導方法の工夫改善、英語教育の充実のための英語指導助手(AET)の派遣、情報活用能力育成のための情報機器等の整備、読書活動の充実、体力向上の推進をより一層進めていく必要があります。また、家庭・地域との連携、小・中学校の連携をより一層図るとともに、教職員の資質の向上に努める必要があります。

施策の推進

1 教育行政の総合的・計画的な推進

- ① 「川越市教育振興基本計画」に基づき、施策を推進します。また、教育行政の事務の管理・執行状況について、点検・評価を行い公表します。

2 個に応じた教育の推進

- ① 少人数学級のための臨時講師配置など、個性を生かし確かな学力と豊かな心を育む教育を推進します。

3 学校間の連携の推進

- ① 小・中学校間等の連携を深め、学校教育の充実・活性化を図ります。

4 生徒指導・進路指導の充実

- ① さわやか相談員やスチューデント・サポーター等を活用し、不登校児童・生徒の解消に努めます。
- ② きめ細かな生徒指導、中学生社会体験事業の実施等を通して、生徒指導・進路指導の充実に努めます。

5 地域に関わった特色ある学校づくりの推進

- ① 学校評議員制度や地域人材の活用事業、日本語指導ボランティアの派遣などを通して、地域人材の積極的な活用を図るとともに、地域との連携を推進します。

6 教職員の資質向上

- ① 教育課題や各教職員の経験や職能に応じた各種研修事業を充実させ、豊かな人間性と確かな指導力を持った教職員の育成に努めます。

7 特別支援教育の充実

- ① 障害のある児童生徒一人ひとりの自立に向けたきめ細かな支援を行います。

8 英語教育・外国語（英語）活動及び国際理解教育の推進

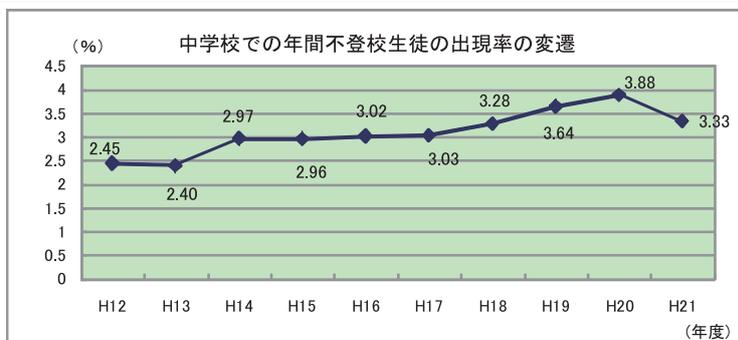
- ① 英語指導助手（AET）の増員配置など、英語力の育成や外国語（英語）活動、国際理解教育の充実に努めます。

9 小・中学校情報教育の推進

- ① コンピュータ施設・設備の充実を図り、情報活用能力の育成に努めます。
- ② 情報モラル教育の充実に努めます。

10 読書活動の充実及び体力向上の推進

- ① 読書活動の充実を図り、豊かな心の育成に努めます。
- ② 自ら進んで体力向上を目指す児童生徒の育成に努めます。



【指標解説】

- 中学校での年間不登校生徒出現率：何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、1年間に30日以上学校に登校できない生徒の割合です。（ただし、「病気」や「経済的な理由」による者を除きます。）

第2章 学びと交流を深め、豊かな心と文化をはぐくむまち

第2節 個性を生かす学校教育の推進

| 章 | 節 | 施策 | 施策の名称 |
|---|-----|-----|------------|
| 2 | - 2 | - 2 | 教育環境の整備・充実 |

施策の指標

| 項目 | 現状値 (H21年度) | 目標年 | 目標値 |
|----------------------|----------------|-------|----------------|
| 小・中学校施設の耐震化率 (%) | 63 | H27年度 | 100 (H24年度) |
| 大規模改造工事進捗率 (%) | 44 | H27年度 | 59 |
| 小・中学校図書館図書標準の達成率 (%) | 74 | H27年度 | 100 |

(年度又は年度末の値)

現状と課題

本市では、一人ひとりの児童生徒に安全・安心な生活を確保し、健やかな成長を育むために、小・中学校の施設・設備の大規模改造工事や耐震補強工事等を実施し、学習環境の整備・充実を図ってきました。また、学校給食センターの整備事業、育英資金貸付制度の充実を推進しています。

特に、耐震補強工事については、平成24年度の完了を目指し取り組んでいます。耐震化が完了した後は、校舎・体育館等の損耗、機能低下を復旧させるための大規模改造工事や改築を含めた具体的な計画の策定に向け検討を進めていく必要があります。また、併せて、少人数学級の拡大、多様な学習形態などに対応する必要があります。

市立川越高等学校については、中高一貫教育を目指した改革・充実を図るため、継続的・多角的に将来構想について検討を進めていく必要があります。

学校のよりよい教育環境を整え、教育効果を高め、教育内容の充実を図るためには、学校図書館の図書整備や学校給食センターの充実等に取り組む必要があります。また、小・中学校の適正配置や規模及び通学区域に関することについては、地域差による児童生徒数の増減に伴う学校の配置や学校規模を見直すとともに、通学区域の弾力化等について検討し、小・中学校間の連携を深め、学校教育の活性化を図る必要があります。更に、教職員研修の効果的で効率的な実施のために、教育センター(*1)の機能及び施設・設備の充実を図っていく必要があります。

施策の推進

1 学校施設の整備・充実

- ① 学校の耐震補強工事や大規模改造工事などを計画的に進め、安全で安心な教育環境の整備・充実を図ります。
- ② 地域の学習施設としての学校施設の総合的な整備・活用を検討します。

2 小・中学校の適正配置と通学区域の弾力化

- ① 地域差による児童生徒の増減に伴う学校の配置や学校規模の見直し、通学区域の弾力化等について検討し、学校教育の活性化を図ります。

3 学校図書館の充実

- ① 全市立学校の図書館の図書の実数を増やし、児童生徒の読書活動を推進します。

4 学校給食の充実

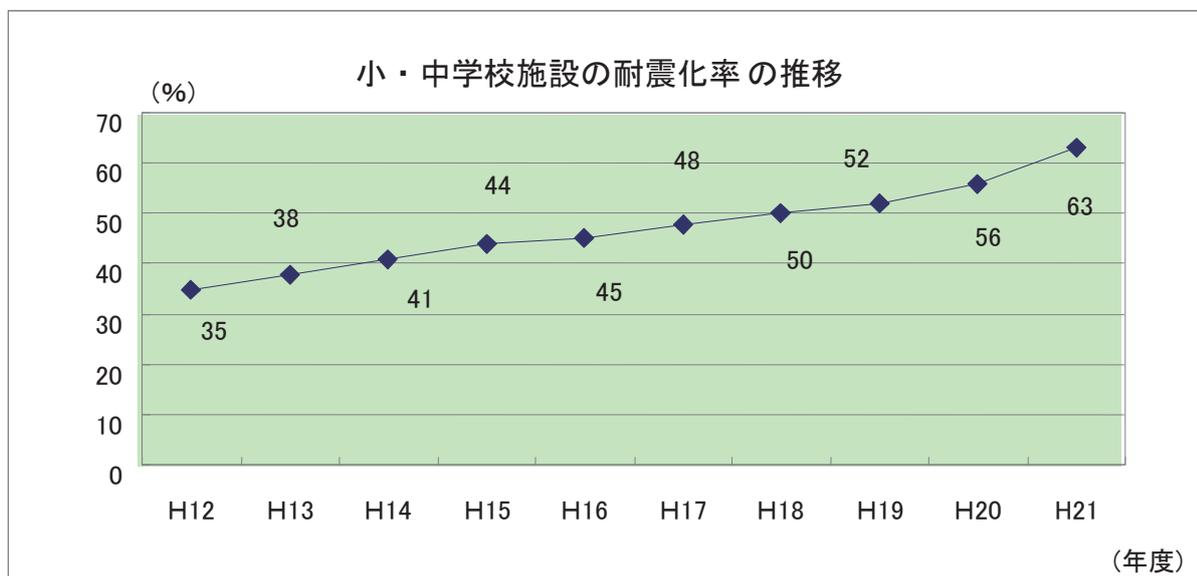
- ① 老朽化した学校給食施設は、改築計画を策定し、整備を図ります。
- ② 学校給食施設の整備や献立の充実、安全でおいしい学校給食の提供とともに、給食指導や食に関する指導を通じて児童生徒の食育を推進します。

5 市立川越高等学校の改革・充実

- ① 市立川越高等学校については、市民負託に応える魅力ある市立川越高等学校づくりのため、継続的・多角的に将来構想について検討し改革を推進します。

6 教育センターの充実

- ① 教育センターについては、教職員研修の充実や地域住民に開かれた施設としていくため、教育センター機能及び施設・設備の充実を図ります。



【指標解説】

- 小・中学校施設の耐震化率：耐震化の棟数を全棟数で除した値です。
- 大規模改造工事進捗率：小・中学校の大規模改造工事を実施した棟数を全棟数で除した値です。
- 小・中学校図書館図書標準の達成率：国の基準から見た蔵書数割合です。

【用語解説】

- *1 教育センター：教職員研修や教育の調査研究を行うためのセンターです。

第2章 学びと交流を深め、豊かな心と文化をはぐくむまち

第3節 歴史文化の継承と新しい市民文化の創造

| 章 | 節 | 施策 | 施策の名称 |
|---|-----|-----|-----------|
| 2 | - 3 | - 1 | 芸術文化活動の充実 |

施策の指標

| 項目 | 現状値 (H21 年度) | 目標年 | 目標値 |
|--------------|-----------------|--------|-----------|
| 文化施設の利用者数（人） | 593,643 | H27 年度 | 1,000,000 |

（年度又は年度末の値）

現状と課題

国は、平成 13 年に「文化芸術振興基本法」を制定し、平成 14 年に第 1 次基本方針、平成 19 年に第 2 次基本方針を定め、文化芸術（*1）の振興に関する施策を総合的に推進しています。これに基づき、各地方公共団体では文化芸術振興に関する条例の制定や基本計画の策定に取り組み、地域の特性に応じた文化芸術の振興に努めています。

第 2 次基本方針では、今後は文化芸術を一層振興することにより、心豊かな国民生活を実現するとともに、活力ある社会を構築して国の魅力を高め、経済力のみならず文化力（*2）により世界から評価される国へと発展していくこと、文化芸術で国づくりを進める「文化芸術立国」を目指すことが必要であるとしています。

本市では、従来から広報紙やインターネットを利用した情報提供、各種の文化に関する講座等の開催や、市民会館など文化施設の整備・充実に努めてきました。また、平成 14 年に開館した市立美術館は、川越ゆかりの作家を中心に企画展等の事業を開催し、着実に利用者数を伸ばしています。一方で、市民が本施策に対して感じている重要度が施策全体から見ると低い傾向にあること、音楽や舞台芸術の鑑賞機会を提供する事業が少ないこと、市民会館の老朽化などの課題があります。

平成 22 年度には文化スポーツ部を新設し、文化の香りがするまちづくりのため「川越市文化芸術振興計画」を策定しました。今後は、川越らしい文化芸術の振興、文化芸術に触れる機会づくり、文化芸術活動への支援など総合的に施策を推進していく必要があります。

施策の推進

1 市民文化に関する情報提供

- ① 芸術文化(*3)に関する公演や講座等の開催予定など、常に新しい文化情報の提供に努めます。

2 芸術文化活動への支援の充実

- ① 市民の芸術文化活動を支援するため、多様な学習機会を充実し、交流を促進します。
② 団体、グループとの連携を図り、指導者や研究者の養成に努めます。

3 芸術文化の鑑賞機会の充実

- ① 市民に対して、質の高い芸術文化を鑑賞する機会を提供します。

4 活動拠点の整備・充実

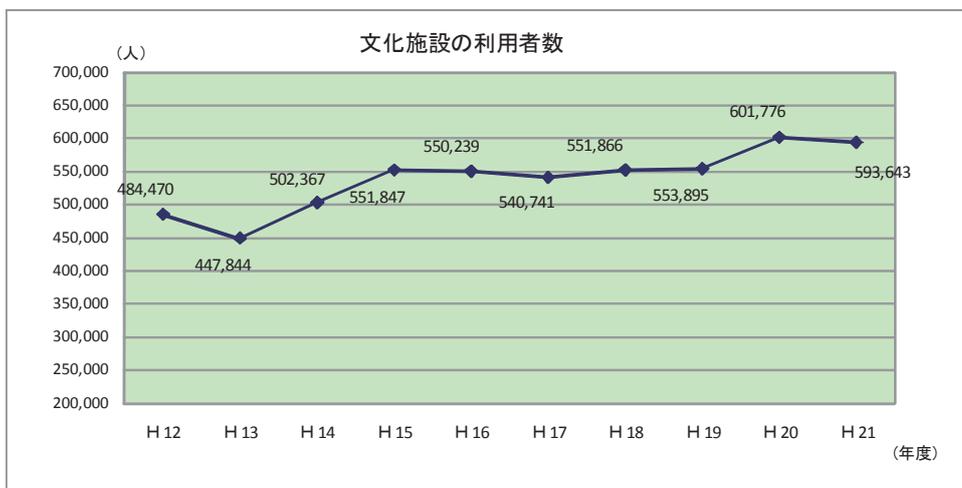
- ① 市民の芸術文化活動を振興するため、芸術鑑賞や活動・発表の場として、地域振興ふれあい拠点施設内に設置する新ホールの建設や、既存施設の整備・充実に努めます。

5 文化施設の利用促進

- ① 文化施設において市民が芸術家等の専門家から指導を受けるなど、芸術文化の普及活動を行うことにより、施設の利用促進に努めます。

6 姉妹都市、友好都市等との交流

- ① 姉妹都市、友好都市等と文化、教育、スポーツ、経済などをはじめとしたさまざまな分野での交流を推進します。



※平成14年7月川越駅東口多目的ホール開館

※平成14年12月美術館開館

【指標解説】

- **文化施設の利用者数**：市民の文化活動を促進するための文化施設の利用者数です。ここでいう文化施設とは、川越市市民会館・やまぶき会館・川越西文化会館・川越南文化会館・川越駅東口多目的ホール及び川越市立美術館を指します。

【用語解説】

- *1 **文化芸術**：「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第2次基本方針）」によると、「文化の中核を成す芸術、メディア芸術、伝統芸能、芸能、生活文化、国民娯楽、出版物、文化財などを示す。」としています。
- *2 **文化力**：文化芸術の持つ人々を引き付ける力や社会に与える影響力のことです。
- *3 **芸術文化**：「地方における文化行政の状況について（文化庁）」によると、文化芸術は大きく芸術文化と文化財保護に分かれ、芸術文化は「芸術、芸能、生活文化及び国民娯楽等をいう。」として、文化財保護と対比されています。

第2章 学びと交流を深め、豊かな心と文化をはぐくむまち

第3節 歴史文化の継承と新しい市民文化の創造

| 章 | 節 | 施策 | 施策の名称 |
|---|-----|-----|-----------|
| 2 | - 3 | - 2 | 文化財の保存・活用 |

施策の指標

| 項目 | 現状値 (H21年度) | 目標年 | 目標値 |
|------------------|----------------|-------|------|
| 伝統的建造物の修理件数累計（件） | 34 | H27年度 | 55 |
| 河越館跡地の史跡公園整備率（%） | 30.4 | H27年度 | 78.0 |

（年度又は年度末の値）

現状と課題

急激に都市化が進む中で、人々のライフスタイルは大きく変化してきました。その一方で伝統的な文化は徐々に薄れ、併せて地域のコミュニティも大きく変貌を遂げています。本市は県内でも多くの文化財を有する宝庫であり、雑誌やテレビ等の各種のメディア効果もあり多くの観光客が訪れています。これらの大切な文化財を将来に伝え残すことは、私たちの責務であり、そのためには、多くの市民の理解と協力が必要となります。

そこで、文化財調査等の実施を通して隠れた貴重な文化財を見だし指定するとともに、既に指定されている有形文化財の保存や無形民俗文化財の後継者養成を支援してきました。平成11年には、蔵造りをはじめとする川越の町並みを、伝統的建造物群保存地区に決定しました。また、これらの文化財を活用しながら保護意識の啓発に努めてきました。史跡の保存整備では、河越館跡の一部と川越城中ノ門堀跡を平成21年度に史跡公園として整備し活用に取り組みました。

更に文化財の保護と活用を促進するためには、重要伝統的建造物群保存地区(*1)や河越館跡をはじめとする指定文化財の周知を図り、市民の理解を深めるとともに、市民と協働で文化財の活用を推進しながら文化財の保護意識の啓発に努めていくことが必要となります。特に、重要伝統的建造物群保存地区の保存整備は、生活環境・商業の活性化との結び付きが強く、事業の推進が望まれており、地域住民と連携しながら、歴史的風致を生かしたまちづくりを進めていく必要があります。更に、保存技術の継承・育成の推進は、重要伝統的建造物群保存地区をはじめとする文化財の維持・保存の上でも必要な事業です。また、文化財の保存という点だけでなく地域コミュニティの形成という観点から、川越氷川祭の山車行事(*2)などの無形民俗文化財の後継者育成を重要な事業と位置付け、今後も支援していく必要があります。

施策の推進

1 文化財の保護と活用

- ① 文化財の保護に努めるとともに、文化財の価値を生かした活用を積極的に図ります。
- ② 地域の文化財をその周辺環境も含め総合的に保存・活用していくための基本構想を策定します。

2 文化財保護意識の啓発

- ① 国民の財産である文化財の価値を市民に周知し、市民の理解を深めるとともに、文化財保護意識の啓発に努めます。

3 民俗文化財の保存と後継者の育成

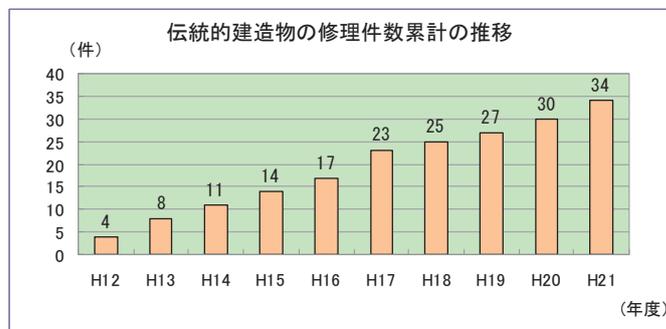
- ① 民俗文化財を地域ぐるみで保存継承する体制の確立を支援協力します。また、郷土芸能等の後継者の育成事業を積極的に支援します。

4 重要伝統的建造物群保存地区の保存整備事業の充実

- ① 伝統的建造物の保存修理を計画的に実施し、併せて保存技術の継承・育成に努めます。また、重要伝統的建造物群保存地区のPRや関連する事業との調整を行い、地区の特性を生かした歴史的風致の維持・向上に努め、重要伝統的建造物群保存地区の保存整備を推進します。

5 河越館跡地等の整備・活用

- ① 郷土学習の場、市民の憩いの場として河越館跡史跡公園等の整備を継続し、市民や自治会等の公共的団体、NPO、大学等と協働してその有効活用を図ります。



【指標解説】

- 伝統的建造物の修理件数累計：重要伝統的建造物群保存地区保存整備事業における大規模な修理事業の件数です。
- 河越館跡地の史跡公園整備率：整備予定地における整備済面積の割合です。

【用語解説】

- *1 重要伝統的建造物群保存地区：伝統的建造物群と一体となって価値ある歴史的な環境を保存するため、「文化財保護法」及び「都市計画法」に基づき市町村が定めた伝統的建造物群保存地区のうち、わが国にとって、その価値が特に高いものとして国が選定した地区を言います。本市は、平成11年4月に一番街周辺地区約7.8haを川越市川越伝統的建造物群保存地区に都市計画決定し、併せて「文化財保護法」に基づく保存計画を定めました。また、川越市川越伝統的建造物群保存地区は同年12月に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されています。
- *2 川越氷川祭の山車行事：川越城主松平伊豆守が祭礼用具を寄進したことに始まり、江戸の「山王祭」「神田祭」の様式を取り入れながら、およそ350年にわたり受け継がれてきたのが川越氷川祭です。既に失われた江戸の天下祭の姿を現在に残す祭りとしても貴重です。平成17年2月、国指定重要無形民俗文化財に指定されました。

第2章 学びと交流を深め、豊かな心と文化をはぐくむまち

第4節 多文化共生と国際交流・協力の推進

| 章 | 節 | 施策 | 施策の名称 |
|---|-----|-----|------------------|
| 2 | - 4 | - 1 | 多文化共生と国際交流・協力の推進 |

施策の指標

| 項目 | 現状値 (H21年度) | 目標年 | 目標値 |
|-------------------|----------------|-------|-----|
| 国際交流センター利用者数（人／日） | 84 | H27年度 | 120 |
| 姉妹都市（海外）間の交流数（件） | 3 | H27年度 | 14 |

（年度又は年度末の値）

現状と課題

あらゆる面でグローバル化が進展し、国境を越えた人、物、情報の動きがある今日、地域社会の中にさまざまな文化が混在し、人々の価値観が多様化しています。

川越市に暮らす外国籍市民は4,714人、出身国は73か国（平成22年12月31日現在）と広範囲にわたり、人口の約1.4%を占めています。

このような状況の中、これからは「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていく」地域における多文化共生の社会（「多文化共生の推進に関する研究会報告書」総務省）の構築を進めていく必要があります。

本市の国際化の拠点施設として平成14年7月に開館した「国際交流センター」ではボランティアによる日本語教室、外国籍市民相談、多言語による情報提供などを通じて外国籍市民の生活支援をしてきました。また、市内の大学と連携した講座の開催などを通じて地域の国際化を担う人材を育成する機会を提供してきました。

日本人市民も外国籍市民もともに地域社会を支える主体であり、国籍を問わず活躍できる社会を目指していくことが重要です。この課題を解決するために行政のできることは限られており、さまざまな主体との連携が欠かせません。国際交流や国際協力を目的に活動している市民団体への支援を更に進めるとともに、連携して地域の国際化を推進していく必要があります。

施策の推進

1 国際交流センターの充実

- ① 外国籍市民のための日本語教室と市民相談を一層充実させます。
- ② 行政情報やインターネットを使った国際情報の提供に努めます。
- ③ 日本語ボランティア、通訳・翻訳ボランティアの充実を図り、活動機会を創出します。

2 外国籍市民も暮らしやすいまちづくり

- ① 外国籍市民会議を引き続き開催し、検討結果の具現化に努めます。
- ② 多言語による情報提供の充実努めます。
- ③ 外国籍市民国際人材ネットの充実を図り、外国籍市民の活用や地域社会への参画を促進します。

3 行政の国際化

- ① 外国籍市民と日本人市民の相互理解を進め、共生意識の醸成に努めます。
- ② 市内4大学に在学する留学生を支援するとともに、市民との交流機会の確保に努めます。
- ③ 英語指導助手(AET)配置事業の充実を図り、将来を担う青少年の国際理解教育を推進します。

4 国際感覚に優れた市民の育成

- ① 市内4大学及びアメリカの姉妹都市にある大学との交流を図り、その他各種講座や研修会などを通じて国際感覚に優れた市民の育成に努めます。
- ② NGO・NPOへの支援を一層充実させ、連携して地域の国際化の促進に努めます。

5 姉妹都市交流の更なる充実

- ① さまざまな分野で市民中心の姉妹都市交流の充実を図ります。
- ② 川越市姉妹都市交流委員会への支援に努めます。
- ③ 新しい地域との交流創出に努めます。



【指標解説】

- **国際交流センター利用者数**：各種事業等に参加するため国際交流センターを利用した人数(年間)を開館日数で除した一日当たりの利用者数です。
- **姉妹都市(海外)間の交流数**：さまざまな分野での姉妹都市(海外)交流の充実度を事業数で表した指標です。

第2章 学びと交流を深め、豊かな心と文化をはぐくむまち

第5節 生涯スポーツの推進

| 章 | 節 | 施策 | 施策の名称 |
|---|-----|-----|-----------|
| 2 | - 5 | - 1 | 生涯スポーツの推進 |

施策の指標

| 項目 | 現状値 (H21年度) | 目標年 | 目標値 |
|-------------------------|----------------|-------|------|
| スポーツ実施率 (%) | 46.8 | H27年度 | 60.0 |
| 総合型地域スポーツクラブ(*1)の設置数(件) | 2 | H27年度 | 5 |

(年度又は年度末の値)

現状と課題

今日、高齢化の進展や科学技術の高度化、情報化等の進展により、私たちを取り巻く社会環境は大きく変化し、その結果として、運動不足やストレス等により心身の健康に影響を及ぼす事態となっています。このような状況の中、市民の誰もが生涯を通じて、いつでも、どこでも気軽にスポーツに親しみ、スポーツを通して心身ともに健康で豊かな生活を送れる生涯スポーツ社会の実現を目指し、スポーツ振興施策を推進してきました。

これまでに市が行った市民意識調査によると、平成3年度以降、成人のスポーツ実施率は低下傾向でしたが、平成17年度に大きく改善が見られたものの、平成20年度には36.4%へ再び低下しています。こうした傾向から、スポーツの実施が市民に十分に普及したとは言えない状況にあります。

このため、市民の誰もが参加でき、日常的にスポーツを行うことができる総合型地域スポーツクラブの推進が、より一層重要な課題となってきています。更には市民が気軽に参加できるスポーツ・レクリエーション大会の充実、スポーツ教室等の見直し、スポーツ施設の整備・改善を図っていくことが求められています。

今後は、新たな総合型地域スポーツクラブの設立を目指していくとともに、各種大会・教室等の開催、スポーツ指導者の養成及びスポーツ施設等の整備を図り、より多くの市民がスポーツを楽しめるよう、事業の推進をしていく必要があります。また、新設体育館の整備を検討するとともに、ライフステージに応じたスポーツ活動の充実を図り、スポーツを通じて健康づくりが推進・支援できるよう、「第二次川越市生涯スポーツ振興計画」に基づき、生涯スポーツの振興を更に推進していく必要があります。

施策の推進

1 総合型地域スポーツクラブの設置・育成

- ① 地域の誰もが、日常的にスポーツに親しむことができるよう、総合型地域スポーツクラブの計画的な設置を図ります。

2 スポーツ大会・教室等の充実

- ① スポーツ・レクリエーション大会の充実を図り、市民がスポーツに親しむ機会を提供するとともに、関係する事業との連携を図りながら、市民の自主的な健康の保持・増進、体力の維持・向上等の活動に協力し、スポーツによる健康づくりを推進していきます。

- ② 各種スポーツ教室については、スポーツに親しむきっかけとなるよう、ニュースポーツ等の種目を積極的に取り入れるなど、市民のニーズに合った教室を開催します。

- ③ スポーツ団体、スポーツ大会等に関する情報の一元化を図り、市民への情報提供に努めます。

3 スポーツ指導者等の養成・活用

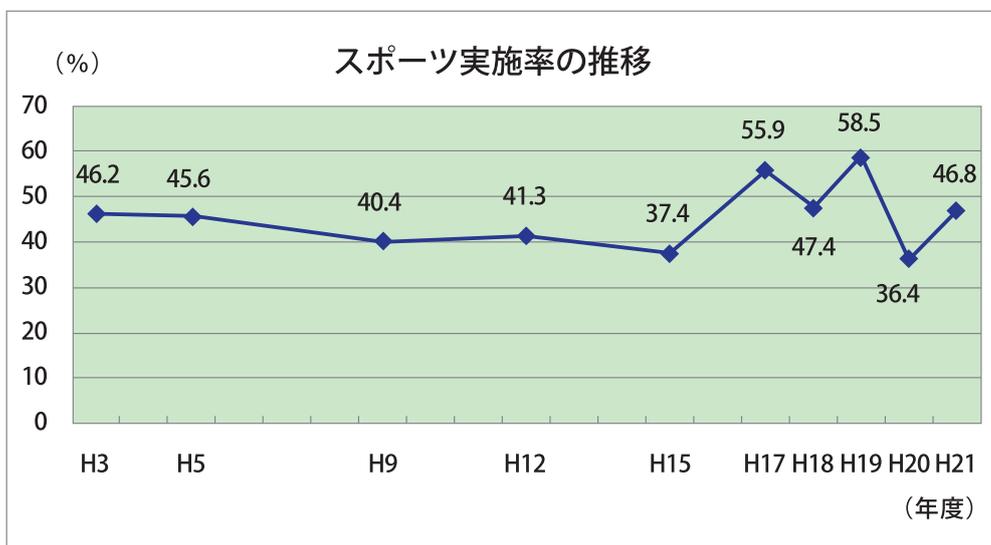
- ① 大学等の専門機関と連携し、市民のニーズに合わせて適切な指導ができるスポーツ・レクリエーション指導者等の養成に努め、その活用を図ります。

- ② 各スポーツ団体の育成・支援を継続的に推進します。

4 スポーツ施設等の整備・充実

- ① 既存のスポーツ施設を市民がより使いやすいよう、効率的な整備・改善を図ります。

- ② スポーツ活動の場の充実のため、新設体育館の建設を進めます。



【指標解説】

- **スポーツ実施率**：成人の月1回以上のスポーツ実施率です。

【用語解説】

- * 1 **総合型地域スポーツクラブ**：子どもから高齢者まで、さまざまなスポーツを愛好する人々が、誰もが参加できるという主旨で、地域住民により自主的・主体的に、運営されるスポーツクラブです。国の「スポーツ振興基本計画」の中で、各市区町村において設置するよう目標が掲げられています。

分野別計画

第3章

人と環境にやさしい、快適な基盤を備えた
魅力あるまち

—都市基盤・生活基盤—



川越駅南大塚線

第3章 人と環境にやさしい、快適な基盤を備えた魅力あるまち
第1節 都市の魅力の創出

| 章 | 節 | 施策 | 施策の名称 |
|---|-----|-----|-----------|
| 3 | - 1 | - 1 | 計画的なまちづくり |

施策の指標

| 項目 | 現状値 (H21 年度) | 目標年 | 目標値 |
|-----------|-----------------|--------|-----|
| 地区計画（地区数） | 12 | H27 年度 | 16 |

(年度又は年度末の値)

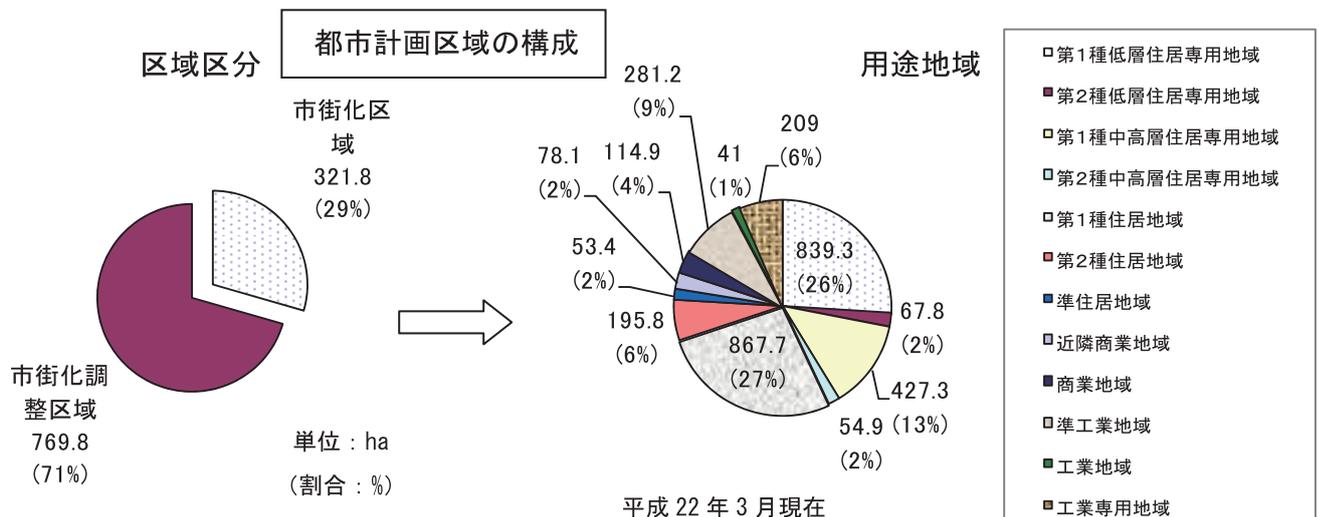
現状と課題

これまでのまちづくりは、人口増加、経済成長を前提とした開発・誘導に重点が置かれてきましたが、少子高齢化社会を迎え、環境に対する問題が提起される中、求められる都市の将来像は大きく変わってきています。今後は、成長・拡大のまちづくりから、さまざまな都市機能がコンパクトに集約した、人と環境にやさしく、過度に車に依存しない都市構造の実現が求められています。

本市では、市民が豊かで暮らしやすい都市空間の実現に向けて、これまでに各種事業を推進してきました。また、平成21年7月には、社会経済情勢の大きな変化を踏まえて、将来を展望した総合的なまちづくりを推進するため、「川越市都市計画マスタープラン」を改定しました。「川越市都市計画マスタープラン」の実現には、市民、事業者、市が目指すべき将来都市像を共有し、各々が適切な役割分担のもとに「協働」によるまちづくりを行うことが重要です。

今後は、そのしくみとなる「(仮称)まちづくり条例」の制定を進めていく必要があります。

また、人と環境にやさしいまちづくりを推進するために、ユニバーサルデザイン(*1)の考え方をまちづくりに生かすとともに、各事業の推進に当たっては、環境負荷の軽減に努めながら実効性を加味した優先順位を検討し、効率的に施策を展開する必要があります。



施策の推進

1 計画的なまちづくりの推進

- ① 「川越市都市計画マスタープラン」や「川越市緑の基本計画」等の個別計画に基づき、人と環境にやさしい総合的なまちづくりを推進します。
- ② 地域の特徴あるまちづくりを市民とともに推進するため、市民の声をまちづくりに反映させるしくみとなる「(仮称)まちづくり条例」の制定を進めるとともに、各種のまちづくり手法を検討します。
- ③ 全ての人にとって快適なまちを目指し、ユニバーサルデザインの考え方を明らかにし、この考え方を基本としたまちづくりを進めます。
- ④ 都市機能の充実を図り、災害に強い安全・安心なまちづくりを推進します。

2 総合的な土地利用

- ① 市街化区域及び市街化調整区域の区分、用途地域(*2)等の地域地区に基づく規制や誘導により良好な都市環境の整備を図ります。
- ② 保全すべき農地、樹林地等を除く市街化調整区域の土地については、地域の特性に合った土地利用を検討します。
- ③ 市街化区域内の農地については生産緑地地区を除いて適正な土地利用を誘導します。生産緑地地区については、都市における良好な生活環境を確保するための農地として保全に努めるとともに、市民農園の活用方法についても検討します。
- ④ 地区計画などの地区の特性に合ったルールづくりを進め、良好な環境の整備や保全を図ります。

3 新たな拠点の整備

- ① 周辺環境と調和した工業用地の確保を図ります。
- ② 圏央鶴ヶ島インターチェンジ周辺地区については、将来の土地利用動向を適切に見極めながら、鶴ヶ島市、日高市と協力して自然や景観との調和を図り、圏央道の整備効果を生かした土地利用を検討します。
- ③ 土地利用転換想定箇所については、周辺環境との調和を図りながら、地区の特性に応じた計画的な整備を検討します。

4 地籍調査・町名地番整理の推進

- ① 「国土調査事業十箇年計画」に基づき、計画的に地籍調査を推進します。
- ② 市民との協働によって町名地番の整理を推進します。

【指標解説】

- 地区計画（地区数）：良好な都市環境を誘導するため、地区の特性に応じて建築制限等を地区計画で定めた地区数です。

【用語解説】

- *1 ユニバーサルデザイン：全ての人にできるだけ利用可能であるように配慮したデザインや考えを言います。
- *2 用途地域：「都市計画法」に基づく地域地区の一種で、目指すべき市街地像に応じて用途別に分類される12種類の総称です。

第3章 人と環境にやさしい、快適な基盤を備えた魅力あるまち

第1節 都市の魅力の創出

| 章 | 節 | 施策 | 施策の名称 |
|---|-----|-----|---------|
| 3 | - 1 | - 2 | 都市拠点の整備 |

施策の指標

| 項目 | 現状値 (H21年度) | 目標年 | 目標値 |
|----------------|----------------|-------|-----|
| 主要駅間の乗換所要時間（分） | 11 | H27年度 | 5 |

（年度又は年度末の値）

現状と課題

中心市街地は商業・業務の拠点として多様な機能を持ち、都市の中で重要な役割を果たしています。

本市では、川越駅東口の市街地再開発事業や土地区画整理事業などにより、商業・業務地、住宅地等の都市基盤の整備を推進してきました。これらは、埼玉県南西部地域の中核都市としての拠点性の向上や良好な住環境整備に一定の効果上げてきましたが、川越駅西口周辺地区については駅前広場の再整備や幹線道路の整備など更なる充実が求められています。

また、市街地北部の歴史的町並みが残る地区については、城下町の面影を残す蔵造りの町並みとして県内外から多くの観光客が訪れ、にぎわいを見せていますが、古くから町並みが形成されたことや高度成長期の急激な発展により、基盤整備は十分ではありません。

これを受け、市街地の交通渋滞やまちなかの回遊性の改善を図るとともに、安全・安心で快適な市街地形成や地域の特性に応じたまちづくりに向けて、施策の選択と集中による適切な基盤整備が求められています。

このような中、三駅（川越駅、本川越駅、川越市駅）とその周辺については、都市機能がコンパクトに集積し、都市の魅力を生み出すにぎわいある拠点都市としての充実や、商業などの活性化を目指すとともに、歴史的町並み地区については、歩行者の安全を確保する歩行者ネットワークを強化していく必要があります。

特に、川越駅西口周辺地区については、業務施設集積地区としての整備や地域振興ふれあい拠点施設の建設などを中心とした、本市の新しい拠点としてのまちづくりを総合的に推進する必要があります。

施策の推進

1 中心市街地活性化基本計画の推進

- ① 計画で定められた区域を対象に、中心市街地の都市機能の増進と経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進します。

2 三駅連携強化の推進

- ① 川越駅西口周辺地区は、埼玉県南西部地域の拠点都市や業務施設集積地区として多様な機能の集積を図るとともに、土地区画整理事業、幹線道路整備及び駅前広場の再整備などの基盤整備を推進します。また、鉄道の立体化等と併せた周辺地区との整備の検討を行うとともに、土地の高度利用や交通渋滞の緩和を図り、周辺地域と連携した広域拠点の形成を目指します。
- ② 本川越駅周辺地区は、本川越駅の西口開設を含む駅前広場の整備により、にぎわいを創出するとともに、川越市駅との乗換所要時間の短縮を図ります。また、新富町周辺については、市街地の活性化や防災機能の向上等を図るため、(仮称)東西連絡道路の整備を推進します。
- ③ 川越市駅周辺地区は、都市計画道路整備と併せた駅前広場整備や、橋上駅舎化による西口開設を推進し、駅利用者の利便性、安全性の向上を図るとともに、周辺地域と連続性のあるまちづくりを進めます。

3 中央通り地区の整備

- ① 本川越駅から歴史的町並み地区までの整備を推進し、商店街の活性化や歩行者空間の確保を図ります。

4 歴史的町並み地区の整備

- ① 伝統的建造物の保全・活用を図るとともに、周辺の歩行者空間の環境改善を図るため道路整備事業(歴みち)(*1)を推進します。

【指標解説】

- 主要駅間の乗換所要時間：川越市駅と本川越駅間における乗り換えに要する時間を示すものです。

【用語解説】

- *1 歴みち：歴史的地区環境整備街路事業の略称です。歴史的地区の環境を保全すると同時に、観光客や歩行者の安全を確保し、生活環境の改善を図る総合的な街路整備を言います。

第3章 人と環境にやさしい、快適な基盤を備えた魅力あるまち

第1節 都市の魅力の創出

| 章 | 節 | 施策 | 施策の名称 |
|---|-----|-----|-----------|
| 3 | - 1 | - 3 | 地域生活拠点の整備 |

施策の指標

| 項目 | 現状値 (H21年度) | 目標年 | 目標値 |
|----------------|----------------|-------|-----|
| 土地区画整理事業施行率（%） | 16.7 | H27年度 | 18 |

（年度又は年度末の値）

現状と課題

本市の中心市街地周辺地域においては、昭和40年代以降、急速な人口増加に伴う開発行為等により、都市基盤が整わないまま市街地化が進行しました。また、地域生活の拠点となる各鉄道駅周辺においても、駅前広場等の整備が十分でなく、交通結節点（*1）としての機能が不足しています。

このため、市民が安全に安心して暮らせる良好な住環境を備えた住宅地の整備や、利用者の安全性及び利便性に配慮した機能的な鉄道駅周辺の整備が必要とされています。

市ではこうした現状を踏まえ、健全な市街地としての整備が必要な地域において、土地区画整理事業等による整備を推進してきました。また、鉄道駅周辺においても、各鉄道事業者や関係者と協議をしながら、地域生活の拠点として必要となる都市基盤の整備を推進してきました。

一方、都市計画決定から長期間を経過している地域においては、実効性を考慮し、地域の実情に応じた整備について、整備手法の見直しを含めて検討してきました。

しかし、社会情勢の移り変わりから、地域生活拠点に求められる整備も変化してきていることや、宅地化等の進行によって、従来のおり土地区画整理事業等を推進していくことが困難になっている地域もあることから、その地域の特性や実情に応じた整備について、きめ細かく検討していく必要があります。併せて、都市基盤整備事業の特性上、関係者の理解と協力を得ながら、事業を推進していくことが重要です。

施策の推進

1 拠点の整備

- ① 地域生活の拠点となる各鉄道駅周辺地区（高階地区、霞ヶ関地区、南古谷駅周辺地区）については、道路及び駅前広場等の拠点性を高めるような都市基盤整備を検討し、併せて周辺の道路網を含む面的整備の検討を進め、地域の活性化と安全で快適な住環境の拡充を図ります。

2 住宅地の整備

- ① 健全な市街地としての整備が必要な地域については、災害に強く快適なゆとりある住環境の拡充を図るため、土地区画整理事業等による整備を検討するとともに、地域の特性や実情に応じた整備について検討を進めます。

土地区画整理事業一覧表

(平成22年3月現在)

| 地区名称 | 面積 (ha) | 施行(事業計画)年度 | 施行主体 | 地区名称 | 面積 (ha) | 施行(事業計画)年度 | 施行主体 |
|-------------|----------------|---------------|------|----------|---------------|---------------|------|
| 川越狭山工業開発 | 118.0 (川越分) | 昭和37～ 昭和41 | 埼玉県 | 富士見 | 28.7 (川越分) | 昭和48～ 昭和59 | 公団 |
| 藤間 | 55.5 | 昭和38～ 昭和42 | 組合 | 川越鶴ヶ島 | 68.7 (川越分) | 昭和51～ 平成2 | 公団 |
| 藤間第二 | 15.2 | 昭和41～ 昭和46 | 組合 | 霞ヶ関 | 69.8 | 昭和58～ 平成8 | 公団 |
| 高階第一 | 46.1 | 昭和43～ 昭和53 | 川越市 | 大塚新田 | 12.1 | 昭和61～ 平成6 | 組合 |
| 並木 | 8.7 | 昭和46～ 昭和52 | 組合 | 豊田新田農住組合 | 2.3 | 平成6～ 平成10 | 共同 |
| 的場 | 34.2 | 昭和46～ 昭和53 | 組合 | 藤木 | 12.0 | 平成7～ 平成17 | 組合 |
| 川越駅西口(第1工区) | 10.0 | 昭和45～ 昭和52 | 川越市 | 大塚新田第二 | 27.9 | 平成8～ 平成22 | 組合 |
| 川越駅西口(第2工区) | 6.2 | 昭和45～ 平成23 | 川越市 | 笠幡東前原 | 2.5 | 平成8～ 平成11 | 組合 |
| 並木西田 | 9.5 | 昭和54～ 昭和60 | 組合 | 岸町三丁目 | 1.7 | 平成11～ 平成16 | 組合 |
| 的場新町 | 7.0 | 昭和56～ 昭和63 | 組合 | 中央通り沿道街区 | 1.5 | 平成19～ 平成27 | 川越市 |

【指標解説】

- 土地区画整理事業施行率：土地区画整理事業施行面積の市街化区域面積に対する割合です。

【用語解説】

- *1 交通結節点：鉄道の乗継駅、道路のインターチェンジ、自動車から徒歩やその他交通機関に乗り換えるための停車・駐車施設、鉄道とバスなどの乗り換えが行われる駅前広場のように交通動線が集中的に結節する箇所を言います。

第3章 人と環境にやさしい、快適な基盤を備えた魅力あるまち
第1節 都市の魅力の創出

| 章 | 節 | 施策 | 施策の名称 |
|---|-----|-----|--------------|
| 3 | - 1 | - 4 | 景観に配慮したまちづくり |

施策の指標

| 項目 | 現状値 (H21年度) | 目標年 | 目標値 |
|------------------|----------------|-------|-----|
| 都市景観形成地域指定数（地域） | 3 | H27年度 | 4 |
| 都市景観重要建築物等指定数（件） | 69 | H27年度 | 80 |

（年度又は年度末の値）

現状と課題

本市では、平成元年に「川越市都市景観条例」を施行して以来、大規模建築物等の届出制度や、都市景観形成地域（*1）の指定、都市景観重要建築物等（*2）の指定などを通して、都市景観の形成に努めてきました。また、本市における地区独自のまちづくり活動は、単なる景観誘導の措置ではなく、多様な主体に積極的な働きかけを行い魅力的な空間を持続的に創り上げる、住民主導の都市デザインとして全国的な評価を得ています。更に、都市デザインの普及を図るため、都市景観シンポジウム、かわごえ都市景観表彰、川越景観百選めぐりなどを実施し、広く市民に啓発を行っています。

魅力ある景観の形成については、平成16年度に「景観法」が制定されて以来、国の重要な施策に位置付けられてきており、今後「景観法」に基づく条例の改正を行い、更なる都市景観の形成に努めるとともに、地区それぞれの個性・魅力を維持向上するため「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（歴史まちづくり法）」をはじめとする法律に基づく景観整備手法の早期確立が求められています。また、都市デザインは持続的なまちづくり活動であり、さまざまな啓発事業や市民との協働により、景観に配慮したまちづくりの大切さを広めていく必要があります。

「川越市屋外広告物条例」の運用については、これまで違反是正指導や簡易除却制度等により取り締まりの強化を進めてきましたが、今後についても適正な屋外広告物の掲出を促すことにより、安全で快適な都市景観の形成を目指す必要があります。

景観の基準が定められている地区（平成21年）

| | |
|---------------|---|
| 重要伝統的建造物群保存地区 | 川越市川越伝統的建造物群保存地区 |
| 自主協定 | 町づくり規範に関する協定（一番街商店街）、新富町まちづくり協定（新富町）、大正浪漫のまちづくり協定（大正浪漫夢通り商店街） |
| 都市景観形成地域 | 川越駅西口都市景観形成地域、川越十ヵ町地区都市景観形成地域、クリアモール・八幡通り・中央通り周辺地区都市景観形成地域 |

施策の推進

1 歴史的地区の整備

- ① 「景観法」に基づく景観計画により、景観形成重点区域(*3)を定め、基準の運用を通して歴史的風致(*4)の維持向上を目指して整備を図ります。
- ② 都市景観重要建築物等の指定を推進し、これを契機としたまちづくりの施策を行うことにより、特徴ある町並みの形成を図ります。

2 都市デザインの推進

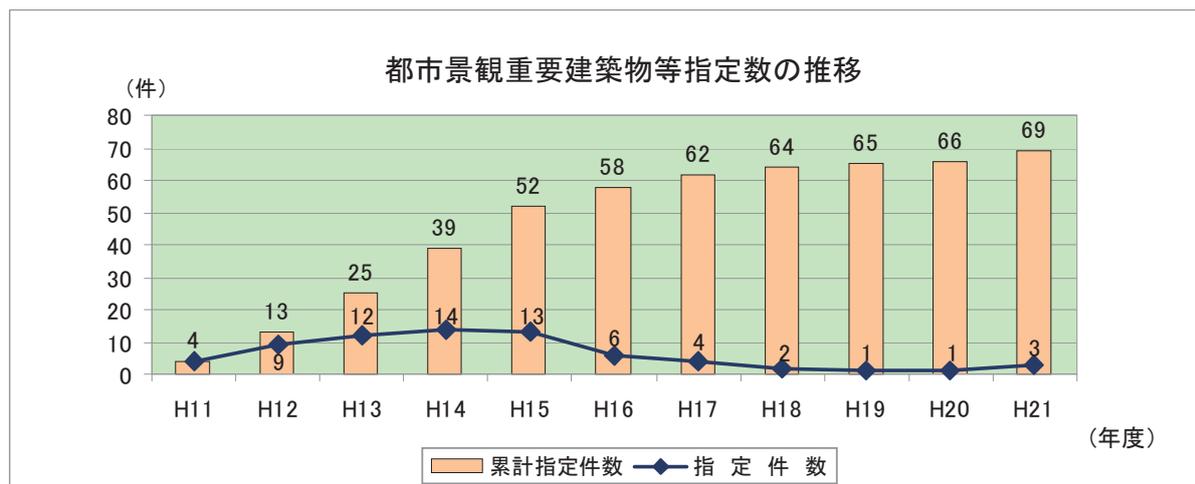
- ① 「景観法」に基づく景観計画により、基準の運用を通して魅力ある都市景観の整備を図ります。
- ② 公共施設の建設に当たっては、地域の歴史や文化、まちづくり活動等に配慮した都市デザイン整備に努め、良好な都市景観の創出を目指します。

3 都市デザインの啓発、普及

- ① 良好な都市景観の形成を図る上では、市民一人ひとりが関心を持ち、主体的にまちづくりに関わっていくきっかけが重要であるため、市民意識の啓発及び情報等の提供を推進します。

4 屋外広告物の適正化

- ① 良好な都市景観の形成と安全性を確保するため、屋外広告物の適正な掲出が図られるように推進します。



【指標解説】

- 都市景観形成地域指定数：良好な都市景観を形成するために指定された地区数です。
- 都市景観重要建築物等指定数：指定された都市景観重要建築物等の件数です。

【用語解説】

- *1 都市景観形成地域：「川越市都市景観条例」に基づき、歴史や自然など川越らしい特色を表した都市景観を形成している地域を地域住民の合意を得て指定し、建築行為等に対して届出を義務付けることにより、魅力あふれる快適な都市の実現を目指す地域です。
- *2 都市景観重要建築物等：「川越市都市景観条例」に基づき、川越の都市景観を形成する上で重要な価値があると認められる建築物、工作物、樹木、樹林等のことです。所有者等の同意を得て指定をすることにより、保全を図ります。
- *3 景観形成重点区域：景観計画により、重点的に景観形成を図る必要があるエリアとして、個別の整備方針や、行為の制限を定める区域を言います。
- *4 歴史的風致：地域における固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史的建造物及びその周辺の市街地が一体となって形成してきている良好な市街地環境を言います。

第3章 人と環境にやさしい、快適な基盤を備えた魅力あるまち

第2節 交通ネットワークの構築

| 章 | 節 | 施策 | 施策の名称 |
|---|-----|-----|-----------|
| 3 | - 2 | - 1 | 道路交通体系の整備 |

施策の指標

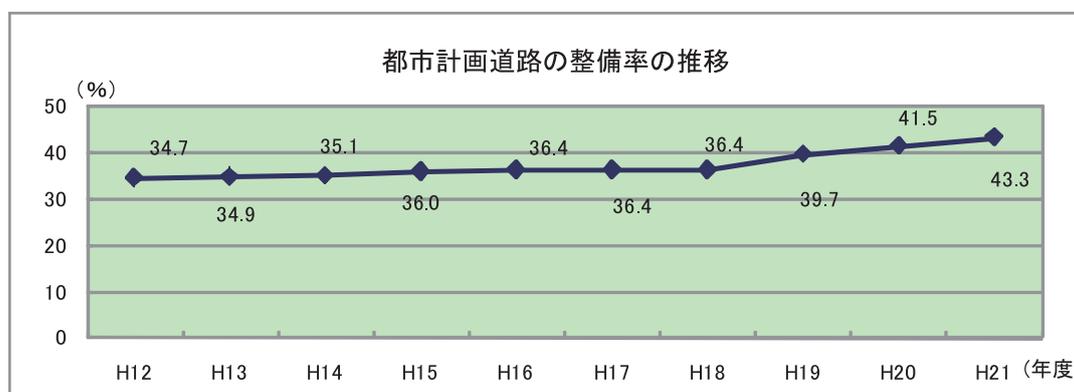
| 項目 | 現状値 (H21年度) | 目標年 | 目標値 |
|----------------|----------------|-------|----------|
| 都市計画道路の整備率 (%) | 43.3 | H27年度 | 48.0以上 |
| 生活道路の改良延長 (m) | 81,081 | H27年度 | 95,000以上 |

(年度又は年度末の値)

現状と課題

本市は、埼玉県南西部地域における中核的な都市として、都市間の連携や高速道路へのアクセス機能を持つ広域幹線道路の整備を促進しています。中でも川越北環状線については、施行主体である埼玉県と連携し、平成20年3月から一部供用を開始し、未供用区間も引き続き整備を行っています。また、交通渋滞の緩和に向けた取組では、国道254号の氷川町交差点を中心とした区間で、埼玉県が重点的に事業を実施しています。

本市としても、市街地における都市計画道路等の幹線道路整備に取り組んできましたが、都市計画道路の整備水準は依然として低く、引き続き道路交通網の機能強化を図る必要があります。特に中心市街地及びその周辺部における交通渋滞の緩和と歩行者の安全性確保が課題となっています。また、市内の各地域を連携する幹線道路や橋りょうの整備、日常生活を支える生活道路や通学路の整備を進めるとともに、既存道路における舗装面の打ち替えや側溝整備、橋りょうの調査や維持補修等も計画的に推進し、道路交通の安全確保と生活環境の維持・改善を図る必要があります。



施策の推進

1 都市活動を支える広域幹線道路の整備

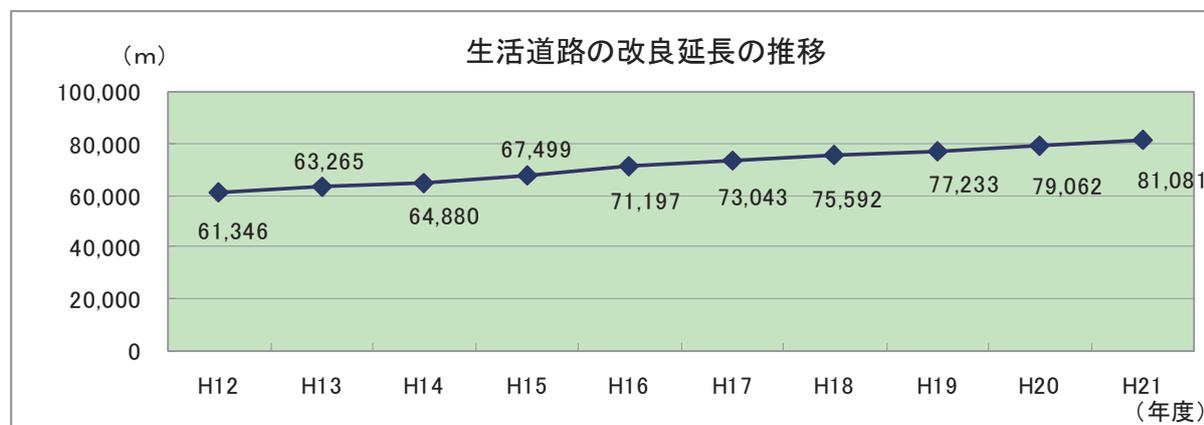
- ① 広域道路網の充実を図り、都市間の連携やバイパス機能及び高速道路へのアクセス等を強化するため、道路、橋りょうを整備し、更に川越北環状線や坂戸東川越線等の整備を引き続き促進します。
- ② 国県道における渋滞交差点の改良を促進し、交通の安全と円滑化を確保するよう努めます。

2 地域の活動を豊かにする幹線道路の整備

- ① 計画的なまちづくりを推進し有効な土地利用を図るため、市街地における都市計画道路を整備するとともに、都市計画道路の見直しと実現可能な道路網の検討を進めます。
- ② 市内の各地域を連携する幹線道路や橋りょうの整備を費用対効果、歩行者の安全等を考慮しながら計画的に進めます。

3 安全で人にやさしい生活道路の整備

- ① 市民生活に密着した生活道路は、幹線道路整備と整合を図り、住民との合意形成を行いながら効果的に整備するとともに、通学路の整備についても積極的に推進します。
- ② 安全で快適な道路環境の確保のため、道路の適正な維持管理に努めます。



【指標解説】

- **都市計画道路の整備率**：整備済みの都市計画道路延長が市内の都市計画道路の総延長に占める割合です。

第3章 人と環境にやさしい、快適な基盤を備えた魅力あるまち

第2節 交通ネットワークの構築

| 章 | 節 | 施策 | 施策の名称 |
|---|-----|-----|------------|
| 3 | - 2 | - 2 | 交通円滑化方策の推進 |

施策の指標

| 項目 | 現状値 (H21年度) | 目標年 | 目標値 |
|------------------|----------------|-------|-----|
| 自転車専用通行帯の設置数(箇所) | 4 | H27年度 | 8 |
| 交差点改良の着手数(箇所) | — | H27年度 | 7 |

(年度又は年度末の値)

現状と課題

交通手段には、自動車をはじめ鉄道、バスなどの公共交通機関や自転車などさまざまなものがあります。しかし、自動車の持つ利便性により自動車交通の占める割合が高くなり、交通渋滞や環境問題などさまざまな問題が生じています。また、観光客などの増加に伴い市内へ流入する車が増加し、駐車場不足による交通渋滞も発生しています。

本市では、交通円滑化施策としてパークアンドライド(*1)及びレンタサイクルなどの社会実験を実施しました。更に、北部中心市街地の町並み保全と連携した交通対策を検討するため「川越・一番街周辺交通社会実験」を実施し、一番街の一方通行と通行止め、郊外型駐車場を活用したパークアンドライドなどの交通施策を試験的に行い、一番街とその周辺に与える影響を調査しました。

また、道路整備に合わせて自転車専用通行帯等を整備し、自転車利用の促進を図りました。

今後は、自動車への過度な依存を見直し、公共交通機関や自転車の利用促進による交通手段の分散化や、それぞれの交通機関の利便性の向上とネットワーク化を図るなど交通需要マネジメント(*2)施策を推進していく必要があります。また、市街地への自動車流入を抑制するための郊外型駐車場の整備とそれに伴うパークアンドライドや、適切な交通規制の検討を行うとともに交差点改良や他の交通施策も合わせて進めていく必要があります。

施策の推進

1 交通需要マネジメントの推進

- ① 交通渋滞の緩和と安全の確保を図るため、パークアンドライドの実施による中心市街地へ流入する交通量の抑制や、公共交通機関の利用促進、適切な交通規制の検討など、交通需要マネジメント施策を推進します。
- ② 自動車交通量を抑制するため自転車の利用を促進するとともに、既存の道路の使い方を工夫するなど、自転車を安心して利用できる自転車専用通行帯等の整備を検討します。
- ③ 市街地における道路交通の現状と特性を把握し、計画的に交通渋滞の要因と考えられる交差点の改良や必要な道路の整備を図ります。

2 駐車場の整備

- ① 駅周辺や商店街など商業・業務機能の集積した地域に対しては、必要に応じて駐車場の整備を図るとともに、観光客などのために郊外型駐車場の整備を推進します。

【指標解説】

- **交差点改良の着手数**：市街地における交通円滑化に必要な交差点について、道路管理者である国や県と調整し、本計画期間内に改良事業等に着手した箇所数です。

【用語解説】

- *1 **パークアンドライド**：市街地中心部への流入交通量を減らすことを目的に、郊外や周辺部の公共交通機関のターミナルに近接して駐車場を設け、マイカーから公共交通機関に乗り換えて目的地に向かうシステムです。
- *2 **交通需要マネジメント（TDM：Transportation Demand Management）**：道路交通混雑の解消及び緩和を図ることを目的に、自動車交通を含む各種交通機関の輸送効率の向上や交通量の時間的平準化等、需要の調整を図る施策の総称です。

第3章 人と環境にやさしい、快適な基盤を備えた魅力あるまち

第2節 交通ネットワークの構築

| 章 | 節 | 施策 | 施策の名称 |
|---|-----|-----|-----------|
| 3 | - 2 | - 3 | 公共交通機関の充実 |

施策の指標

| 項目 | 現状値 (H21 年度) | 目標年 | 目標値 |
|-------------------|--------------------|--------|--------|
| ノンステップバスの導入率 (%) | 81.6 | H27 年度 | 90.0 |
| 路線バスの1日平均利用者数 (人) | 21,753 (H20 年度) | H27 年度 | 23,000 |

(年度又は年度末の値)

現状と課題

鉄道やバスなどの公共交通機関は、通勤通学や高齢化の進展に伴う市民の足として、その必要性は高まってきています。しかし、鉄道輸送については平成7年頃をピークに乗降客の減少が続いており、現状においても横ばい又は微減傾向にあります。また、路線バスについても乗降客の減少が続いています。

鉄道輸送については、東武鉄道等の関係機関に働きかけ、平成20年6月に東武東上線と副都心線の相互乗り入れが開始されました。

バス輸送については、川越駅から空港線や関西方面行き的高速バスの路線の運行が開始されました。更に、関越自動車道上の未使用の停留所施設を整備し「川越的場」停留所を活用した上信越・北陸方面へ的高速バス路線の運行が開始されました。また、市内循環バス「川越シャトル」は平成18年12月に路線変更を実施し、総合福祉センターを起点とした長距離路線から駅を起点として住宅地や公共施設を結ぶ短距離路線に変更し効率のよい運行に努めました。北部中心市街地を巡る観光用の路線バスについても充実が図られ、観光客の利便性向上を図りました。

今後は、交通円滑化や環境への負荷の軽減といった観点からも、より一層の公共交通機関の利用促進を図る必要があります。

また、駅施設の改善やノンステップバスの導入促進などにより、全ての人にとって利用しやすい公共交通機関にしていく必要があります。

施策の推進

1 鉄道輸送の利便性の向上

- ① 東武東上線の複々線化、西武新宿線の複線化及び地下化、JR川越線の複線化を促進し、鉄道輸送力の増強及び速達性の向上を図ります。
- ② 横浜方面への利便性の向上を図るため、東急東横線・横浜高速鉄道みなとみらい線と東武東上線・副都心線との相互直通運転を促進します。また、他の路線についても動向を見極めながら既存路線との相互直通運転を促進します。
- ③ 西武鉄道の車両基地建設に伴い、安比奈線の旅客線化及び新駅の設置を促進します。
- ④ 鉄道利用者への適切な案内表示の整備を進め、鉄道とバス等公共交通機関同士又は自動車からの乗り換えを分かりやすくすることにより、市民及び来街者の円滑な移動を確保するとともに、自動車からの乗り換えを促進し、交通渋滞の緩和を図ります。
- ⑤ 駅施設等の改善を促進し、駅利用者の利便性の向上を図ります。

2 バス輸送の充実

- ① バス輸送の充実を図るため、バスの利用促進を図り利用者を増やすことで、既設路線の確保、運行本数の増加、運行時間の延長、新規路線の開設を促進します。
- ② 誰にでも分かりやすいバスの案内をするため、バスロケーションシステム(*1)を活用したバス等総合案内板の整備やバス停への上屋、駐輪場等の整備を促進するなど、利便性の向上を図ることにより、市民及び来街者の円滑な移動を確保するとともに、自動車からの乗り換えを促進し、交通渋滞の緩和を図ります。
- ③ 市内循環バス「川越シャトル」は、路線や運行本数、目的地などの見直しと改善を行います。
- ④ 路線バス車両のバリアフリー化を推進するため、ノンステップバスの導入を促進します。
- ⑤ 高速バス利用者の利用促進を図るため、既設路線の運行本数の増加や新規路線の設置などを促進し、高速バスの充実を図ります。

【用語解説】

- *1 バスロケーションシステム：目的のバスの接近状況を携帯電話やパソコン、停留所標識で知らせるシステムです。

第3章 人と環境にやさしい、快適な基盤を備えた魅力あるまち

第3節 自然と調和した基盤づくり

| 章 | 節 | 施策 | 施策の名称 |
|---|-----|-----|---------|
| 3 | - 3 | - 1 | 治水事業の推進 |

施策の指標

| 項目 | 現状値 (H21年度) | 目標年 | 目標値 |
|---------------|----------------|-------|-------|
| 久保川改修事業 (%) | 0 | H27年度 | 32.3 |
| 雨水管きよ整備事業 (m) | 4,426 | H27年度 | 8,100 |

(年度又は年度末の値)

現状と課題

四方を河川に囲まれた本市では治水事業が重要な役割を担っていますが、近年多発する集中豪雨等により浸水被害が各地区で発生していることから、その対策が求められています。

治水事業の促進については、国土交通省の「入間川・越辺川等緊急対策事業」における「入間川築堤改修事業」や荒川における「さいたま築堤整備事業」などにより水害を軽減するための築堤事業等を行っています。

埼玉県では、不老川の河道改修、調節池等の整備を推進しています。また、浸水被害対策を強化するため「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」を改正する準備を進めています。

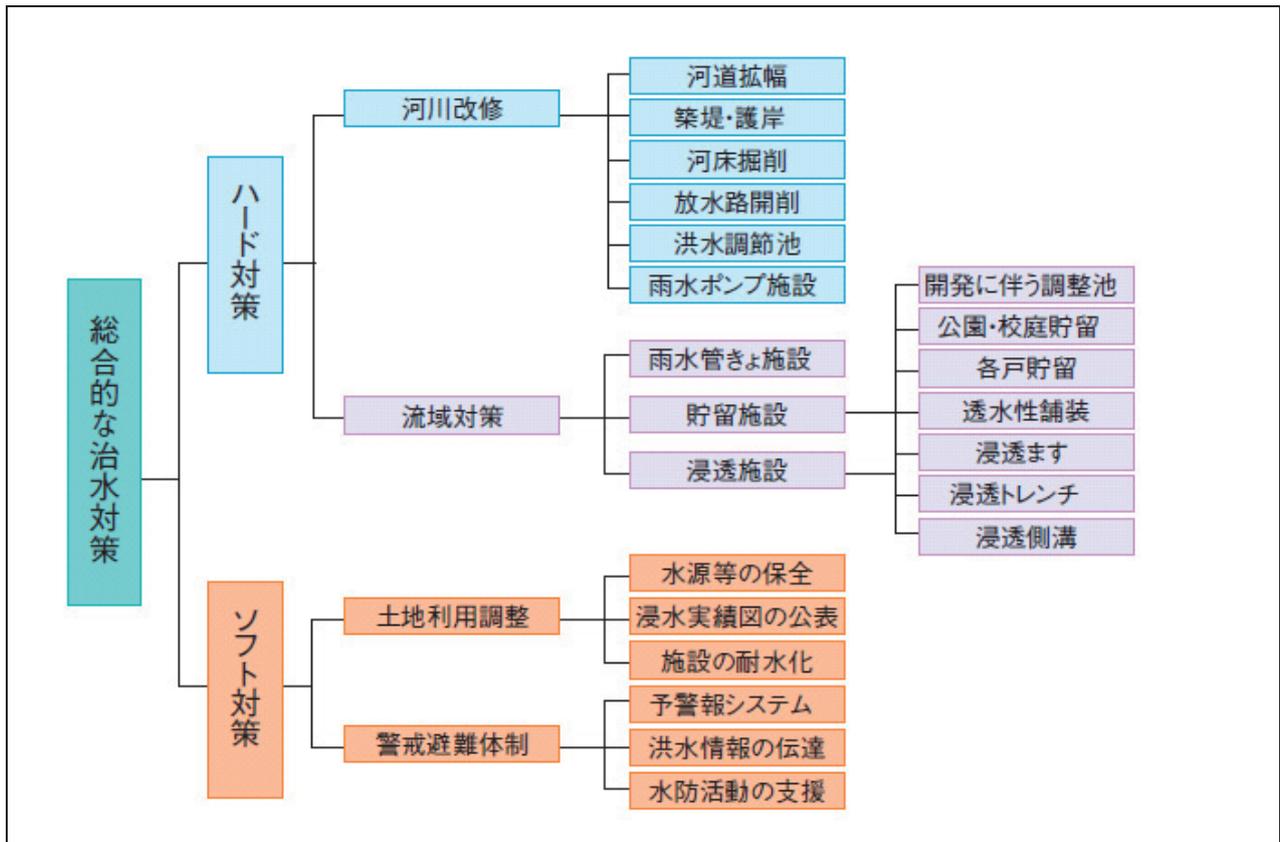
本市も、このような事業と整合を図りながら、内水排除ポンプの設置、雨水貯留槽の設置、雨水管きよ整備、雨水調整池整備、河川整備等を計画的に推進してきましたが、市域をまたいで流域を持つ久保川では、過小断面なため浸水被害が発生しており、その対策が求められています。

一方、市街地では、道路や駐車場の舗装化、空き地の減少など、浸透機能が低下したことにより、集中豪雨時などにおける雨水の流出量が増大し局地的な浸水被害（都市型浸水）が頻発していることから、更なる総合治水対策が必要となっています。

施策の推進

- 1 河川整備**
- ① 久保川の河川改修を狭山市と協同して推進するとともに、準用河川及び幹線水路の河川改修、普通河川の水路整備に努めます。また、国、県及び関係市町と連携した総合治水対策に努め、保水・遊水機能の保全や雨水の流出抑制施設の設置など流域対策を促進します。
- 2 雨水整備**
- ① 雨水排水整備計画を策定します。
- ② 浸水被害の対策として、雨水の放流先である河川の改修と整合を図り、雨水管きよや雨水ポンプ場の整備を計画的に推進します。
- ③ 近年の集中豪雨等により市街地で局地的に発生している浸水を防止するため、雨水を一時貯留する施設の設置を計画的に推進します。
- 3 雨水の有効利用の促進**
- ① 公共施設に雨水利用タンクを設置します。
- ② 住宅の屋根に降った雨水を貯留する施設や浸透させる施設に対する補助金を交付し、下水道管きよへの雨水の一時的な流出抑制対策を図るとともに、雨水の有効利用を促進します。

総合治水対策の概念図



【指標解説】

- 久保川改修事業：(久保川整備済み延長) ÷ (久保川延長 2.48km) × 100 (%)
- 雨水管きよ整備事業：当面の浸水対策目標（主に新河岸川河川激甚災害対策特別緊急事業に対応する幹線などの主要管きよ整備目標）

第3章 人と環境にやさしい、快適な基盤を備えた魅力あるまち

第3節 自然と調和した基盤づくり

| 章 | 節 | 施策 | 施策の名称 |
|---|-----|-----|----------|
| 3 | - 3 | - 2 | 水道水の安定供給 |

施策の指標

| 項目 | 現状値 (H21年度) | 目標年 | 目標値 |
|---------|----------------|-------|-------|
| 有収率 (%) | 92.05 | H27年度 | 93.50 |
| 収納率 (%) | 99.81 | H27年度 | 99.90 |

(年度又は年度末の値)

現状と課題

水は全ての生命に欠かすことのできない大切なものであり、水道は市民生活を支える重要なライフラインです。川越市内の水道はこれまでの7次にわたる拡張事業の結果、普及率がほぼ100%に達し、市内全域に水道水を供給しています。

現在は、平成15年度から浄水場等における設備更新を実施しているほか、平成18年度からは、管路の布設や取替工事において耐震性を備えた管種を採用し、管路の耐震性強化に努めています。

また、平成17年度に「中期経営計画」(*1)を策定するとともに、平成21年度には「川越市水道ビジョン」(*2)を策定し、長期的な視点から効率的・計画的な事業経営に取り組んでいます。その他、市民サービスを充実させるために、コンビニエンスストアでの料金収納やアンケートによる市民のニーズ把握、広報紙やホームページ等を通じての財務状況やイベント情報のお知らせなど、さまざまな取組を行っています。

市内への水道水の供給をほぼ達成した現在、事業の中心は施設の維持管理に移っています。今後は更に、漏水防止による水の有効利用や老朽化施設等の更新による施設の機能維持を図るとともに、大規模災害時にも対応し得る水道施設の整備を進めることが求められています。一方で、給水収益(*3)が減少傾向にある中、施設の整備や管路の耐震化等には多額の費用が必要となります。

また、自己水源である地下水の安定確保とともに、水質管理の強化などにより、安全で安心な水道水の供給確保に努める必要があります。更に、受益と負担との均衡が取れた経営を行い、効率的・計画的な事業の推進により経営の基盤強化を図りつつ多様なニーズに対応しながら、水道水の安定供給に努めていく必要があります。

施策の推進

1 施設・設備の改修及び更新

- ① 老朽化した施設・設備の更新を計画的に実施し、水道水の安定供給に努めます。
- ② 貴重な水の有効利用の観点から漏水調査を継続して実施し、漏水の防止・早期発見に努めます。

2 災害に強い施設整備

- ① 災害時における水道水の供給を確保するため、配水池や配水管路等の耐震化の推進に努めます。

3 効率的な事業の推進

- ① 計画的・効率的な事業を推進し、経営の安定化に努めます。
- ② 快適な暮らしを支えるため、多様な顧客ニーズに対応しながら、情報提供の推進など各種サービスの向上に努めます。
- ③ コスト削減に取り組むとともに、公営企業としての独立採算制を維持するため、受益と負担との均衡が取れた経営に努めます。

有収率の推移

(%)

| 平成 17 年度 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 |
|----------|----------|----------|----------|----------|
| 91.42 | 93.19 | 93.16 | 92.50 | 92.05 |

収納率の推移

(%)

| 平成 17 年度 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 |
|----------|----------|----------|----------|----------|
| 99.87 | 99.83 | 99.86 | 99.87 | 99.81 |

※上記の収納率は各年度とも翌年度 9 月末日時点の数値

【指標解説】

- **有収率**：各浄水場から出た水のうち、需要者から料金として徴収される水の割合です。100%に近いほど良いとされます。
- **収納率**：水道料金を収納できた金額の割合です。

【用語解説】

- *1 **中期経営計画**：公営企業の経営健全化や効率化を推進し、計画的な事業運営を行うため、平成 17 年度から同 21 年度までを計画期間として策定された事業計画です。
- *2 **川越市水道ビジョン**：水道事業の将来に向けての事業運営方針を明らかにしたもので、およそ 10 箇年を計画期間としています。
- *3 **給水収益**：水道使用者から徴収する年間の料金の合計です。

第3章 人と環境にやさしい、快適な基盤を備えた魅力あるまち

第3節 自然と調和した基盤づくり

| 章 | 節 | 施策 | 施策の名称 |
|---|-----|-----|-----------|
| 3 | - 3 | - 3 | 公共下水道等の整備 |

施策の指標

| 項目 | 現状値 (H21年度) | 目標年 | 目標値 |
|---------------|----------------|-------|--------|
| 生活排水処理率 (%) | 90.5 | H27年度 | 94.2 |
| 污水管きよ改良事業 (m) | 21,864 | H27年度 | 47,100 |

(年度又は年度末の値)

現状と課題

市民が快適に生活する上で、生活排水施設はなくてはならない重要な施設であり、その整備促進が求められています。

市街化区域については、一部の地区を除き、公共下水道の整備により生活排水が処理されています。今後はこの未整備地区の解消とともに、老朽化した污水管きよの改良事業を計画的に推進する必要があります。

当初整備された中心市街地約827haの区域については、合流式下水道(*1)が採用されました。合流式下水道は雨水の量が増えると環境に悪影響を与えることが懸念されるため、新河岸川の水質保全の一環として、平成18年度から着手された合流式下水道の改善事業を計画的に推進することにより、さらに快適な生活環境を維持していく必要があります。

一方、市街化調整区域については、生活排水が未処理のまま用水路や排水路に流れ込み、排出先周辺や下流域に当たる地域の生活環境の悪化や公共用水域の水質汚濁につながる恐れがあります。こうした現状を改善するため、平成8年度から市街化調整区域における公共下水道事業、平成12年度から農業集落排水事業に着手し、これらの事業と整合を図りながら合併処理浄化槽の普及を図るなど、地域に応じた整備を進めてきました。今後も、「生活排水処理基本計画」に基づき、引き続き効率的な整備を推進していく必要があります。

平成15年度に公営企業となった公共下水道事業は、公営企業としてのサービス向上と、効率的な運営に努めてきました。今後も、経費の削減や受益者負担の適正化を図るなど、さまざまな改善策を推進していく必要があります。

施策の推進

1 生活排水施設の整備

- ① 公共下水道の汚水施設整備については、市民の生活環境の改善や公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全を図る目的で、荒川右岸流域下水道区域の市街化調整区域の整備を中心に実施していきます。
- ② 農村環境の改善と農業用排水の水質保全を図るため、地域の特性に応じて農業集落排水整備の推進や、合併処理浄化槽の設置及び維持管理を支援します。

2 合流式下水道の改善

- ① 公共用水域の水質汚濁の改善と公衆衛生の向上を図るため、大雨の時に雨水吐口から河川に放流されている未処理下水を極力減らす対策として、一時貯留する施設の設置や、下水に含まれる汚濁物の流出を極力防止するため雨水吐口の改良等を計画的に実施していきます。

3 公共下水道施設の維持管理

- ① 老朽化した管きょ施設を改築し、排水機能の向上及び施設の保全に努めます。
- ② 下水道施設の不明水対策(*2)を推進し、経費の削減及び公衆衛生の向上に努めます。
- ③ 事業所排水の監視を強化し、下水道施設の損傷と公共用水域の水質汚濁の防止に努めます。
- ④ ポンプ場施設の維持管理を適正に行い、市民の生活環境の保全に努めます。

4 効率的な公共下水道事業の推進

- ① 公共工事コスト縮減の徹底等により経費の削減を図るとともに、事業の持続性を考慮し、下水道使用料の適正化を図り、経営の安定化に努めます。

生活排水処理率の推移 (％)

| 平成 12 年度 | 平成 13 年度 | 平成 14 年度 | 平成 15 年度 | 平成 16 年度 |
|----------|----------|----------|----------|----------|
| 87.4 | 88.0 | 88.3 | 88.5 | 88.8 |

| 平成 17 年度 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 |
|----------|----------|----------|----------|----------|
| 89.2 | 89.8 | 90.2 | 90.5 | 90.5 |

【指標解説】

- **生活排水処理率**：(公共下水道処理可能人口＋農業集落排水人口＋合併処理浄化槽人口)÷行政人口×100により計算した数値です。
- **汚水管きょ改良事業**：早急に改築が必要な管きょ(滝ノ下処理区)の改良事業です。

【用語解説】

- *1 **合流式下水道**：汚水と雨水を同一の管きょで排除する方式です。大雨の時などに汚水と雨水が混合した未処理下水が雨水吐口から河川に放流されるため、放流先の水質悪化や公衆衛生上の問題が懸念されます。
- *2 **不明水対策**：管きょの隙間等から浸入する地下水と雨水を減少させるための対策を言います。

第3章 人と環境にやさしい、快適な基盤を備えた魅力あるまち

第3節 自然と調和した基盤づくり

| 章 | 節 | 施策 | 施策の名称 |
|---|-----|-----|----------|
| 3 | - 3 | - 4 | 水辺と森林の整備 |

施策の指標

| 項目 | 現状値 (H21年度) | 目標年 | 目標値 |
|------------------------------|----------------|-------|------|
| 「(仮称)川越市森林公園計画」区域内公有地面積 (ha) | 7.5 | H27年度 | 11.0 |

(年度又は年度末の値)

現状と課題

本市は、荒川、入間川等の河川や伊佐沼に代表される水辺、武蔵野の面影を残す雑木林等の優れた自然を有しており、この水と緑のネットワークは、生物の生息空間、人々のやすらぎの場、良好な都市景観の構成要素として都市の豊かさを支えています。今後も適切な自然の保全や活用の方策を実施しなければ、貴重な自然が都市化の波により失われていくことが懸念されます。

本市はこれまでに、この優れた自然を地域住民の憩いの場や活動の場として活用を図るため、入間川における桜づつみモデル事業(*1)や河川敷公園をはじめとする緑地等の整備を進め、平成20年度には池辺公園を開設しました。更に、市南部に広がる樹林地については、(仮称)川越市森林公園計画地内に散策しながら自然と触れ合える憩いの場として「森のさんぽ道」の整備を進め、市民に開放しています。伊佐沼周辺地域については、伊佐沼を核とした水、花、緑のネットワークづくりのため、県が主体となって実施している「地域用水環境整備事業」により、親水護岸の整備や、水質浄化に効果のあるヨシ等を植栽し、水辺の再生を推進しています。

今後においても、本市を代表する水辺や樹林地等については、自然とのふれあいの場、憩いの場及び多様なレクリエーションの場として整備を進め、市民共有の財産として保全、活用を図る必要があります。

施策の推進

1 河川空間の活用

- ① 荒川、入間川、新河岸川等の優れた自然環境を活用して、親水公園等の整備を図ります。また、築堤工事が完了した芳野地区周辺については、入間川の広大な河川空間を利用して水辺や自然とのふれあいの場、スポーツ・レクリエーション活動の場となる河川敷公園の整備を推進します。

2 伊佐沼周辺の整備

- ① 「地域用水環境整備事業」の効果を踏まえて、伊佐沼周辺における水、花、緑の豊かな自然環境を活用し、市民共有の憩いの場やレクリエーションの場となる伊佐沼公園の拡張整備を推進します。

3 樹林地の整備

- ① 本市南部に広がる武蔵野の面影を残す雑木林等については、大変貴重な自然であることから保全に努めていくとともに、自然とのふれあいの場、緑の中のレクリエーションの場として活用を図るため、(仮称)川越市森林公園の整備を推進します。



【指標解説】

- 「(仮称)川越市森林公園計画」区域内公有地面積：(仮称)川越市森林公園用地の取得面積（川越市土地開発公社取得含む）です。

【用語解説】

- *1 桜づつみモデル事業：河川地域の市街化等に伴い、緑が減少しつつあることから、良好な水辺空間の整備の一環として、堤防及びその周辺の緑化を推進することにより良好な水辺空間の形成を図る事業です。

第3章 人と環境にやさしい、快適な基盤を備えた魅力あるまち

第3節 自然と調和した基盤づくり

| 章 | 節 | 施策 | 施策の名称 |
|---|-----|-----|----------|
| 3 | - 3 | - 5 | 公園の整備と充実 |

施策の指標

| 項目 | 現状値 (H21年度) | 目標年 | 目標値 |
|-----------|----------------|-------|-----|
| 都市公園数（箇所） | 240 | H27年度 | 280 |

（年度又は年度末の値）

現状と課題

都市化が進む中、都市公園等は都市の緑の中核として潤いを創出するとともに、自然とのふれあい、コミュニティの形成、スポーツ・レクリエーション活動等、多様なニーズに対応する市民生活に密着した都市の基盤となる施設です。また、活力のある長寿・福祉社会の形成や都市の環境問題対策などにも寄与することができ、更に、災害時には、都市の防災空間としても活用することができるなど、安全でゆとりある生活には欠かせない施設です。

現在、本市には、川越運動公園、県営川越公園をはじめとして、目的に応じたさまざまな都市公園が整備されています。近年においては仙波河岸史跡公園、高階南公共広場、スポーツパーク福原、国指定史跡河越館跡史跡公園等の整備を行い都市公園数は増加していますが、市民一人当たりの都市公園面積は県内の平均を下回っており、今後も整備を推進していく必要があります。

特に、本市の特性である豊かな自然や歴史を生かした公園、新たなレクリエーション活動の場となる公園及び市民に身近で魅力的な公園等の整備を進めていく必要があります。

施策の推進

1 計画的な公園の整備

① 「川越市緑の基本計画」に基づき、計画的に公園の整備を推進します。

2 自然環境の活用と整備

① 水や緑等の自然環境と共生した公園の整備を推進します。

3 歴史的遺産の活用

① 本市の歴史的遺産を活用した公園の整備を推進するとともに、代表的な史跡である川越城址については、城址公園として整備を検討します。また、川越城富士見櫓の復元整備を行い観光や教育の場とします。

4 身近な活動拠点の整備

① 市民が憩いと安らぎを感じられる場所として、また、災害時の避難場所として活用できるように、街区公園等の身近な公園を積極的に整備します。

② 子どもから高齢者までが身近な場所で体力づくりや健康づくりができる公園の整備を行うとともに既設の公園に健康運動施設等の設置を図ります。

5 レクリエーション・スポーツ拠点の整備

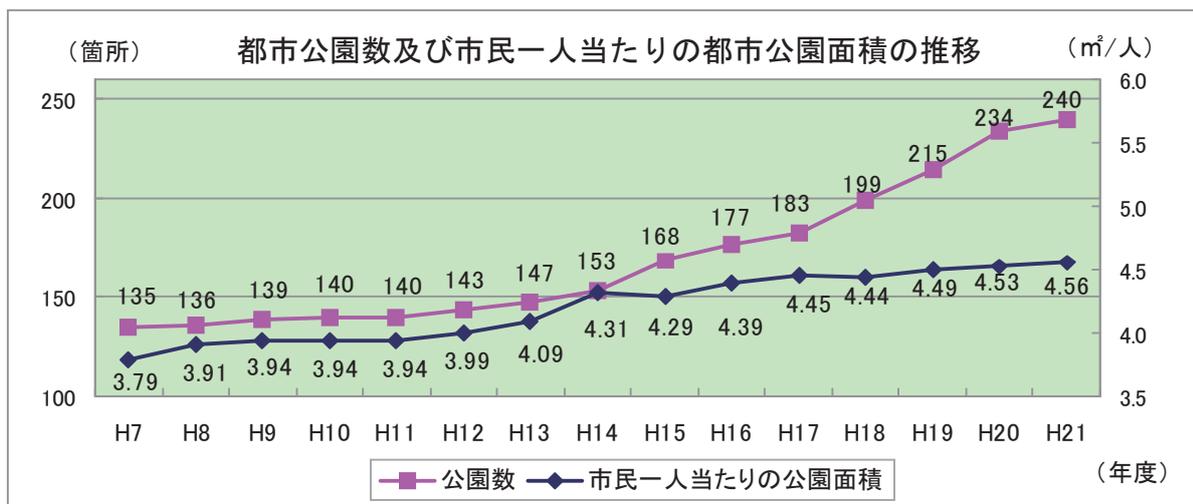
① スポーツやレクリエーション活動の拠点となる公園の整備を検討するとともに、既存の施設の更新等についても検討を進めます。

② 子どもから高齢者までが利用できるレクリエーションの場として、温水利用型健康運動施設(*1)を含むなぐわし公園の整備を推進します。

6 公園の適正な管理と魅力の創出

① 既設の公園については、適正な管理を行うとともに、魅力を高めるため、施設のリニューアルやユニバーサルデザイン化を行います。

② 公園利用者層の変化と市民の多様なニーズに対応し、安全で誰もが安心して楽しむことのできる魅力ある公園づくりを推進します。



【用語解説】

*1 温水利用型健康運動施設：温水を利用した種々の軽運動を行うための施設です。

第3章 人と環境にやさしい、快適な基盤を備えた魅力あるまち
 第3節 自然と調和した基盤づくり

| 章 | 節 | 施策 | 施策の名称 |
|---|-----|-----|--------------|
| 3 | - 3 | - 6 | 快適な住宅・住環境の整備 |

施策の指標

| 項目 | 現状値 (H21年度) | 目標年 | 目標値 |
|---------------|----------------|-------|-------|
| 市営住宅管理戸数(戸) | 1,100 | H27年度 | 1,132 |
| 高齢者世話付住宅戸数(戸) | 30 | H27年度 | 40 |

(年度又は年度末の値)

現状と課題

平成18年に、これまでの住宅政策の指針となっていた「住宅建設計画法」に替わって「住生活基本法」が制定され、居住ニーズが多様化・高度化している中で、住宅そのものだけでなく居住環境を含む住生活全般の質的向上を推進していくとともに、住宅を造っては壊す社会から、良いものを造って、きちんと手入れをして、長く大切に使う社会へ移行していくことが求められています。

多様化・高度化する居住ニーズへの対応は、市場による対応が最も効果的ですが、その機能が適切に発揮され、良好な住宅・住環境の維持及び形成につながるよう、必要に応じて、地区計画等の規制誘導手法の活用を検討する必要があります。

公営住宅については、これまで住宅困窮者に対する住宅セーフティネット(*1)として市営住宅を整備するとともに、老朽化した市営住宅の更新に当たり、一部を高齢者世話付住宅として30戸供給するなど、住宅困窮者の居住の安定の確保に努めてきました。

今後も、老朽化した市営住宅の更新が課題となりますが、適切な維持管理を推進し、できる限り長期的に使用することができるよう努めるとともに、建替えに当たっては、厳しい財政状況に鑑み、経済性や効率性に十分配慮し、さまざまな手法を検討する必要があります。また、今後の人口の推移、多様化する世帯構成、周辺の住環境等を踏まえ、「川越市市営住宅ストック総合活用計画」を適宜見直して、計画的に市営住宅を整備していく必要があります。

施策の推進

1 良好な住環境の整備

- ① 地区計画や住環境整備に関する制度の活用を図ります。

2 公的住宅の供給

- ① 市営住宅の建替えに当たっては、周辺の住環境に配慮した敷地の活用を図るとともに、福祉部門との連携により福祉施設等との併設・合築を検討します。

3 高齢者等への住宅支援

- ① 高齢者等の居住の安定確保に関する制度など各種の制度を活用し、高齢者等への住宅支援を行います。
- ② 高齢者や障害のある人が安心して暮らせるよう、住み替え家賃の助成や高齢者住宅保証制度等の充実を図ります。



市営住宅岸町3丁目団地

【指標解説】

- 市営住宅管理戸数：本市で管理している市営住宅の戸数です。
- 高齢者世話付住宅戸数：市営住宅のうち、独立して生活するには不安があると認められるが、自炊が可能な程度の健康状態にある方（原則として60歳以上）が、自立して安心かつ快適な在宅生活を営むことができるよう、その生活を支援する生活援助員（ライフサポートアドバイザー）を配置した住宅の戸数です。

【用語解説】

- *1 住宅セーフティネット：住宅市場の中で自力では住宅を確保することが困難な方々が、それぞれの所得、家族構成、身体の状態等に適した住宅を確保できるよう支援するしくみを言います。

分野別計画

第4章

にぎわいに満ち、活力ある産業を育てる
まち

—産業・観光—



小江戸春の舟遊

第4章 にぎわいに満ち、活力ある産業を育てるまち

第1節 地域経済の活性化と産業振興

| 章 | 節 | 施策 | 施策の名称 |
|---|-----|-----|--------------------|
| 4 | - 1 | - 1 | 地域振興拠点の整備と新しい産業の育成 |

施策の指標

| 項目 | 現状値 (H21年度) | 目標年 | 目標値 |
|-------------|----------------|-------|-----|
| 川越ブランドの数(件) | 3 | H27年度 | 6 |

(年度又は年度末の値)

現状と課題

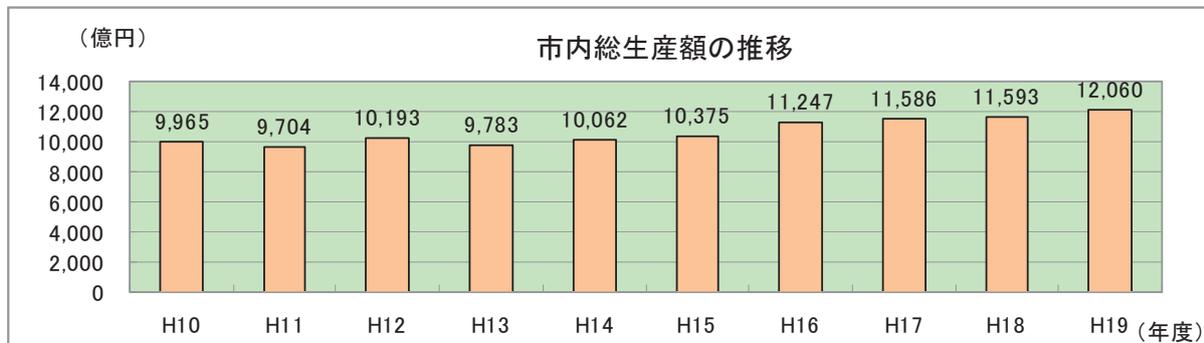
本市は、長い歴史の中で農業、工業、商業、観光など多様な産業がバランス良く発展してきました。

しかし、景気の悪化などにより事業所数が減少していることから、大きく変化する経済情勢に対応した産業の振興を図っていくことが課題となっています。

また、地域の特色を生かした産業の振興を図るため、川越ブランドの推進や新たな産業の育成が求められています。

そのためには、本市の有する産業ポテンシャル(*1)を十分に活用していくことが重要です。今後、市内の4大学が持つ豊富な教育研究環境を活用した産学公連携による本市の特色を生かした産業の育成や、ワーカーズコレクティブ(*2)などの起業を支援する取組等を推進する必要があります。

更に、こうした地域産業の振興や活性化を図るとともに、地域住民の活動や交流を促進し、にぎわいを創出するため、埼玉県との共同事業により地域振興ふれあい拠点施設の整備を推進します。



施策の推進

1 地域振興ふれあい拠点施設の整備

- ① 地域産業の振興や活性化、地域住民の活動・交流の促進及びにぎわいの創出を図るため、埼玉県との共同事業により地域振興ふれあい拠点施設を整備します。

2 新しい産業の育成

- ① 地域活動支援のためワーカーズコレクティブの設立を支援します。
② 起業や第二創業(*3)に対する支援を行います。

3 人材確保や人材育成の推進

- ① 中小企業の人材を確保するため、業務経験者や技術を有する人材の情報を収集し、提供に努めます。
② 高度化する技術革新やICT化などに対応できる人材を育成するため、研修環境の充実を図ります。また、地域における優れた技術や技能を継承するための人材育成のしくみづくりについて研究します。

4 産学公連携による技術開発の支援

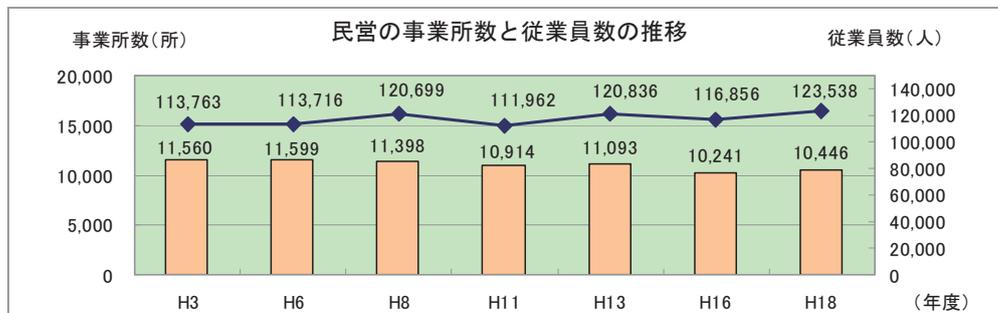
- ① 企業(産)が、技術シーズ(*4)や高度な専門知識を持つ大学等(学)や公設試験研究機関等(公)と連携して、新製品開発や新分野進出等を図ることのできる環境づくりを支援します。

5 川越ブランドの推奨

- ① 関係団体等と連携し新たな「川越ブランド」の確立を目指します。

6 高度情報化社会・ICT社会への対応支援

- ① インターネット等を利用した商店街情報の提供など、販売サービス情報のネットワーク化を支援します。



【用語解説】

- *1 **産業ポテンシャル**：産業の将来性、潜在能力。本市は、交通の要衝、江戸時代からの商業都市、歴史遺産、各分野の大学が立地するなど、他市と比べて有利な条件があることを指します。
*2 **ワーカーズコレクティブ**：働く人が資本と労働を持ち寄り、自主管理・自主運営をする労働者生産協同組合の一形態です。生活者の視点から市民事業として事業化し、自らの働き場づくりを行います。事業分野は、福祉・介護、子育て支援、食など地域に密着した内容に広がっています。
*3 **第二創業**：過去の経営を見直し企業の構造を変えていくことで、現在の事業に何か工夫を加えること、新市場に進出すること、新事業に取り組むことなどを指します。
*4 **技術シーズ**：新しい可能性を持つ技術を言い、大学や研究機関などの研究成果で、事業化の可能性のあるものを指します。

第4章 にぎわいに満ち、活力ある産業を育てるまち

第1節 地域経済の活性化と産業振興

| 章 | 節 | 施策 | 施策の名称 |
|---|-----|-----|---------------|
| 4 | - 1 | - 2 | 雇用の促進と労働環境の改善 |

施策の指標

| 項目 | 現状値 (H21 年度) | 目標年 | 目標値 |
|------------------------|-----------------|--------|-------|
| 就労支援及び労働教育講座受講者数（人） | 896 | H27 年度 | 1,000 |
| 川越市勤労者福祉サービスセンター会員数（人） | 2,033 | H27 年度 | 2,500 |

（年度又は年度末の値）

現状と課題

経済のグローバル化を背景に平成 20 年秋にアメリカで発生した金融危機は、瞬く間に世界的な経済減速をもたらし、回復基調にあった日本経済も収縮し、100 年に 1 度と言われる景気の悪化は、雇用に対しても大きな影響をもたらしています。

これにより、労働者の 3 割を超えるに至った非正規労働者に対する解雇・雇い止め、解雇に伴う住居の喪失、学卒者の内定取消し、完全失業率の上昇、有効求人倍率の減少といった問題が発生しています。

また、今後は生産年齢人口の減少が加速することから、高齢者の就労機会の創出や女性が子育てをしながら働き続けることのできる就労環境の整備などが求められています。

労働者が安心して働ける環境を整えるためには、健全な労使関係を保つことや仕事と家庭の両立を図ることが必要です。

更に、職業意識やライフスタイルが多様化する中で豊かに暮らすことができるよう、福利厚生充実が求められています。

本市では、平成 21 年度に就労支援を図るため、しごと相談員（*1）の配置や就労支援家賃助成制度の制定、職業体験講座の開催などを実施しました。

今後、一層の就労支援や雇用の促進を図るとともに、労働者が働きやすい職場環境を整える必要があります。

施策の推進

1 雇用の促進

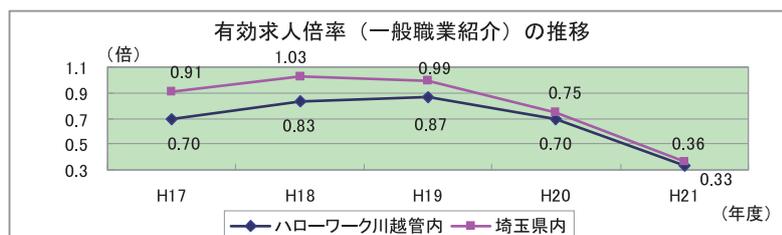
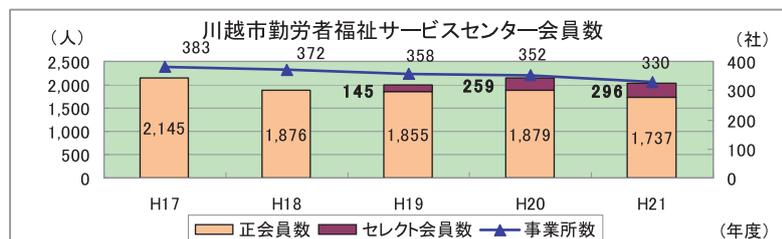
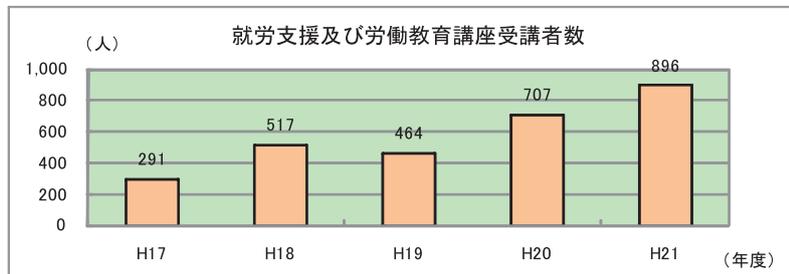
- ① 就労機会の拡大につながるよう、無料職業紹介を実施する関係課等と連携し、その充実に努め、職業相談体制の強化を図ります。また、引き続き、ハローワークなどの関係機関と連携し、若年者、中高年齢者、障害のある人など、さまざまな求職者に対応した就業支援に努めます。
- ② 市内の大学などの教育機関や人材育成機関等と協力し、ニーズに即した職業能力の向上や開発によって再就職を希望する人への支援の充実に努めます。

2 労働条件改善の促進

- ① 健全な労使関係や職場環境が築けるよう、労働教育講座等を開催して労働教育の推進と労働安全衛生の普及・啓発に努めます。また、埼玉県などの関係機関と連携し、労働相談の充実に努めます。
- ② 仕事と家庭の両立が図れるよう、短時間労働や再雇用制度の普及、育児・介護休業の取得の促進などの啓発に努めます。

3 福祉制度の普及・促進

- ① 勤労者が豊かに暮らすことができるよう、勤労者福利厚生施設の充実に努め、文化・教養の向上、健康の増進や余暇活動の促進を図ります。
- ② 財団法人川越市勤労者福祉サービスセンターの事業を支援し、勤労者の総合的な福利厚生に努めます。
- ③ 中小企業退職金共済制度の普及に努めるなど、勤労者福祉及び共済制度の充実に努めます。



【用語解説】

*1 しごと相談員：市民の就労に関する相談に応じるため、就労相談室に配置している相談員です。

第4章 にぎわいに満ち、活力ある産業を育てるまち

第1節 地域経済の活性化と産業振興

| 章 | 節 | 施策 | 施策の名称 |
|---|-----|-----|-------|
| 4 | - 1 | - 3 | 農業の振興 |

施策の指標

| 項目 | 現状値 (H21年度) | 目標年 | 目標値 |
|-------------|----------------|-------|-----|
| 認定農業者数(人) | 135 | H27年度 | 150 |
| 農産物直売所数(箇所) | 3 | H27年度 | 5 |

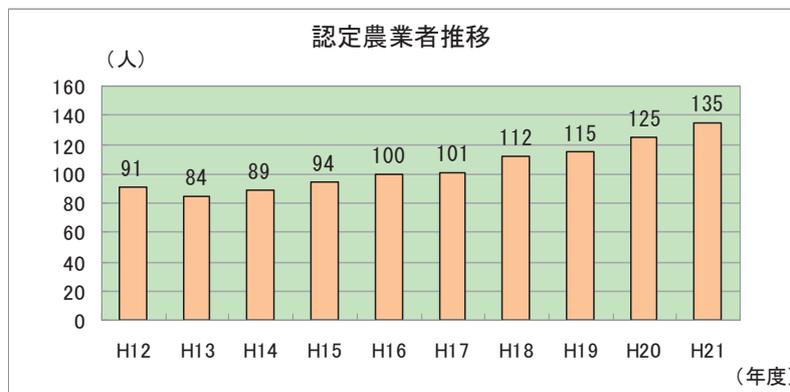
(年度又は年度末の値)

現状と課題

本市の農業は、大消費地である首都圏に位置するという地理的条件に恵まれており、また、農家戸数、耕地面積及び農業産出額は県内で上位を占めています。しかし、全国的傾向である農業従事者の高齢化や農業後継者の不足、遊休農地の増加、また地理的条件からの市街化圧力の高まりなどの問題は、本市農業振興にとって深刻な問題となっています。こうした問題の背景には、農業所得の低迷があると考えられます。

本市では、農業生産の拡大のための農業基盤の整備や認定農業者など担い手の育成・確保の推進、農産物直売所設置への取組による地場農産物の普及などを行いました。また、平成21年には本市の農業施策の指針となる「川越市農業振興計画」を策定しました。

今後、川越の農業が活力のある産業となるためには、首都圏の台所の役割を果たすよう生産量の拡大を図るとともに、地産地消による域内流通の活性化、農業の基盤である農地の保全を農業振興の柱としながら、農業所得向上の視点から施策を推進していく必要があります。また、そのためには農業者のみならず、消費者・援農者としての市民、食品加工業者、卸売業者、小売業者など、生産から消費に至るまでの多様な主体の協働が必要です。



施策の推進

1 食料の安定供給の促進

- ① 安定した農業経営の確立を図るため、水田農業、畑作農業、畜産業等に対し支援します。
- ② 「川越ブランド」の生産振興を図るとともに、食品産業と農業の連携強化に向けて取り組みます。

2 担い手の育成・確保の推進

- ① 認定農業者を中心とする中核的な担い手の育成と支援を図ります。
- ② 小規模農業者や新規就農者、法人など幅広い担い手を視野に入れた施策の展開を図ります。
- ③ 農業者間の連携を図るため、農業者組織の育成と支援を図ります。

3 市民ニーズへの対応と流通の多様化の推進

- ① 農業ふれあいセンター活動の充実を図るとともに、農業関連イベント等を通じ、農業者・市民・行政間のネットワークの形成を推進します。
- ② 利用者のニーズに応じた市民農園の設置を促進します。
- ③ 安全・安心な川越産農畜産物の地産地消を図るとともに、観光産業との連携・参入により流通の多様化を支援します。

4 環境と共生した持続可能な農業の推進

- ① 落ち葉等の有機性資源（*1）を有効活用する農業を促進します。
- ② 食の安全・安心を確保するため、農薬や化学肥料を削減した農法の普及を推進します。

5 農業基盤及び生活環境の整備

- ① 農業の生産性の向上を図るため、ほ場整備等基盤整備事業を推進します。
- ② 生活環境の改善と農業用排水の水質保全を図るため、農業集落排水事業を推進します。
- ③ 優良農地を保全し、遊休農地の発生の防止を図るため、効率的な土地利用を促進します。

【指標解説】

- **認定農業者数**：「農業経営基盤強化促進法」に基づき、市町村が策定した基本構想に示す効率的かつ安定的な農業経営を目指して、農業経営のための計画を作成し、市町村の認定を受けた者の数です。
- **農産物直売所数**：直売所が立地する周辺の農家やJ Aなどが設置した、地元の農産物を販売する施設の数です。

【用語解説】

- *1 **有機性資源**：生物（動植物や微生物）に由来する資源で、生物学的分解によって、環境中に安全に還元していくことが可能であり、かつ、再び有用な資源として再生していくことが可能なものを言います。

第4章 にぎわいに満ち、活力ある産業を育てるまち

第1節 地域経済の活性化と産業振興

| 章 | 節 | 施策 | 施策の名称 |
|---|-----|-----|-------|
| 4 | - 1 | - 4 | 商業の振興 |

施策の指標

| 項目 | 現状値 (H21年度) | 目標年 | 目標値 |
|-------------|----------------|-------|-----|
| 商店街法人化数（箇所） | 5 | H27年度 | 10 |

（年度又は年度末の値）

現状と課題

日本の経済は、バブル経済の崩壊とその後の景気後退、近年では世界金融危機の影響などによって景気の低迷が長期化しています。

本市の商業は、平成19年の商業統計調査によると、商店数2,661店、年間販売額7,421億円となっていますが、平成14年と比較するといずれも減少しています。

これは、長期にわたる景気の低迷による購買力の低下や近隣市町における大型商業施設の進出に伴う顧客の流出、また、通信販売、インターネットによる購入手段の多様化などさまざまな要因が考えられます。

市民の生活に密着した商店街は、その地域とともに発展してきましたが、近年では、高齢等の進行による、いわゆる買物弱者の発生も懸念されることから、高齢社会を踏まえた継続的な活動が求められています。また、地域や商店街の防犯活動も重要です。

本市の中心市街地は、商業・業務機能が集積しているばかりでなく、本市の歴史・文化の中心でもあります。この中心市街地を活性化し、まちの魅力を高めるために平成21年6月に認定を受けた「中心市街地活性化基本計画」に基づき、今後は中心市街地活性化協議会と意見調整を図りながら活性化事業を実施していく必要があります。また、周辺商業地については、地域に密着した魅力ある商店街の形成に努めていく必要があります。

更に、厳しい経済状況の中、中小企業者の経営の安定化などを図るため、支援の充実が求められています。

商店街法人化の状況（平成21年度末現在）

川越一番街商業協同組合（昭和26年）、川越サンロード商店街振興組合（昭和60年）、大正浪漫夢通り商店街振興組合（平成3年）、川越新富町商店街振興組合（平成4年）、川越市角栄商店街振興組合（平成4年）

施策の推進

1 商店街への支援

- ① 商店街の法人化など組織強化を支援します。
- ② 商店街の振興、活性化、にぎわい創出、魅力創出に寄与する事業を支援します。
- ③ 商店街の安全・安心の環境づくりを支援します。

2 中心市街地の活性化

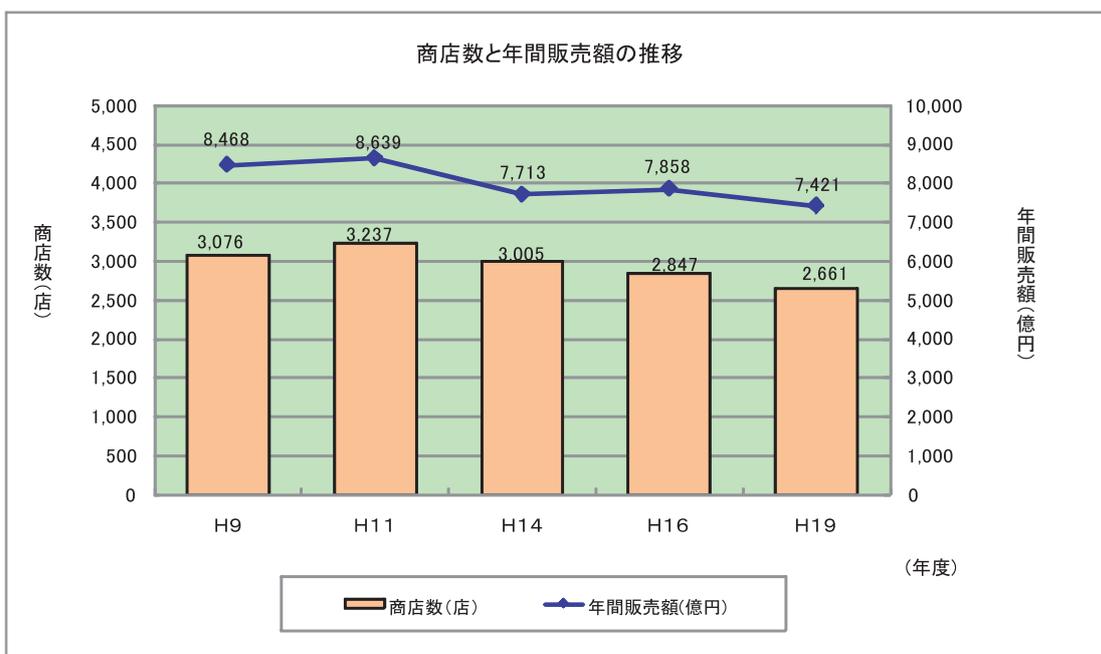
- ① 中心市街地活性化協議会との意見調整を図り、多様な参画のもと「中心市街地活性化基本計画」に基づく商業の振興と活性化事業を推進します。
- ② 産業観光館（鏡山酒造跡地）の効果的な管理・運営を推進するとともに、旧川越織物市場や旧鶴川座等、歴史的・文化的価値がありながら活用されていない建物の活用の方向性を検討するなど、まちの回遊性を高め市街地の活性化に努めます。

3 周辺商業地の形成

- ① 霞ヶ関、新河岸、南大塚及び南古谷の各駅周辺地域などについては、地域住民に密着した商業地の形成に努めます。
- ② 国道等の沿道については、交通便利性の高い立地特性を生かし、駐車場を備えた秩序ある商業地の形成に努めます。

4 健全な商業の発展と商業団体等への支援・融資制度の充実

- ① 商業の振興を図るため、各種商業団体と連携するとともに、これらの団体を支援します。
- ② 中小企業者の経営安定等を図るため、従来の融資制度を充実するとともに、新たな融資制度についても検討します。
- ③ 卸売団地の整備など、卸売及び流通機能の強化策を支援します。



第4章 にぎわいに満ち、活力ある産業を育てるまち

第1節 地域経済の活性化と産業振興

| 章 | 節 | 施策 | 施策の名称 |
|---|-----|-----|-------|
| 4 | - 1 | - 5 | 工業の振興 |

施策の指標

| 項目 | 現状値 (H21年) | 目標年 | 目標値 |
|----------------------------------|---------------|-------|-----|
| 市内工業専用地域（川越第二産業団地を含む）の面積 (ha) | 229 | H27年度 | 250 |

(歴年の値)

現状と課題

本市は、3つの工業団地、2つの工場適地、1つの産業団地があり、平成20年の製造品出荷額等が県内第3位の工業都市です。しかし、市街地における住工混在地区の存在や既存工業団地等でのスペース不足といった問題がみられます。こうした問題の解決や外部からの企業立地の受入れ対策として工業用地の確保が必要です。また、本市産業の発展を図るため既存事業所の育成を支援する施策が求められています。

これまで、工業用地の確保については県と共同で川越第二産業団地を新設しました。

また、経済状況の悪化に対応するため、不況対策融資や融資相談会なども行ってきました。

今後は、工業団地をはじめとして企業から生み出される税収や雇用の重要性を認識し、周辺整備や企業誘致と併せて工業用地の確保を更に進めていく必要があります。そして、誘致した企業には地元からの資材の調達率を高めてもらうことや、地元の人材採用による雇用の創出など、本市全体の産業振興に結び付けるという視点が重要になります。また、既存事業所の育成には、各種の支援機関とも連携し、営業活動や企業活動の維持・強化、公的融資制度の強化・充実、経営診断等による経営基盤整備、産業情報の発信、産業人材の確保・育成などに関わる支援を行っていく必要があります。

施策の推進

1 工業団地の拡張及び整備

- ① 本市への進出企業や既存事業所の事業所拡大の受皿として、工業用地の確保を図ります。
- ② 企業誘致のための優遇助成制度の創設などを検討します。

2 企業支援

- ① 経営診断等の経営基盤整備を支援します。
- ② 中小企業者の経営安定等を図るため、従来の融資制度を充実するとともに、新たな融資制度についても検討します。
- ③ 工場の立地情報など産業情報の発信を行います。

3 工業団体等への支援

- ① 工業の振興を図るために、工業団体等の関係団体と連携するとともに、これらの団体を支援します。

4 広域的産学公ネットワークの推進

- ① 首都圏西部地域に集積する、自動車、電気・電子、精密機械関連産業、各種教育機関・研究施設等及び行政・支援機関の連携を図ります。

●事業所数・従業者数・製造品出荷額等

(各年 12 月 31 日現在)

| 年 | 事業所数 | 従業者数 | 製造品出荷額等 (年間) |
|---------|--------|----------|--------------|
| 平成 16 年 | 580 箇所 | 22,550 人 | 9,456 億円 |
| 17 | 602 | 24,153 | 9,986 |
| 18 | 563 | 24,705 | 10,114 |
| 19 | 591 | 25,018 | 10,616 |
| 20 | 575 | 24,641 | 8,648 |

※ 従業者 4 人以上の事業所について集計

出典：工業統計調査

●川越市内工業専用地域

(川越第二産業団地を含む)

(平成 21 年 12 月 31 日現在)

| 地 区 | 面積 (ha) |
|-------|---------|
| 芳 野 | 92 |
| 大 東 | 78 |
| 名 細 | 28 |
| 霞 ケ 関 | 31 |
| 合 計 | 229 |

●工業団地等

| | |
|------|--|
| 工業団地 | 川越工業団地 (芳野台) 川越狭山工業団地 (南台) 富士見工業団地 (大字竹野他) |
| 工場適地 | 南田島工場適地 (大字南田島) 的場工場適地 (大字的場) |
| 産業団地 | 川越第二産業団地 (芳野台) |

第4章 にぎわいに満ち、活力ある産業を育てるまち
第2節 観光による地域振興

| 章 | 節 | 施策 | 施策の名称 |
|---|-----|-----|------------|
| 4 | - 2 | - 1 | 新たな観光事業の推進 |

施策の指標

| 項目 | 現状値 (H21年) | 目標年 | 目標値 |
|----------|---------------|-------|-----|
| 観光客数(万人) | 627.5 | H27年度 | 700 |

(歴年の値)

現状と課題

平成18年に成立した「観光立国推進基本法」に基づき、政府は平成19年に「観光立国推進基本計画」を策定しました。そして、平成20年の観光庁の発足により、観光立国の実現は官民を挙げて取り組むべき重要な政策として位置付けられました。

「観光立国推進基本計画」の中では、地域固有の観光資源を保全・育成しつつ、観光の発展を一過性の現象にとどめないための活用を推進していくことや、地域の伝統・文化などを活用し、地域住民が誇りと愛着を持つことができる活力に満ちた地域社会の実現、更に、世界に例をみない水準の少子高齢化社会を活力に満ちたものにしていくために、日本人・外国人を問わない観光による交流人口の拡大などがうたわれています。

このような背景から、伝統技術や生産現場を見学・体験する産業観光(*1)を新たに推進するとともに、新河岸川舟運の歴史・文化を後世に伝える観光舟運事業の推進を図りました。また、平成19年、20年には、社団法人小江戸川越観光協会と協力して、外国人観光客の誘致を目的とした観光ルネサンス事業を実施しました。更に、本市を舞台としたNHK連続テレビ小説「つばさ」(*2)の放送に合わせ、平成20年度から21年度にかけては全国へ向けた誘客事業を実施するとともに、ロケ地マップの作成や出演者の観光グルメ大使への登用など、ドラマ効果の継続事業にも取り組みました。

観光による地域振興を図るには、年間を通して観光客が訪れる魅力あるまちを形成していく必要があります。今後は、新たな観光客の誘客はもちろんのこと、川越のまちを好きになってもらえる観光リピーターを育てていくことが大きな課題となります。

そのためには、観光客のニーズに応え、観光客が満足できる川越観光を継続して提供していくことができるよう、本市が培ってきた伝統や文化といった地域特性を生かした観光資源の更なる掘り起こしと活用が重要になります。また、観光情報の提供についても、多種多様な方法を検討・実施していく必要があります。

施策の推進

1 観光事業の企画・推進

- ① 農業、商工業との連携を深め、産業観光の更なる振興を関係機関と企画・推進します。
- ② 新河岸川を活用した観光舟運事業の推進、伊佐沼など水辺空間を活用した回遊ルートの開発を図ります。
- ③ 地域の特性を生かした新たな観光資源を発掘・活用することにより、観光エリアの拡大を図り、リピーターの確保、滞在型観光の増進を視野に入れた事業を推進します。
- ④ 川越まつりなど既存の観光事業の内容を充実するとともに、郷土芸能の伝承と保存に取り組んでいきます。

2 ICTによる観光情報の提供

- ① 「小江戸川越」のPRを広範囲で行うため、ICTの活用を積極的に進めるとともに、内容の充実、定期的な情報発信を推進します。

3 外国人観光客の誘致

- ① 外国人観光客へ向けた観光情報の提供・PRに加え、旅行エージェント等関係機関と協力し、外国人観光客の誘客を促進します。

観光客数の推移



【用語解説】

- *1 **産業観光**：一般的に「産業文化財（機械・器具など）、生産現場、生産技術、生産品などを観光資源ととらえ、観光客がそれらを通して、見る、学ぶ、遊ぶ、話す、聞く、といった多様な体験により、地域色ある産業文化の理解を深めること」と解釈されています。
- *2 **NHK連続テレビ小説「つばさ」**：連続テレビ小説第80作目の作品で、埼玉県が初めて舞台となりました。平成21年3月30日から同年9月26日まで放送され、女優の多部未華子さん演じるヒロイン「つばさ」の実家となる老舗和菓子屋「甘玉堂」が川越市の一番街にあるという設定。市内各所でロケが行われ、ドラマ効果により全国から多くの観光客が訪れました。

第4章 にぎわいに満ち、活力ある産業を育てるまち

第2節 観光による地域振興

| 章 | 節 | 施策 | 施策の名称 |
|---|-----|-----|---------|
| 4 | - 2 | - 2 | 観光環境の整備 |

施策の指標

| 項目 | 現状値 (H21年度) | 目標年 | 目標値 |
|-------------------|----------------|-------|-----|
| 観光時間半日以上観光客割合 (%) | 54 | H27年度 | 70 |

(年度又は年度末の値)

現状と課題

観光旅行を促進する上で、観光に関わる環境の整備は、主要な施策の一つとして捉えられています。中でも、旅行の容易化及び円滑化、接遇の向上を含む観光客の利便の増進、新たな観光分野の開発等が重要であるとされています。

平成元年以降、自家用車及び観光バスでの観光客が増え始め、平成20年には全体の4割強を占めるようになりました。これにより、駐車場不足や一番街・中央通りにおける交通渋滞が発生するようになるとともに、観光案内、公衆トイレの数や休憩場所について、改善を指摘する声が寄せられるようになりました。更に、NHK連続テレビ小説「つばさ」の影響により、全国から多くの観光客が訪れるようになり、一番街における交通渋滞は、観光客のみならず地域の生活にも大きな影響を及ぼすようになりました。

平成21年1月に市役所本庁舎北側に来庁者用の駐車場（バス4台分の乗降場あり）を開設し、土・日曜日、祝日における観光客用の駐車場として利活用を開始しました。平成21年5月のゴールデンウィークには、観光客の利便性を向上させるために一番街の交通規制を実施するとともに、本川越駅前と鏡山酒造跡地内に暫定的に観光案内所を設けました。公衆トイレについては、観光バスの駐車場となる初雁公園内と市役所本庁舎北側駐車場内に新設するとともに、成田山川越別院の公衆トイレの改築を行いました。

また、市民のホスピタリティ(*1)の向上を図るため、平成20年から川越商工会議所、社団法人小江戸川越観光協会と協力して「小江戸川越検定(*2)」を実施しています。

今後も、観光客の受入れ環境の整備が観光による地域振興を図る上では重要な課題となります。

そのためには、観光客が有意義な時間を過ごすことができるだけでなく、安心して安全な川越観光ができるよう、観光事業に携わる関係者、更には地域と連携した観光環境の整備を推進していく必要があります。

施策の推進

1 郊外型駐車場の整備

- ① 中心市街地の交通渋滞緩和及び観光客の利便性と安全を確保するため、交通環境の改善に向け、関係機関と協議するとともに、郊外型駐車場の整備を推進します。(第3章第2節施策2「交通円滑化方策の推進」参照)
- ② 郊外型駐車場と観光スポットを結ぶため、パークアンドバスライドやパークアンドレンタサイクルなどの方策を関係各課と調整していきます。

2 歴史的建築物の整備・活用

- ① まちの駅(*3)の機能を踏まえ、観光客の利便性の向上と市民交流の場として、旧笠間家住宅、旧川越織物市場、旧鶴川座等の歴史的価値がある建築物の活用を関係機関と調整を図りながら検討・推進していきます。

3 観光施設の整備

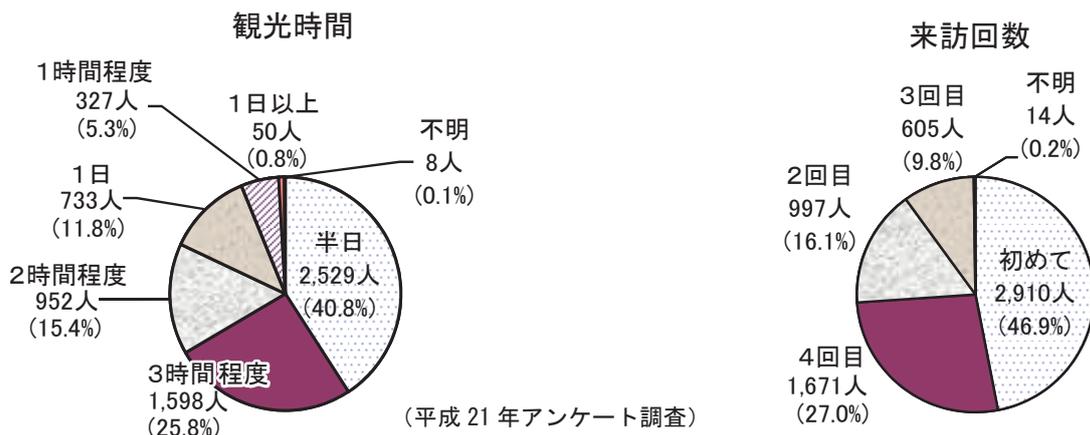
- ① 観光サイン、ポケットパーク(休憩エリア)、公衆トイレなどの整備と維持管理について、関係機関と調整を図り向上させていきます。
- ② 観光案内サービスの充実を図るため、観光案内所の整備を推進するとともに、多様な観光案内サービスを検討します。

4 広域観光の推進

- ① 川越市を含む7市町で構成された「埼玉県川越都市圏まちづくり協議会」での広域観光を更に推進します。また、新たなネットワーク化を積極的に推進します。(共通章第3節施策1「広域行政の推進」参照)

5 ホスピタリティの向上

- ① ホスピタリティの向上を図るため、小江戸川越検定事業の継続をはじめ、関係機関と協力してホスピタリティの啓発事業に努めていきます。



【用語解説】

- *1 **ホスピタリティ**：接客態度やもてなしのよいことを言います。
- *2 **小江戸川越検定**：川越商工会議所・川越市・社団法人小江戸川越観光協会が組織された小江戸川越検定委員会が主催し、第1回(3級)を平成20年2月に、第2回(2級・3級)を平成21年2月に、第3回(2級・3級)を平成23年2月に実施しました。
- *3 **まちの駅**：地域住民や来訪者が求める地域情報を提供する機能を備え、人と人の出会いと交流を促進する空間施設を指します。

分野別計画

第5章

人と自然がともに生きる、地球環境にやさしいまち

—環境—



環境プラザ「つばさ館」

第5章 人と自然がともに生きる、地球環境にやさしいまち

第1節 総合的かつ計画的な環境行政の推進

| 章 | 節 | 施策 | 施策の名称 |
|---|-----|-----|-------------|
| 5 | - 1 | - 1 | 計画的な環境事業の推進 |

施策の指標

| 項目 | 現状値 (H21年度) | 目標年 | 目標値 |
|-----------------|----------------|-------|--------|
| 市民の環境に対する満足度（%） | 20.2 | H27年度 | 40.0以上 |

（年度又は年度末の値）

現状と課題

環境への負荷の少ない持続可能な社会を構築するためには、環境に関するさまざまな課題に対して、的確に対応していくことが必要となっています。

本市では、総合的かつ計画的に環境行政を推進していくために、「川越市良好な環境の保全に関する基本条例」に基づいて、平成19年3月に「第二次川越市環境基本計画」を策定し、施策の進捗状況や市民・事業者の取組状況について、年次報告書としてまとめ、公表し、市民意見の反映に努めてきました。

また、個別の条例については、「川越市路上喫煙の防止に関する条例」、「川越市地球温暖化対策条例」を制定し、個別の計画については、「川越市環境行動計画『かわごえアジェンダ21』」（*1）、「川越市緑の基本計画」（平成20年3月改定）、「川越市地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、各種施策・事業を展開してきました。

これら施策・事業の推進については、ISO14001(*2)の認証を取得した川越市環境マネジメントシステムにより進行管理を行ってきました。

このように、新たな環境問題の発生や社会状況の変化に対応し、計画の策定や条例の制定を行い、進行管理しており、関連する事業も概ね順調に進んできているものの、施策の指標である「市民の環境に対する満足度」の目標値を達成できるほどの成果には結び付いていない状況です。

今後、成果を上げていくためには、市民等の意見を反映した効果的な進行管理を行い、各計画の見直しや、市民参加などにより市域全体で計画を一層推進していくための手法・事業の創設を検討するとともに、新たな課題に対応するための計画の策定や条例等の制定に努めていく必要があります。

施策の推進

1 環境基本計画の推進

- ① 「第二次川越市環境基本計画」に基づき、環境に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、本市を取り巻く環境の変化や計画の進捗状況に応じて、必要な場合は適宜見直しを図ります。

2 地球温暖化対策地域推進計画等の推進

- ① 市域から排出される温室効果ガス(*3)を削減するため、「川越市地球温暖化対策地域推進計画」に基づき、本市の自然的・社会的条件に応じた施策を推進します。
- ② 「川越市環境にやさしい率先実行計画」に基づき、公共施設から排出される温室効果ガスを率先して削減します。

3 一般廃棄物処理基本計画の推進

- ① 「川越市一般廃棄物処理基本計画」に基づく施策を計画的に推進します。また、計画の進行管理を行い、必要な場合は適宜見直しを図ります。

4 緑の基本計画の推進

- ① 本市の緑を豊かなものにするため「川越市緑の基本計画」に基づく施策を計画的に推進します。

5 環境マネジメントシステムの推進

- ① 環境マネジメントシステムに基づき、市が環境に与える各種要因を施策・事業も含め継続的に改善します。

6 新たな計画等の検討

- ① 新たな環境問題の発生や社会状況等の変化に応じて、必要な計画の策定や条例等の制定を検討します。

【指標解説】

- 市民の環境に対する満足度：市民アンケートにおいて、川越市の環境について「満足」と答えた人の割合(%)と「やや満足」と答えた人の割合(%)を足したものです。

【用語解説】

- *1 川越市環境行動計画「かわごえアジェンダ 21」：市民、事業者及び民間団体が自らの日常生活や事業活動において環境に配慮した行動をとるための指針として平成 19 年度に策定されたものです。
- *2 ISO14001：国際標準化機構（ISO）が定めた環境マネジメントシステムの国際規格のことです。
- *3 温室効果ガス：地球は太陽のエネルギーで温められますが、その熱を宇宙へ逃がさない働きをする気体を温室効果ガスと言います。京都議定書においては、6 種類の温室効果ガス（二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFC）、パーフルオロカーボン類（PFC）、六ふつ化硫黄（SF₆））が削減対象になっています。

第5章 人と自然がともに生きる、地球環境にやさしいまち

第1節 総合的かつ計画的な環境行政の推進

| 章 | 節 | 施策 | 施策の名称 |
|---|-----|-----|------------------|
| 5 | - 1 | - 2 | 環境活動参加のためのしくみづくり |

施策の指標

| 項目 | 現状値 (H21年度) | 目標年 | 目標値 |
|------------------------|----------------|-------|------|
| かわごえ環境ネット主催の事業及び行事数(回) | 45 | H27年度 | 50以上 |

(年度又は年度末の値)

現状と課題

環境保全活動は、市民等の環境に対する意識の高揚を図り、より多くの担い手を育成するとともに、市民、事業者、民間団体及び市といった各主体が自主的、積極的に行動し、更にそれぞれの力を合わせて、団体活動や各主体間の連携が協働の取組に発展してこそ、大きな効果が期待できます。

本市では、環境教育・学習、普及啓発活動の一環として、環境関連の出前講座、こどもエコクラブ(*1)の事業、市民環境調査(*2)などを実施するとともに、広報、ホームページなどにより環境に関する情報の提供を行ってきました。

一方、環境分野における市民等の活動の動向としては、かわごえ環境ネット(*3)が、平成12年の設立以来多岐にわたる環境保全活動を行っているほか、「川越市環境行動計画『かわごえアジェンダ21』」を協働で策定するなどパートナーとしても実績を残してきました。また、その他の多くの団体についても、清掃活動、河川等の浄化活動、森林保全活動などの自主的な取組を行っており、本市は、それらの団体に対し、活動に必要な物品の支給や貸与、補助金の支給などを行うことにより支援してきました。

環境行政に対する市民等の関心が高まるにつれ、かわごえ環境ネットをはじめとして、地域におけるさまざまな課題に対して、自主的、積極的に取り組む動きが見られるようになってきました。今後もこのような動きを促進するために、個々の市民等が環境保全活動に取り組むきっかけになるような事業、市民等の自主的な取組を支援する事業、主体間の協働を促進する事業などを、より充実させていく必要があります。

施策の推進

1 パートナーシップの形成

- ① かわごえ環境ネットが、パートナーシップ組織としての特徴を生かして実施する協働事業や市外のネットワーク組織と連携した広域における環境保全活動を推進できるよう支援します。
- ② 市民団体等との協働により、地域の特性に応じた環境保全活動を推進します。

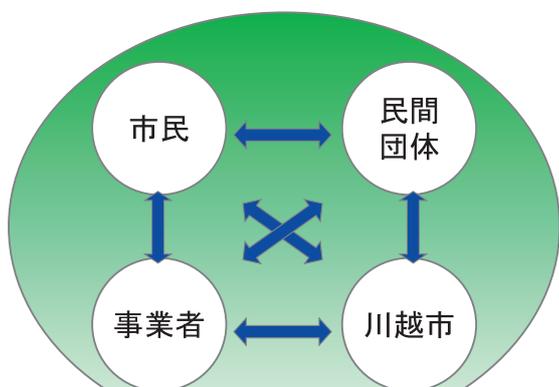
2 環境学習の推進

- ① 誰にでも分かりやすい環境に関する情報提供の充実を図ります。
- ② 環境に対する市民意識の向上を図るため、さまざまな場や機会において、身近な事例を取り入れた環境学習等の事業の充実に努めます。

3 市民・事業者の取組の支援

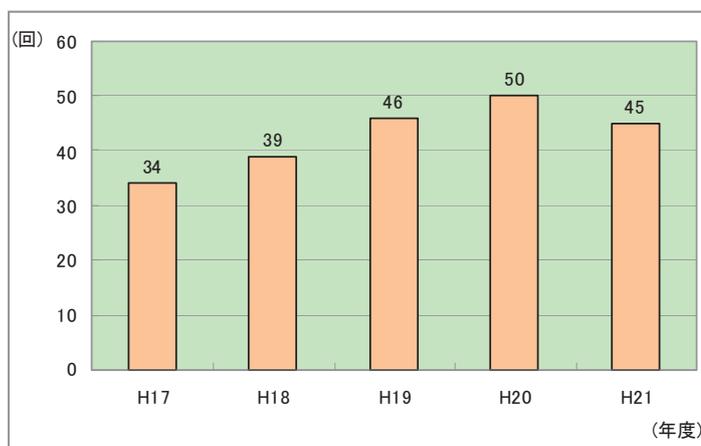
- ① エコチャレンジファミリー認定事業やエコストア・エコオフィス認定制度など、市民や事業者の自主的な取組を促進する制度を推進するとともに、新たな制度の創設を検討します。（第5章第2節施策1「地球温暖化対策の推進」、同施策2「ごみの減量化、資源化」参照）
- ② 市民や事業者の自主的な取組を支援するため、各種補助事業等を推進します。（第5章第2節施策1「地球温暖化対策の推進」、第5章第3節施策1「自然環境の保全」参照）

◆かわごえ環境ネットのイメージ図



パートナーシップ組織の形成・取組
(協働事業・情報提供・環境保全活動の推進)

◆かわごえ環境ネット主催の事業及び行事の実績



【用語解説】

- *1 **こどもエコクラブ**：子どもたちの興味や関心に基づいて、家庭・学校・地域において身近にできる環境活動について取り組むクラブです。
- *2 **市民環境調査**：市民の環境問題に関する意識の高揚及び本市の環境の現状把握を図ることを目的として実施する身近なテーマ（酸性雨、セミのぬけがら、湧水等）についての調査です。
- *3 **かわごえ環境ネット**：本市の望ましい環境像を実現するために設立された、市民、事業者、民間団体及び市の4者によるパートナーシップ組織です。

第5章 人と自然がともに生きる、地球環境にやさしいまち
第2節 循環型社会の構築

| 章 | 節 | 施策 | 施策の名称 |
|---|-----|-----|------------|
| 5 | - 2 | - 1 | 地球温暖化対策の推進 |

施策の指標

| 項目 | 現状値 (H21年度) | 目標年 | 目標値 |
|--|--------------------|-------|--------------------|
| 市域における温室効果ガス排出量 (千 t-CO ₂) | 1,788.2 (H19年度) | H27年度 | 1,327.0 (H24年度) |
| 家庭における電力・ガス由来の二酸化炭素排出量 (kg-CO ₂ /年・世帯) | 2,343 | H27年度 | 2,220 |
| 市内太陽光発電システムの累積発電出力 (kW) | 6,504 | H27年度 | 9,050 |

(年度又は年度末の値)

現状と課題

地球温暖化は、私たち人間の活動による二酸化炭素などの温室効果ガスの増加によってもたらされた可能性が非常に高く、海面の上昇や水不足、作物不作等、深刻な影響をさまざまな分野や地域で世代を超えて及ぼすことが指摘されています。

温室効果ガスの排出は、快適さや便利さを追い求め、多量にエネルギーを消費する私たちの暮らしと密接に関係しているため、地域の自然的・社会的特性に応じた地域からの実効性のある取組が求められています。

本市では、1%節電運動、太陽光発電システムの設置費補助事業、エコチャレンジファミリー認定事業など、早くからさまざまな取組を進めてきました。

平成19年12月には、「川越市地球温暖化対策条例」を制定しました。更に、同条例に基づき、平成21年3月に「川越市地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、太陽エネルギー等活用推進プロジェクトなど7つの重点プロジェクトを中心として、市域における地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進しています。

しかしながら、市域における温室効果ガスの排出量は、京都議定書(*1)の基準年である1990年に比べて大幅に増加しており、これまで以上に省エネルギーの推進や新エネルギーの導入を促進することはもちろん、低炭素型のまちづくりを進め、「みんなでつくる、豊かさを実感できる二酸化炭素排出の少ないまち」を実現することが必要となっています。

施策の推進

1 省エネルギーの推進

- ① 公共施設における省エネ活動を推進するとともに、市民への意識啓発を図ります。
- ② 事業者に対し、環境に配慮しつつ企業の持続的な発展を目指す環境経営を促進します。
- ③ 省エネ型機器・住宅を普及させるための啓発事業や公共施設におけるE S C O事業（*2）等により、省エネルギーを推進します。

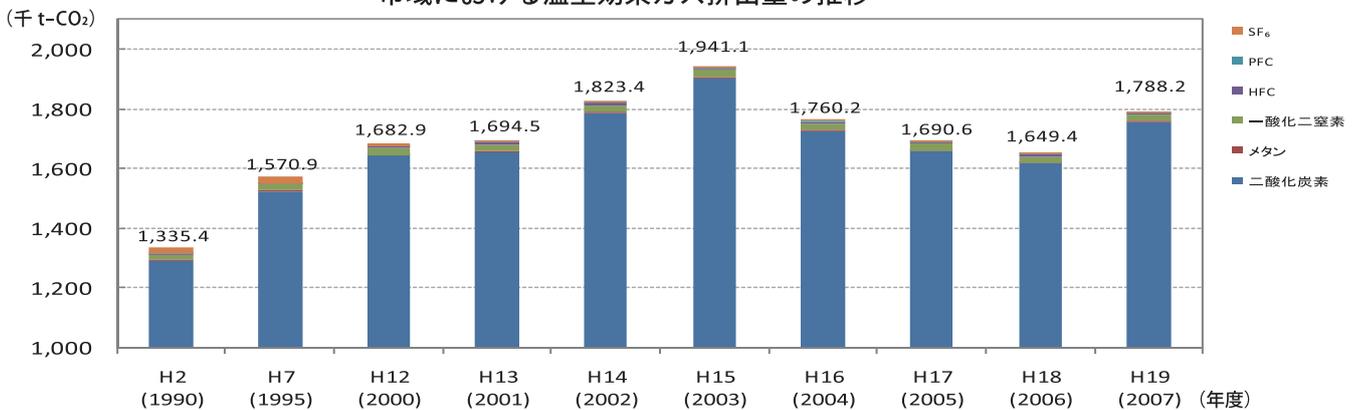
2 新エネルギーの導入促進

- ① 身近な自然エネルギーであり、省エネ意識の向上にもつながる太陽光発電システムを市域全体で推進します。
- ② 太陽光発電システム以外の新エネルギーについても、市民への分かりやすい情報提供に努めるとともに、本市の特性に応じて普及を促進します。

3 その他地球温暖化対策の推進

- ① ごみの減量・資源化の推進等により、焼却による二酸化炭素の排出を削減します。（第5章第2節施策2「ごみの減量化、資源化」参照）
- ② 渋滞緩和対策や低燃費車の導入等により、自動車からの二酸化炭素の排出を削減します。（第3章第2節施策2「交通円滑化方策の推進」参照）
- ③ 二酸化炭素の吸収をはじめ、多様な緑の機能を生かすため、緑の保全や創出に努めます。（第5章第3節施策1「自然環境の保全」参照）
- ④ 国、埼玉県、他市区町村等と連携を図りながら地球温暖化対策を推進します。

市域における温室効果ガス排出量の推移



【指標説明】

- 家庭における電力・ガス由来の二酸化炭素排出量：家庭での電気及びガスの使用が原因で排出される1世帯当たりの二酸化炭素の推計値です。

【用語解説】

- *1 京都議定書：気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書。温室効果ガス削減のため関係国の代表が署名した文書。1997年に京都で開催された「気候変動枠組条約第3回締結国会議（COP3）」で採択されました。日本の数値目標を基準年（1990年）と比べて6%削減としています。
- *2 E S C O事業：工場やビルの省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、それまでの環境を損なうことなく省エネルギーを実現し、更にはその結果得られる省エネルギー効果を保証する事業です。

第5章 人と自然がともに生きる、地球環境にやさしいまち
第2節 循環型社会の構築

| 章 | 節 | 施策 | 施策の名称 |
|---|-----|-----|------------|
| 5 | - 2 | - 2 | ごみの減量化、資源化 |

施策の指標

| 項目 | 現状値 (H21 年度) | 目標年 | 目標値 |
|------------|-----------------|--------|---------|
| リサイクル率 (%) | 25.1 | H27 年度 | 30.0 以上 |

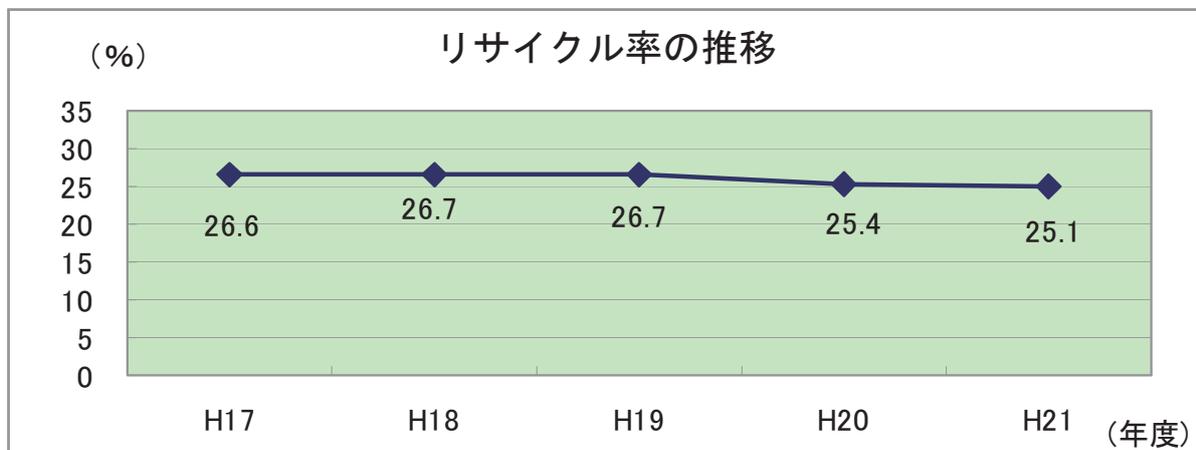
(年度又は年度末の値)

現状と課題

資源循環型社会の構築を図るには、ごみの減量化、資源化の推進が必要となっています。本市では、ペットボトル以外のプラスチック製容器包装などを分別品目に加えて、現在、家庭ごみは9品目として収集し、可燃ごみの減量化と資源化を図っています。更に、焼却灰などの資源化を実施し、リサイクル率の向上を図っています。また、従来から実施していた集団回収事業、家庭用生ごみ処理機器購入費補助事業の推進、出前講座などの実施により、ごみの減量化、資源化にも取り組みました。

しかしながら、リサイクルを推進するほど、それにかかる経費の増大が懸念されます。また、焼却処理や埋め立て処理は、環境に多大なる影響を及ぼします。そこで、これまで以上にごみを極力出さないライフスタイルへの転換を促進していくことが重要となっています。

今後、更に、繰り返し使える素材、耐久性に優れたものを製造することや簡易包装による販売を行うよう事業者にも協力を求めるとともに、拡大生産者責任(*1)が反映された社会構造となるよう国に働きかけることも必要となっています。



施策の推進

1 減量化の推進

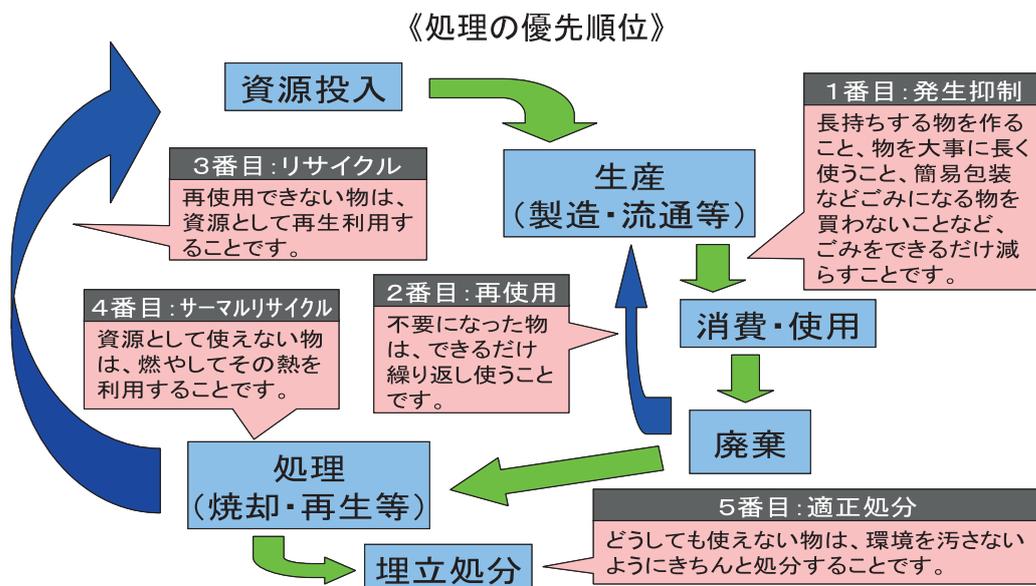
- ① 集団回収の促進等により、家庭から排出される可燃ごみの減量化を推進します。
- ② 家庭ごみの有料化について検討します。
- ③ 多量排出事業者(*2)にごみの減量化を促すとともに、小規模の事業所等から排出されるごみについても減量化を促進します。

2 資源化の推進

- ① びんやかんなどの資源ごみの分別排出の徹底を図ります。
- ② 草木類等の資源化を推進します。

3 市民・事業者への啓発

- ① 出前講座やイベントなどの情報発信を行い、市民への啓発事業を推進します。
- ② エコストア・エコオフィス認定制度の推進により、事業者のごみの減量・資源化の取組を促進します。



【指標解説】

- リサイクル率：総資源化量÷総排出量×100（％）
 ＝（施設内資源回収量＋直接資源化量＋焼却灰等再資源化量＋集団回収量）
 ÷（施設搬入ごみ量＋直接資源化量＋集団回収量）×100（％）

【用語解説】

- *1 拡大生産者責任：物をつくって売る企業や人には、その製品がごみになった後まで、一定の責任があるという考え方です。
- *2 多量排出事業者：市条例に定義されている「月 5 トン以上の一般廃棄物を市の施設に搬入している事業者」を言います。

第5章 人と自然がともに生きる、地球環境にやさしいまち
第2節 循環型社会の構築

| 章 | 節 | 施策 | 施策の名称 |
|---|-----|-----|----------|
| 5 | - 2 | - 3 | 廃棄物の適正処理 |

施策の指標

| 項目 | 現状値 (H21 年度) | 目標年 | 目標値 |
|-----------|-----------------|--------|----------|
| 最終処分量 (t) | 5,900 | H27 年度 | 1,000 以下 |

(年度又は年度末の値)

現状と課題

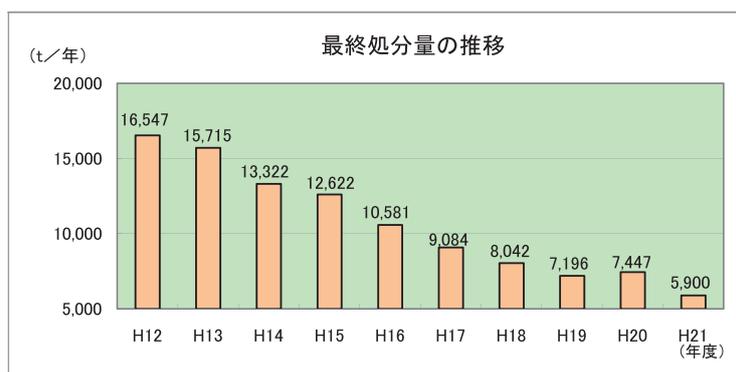
東清掃センターについては、ダイオキシン類対策工事を実施するなど、適正な維持管理に取り組んできました。また、平成 22 年度からは循環型社会形成に資する中間処理施設である資源化センターが稼働しており、適正な維持管理に努めています。

今後は、廃棄物の適正な処理を推進していく上で、資源化センター、東清掃センターの安全で効率的な維持管理を引き続き行っていくとともに、老朽化が進む東清掃センターの延命化について検討する必要があります。

最終処分場である小畔の里クリーンセンターについては、資源物の分別収集を推進することによる焼却処理量の削減、東清掃センターから排出される焼却灰等のセメント原料化への有効利用、資源化センターの稼働により最終処分量の削減を図っています。なお、小畔の里クリーンセンターの残容率は平成 21 年度末で約 16%（埋立可能量約 30,000 t）になっていますので、今後は、その在り方等について検討する必要があります。

し尿処理施設については、施設の老朽化及びし尿処理世帯の減少に伴う適正規模を考慮した更新が必要となります。

産業廃棄物の排出事業者や処理業者については、適正処理に向けた監視・指導を図っていますが、今後は更に強化する必要があります。また、後を絶たない不法投棄やポイ捨て対策としては、監視カメラの設置や自主的清掃活動の支援を実施していますが、解決には至っていません。したがって、更なる監視体制の充実や市民への啓発を図っていく必要があります。



施策の推進

1 一般廃棄物（ごみ）の適正処理

- ① ごみの収集については、より効率的な運営を検討します。
- ② 中間処理施設の安全で効率的な維持管理を行います。また、老朽化が進む東清掃センターの延命化対策と、廃止した西清掃センターの解体及び解体後の跡地利用について検討します。
- ③ 最終処分場の適正な維持管理を行うとともに、今後の在り方について検討します。更に、今後老朽化が進む排水処理設備の更新について検討します。
- ④ ごみ収集運搬等にかかる許可業者の指導を徹底し、適正処理を図ります。

2 一般廃棄物（し尿）の適正処理

- ① 既存施設の適正管理を実施します。また、老朽化する既存施設に対して、し尿処理世帯の減少に伴う適正規模の施設更新を検討します。

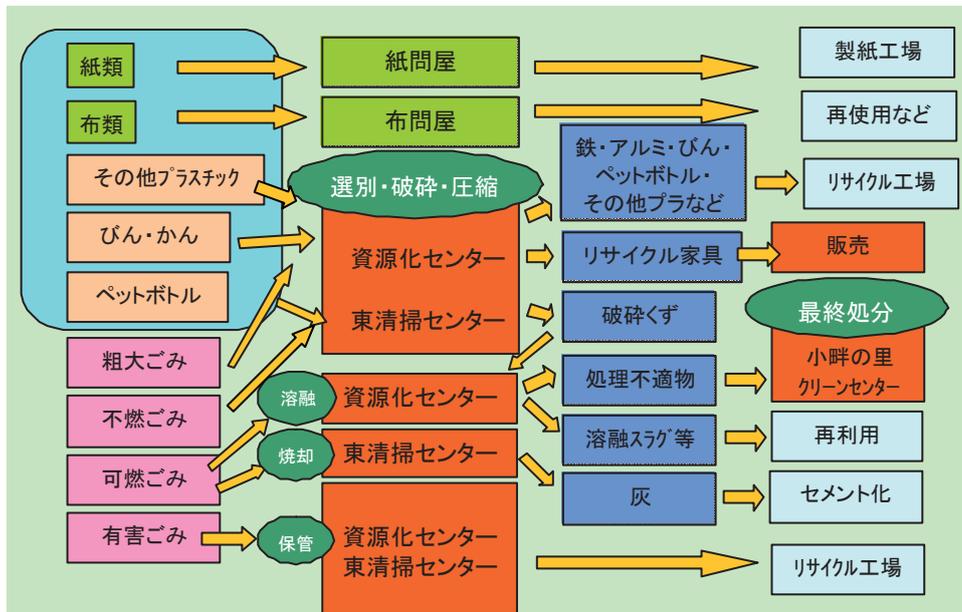
3 産業廃棄物の適正処理

- ① 排出事業者や処理業者への立入検査を実施するなど、監視・指導の強化を図ります。
- ② 排出事業者や処理業者に対して、産業廃棄物の減量・資源化の普及・啓発に努めます。PCB廃棄物(*1)、使用済自動車、建設残土等の適正処理及びリサイクルの推進に向けた指導に努めます。

4 不法投棄対策の徹底

- ① 不法投棄防止対策については、地域住民と一体となった監視体制を確立するとともに、監視カメラ等を積極的に活用します。
- ② ポイ捨てや不法投棄の禁止について啓発を行うとともに、自主的な地域清掃活動への支援を実施します。

《川越市の一般廃棄物（ごみ）のゆくえ》



【指標説明】

- 最終処分量：中間処理施設で焼却・破碎等の処理をしたあと、最終処分場に埋め立てる廃棄物の量。

【用語解説】

- *1 PCB廃棄物：PCB（ポリ塩化ビフェニル）を含んだ廃棄物のことです。PCBはトランス、コンデンサ等に使用されていましたが、環境汚染が大きな社会問題となり、1972年7月以降製造が行われていません。

第5章 人と自然がともに生きる、地球環境にやさしいまち
第3節 環境保全対策の推進

| 章 | 節 | 施策 | 施策の名称 |
|---|-----|-----|---------|
| 5 | - 3 | - 1 | 自然環境の保全 |

施策の指標

| 項目 | 現状値 (H21年度) | 目標年 | 目標値 |
|-------------------------------|----------------|-------|---------|
| 緑地面積 (ha) | 2,838 | H27年度 | 2,930 |
| 雑木林等の公有地化面積 (m ²) | 91,512 | H27年度 | 126,500 |

(年度又は年度末の値)

現状と課題

私たちの生活に密接に関わりを持つ農地、樹林地、水辺等の緑が、近年、後継者不足による農業の衰退、相続対策による売却、宅地開発、改修工事などにより減少してきています。これら緑の減少は、地球温暖化、ヒートアイランド現象といった気象面の問題を引き起こす要因の一つとなるだけでなく、そこに生息するさまざまな生き物の生息空間が奪われることとなるなど、自然環境の損失を招いています。一方で、経済的豊かさ、快適さを追求する生活を見直し、自然と共生するライフスタイルにも関心が高まってきています。

本市では、平成10年3月から「川越市緑の基本計画」(平成20年3月改定)に基づき、緑に関する諸施策を推進しています。樹林地の保全については、民有林の伐採に歯止めをかけるため、市民の森指定事業、保存樹木等指定事業等を実施しています。また、くぬぎ山地区では、埼玉県や近隣市町と協力して、くぬぎ山自然再生事業(*1)に取り組んでいます。更に、(仮称)川越市森林公園整備事業により雑木林等の公園化を進めています。緑化の推進については、市民との協働による市民花壇の運営、緑の募金を活用した緑化事業、緑のカーテン普及のためのモデル事業、緑化に関する各種補助金の交付等を実施し、緑の創出を図っています。水辺環境の保全については、伊佐沼公園の整備を推進しています。また、農地については、効率的な土地利用を促進することで、保全を図っています。

緑の保全は、樹林地等の所有者のみならず、その恩恵を受ける市民が、市民全体の課題として共通認識を持つことが重要です。そこで、農地、樹林地、水辺、更にそこに生きる野生生物をも含めた自然環境の保全の施策を継続して推進していくとともに、市民参加による事業を推進していくことが必要です。

施策の推進

1 樹林地の保全と活用

- ① 樹木や樹林地を、保存樹木・保存樹林や市民の森として指定をするとともに、法律による区域指定を行う等により、樹林地の保全の強化を図ります。
- ② 市民の緑に対する理解を深めるとともに、市民に憩いの場を提供するため、樹林地を活用した施策を進めます。
- ③ 武蔵野の面影を残す雑木林等を、公園化により保全します。(第3章第3節施策4「水辺と森林の整備」参照)

2 緑の創出

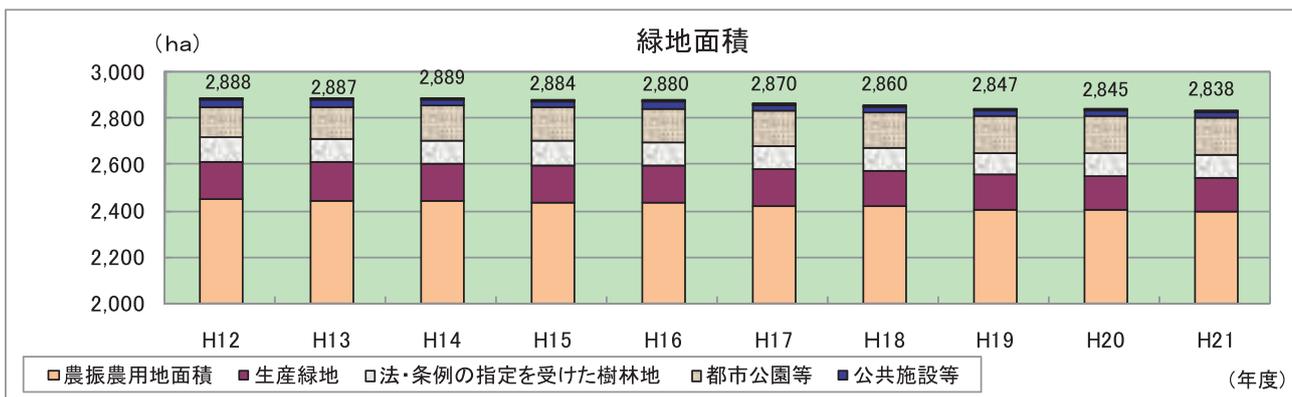
- ① 良好な都市環境を確保するため、公共施設や道路等の緑化を推進します。
- ② 潤いのある身近な緑を増やすため、事業所や一般家庭の緑化を推進します。
- ③ 市民花壇による花いっぱい運動など、市民・市民団体と協力して緑化を推進します。

3 水辺環境・農地の保全

- ① 入間川を代表とする河川や伊佐沼等は、良好な水辺環境を形成していることから、計画的な保全整備を実施します。(第3章第3節施策4「水辺と森林の整備」参照)
- ② 水辺を活用した啓発事業を実施し、市民の水辺環境への理解を深めます。
- ③ 農地は、生態系維持機能や景観形成機能等の多面的機能を有していることから、農業の振興を図り、農地を保全します。(第4章第1節施策3「農業の振興」参照)

4 身近な野生生物の保全

- ① 身近な野生生物の保全を図るため、動植物等の調査を行うとともに、鳥獣の保護及び特定外来生物(*2)の防除を推進します。
- ② 身近な野生生物に対する理解を深めるため、講座を開催するなど、啓発活動を推進します。



【指標解説】

- 緑地面積：法・条例の指定を受けたもののうち、農業振興地域農用地、生産緑地、保存樹林及び都市公園等に、公共施設内緑地を加えた値で、追跡調査が可能な緑地面積の合計です。

【用語解説】

- *1 くぬぎ山自然再生事業：くぬぎ山地区は、川越市、所沢市、狭山市、三芳町にまたがった約152haの都市近郊に残された貴重な樹林地で、この事業は、くぬぎ山地区を「武蔵野の雑木林」として将来の世代へ継承するために、保全・再生・活用することを目的とする事業です。
- *2 特定外来生物：外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定されます。

第5章 人と自然がともに生きる、地球環境にやさしいまち
第3節 環境保全対策の推進

| 章 | 節 | 施策 | 施策の名称 |
|---|-----|-----|---------|
| 5 | - 3 | - 2 | 生活環境の保全 |

施策の指標

| 項目 | 現状値 (H21年度) | 目標年 | 目標値 |
|-------------------|----------------|-------|-----|
| 公共用水域環境基準達成状況 (%) | 87 | H27年度 | 100 |
| 大気環境基準達成状況 (%) | 75 | H27年度 | 100 |

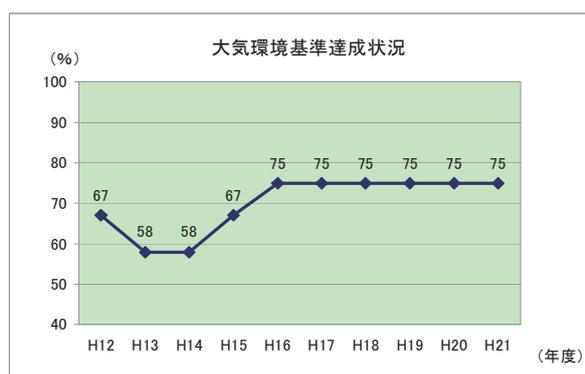
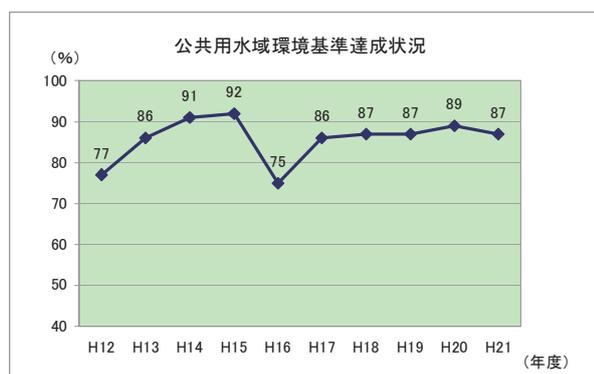
(年度又は年度末の値)

現状と課題

産業型公害は、「公害対策基本法」等に基づく公害規制行政が積極的に行われ、順次改善されてきており、ほとんどの環境基準設定項目で基準値を満たす状況になりました。しかし、個々の生活が豊かになり、ライフスタイル等が変化するに伴い、自動車公害や近隣騒音問題等の「都市・生活型環境問題」、酸性雨や地球温暖化等の「地球環境問題」が注目されるようになりました。また、ダイオキシン類、アスベスト(*1)等の新たな化学物質による環境汚染が問題となっています。

本市では、川越市内の河川・大気等の汚染状況の監視を行い、現状の把握に努めるとともに、発生源となる事業所への立入や改善指導を行ってきました。また、近年では化学物質対策については、規制という手法によらず、企業の自主的な改善を促す方法により、指導を行い、改善されてきています。

このように、汚染状況が改善されてきたとはいえ、光化学オキシダント等、一部の項目では環境基準の達成が非常に困難な状況になっています。また、土壌汚染対策、新たな化学物質等の規制の改正に的確に対応していくことが必要となっています。今後も、新たな対策を含め、引き続き監視・指導を行っていく必要があります。



施策の推進

1 水・土壌環境の保全

- ① 河川等の汚染状況を引き続き監視し、発生源への指導を継続的に行い、生活排水対策を実施します。
- ② 土壌汚染による健康被害が発生しないよう、的確な対策を図ります。
- ③ 雨水の有効利用及び地下浸透対策を推進します。(第3章第3節施策1「治水事業の推進」参照)

2 大気環境の保全

- ① 大気汚染状況を引き続き監視し、発生源への指導を継続的に行います。
- ② アイドリング・ストップの実施を促すとともに、大気汚染の更なる改善のため啓発を行います。

3 騒音・振動・悪臭対策

- ① 騒音・振動・悪臭に関する対策を行い身近な生活環境の保全を図るとともに、市内主要道路の自動車騒音の監視を行います。

4 化学物質対策

- ① 大気等のダイオキシン類の汚染状況を引き続き監視し、ダイオキシン類発生施設への指導を継続的に行います。
- ② 特定化学物質(*2)の排出状況の把握を行い、これからの化学物質対策に的確に対応します。

5 監視体制の充実

- ① 新たな環境汚染物質も含め市内の汚染状況を監視します。

【指標解説】

- 公共用水域環境基準達成状況：4河川9地点で測定している5項目(pH、DO、BOD、SS、大腸菌群数)中の環境基準に適合している項目の割合です。
- 大気環境基準達成状況：大気汚染常時監視測定局(一般環境)で測定している項目のうち、環境基準に適合している項目の割合です。

【用語解説】

- *1 アスベスト：アスベスト(石綿)は、自然の中に存在する非常に細い(太さは髪の毛の5,000分の1)繊維状の鉱物です。主に、青石綿・茶石綿・白石綿などの6種類があります。高温に耐える、化学薬品に強い、断熱性や防音性に優れているなどの特性があり、工業材料として広く利用されてきましたが、アスベストによりじん肺や肺がん、悪性中皮腫などの重大な健康被害が発生し、問題となっています。
- *2 特定化学物質：「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法)」に基づく第一種指定化学物質462物質、第二種指定化学物質100物質、埼玉県が独自に指定した物質39物質の合計601物質のことです。

分野別計画

第6章

人と人とのつながりを感じ、安全で安心して暮らせるまち

—地域社会と市民生活—



自治会の自主防災組織による防災訓練

第6章 人と人とのつながりを感じ、安全で安心して暮らせるまち

第1節 ふれあいと思いやりのある地域社会の形成

| 章 | 節 | 施策 | 施策の名称 |
|---|-----|-----|---------------|
| 6 | - 1 | - 1 | 地域コミュニティ活動の推進 |

施策の指標

| 項目 | 現状値 (H21年度) | 目標年 | 目標値 |
|------------|----------------|-------|------|
| 自治会加入率 (%) | 81.8 | H27年度 | 85.0 |

(年度又は年度末の値)

現状と課題

本市では、川越市自治会連合会と連携し、自治会連合会のホームページでの加入案内や、市のイベントにおける自治会加入チラシの配布などにより、自治会への加入を促進していますが、自治会加入率は年々減少しています。

これは、地域住民の助け合いの気持ちや連帯感の希薄化等によるものと考えられます。

また、高齢社会の進行に伴う自治会会員の高齢化、役員等担い手不足などにより、活発な活動が行えない自治会も見受けられます。

反面、地域においては、高齢者福祉や子育て、環境美化、防災・防犯活動など生活に密着した公共サービスの提供に地域住民の力が必要となり、人と人が互いに支え合う地域コミュニティの形成が一層重要になっています。

このようなことから、市民と行政が地域コミュニティの必要性を十分に理解し、自治会活動の活性化を図っていく必要があります。更に、自治会とNPO等の市民活動団体との連携を図るなど、さまざまな主体が協働して地域づくりを進めるしくみについても検討する必要があります。

コミュニティ活動の拠点となる自治会集会施設については、新築・修繕・賃貸借等に対して補助金を交付し、これを支援しています。また、平成20年4月に、本市で2つ目となる住民管理方式で運営する地域ふれあいセンターを東部地域に建設しました。

施策の推進

1 コミュニティ意識の形成

- ① 自主防犯など地域が必要とする活動の推進、自治会活動の情報共有化の推進を通じて、コミュニティ意識を形成するとともに自治会活動の活性化を図ります。また、自治会連合会と連携し、幅広い世代の地域住民が自治会に加入するよう促進します。
- ② 川越市掲示板やインターネットなどを活用してコミュニティ情報を提供します。

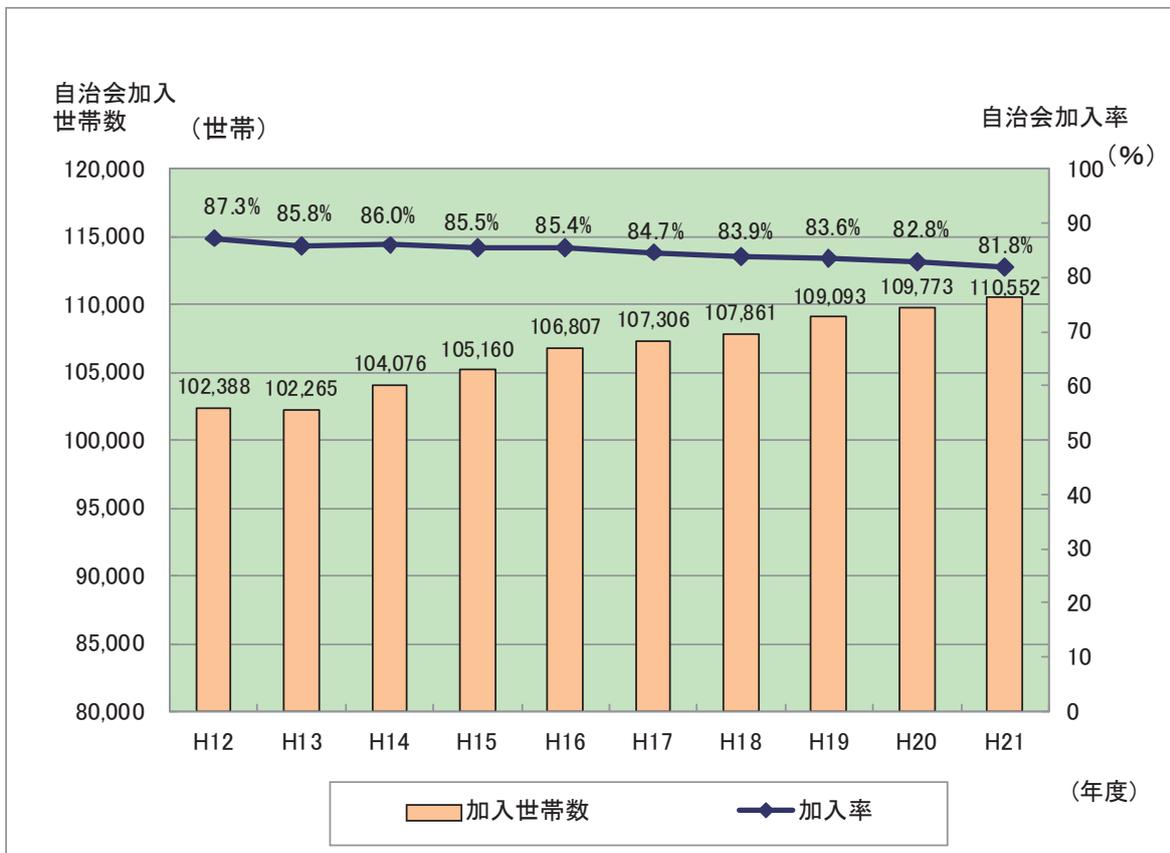
2 コミュニティ活動の促進

- ① 自治会連合会と協力し、防災・防犯、環境美化、交通安全等の自主的な活動を支援し、自治会のコミュニティ活動を促進します。
- ② NPO等の市民活動団体や企業とのパートナーシップを築きあげ、コミュニティ活動を促進します。
- ③ 地域住民が主体となったまちづくりを推進するため、地域内分権も視野に入れた新たなしくみづくりを検討します。(共通章第1節施策1「市民参加と協働の推進」参照)

3 コミュニティ施設の充実

- ① 自治会集会施設の建設、修繕等の整備を支援します。
- ② 出張所と公民館の機能を見直し、地域活動の支援と事務の効率化を進めるため、(仮称) 地区市民センター構想の実現に努めます。

自治会加入率の推移



第6章 人と人とのつながりを感じ、安全で安心して暮らせるまち

第1節 ふれあいと思いやりのある地域社会の形成

| 章 | 節 | 施策 | 施策の名称 |
|---|-----|-----|-------------------|
| 6 | - 1 | - 2 | 平和で思いやりのある地域社会づくり |

施策の指標

| 項目 | 現状値 (H21 年度) | 目標年 | 目標値 |
|----------------------|-----------------|--------|-------|
| 人権教育指導者養成講座参加者人数 (人) | 3,798 | H27 年度 | 4,000 |

(年度又は年度末の値)

現状と課題

人々が社会の中でいきいきと暮らしていくためには、差別や偏見のない平和で思いやりのある明るい社会を築いていくことが必要です。このため、本市では、人権意識の高揚と差別意識の解消に向けた人権に関する教育及び啓発の充実を図るとともに、平和意識の高揚に向けた平和教育や平和施策を実施してきました。

また、我が国固有の人権問題である同和問題の早期解決を図るため、平成12年に制定された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」及び平成14年に策定された国の「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、差別意識の解消に向けた教育や啓発の充実を図ってきました。しかし、差別意識や偏見は必ずしも解消されたとは言えません。

同和問題については、女性、子ども、高齢者、障害のある人、在日外国人等のさまざまな人権問題の一つとして位置付け、引き続き差別意識の解消を図っていく必要があります。

「人権の世紀」と言われる21世紀、人権の尊重が平和の基礎であるということを踏まえ、市民一人ひとりの人権意識の高揚と差別意識の解消に向けた教育や啓発を図るとともに、職場や地域における人権教育の指導者の養成を図る必要があります。

市民相談については、これまでも既存の相談体制を検証し、新たな相談窓口の開設等により対応してきましたが、市民の生活上の問題は、より一層多様化・複雑化することが予想されます。今後についても、状況に応じた相談の充実を図ることが必要です。

施策の推進

1 人権施策の推進

- ① 人権施策を推進するための基本計画等を策定します。
- ② 市民、企業等を対象とした人権啓発活動の充実を図ります。
- ③ 同和問題をさまざまな人権問題の一つとして位置付け、人権施策を推進します。

2 人権教育の充実

- ① 人権教育の指導者の養成等、社会教育機関等における人権教育の推進に努めるとともに、資料の充実と活用を図り、人権意識の高揚と差別意識の解消に努めます。
- ② 教育活動全体を通して人権を尊重する教育の充実を図るとともに、同和教育を人権教育の中に位置付け、組織的・計画的に推進します。
- ③ 自治会等と連携した教育活動を推進し、地域内の交流を深めるとともに、学習の場としての集会所事業(*1)を推進します。

3 平和意識の高揚

- ① 平和都市宣言の趣旨に基づき、市民参加による各種の平和施策の充実を図ります。
- ② 学校教育において、世界の平和と発展に貢献する教育の充実を図ります。

4 市民相談の充実

- ① 複雑で多様化する相談内容に対応するため、各種相談の充実を図るとともに、分かりやすい周知や案内に努めます。
- ② 市民が相談しやすい環境や施設の整備に努めます。

人権教育指導者養成講座参加者人数(各公民館年6回開催)

(人)

| 平成 17 年度 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 |
|----------|----------|----------|----------|----------|
| 3,222 | 3,326 | 3,551 | 3,954 | 3,798 |

年度別相談件数

(件)

| | 平成 17 年度 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 |
|---------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 一般相談 | 588 | 602 | 610 | 603 | 496 |
| 専門相談 (法律等) | 5,383 | 5,338 | 5,957 | 7,532 | 8,193 |
| 合計 | 5,971 | 5,940 | 6,567 | 8,135 | 8,689 |

【用語解説】

*1 集会所事業：「川越市小堤集会所条例」に基づき設置している川越市小堤集会所において、川越市教育委員会が実施している事業です。

第6章 人と人とのつながりを感じ、安全で安心して暮らせるまち

第1節 ふれあいと思いやりのある地域社会の形成

| 章 | 節 | 施策 | 施策の名称 |
|---|-----|-----|-------------|
| 6 | - 1 | - 3 | 男女共同参画社会の実現 |

施策の指標

| 項目 | 現状値 (H22 年度) | 目標年 | 目標値 |
|-----------------------|-----------------|--------|------|
| 各種審議会等への女性委員の登用割合 (%) | 28.2 | H27 年度 | 35.0 |

(年度当初の値)

現状と課題

本市では、平成 13 年に「川越市男女共同参画推進条例」を、平成 18 年に「第三次川越市男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に進めてきました。

しかしながら、配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）（*1）やセクシュアル・ハラスメント（*2）などの人権侵害行為や、「男は仕事、女は家庭」という性別による固定的役割分担意識は、まだ根強く存在しています。また、政策や方針の決定過程における女性の参画は、まだまだ進んでいない状況にあります。

今後は、男女が個人として尊重され、平等に取り扱われるよう人権の尊重と男女共同参画への意識づくりを進める必要があります。また、男女が社会の対等な構成員として、家庭・職場・地域などあらゆる分野へ参画できるようにすることが重要です。

更に、人口減少や少子高齢化、格差の広がりなど社会環境が大きく変動する中で、家庭・職場・地域においてバランスの取れた生活ができるよう多様な生き方が選択できる環境を整備することが必要です。

また、老朽化が進む女性会館については、施設の在り方について見直すとともに、男女共同参画を推進するための拠点施設の整備を図る必要があります。

施策の推進

1 人権の尊重と男女共同参画への意識づくり

- ① ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントなどを防止するため、関係機関との連携を図るとともに、啓発活動や相談体制の充実に努めます。
- ② 男女共同参画に関する理解を深めるため、啓発活動や教育の充実に図り、男女が個性と能力を発揮できる社会の実現を目指します。

2 あらゆる分野への男女共同参画の推進

- ① 政策や方針の決定過程における女性の参画推進と人材育成に努めます。
- ② 男女共同参画に関する国際的な動きを理解するとともに、国際交流や国際協力に努めます。

3 多様な生き方が選択できる環境づくり

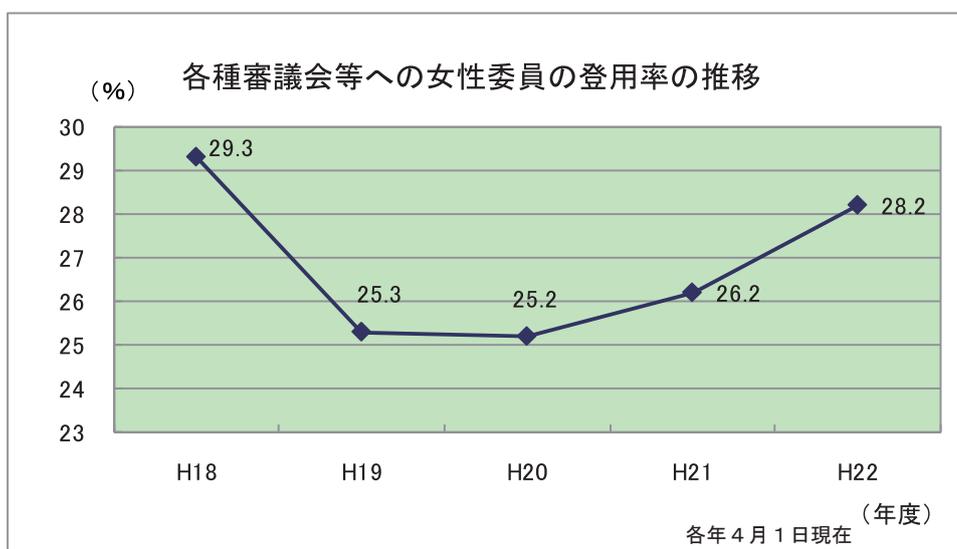
- ① 仕事と子育てや地域活動など仕事以外の活動を組み合わせ、バランスのとれた働き方を選択できるよう支援します。
- ② 男女が互いの性を理解し、尊重するための教育の充実に努めるとともに、男女のそれぞれの世代に応じた健康づくりを支援します。

4 男女共同参画を推進するための施設の整備

- ① 女性会館の在り方を見直すとともに、地域振興ふれあい拠点施設内に男女共同参画を推進するための施設を整備するよう努めます。

各種審議会等への女性委員の登用状況（平成22年4月1日現在）

| 審議会等の総数 | 女性を含む審議会等数 | 女性を含む審議会等比率 | 委員総数 | うち女性委員数 | 女性委員の比率 |
|---------|------------|-------------|------|---------|---------|
| 43 | 38 | 88.4% | 646人 | 182人 | 28.2% |



【用語解説】

- *1 ドメスティック・バイオレンス(DV)：夫婦、恋人など親密な関係にある男女の間に起こる身体的、精神的、性的、経済的暴力を言います。
- *2 セクシュアル・ハラスメント：相手の意に反した性的な内容の発言や性的な行動のことで、身体への不必要な接触、性的関係の強要、わいせつな写真等の掲示などが含まれます。

第6章 人と人とのつながりを感じ、安全で安心して暮らせるまち

第1節 ふれあいと思いやりのある地域社会の形成

| 章 | 節 | 施策 | 施策の名称 |
|---|-----|-----|------------|
| 6 | - 1 | - 4 | 青少年健全育成の推進 |

施策の指標

| 項目 | 現状値 (H21年度) | 目標年 | 目標値 |
|-------------------|----------------|-------|-------|
| 青少年の社会参加人数(人) | 1,305 | H27年度 | 2,000 |
| 子ども110番の家事業(実施地区) | 17 | H27年度 | 22 |

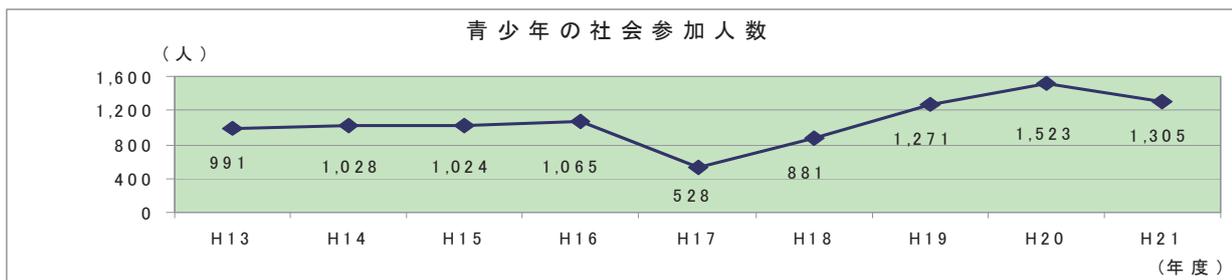
(年度又は年度末の値)

現状と課題

急速な少子化の進行や就業形態の多様化、情報化社会の進展等により、青少年を取り巻く環境は大きく変化しています。このような状況のもと、フリーター(*1)やニート(*2)と呼ばれる若者の数が高水準で推移するなど若者の社会的自立の遅れが問題となっています。また、青少年による重大事件の発生や少年非行の低年齢化、更には、いじめによる子どもの自殺や子どもたちが被害者となる事件が多発しています。インターネット等を介した青少年の健全な育成を阻害するおそれのある違法かつ有害な情報の氾濫も懸念されています。

こうした中、本市では青少年団体への支援、少年の主張作文及び少年の翼事業等により、青少年の自主活動意欲の向上を図るとともに、平成20年5月にオープンした高階市民センター内に新たに児童館を設置するなど児童の健全な育成の環境づくりを推進しています。また、街頭補導や青色回転灯車両による見守り活動、インターネット等を活用した青少年の悩みごと相談などを通して、少年非行の未然防止や青少年の規範意識の醸成などに取り組んでいます。

次代を担う青少年の健全な育成は市民すべての願いであり、青少年が大きな志を抱き、将来に向かって夢と希望を持つことができる社会を築いていくためには、地域社会の構成員である家庭、学校、地域住民、関係機関などが、それぞれの役割と責任を果たしつつ、相互に協力しながら青少年の健全育成に資する取組を行っていくことが必要です。



施策の推進

1 青少年の社会参加の促進

- ① 青少年の社会参加を促進するため、社会奉仕活動等への参加の支援や青少年団体の育成・支援に努めます。

2 協力体制の拡充

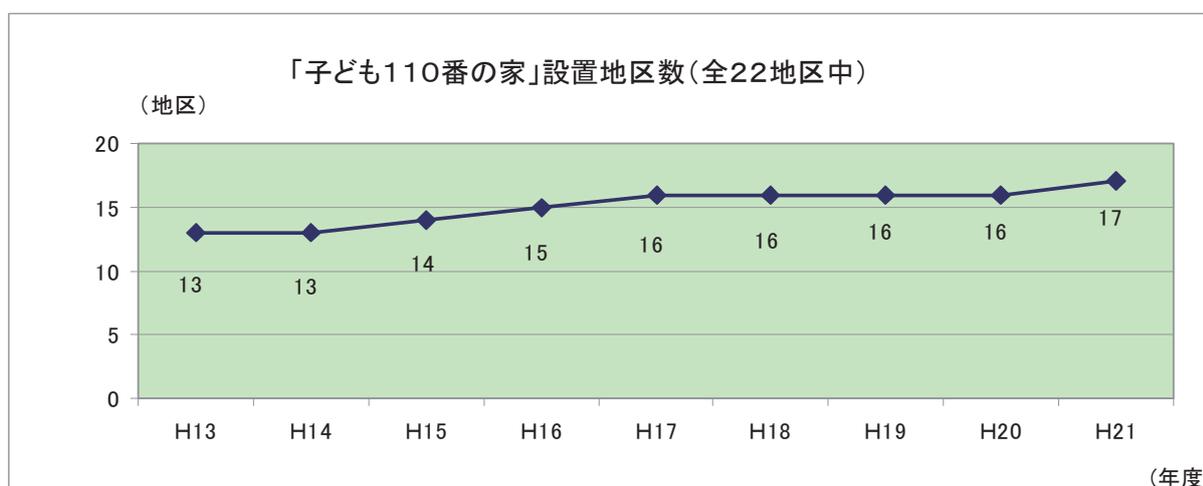
- ① 青少年を犯罪被害から守るため、子ども110番の家等の拡充に努めます。
 ② 少年補導員と地域住民が協力して街頭補導活動等を実施し、青少年の非行防止活動を推進します。
 ③ 青少年を育てる市民会議等の関係機関と連携し、地域活動の活性化を図ります。

3 青少年施設の整備・充実

- ① 児童館、児童遊園の整備・充実に努めます。
 ② 体験学習のできる場所の提供や青少年の居場所づくりに努めます。

4 青少年の人権擁護の推進

- ① 少年相談の充実を図るため、インターネットを活用し、身近な相談相手となるような環境整備に努めます。
 ② 「児童の権利に関する条約」に基づき、青少年の基本的人権を尊重し、権利を擁護するよう啓発活動を推進します。



【指標解説】

- 青少年の社会参加人数：青少年団体連絡協議会に加盟する団体が行う事業に参加した青少年の延べ人数です。
- 子ども110番の家事業：子ども110番の家とは、子どものケガ等の避難場所、変質者や痴漢等からの避難場所、恐喝や暴力等からの避難場所等として、活動の趣旨を理解し賛同された引受家庭その他の引受場所を言い、指標は事業の実施地区数です。

【用語解説】

- *1 フリーター：15歳～34歳で、男性は卒業者、女性は卒業者で未婚の者とし、(1)雇用者のうち勤め先における呼称が「パート」又は「アルバイト」である者、(2)完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者、(3)非労働力人口のうち希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」で、家事も通学も就業内定もしていない「その他」の者を言います。(平成21年版青少年白書による)
- *2 ニート：15歳～34歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者を言います。(平成21年版青少年白書による)

第6章 人と人とのつながりを感じ、安全で安心して暮らせるまち
 第2節 安全で安心な暮らしの確保

| 章 | 節 | 施策 | 施策の名称 |
|---|-----|-----|---------|
| 6 | - 2 | - 1 | 防災体制の整備 |

施策の指標

| 項目 | 現状値 (H21 年度) | 目標年 | 目標値 |
|---------------|-----------------|--------|------|
| 自主防災組織結成率 (%) | 63.3 | H27 年度 | 90.0 |

(年度又は年度末の値)

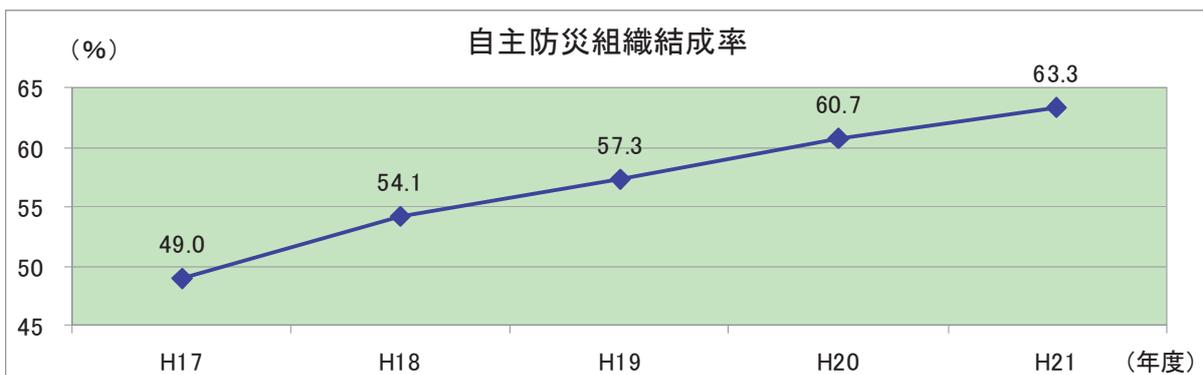
現状と課題

地震災害や風水害が発生しやすい我が国にあって、県下でも多くの人口や重要な都市機能を持つ本市においては、防災は、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、安定した経済社会活動の継続を図るための重要な施策です。

本市では、これまでも、兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）や新潟県中越地震などの教訓を生かした「川越市地域防災計画」の見直しを行い、災害対策の充実や災害用給水井戸、防災行政無線等の防災施設の拡充を図るとともに、「自分たちの地域は自分たちで守る」という市民の自主的かつ組織的な防災活動が実施されるよう自主防災組織の結成促進と育成強化に取り組んできました。

しかし、本市では、東京湾北部地震等の大地震が発生した場合に大きな被害が懸念されるとともに、集中豪雨による都市型水害への対策強化が求められていることなどから、今後も防災対策の充実・強化を図っていく必要があります。また、災害時要援護者に対する支援においては、自治会や自主防災組織等の地域コミュニティの協力が不可欠であることから、今後更に市民との協働による防災体制の整備・充実を推進していくことが必要です。

更に、地震等の自然災害ばかりではなく、テロ事件や武力攻撃事態などのような人為的な事件、事故によって市民の生命や財産が危険にさらされる可能性もあることから、こうした事態から市民を保護するための危機管理体制と危機対策についても充実・強化を図ることが求められています。



施策の推進**1 地域防災計画の推進**

- ① 「川越市地域防災計画」を定期的に見直し、計画内容の充実を図るとともに、本計画に基づく各種災害対策を推進します。
- ② 地域の防災活動を効果的に行う自主防災組織の結成を促進し、その活動を支援します。
- ③ 職員の派遣や救助物資の調達等の救援体制を充実するため、災害時における各種の協定の締結を推進します。

2 災害応急対策の充実

- ① 災害時に、よりきめ細かい情報の収集・伝達を実施するため、防災行政無線の高度化（デジタル化）を推進するとともに、その運用の充実を図ります。
- ② 高齢者、乳幼児、障害のある人、外国籍市民等の災害時要援護者の安全を確保するため、災害情報の伝達方法や避難誘導體制の充実を図ります。
- ③ 災害時における飲料水の確保のため、災害用給水井戸や耐震性貯水槽の整備・充実を図ります。
- ④ 食糧、生活必需品、応急対策用資機材を備蓄する災害備蓄庫の計画的な整備・充実と災害備蓄品の質、量の充実を図ります。
- ⑤ 住民参加による水防演習を実施するとともに、水防団員に対する水防演習会を充実させ、水防団員の技術の向上を図ります。
- ⑥ 水防倉庫の整備を図るとともに水防資機材の充実を推進します。

3 防災意識の普及・高揚

- ① 防災実務の習熟と実践的能力の養成、防災関係機関と市民の連携による防災体制の強化を目的とした各地域で行われている防災訓練の充実を図ります。
- ② 防災ポスターコンクールや総合防災訓練等を行い、市民の防災意識の高揚を図ります。
- ③ 防災活動拠点機能や防災教育機能等を備えた総合防災センターの整備について検討します。

4 危機管理体制の強化・充実

- ① 国民保護法制に対応した情報の伝達、市民の避難誘導、武力攻撃災害に対する応急措置が迅速に実施できるよう「川越市国民保護計画」に基づく活動体制の強化・充実を図ります。
- ② 市民の安全と安心を脅かす人為的な事件や事故を未然に防止し、また、発生した場合でも被害を最小限に抑制できる組織的対応がとれるよう「川越市危機管理指針」に基づく危機管理体制の強化・充実を図ります。

第6章 人と人とのつながりを感じ、安全で安心して暮らせるまち
第2節 安全で安心な暮らしの確保

| 章 | 節 | 施策 | 施策の名称 |
|---|-----|-----|------------|
| 6 | - 2 | - 2 | 消防・救急体制の整備 |

施策の指標

| 項目 | 現状値 (H21年度) | 目標年 | 目標値 |
|----------|----------------|-------|--------|
| 出火率(件) | 3.3 | H27年度 | 3.0以下 |
| 救命率(%) | 11.2 | H27年度 | 15.0以上 |
| 救急救命士(人) | 60 | H27年度 | 64以上 |

(出火率及び救命率は暦年の値、救急救命士は年度当初の値)

現状と課題

本市の消防行政は、消防事務を共同処理するため、隣接する川島町と一部事務組合として設置した川越地区消防組合により行われており、1消防局4消防署4分署の常備消防体制と、1団12分団の非常備消防体制によって組織されています。

川越地区消防組合では、これまで警防体制、救急業務体制及び火災予防対策を重点に各種施策を展開してきました。

警防体制では、計画的な消防車両等の整備や消防水利の増設など施設・設備の充実を図ることにより、常備・非常備消防が一体となった総合的な初動消防力の強化を図ってきました。

救急業務体制では、救命率を向上させるため、市民を対象とした救命講習を開催し応急手当の普及啓発に取り組んできました。また、高規格救急車を全署に配備するとともに、救急隊員の教育訓練の充実のため訓練資器材等を整備し、救急の高度化に努めました。

火災予防対策では、公衆の出入りする建物や危険物を取り扱う施設に対する防火管理の指導や一般家庭における住宅用火災警報器の設置の促進、市民に対する防火思想の普及・啓発を推進してきました。

しかしながら、川越地区消防組合の消防力については、消防庁が定める「消防力の整備指針」(*1)から見ると十分とは言えない状況にあり、社会的に大きな影響を与える災害が全国的に発生していることから、更なる初動消防力や救急業務体制の強化をはじめ、住民に信頼される火災予防行政を推進する必要があります。また、狭あい化、老朽化した消防局庁舎を地域の防災拠点として整備し、併せて平成28年5月31日までに実施することとされている消防通信施設のデジタル化を図る必要があります。

施策の推進

1 初動消防力の強化

- ① 計画的な消防車両・消防資器材の整備及び耐震性防火水槽の増設を図ります。
- ② 消防団の消防車両・資器材等を整備するとともに、組織の強化及び団員の確保に努めます。
- ③ 大規模地震等の広域災害に対応するため、関係機関との連携を強化します。

2 救急業務体制の整備

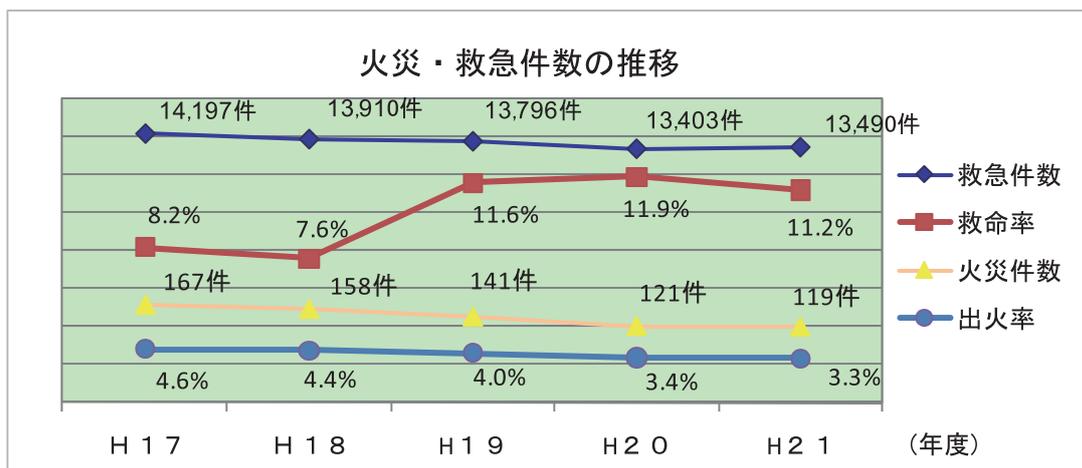
- ① 応急手当普及員の育成や救命講習の実施など市民への普及・啓発事業を推進します。
- ② 救急訓練資器材の整備や研修を充実させ、救急隊員の資質の向上を図るとともに、救急救命士の養成、増員を推進します。
- ③ 各医療機関との連携の強化、民間による患者等搬送事業の指導・育成を図ります。

3 火災予防対策の推進

- ① 防火に関する講習会を開催するなど住宅火災予防の推進により、市民の防火意識の高揚を図ります。
- ② 事業所における自主防火管理対策を支援するとともに、査察執行体制、危険物安全対策を推進します。

4 庁舎建設等施設の充実

- ① 新たな訓練施設等を備えた消防局庁舎の整備、消防署・分署庁舎の改修や新設整備などについて、検討し推進します。
- ② 消防・救急無線のデジタル化への移行に伴う整備を実施します。
- ③ 消防団車庫建設事業を推進します。



【指標解説】

- 出火率：人口1万人当たりの出火件数です。
- 救命率：心臓や呼吸が停止したのを救急隊員や家族などが目撃した傷病者のうち、1箇月以上生存した人の割合です。

【用語解説】

- *1 消防力の整備指針：市町村の消防に必要な施設及び人員について、地域の実情に即して適正な規模の消防力を整備するための指針です。

第6章 人と人とのつながりを感じ、安全で安心して暮らせるまち
第2節 安全で安心な暮らしの確保

| 章 | 節 | 施策 | 施策の名称 |
|---|-----|-----|---------|
| 6 | - 2 | - 3 | 防犯対策の推進 |

施策の指標

| 項目 | 現状値 (H21 年度) | 目標年 | 目標値 |
|---|-----------------|--------|--------|
| 「小江戸川越防犯のまちづくり情報」 メール配信サービスの登録件数 (件) | 9,166 | H27 年度 | 11,000 |

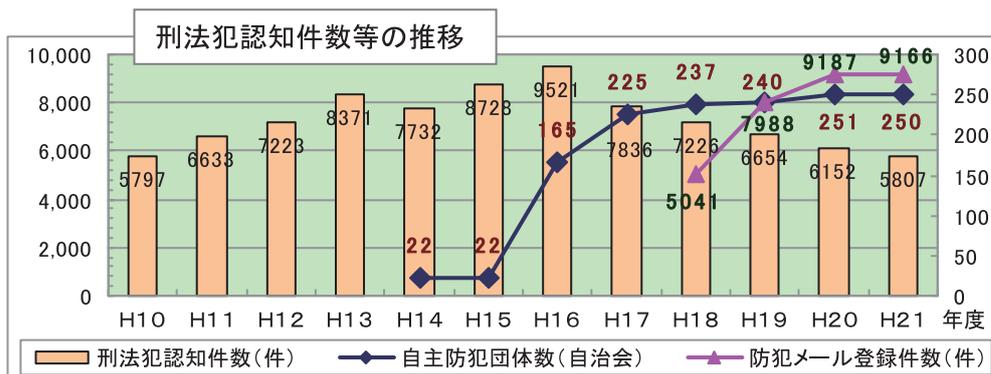
(年度末の値)

現状と課題

埼玉県の刑法犯認知件数(*1)は、平成16年に過去最高となる約18万件に達し、本市においても同様に過去最高となる9,521件となりました。同年、「埼玉県防犯のまちづくり推進条例」が施行され、本市では、防犯対策の緊急性を考慮し、同年に「川越市防犯のまちづくり基本方針」を策定しました。

その後、行政及び警察における各種取組をより一層強化し、市民、事業者、関係団体、行政、警察等の協働による犯行の機会を与えない、犯罪を起こさせない地域環境づくりは、市内で着々と進展し、平成21年度には月1回以上の自主防犯活動に取り組んでいる自治会が250団体となりました。このような市民総ぐるみによる防犯のまちづくりは、本市の平成21年刑法犯認知件数を5,807件にまで減少させるなど、大きな成果を上げています。しかし、前期基本計画の策定後には、新たに高齢者を狙った振り込め詐欺などの犯罪が社会問題化し、更に、自転車盗などの街頭犯罪が依然として多発傾向にあります。

今後、市民生活の身近な場で起こる犯罪を防止し、安全で安心な川越市を築いていくためには、適切な役割分担のもと、これまで築き上げた自治会を中心とした地域と行政との協力関係や信頼関係を大切にして、既に取り組んでいる地域の自主防犯活動を引き続き支援するなど、より一層、成果の向上や安定した活動を支える基盤づくりを継続的に進めていくことが重要となります。また、高齢者を狙った犯罪や自転車盗への対応に向けては、個人や家庭でできる防犯対策の促進を強化するとともに、公共空間の防犯性の向上に当たっては、防犯環境設計(*2)の視点に立った取組の研究を進め、ソフト、ハードの両面の総合的な防犯のまちづくりを目指していくことが求められています。



施策の推進

1 防犯推進体制の整備

- ① 防犯のまちづくりをソフト、ハードの両面から総合的かつ効果的に推進するため、関係部署による防犯推進庁内会議を中心に、行政における防犯推進体制の充実を図ります。
- ② 自治会等の各種団体を中心に、「地域の安全は地域で守る」という認識に立ち、無理なく、無駄なく活動ができるよう、地域における防犯推進体制の整備を促進します。
- ③ 埼玉県、埼玉県警察、川越警察署等の関係機関や川越防犯協会、川越市暴力排除推進協議会、川越市犯罪被害者支援推進協議会等の関係団体との連携を強化します。また、治安の維持や地域の安全対策の中心となる警察活動については、その機能の充実・強化を要請するとともに、旧交番施設等を再活用した地域自主防犯ステーションについては、引き続き、地域主導型の管理運営による防犯拠点として、その運用の促進・支援に努めます。

2 防犯意識の高揚

- ① 犯罪や防犯に関する情報を収集し、さまざまなメディアを通じて、積極的、効果的な情報提供を図ります。
- ② 「自分の安全は自分で守る」という市民の防犯意識の啓発を図り、自主的に個人や家庭でできる防犯対策を促進します。

3 安全な地域コミュニティの推進

- ① 自治会、商店会を中心に、地域住民、事業所、NPO、ボランティア団体等の地域における自主防犯活動や環境美化活動をはじめとした各種活動への参加を促進し、支援を強化します。
- ② 地域の自主防犯活動の中心となる地域リーダーの養成に努めます。

4 規範意識の高揚と防犯教育の推進

- ① 家庭や地域における青少年健全育成の推進を図ります。
- ② 児童生徒に対し、発達段階に応じた防犯教育や道徳教育の充実を図ります。
- ③ 親として、社会人としての大人の規範意識の向上や防犯意識の高揚を図るため、各種講座等を開催し、大人の意識啓発を図ります。

5 安全な都市環境の創出

- ① 町並みを美しくすることは防犯につながるという観点から、犯行に及ぼうとする者に犯行の機会を与えない安全な都市環境の創出に努めます。
- ② 犯罪が発生しにくい道路、公園等の公共空間の整備や防犯灯の整備に努めます。
- ③ 住宅や建物づくりにおける防犯意識を啓発し、個人住宅、共同住宅及び事業所などの防犯性の向上を促進します。
- ④ 防犯対策器具の有効利用と普及啓発に努めます。

【用語解説】

- *1 刑法犯認知件数（暦年の値）：警察において認知した刑法犯発生件数です。（グラフ：H10～H18年は、川越警察署で取り扱った件数。H19～H21年は、埼玉県提供の川越市内の件数）
- *2 防犯環境設計：犯罪の対象となる公共空間（建物、道路、公園等の社会基盤）から、犯罪を起こさせる誘因を取り除いて、安全な環境づくりを進めるという考えのことで。

第6章 人と人とのつながりを感じ、安全で安心して暮らせるまち

第2節 安全で安心な暮らしの確保

| 章 | 節 | 施策 | 施策の名称 |
|---|-----|-----|-----------|
| 6 | - 2 | - 4 | 交通安全対策の推進 |

施策の指標

| 項目 | 現状値 (H21年度) | 目標年 | 目標値 |
|------------|----------------|-------|-----|
| 放置自転車台数(台) | 455 | H27年度 | 200 |

(年度の値)

現状と課題

市内における交通事故件数や交通事故による死傷者数は、法令の厳罰化や市及び関係機関との協力による交通安全対策等を実施した結果、近年減少傾向にありましたが、平成22年に入ってから再び増加傾向が見られるなど、依然として厳しい状況にあります。

交通事故の傾向としては、高齢者や自転車の関係する事故が多発しており、原因別に見ると脇見運転や一時停止違反による事故が多く発生しています。

この背景には、高齢化の進展や運転免許保有者数及び車両保有台数の増加等による道路交通量の増加など交通環境が変化したことがあります。一方、道路利用者全体の安全意識の低下により、運転者だけでなく、歩行者や自転車利用者等の法令違反による事故も多く発生しています。

また、駅周辺の道路、歩道等に放置されている自転車等は、通行の障害となるだけでなく、災害時や緊急時の活動の妨げや景観の阻害をもたらしています。

本市では、交通事故を防止し安全で快適な交通環境を確保するため、道路反射鏡や路面標示等交通安全施設の整備を行うほか、交通安全意識の啓発・高揚を図るため、交通安全運動や幼児から高齢者までを対象にした交通安全教育を実施しました。また、放置自転車対策として、駅周辺の自転車放置禁止区域内において、放置自転車の即時撤去を実施しました。

今後は、更に幼児から高齢者まで幅広く対応した対策を強化するとともに、安全で快適な交通環境を確保するため、交通安全施設の整備や放置自転車対策を行い、なお一層の市民の交通安全意識の啓発・高揚に努め、市及び関係機関・団体が一体となって総合的な交通安全対策を推進していく必要があります。

施策の推進

1 交通安全施策の推進

① 「川越市交通安全計画」を見直し、各種交通安全施策を推進します。

2 交通安全施設の整備

① 交通の安全と円滑化を図るための路面標示の実施、交通事情に対応した道路反射鏡の設置など、交通安全施設の整備を関係機関と連携して積極的に推進します。

3 交通安全意識の啓発・高揚

① 関係機関と連携し、幼児から高齢者まで幅広く交通安全教育を推進するとともに、交通安全教育指導者の育成を図ります。

② 市民の交通安全に対する意識の向上を図るため、関係機関及び関係団体と連携し、各季にキャンペーンを実施するなど、交通安全運動を推進します。

4 放置自転車等防止対策

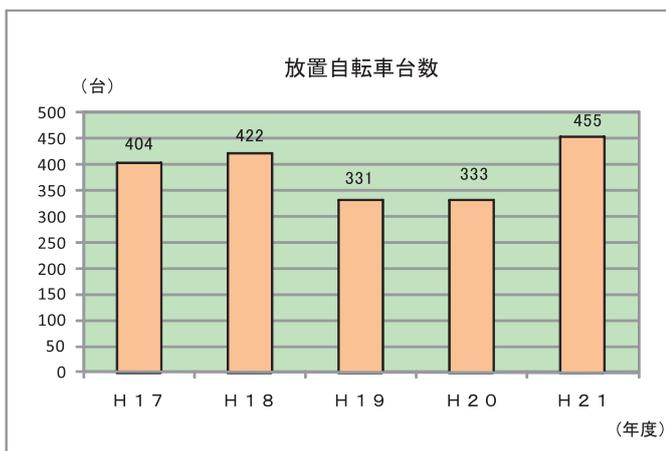
① 自転車放置禁止区域となっていない川越駅西口については、禁止区域化を推進します。

② 自転車等の利用者への自転車放置防止、マナーアップの啓発及び放置自転車等の撤去を積極的に推進します。

③ 自転車等駐車施設の整備を推進するとともに、民営自転車駐車場の整備を支援します。

5 通学路安全対策の推進

① 児童生徒の安全を確保するため、地域の実情に応じ、通学路の安全対策を計画的に推進します。



第6章 人と人とのつながりを感じ、安全で安心して暮らせるまち
第2節 安全で安心な暮らしの確保

| 章 | 節 | 施策 | 施策の名称 |
|---|-----|-----|----------|
| 6 | - 2 | - 5 | 消費者対策の推進 |

施策の指標

| 項目 | 現状値 (H21年度) | 目標年 | 目標値 |
|---------------|----------------|-------|-----|
| 消費生活講座開催回数（回） | 7 | H27年度 | 20 |

（年度又は年度末の値）

現状と課題

インターネットや携帯電話の普及に伴って、悪質サイトによる消費者被害やクレジット利用による多額の金銭借入れ等の多重債務問題が深刻化しながら拡大し、大きな社会問題となっています。

平成21年9月1日、消費者庁が設置され、全国的に消費者行政が一元化されるとともに、一層の充実と強化が求められており、的確な情報の提供と消費者へのサポート体制を整備する必要があります。

本市では、生活情報センターにおいて消費生活相談員による相談を実施して、消費者の問い合わせや苦情に対応し、消費者被害の発生と拡大防止に取り組みました。

また、消費者カレッジの開催や消費生活相談員による出前講座、街頭でのリーフレット配布、広報紙への記事の掲載、成人を迎える若者への資料の個別送付等、さまざまな取組によって、消費者である市民に対する啓発と情報提供を行っています。

市民の安全・安心な消費生活を守るために、商品事故や消費者被害の情報を広く提供するとともに、被害に遭った場合の相談窓口についての広報に努め、消費者の目線による講座の開催等を積極的に行うことによって、市民の消費者問題に対する意識を啓発し、消費者としての自立を支援することが重要です。

消費生活講座開催回数 (回)

| | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 開催回数 | 14 | 12 | 13 | 11 | 7 |

施策の推進

1 消費生活相談体制の充実

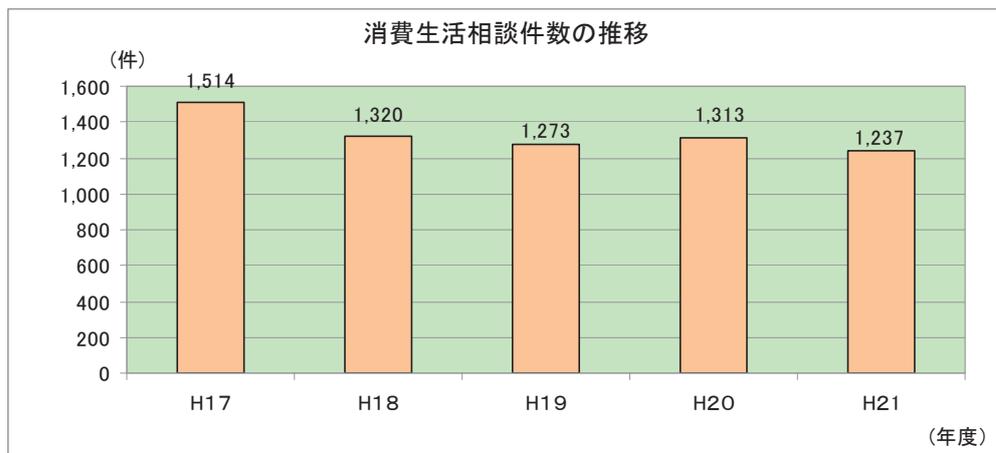
- ① 消費者に被害が生じた場合、権利を尊重し適切かつ迅速な救済が行えるよう、苦情処理に関する人材の確保及び資質の向上に努めます。
- ② 多様な消費者トラブルに対処するため、消費者庁をはじめとして、埼玉県、警察、川越市社会福祉協議会など関係機関との連携を深め、相談業務の充実を図り、消費者トラブルの未然防止に努めます。
- ③ 消費生活モニター制度の充実に努めます。

2 消費者の自立の支援

- ① 学校、地域、家庭、職場その他のさまざまな場を通じて、セミナー、講演会、街頭キャンペーン等を行い、消費者教育を推進します。
- ② 消費生活に関する先進事例や相談事例の情報を収集し提供するとともに、啓発用パンフレットの配布により消費者意識の啓発に努めます。
- ③ 消費者グループの育成に努め、その活動を支援します。

3 生活情報センターの整備・充実

- ① 消費生活に関する情報の提供を行う拠点として、生活情報センターの整備と充実に努めます。



消費生活相談商品別件数(上位3位)

(件)

| | 平成 17 年度 | | 平成 18 年度 | | 平成 19 年度 | | 平成 20 年度 | | 平成 21 年度 | |
|---|----------|-----|----------|-----|-------------|-----|----------|-----|-----------|-----|
| 1 | 他の運輸・通信 | 249 | 商品一般 | 156 | 他の運輸・通信 | 211 | 他の運輸・通信 | 202 | 放送・コンテンツ等 | 157 |
| 2 | 融資サービス | 142 | 他の運輸・通信 | 154 | 融資サービス | 130 | 商品一般 | 135 | 融資サービス | 94 |
| 3 | 商品一般 | 121 | 融資サービス | 128 | レンタル・リース・賃借 | 70 | 融資サービス | 124 | 商品一般 | 86 |

第6章 人と人とのつながりを感じ、安全で安心して暮らせるまち
第2節 安全で安心な暮らしの確保

| 章 | 節 | 施策 | 施策の名称 |
|---|-----|-----|---------|
| 6 | - 2 | - 6 | 葬祭事業の充実 |

現状と課題

現斎場は、昭和51年に改築し、平成9年から11年には大規模な火葬炉の改修を行い、更に利用しやすい施設となるようにエレベーターの設置や待合室の改修などを行いました。

しかし、最近建設された他の火葬施設と比べると、設備面において一般的になっている告別室や収骨室等が明確に分けられていない状況にあること、また、待合室も狭あいであることなど現在のニーズにそぐわなくなってきました。

今後、高齢社会が進むことで火葬件数が増加し、現斎場の火葬能力では対応が困難になると予測されるため、新斎場を早期に建設する必要があります。

また、それまでの間、現斎場の適切な維持管理を行っていく必要があります。

平成12年に開設した市民聖苑やすらぎのさとは、自宅などで葬儀を行うことのできない市民の要望に応じて多くの市民に利用されています。今後とも人生の終えんを飾るにふさわしい施設として、より充実した運営管理を図っていく必要があります。

施策の推進

1 新斎場の整備

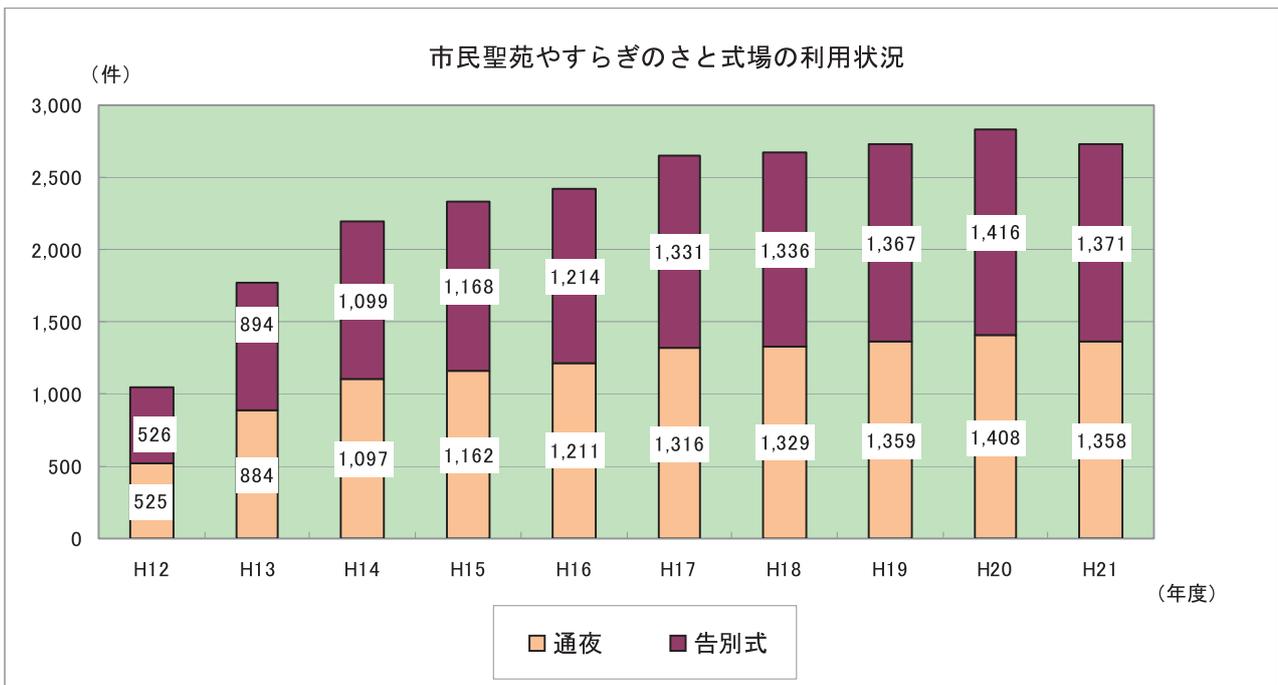
① 新斎場を早期に建設します。

2 現斎場の運営・管理の充実

① 新斎場ができるまでの間、現斎場の適切な維持管理を行います。

3 市民聖苑やすらぎのさとの運営管理の充実

① 通夜、告別式及び法要を行う方のため、より充実した運営管理に努めます。



【基本構想】

1 基本構想の理念

基本構想の理念とは、基本構想を定めるに当たっての、市民と行政のまちづくりに対する基本的な考え方を示したものです。第三次川越市総合計画では、「川越市民憲章」の考え方を尊重し、本市をとりまく社会環境の変化を認識して、基本構想の理念を以下のとおり定めます。

➤ 市民と行政の協働によるまちづくり

市民、民間団体、事業者、行政が、互いに認め合い、ともに知恵と力を出し合い、みんなでまちをつくります。

➤ ふれあい、支え合いの安全・安心なまちづくり

一人ひとりの人権を尊重するとともに、コミュニティの大切さに改めて目を向け、地域で助け合い、支え合うことにより、人と人とのふれあいやかかわりを感じながら、安心して平和に暮らせるまちをつくります。

➤ 歴史・文化を生かしたまちづくり

先人から受け継いだ歴史と文化を生かし、新たな価値を創造するまちをつくります。

➤ 人と環境にやさしいまちづくり

水と緑が豊かで、持続可能な社会を築く、人と環境にやさしいまちをつくります。

➤ 活力に満ちた魅力あふれるまちづくり

経済活動が盛んで人が集う、多くの人々が「何度も川越を訪れたい」「川越に住み続けたい」と思えるような、活力に満ちた魅力あふれるまちをつくります。

2 都市づくりの目標

(1) 将来都市像

基本構想の理念に基づき、本市の目指すべき姿、10年後の川越市が表現された姿として、将来都市像を以下のとおり定めます。

ひと、まち、未来、みんなでつくる いきいき川越

(2) 基本目標

将来都市像を実現するために、全体に共通する基本目標と6つの分野別の基本目標を定めます。

1) 全体に共通する基本目標

協働によるまちづくりと健全で効率的な行財政運営の推進

2) 分野別の基本目標

- ① とともに助け合い、一人ひとりが健康でいきいきと安心して暮らせるまち
— 保健・医療・福祉 —
- ② 学びと交流を深め、豊かな心と文化をはぐくむまち
— 教育・文化・スポーツ —
- ③ 人と環境にやさしい、快適な基盤を備えた魅力あるまち
— 都市基盤・生活基盤 —
- ④ にぎわいに満ち、活力ある産業を育てるまち
— 産業・観光 —
- ⑤ 人と自然がともに生きる、地球環境にやさしいまち
— 環境 —
- ⑥ 人と人とのつながりを感じ、安全で安心して暮らせるまち
— 地域社会と市民生活 —

(3) 将来人口

基本構想の目標年次である平成 27 年(2015 年)の将来人口を 34 万人と想定します。

(4) 土地利用構想

1) 土地利用

土地は、すべての市民にとって限られた貴重な資源であり、生活を支え、社会経済活動等を展開する基盤となるものです。

このような認識のもと、自然環境の保全、育成、創造に努め、安全性、利便性、快適性、そして地域の特色を考慮した自然と調和のとれた魅力ある都市を創造していくため、総合的かつ計画的な土地利用を進めていく必要があります。

特に行政は、土地の用途を転換する際、自然や公共の福祉等に十分配慮し、全体として調和のとれた土地利用を図ります。

2) 都市構造

本市の均衡ある発展を図るため、歴史的な文化遺産と近代的な都市機能が集積されている地域を「都心核」に、交通条件等によって地域生活の中心として構成されている地域、あるいは、大規模なプロジェクトが計画されている地域を「地域核」と位置付け、望ましい土地利用の誘導や都市活動を支える交通体系の整備、地域ごとの特性や魅力を生かした都市機能の適正配置を図り、それぞれの核をネットワーク化して都市の骨格を構築します。

また、市域を取り囲む河川や樹林地、湿地や緑を「緑・アメニティ拠点」として位置付け、保全、活用、創造に努めます。

更に、埼玉県南西部地域の拠点都市の形成に向けて、近隣の地域が相互に円滑に交流できるよう有機的な連携を図ります。

① 都心核の形成

本市の中央部に位置する三駅（川越駅、本川越駅、川越市駅）周辺地区は、業務や商業等の機能を充実させ、また、歴史的な建造物のある北部地区の市街地は、商業、文化等の機能を高めた魅力ある都市空間を創造し、両地区を「都心核」と位置付け、本市の中心市街地を形成します。

また、都心核は、地域核とネットワークで結び、本市の均衡ある社会経済の発展や公共の福祉を増進し、広域的に求心力のある活力に満ちた都市活動を可能とする市街地整備を図ります。

② 地域核の形成

霞ヶ関、新河岸、南大塚、南古谷及び西川越の各駅周辺地域を「地域核」と位置付け、地域社会の経済活動など市民活動の基盤として、個々の特性を生かした市街地の形成を図ります。

また、地域核は、都心核や他の地域核とネットワークで結び、地域核周辺の諸

活動を活発にする地域の基盤整備を図ります。

新しい地域核の形成については、市民生活や環境に及ぼす影響等を十分に考慮し、本市の均衡ある発展を目指し、積極的に推進します。

③ 緑・アメニティ拠点の形成

自然の豊かな入間川及び新河岸川周辺や、武蔵野の面影を残す樹林地、伊佐沼周辺等を「緑・アメニティ拠点」と位置付け、都心核や地域核とネットワークで結び、潤いのある市民生活を支える拠点として活用するため、保全し、整備を図ります。

④ 他都市との連携強化

放射状・環状に幹線道路を整備するとともに、公共交通の充実を図り、他都市との連携を強化します。

3) 都市環境的及び自然環境的土地利用

新しい都市の発展に向けて、将来都市構造を踏まえ、本市の歴史と自然を守り育て、豊かで潤いのある自然と人が共生する都市を整備するため「都市環境的土地利用」及び「自然環境的土地利用」により、総合的かつ計画的にまちづくりを進めます。また、無秩序な開発を防止し、良好な生活環境の向上を図るための適切な諸施策を実施します。

① 都市環境的土地利用

ア 住宅地

市民生活の安定と福祉の向上を図るため、高齢者や障害のある人等にやさしい住環境の整備に努めます。

イ 商業地

市民が親しめる魅力ある商業環境を育成し、生活の利便を確保して地域経済の活性化を図るため、都心核については広域的な商業地として、また、地域核についてはそれぞれの特性に合った商業地として、育成を図ります。

ウ 業務地

三駅（川越駅、本川越駅、川越市駅）周辺地区の都心核は、中核的な業務ゾーンとして、また地域核には市民生活に密着した業務施設の整備誘導を図り、都市機能の向上に努めます。

エ 工業地

生産環境と周辺環境を調和させ、生産性の向上と地域経済の活性化を図り、本市にふさわしい新しい都市型工業の育成に努めます。

オ 公園・緑地等

人に潤いと安らぎを与えると同時に、生物の生息空間に配慮し、積極的に緑やオープンスペースの確保を図ります。

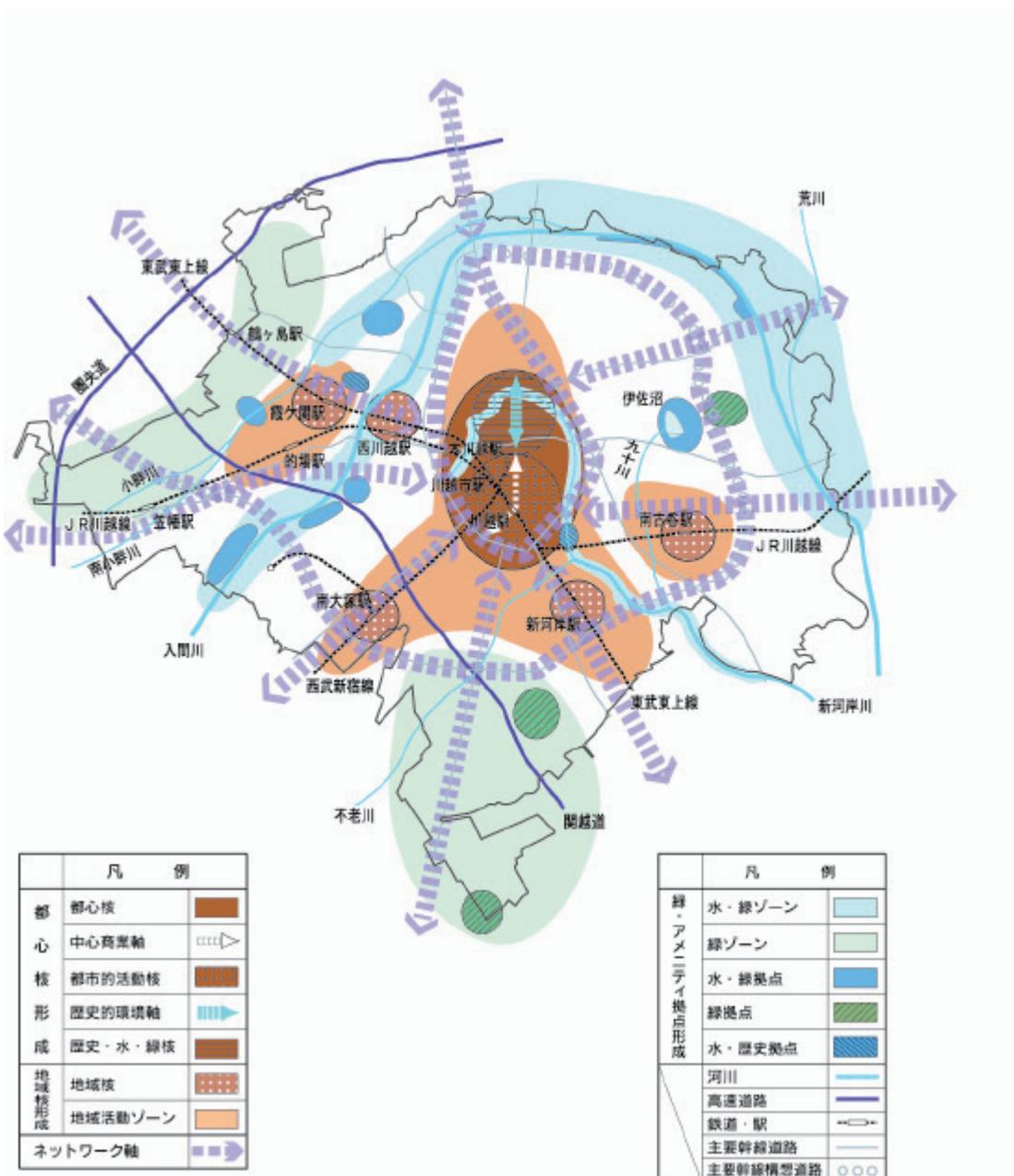
② 自然環境的土地利用

ア 農地や樹林地等の自然環境的な土地利用がなされる土地については、無秩序な市街化を防止するとともに、自然環境の保全を図るため整備を行い、適切に維持管理します。

イ 自然環境を保全し、はぐくむための観点から水辺環境や樹林地等については、積極的な対応を図るとともに、人と自然とのふれあいの場として、その整備、創造に努めます。

ウ 市民生活や都市活動等により、新たな土地利用を進める場合は、農地や樹林地等の自然環境と生態系を十分考慮し、計画的な土地利用を図ります。

将来都市構造図



3 施策の大綱

(1) 全体に共通する方向性

協働によるまちづくりと健全で効率的な行財政運営の推進

方向性

① 協働によるまちづくり

地域におけるさまざまな課題への対応や地方分権時代にふさわしい自立した自治体を形成していくためには、市民と行政がそれぞれ果たすべき役割と責任を自覚し、互いに認め合い、共通の目的に向かって、ともに考え、協力し合う「協働」の実現が重要です。

そのために、市民への積極的な情報提供や広聴活動の充実による情報の共有化を図ります。更に、諸計画の策定過程などにおける市民参画のしくみを整備します。

また、いきいきと活力ある地域社会を構築するため、自治会等の公共的団体、NPO、企業、大学等との積極的な連携を図るとともに、各種団体の活動への支援の強化に努めます。

② 行財政改革の強力な推進

厳しい財政状況の中、中核市として、多様化する市民ニーズに的確にこたえていくためには、自らの責任で自主的・効果的・効率的に展開する分権社会にふさわしい行財政運営が求められています。このため、行政サービスを真に必要とする市民への配慮と行政としての責任に十分留意した上で、民間の経営手法の積極的な活用に努めるなど、行財政改革を強力に推進し、簡素で効率的な行政運営と健全な財政運営を行います。

今後、耐用年数を迎える多くの公共施設については、社会環境の変化に対応し、施設の統廃合を含め、計画的かつ効率的な施設の維持管理及び更新を図ります。

市政運営の原資となる財源の安定確保を図るため、市税等の収入率の向上や受益者負担の適正化を図るとともに、新たな財源確保のための検討を行っていきます。

また、急激なIT社会の進展に対応し、多角的な行政サービスの提供を図るため、情報化を更に推進していきます。

③ 広域行政の推進

埼玉県南西部地域の拠点都市として、行政区域を越えた共通課題やひとつの自治体での解決が困難な課題に対して、地域全体の視点から広域的な取組を強化し、地域をリードしていきます。

(2) 分野別の方向性

1) とともに助け合い、一人ひとりが健康でいきいきと安心して暮らせるまち

— 保健・医療・福祉 —

方向性

① だれもが幸せに地域で暮らせるまちづくり

次代を担う子どもたちが心身ともに健やかに成長していくことができるよう、社会全体で子育てを支援する環境の整備に努めます。

高齢者の地域における世代間の交流や社会参加を促進するとともに、介護が必要な高齢者には、住み慣れた家庭や地域で生活ができるよう、在宅サービスや施設サービスの充実を図り、高齢者がいきいきと安心して生活できる社会の実現に努めます。

障害のある人が地域の中で自立して、いきいきと安心して生活するため、障害や障害のある人に対する理解、相談や情報提供の充実、社会参加の促進、雇用・就労の支援、在宅福祉サービスの充実等を図り、障害のある人の地域生活を支援し、障害者福祉の充実を目指します。

すべての市民が健康で安心して暮らせるように、子育てや介護などを地域の生活課題としてとらえ、自治会等の地縁団体、ボランティア、保健・福祉活動を推進している各種団体やNPOなどと協働して、助け合いによる地域福祉推進体制の充実を図ります。

また、社会保障制度の充実を国などに働きかけながら、適正かつ効果的な制度の運営に努めます。

② 生涯を通じた健康づくりと安全なまちづくり

乳幼児から高齢者まで、市民の生涯を通じた健康の保持・増進に努めるとともに、結核やエイズ等の感染症や精神疾患等への的確な対応を図り、更に病診連携の推進など医療体制の整備に努めます。また、食中毒の防止など、食の安全・安心や環境衛生の確保を図ります。

③ 安心できる生活を支えるしくみづくり

市民の多様なニーズに対応して、適切なサービスをより効果的に提供できるよう、保健・医療・福祉の連携強化を図るとともに、必要なサービスが身近なところで受けられるよう、情報の共有化を図り、相談・支援体制の充実を図ります。

2) 学びと交流を深め、豊かな心と文化をはぐくむまち

— 教育・文化・スポーツ —

方向性

① 活力ある地域を創る生涯学習の推進

市民のだれもが生涯を通じて、それぞれの関心と必要に応じた学習を行い、自分自身の生きがいの追求や暮らし方を再発見できるよう、生涯学習の環境整備を進めます。更に、その学習成果を地域で生かせるしくみをつくり、市民と行政の協働による活力ある地域を創造していきます。

② 個性を生かす学校教育の推進

将来を担う児童生徒の「生きる力」をはぐくむため、教育内容と教育方法の工夫改善などにより、児童生徒一人ひとりの個性を生かす教育の充実を目指すとともに、社会の変化に対応した教育環境の整備・充実を図ります。また、家庭、地域と学校の連携を深めます。

③ 歴史文化の継承と新しい市民文化の創造

先人から受け継いだ豊かな歴史的文化は、本市の誇りであり市民の宝です。これを次世代に継承するとともに、新たな芸術文化を創造するため、市民の芸術文化活動を支援します。また、身近なところで芸術文化に親しめる環境を整えていきます。

④ 多文化共生と国際交流・協力の推進

外国籍市民を含めたすべての市民が共生する多様性に富んだ地域社会を築くために、お互いの文化や価値観を正しく理解できるよう支援するとともに、市民の国際理解を促進し、国際感覚に優れた地球市民の育成に努め、国際交流から国際協力への進展を目指します。

⑤ 生涯スポーツの推進

市民が身近なところで気軽にスポーツ・レクリエーションに親しみ、これらを通して心身ともに健康で豊かな生活を送ることができる生涯スポーツ社会の実現を目指します。

3) 人と環境にやさしい、快適な基盤を備えた魅力あるまち

— 都市基盤・生活基盤 —

方向性

① 都市の魅力の創出

埼玉県南西部地域の拠点都市として、広域的に求心力のある活力に満ちた都市構造を構築するため、川越駅、本川越駅、川越市駅の三駅とその周辺の整備を推進し、魅力ある中心市街地を形成するとともに、それぞれの地域の特性にあった生活拠点の整備と景観に配慮したまちづくりを進めます。また、秩序ある土地利用を図るとともに、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。

② 交通ネットワークの構築

より機能的な都市の形成を図るため、広域の都市間交流や産業活動を支える基盤である広域幹線道路及び鉄道の整備を促進するとともに、市内の各地域を連絡する幹線道路の整備を計画的に進め、良好な交通ネットワークの構築を目指します。

③ 自然と調和した基盤づくり

自然と調和した快適な都市環境を形成するため、水辺や緑を活用した公園の整備を行うとともに、生活排水施設の整備により公衆衛生の向上と公共用水域の水質の保全を図ります。また、水害から市民を守るため、河川改修や雨水対策の強化を図るとともに、ライフラインである水道や下水道の整備などを図り、安全な基盤づくりを進めます。

4) にぎわいに満ち、活力ある産業を育てるまち

— 産業・観光 —

方向性

① 地域経済の活性化と産業振興

本市の特徴である農業・商業・工業のバランスの取れた産業構造を生かしながら、厳しい経済環境の変化にも対応できるよう産業を振興するとともに、地域振興ふれあい拠点施設の整備など、広域的な観点から交流とにぎわいのあるまちづくりを進め、埼玉県南西部地域の経済をリードする拠点都市として地域経済の活性化を図ります。

また、「産学公」の連携によるネットワークづくりを促進し、産業を支え育てる人づくりを支援するとともに、起業支援を進め、新たな産業の育成に努めます。

農業は、環境との調和や優良農地等の保全を図るとともに、消費者のニーズにこたえた安心できる農産物の提供や加工品の開発を通して川越ブランド化を進め、安定した農業経営の実現を目指します。

商業は、中心市街地及び周辺商業地の活性化を推進するとともに、商店街と大型店の共存共栄を図り、広域的な商業圏の中核として、にぎわいに満ちたまちづくりを進めます。

工業は、自然環境との調和を図り、更なる発展に向けて、工業団地の拡張及び整備を進めるとともに、人と物と情報の集積、連携を図ります。

② 観光による地域振興

本市の歴史や伝統を生かした観光事業はもとより、新たな観光資源の発掘、農業・商業・工業などの産業と連携した産業観光や広域観光の推進に努めるとともに、駐車場などの観光基盤の整備を進め、観光客の増加による地域経済の活性化を図ります。

「いつか一度訪ねたい街・川越」から、更に「また訪ねたい街・川越」へと、魅力あふれる観光都市を目指します。

5) 人と自然がともに生きる、地球環境にやさしいまち

— 環境 —

方向性

① 総合的かつ計画的な環境行政の推進

環境行政におけるさまざまな課題に対して、総合的かつ計画的に対応するため、環境基本計画、環境マネジメントシステム等の推進を図ります。また、これらの計画等を有効に機能させるためには、市民の参加と協力が不可欠であることから、市民、事業者、民間団体、行政の各主体が協働できるしくみづくりを推進します。

② 循環型社会の構築

地球温暖化など地球規模での環境問題を解決するため、これまで以上に省エネルギー施策を推進するとともに、新エネルギーの導入を促進します。また、大量生産、大量消費、大量廃棄によって発生し続ける廃棄物に対しては、これまでのライフスタイルを見直し、減量・資源化施策を実施するとともに、適正処理を行うことにより、地域から持続可能な循環型社会を構築することを目指します。

③ 環境保全対策の推進

武蔵野の面影を残す雑木林や身近にある緑を保全するとともに、都市に潤いを与える緑を創出し、入間川をはじめとする河川・湖沼・水田など水辺環境の保全、

活用を図り、自然と人が共生できるまちづくりを進めます。

また、大気、水質などについて、良好な生活環境の確保を目指し、更に、ダイオキシン類などの新たな化学物質からのリスクの低減を目指します。

6) 人と人とのつながりを感じ、安全で安心して暮らせるまち

— 地域社会と市民生活 —

方向性

① ふれあいと思いやりのある地域社会の形成

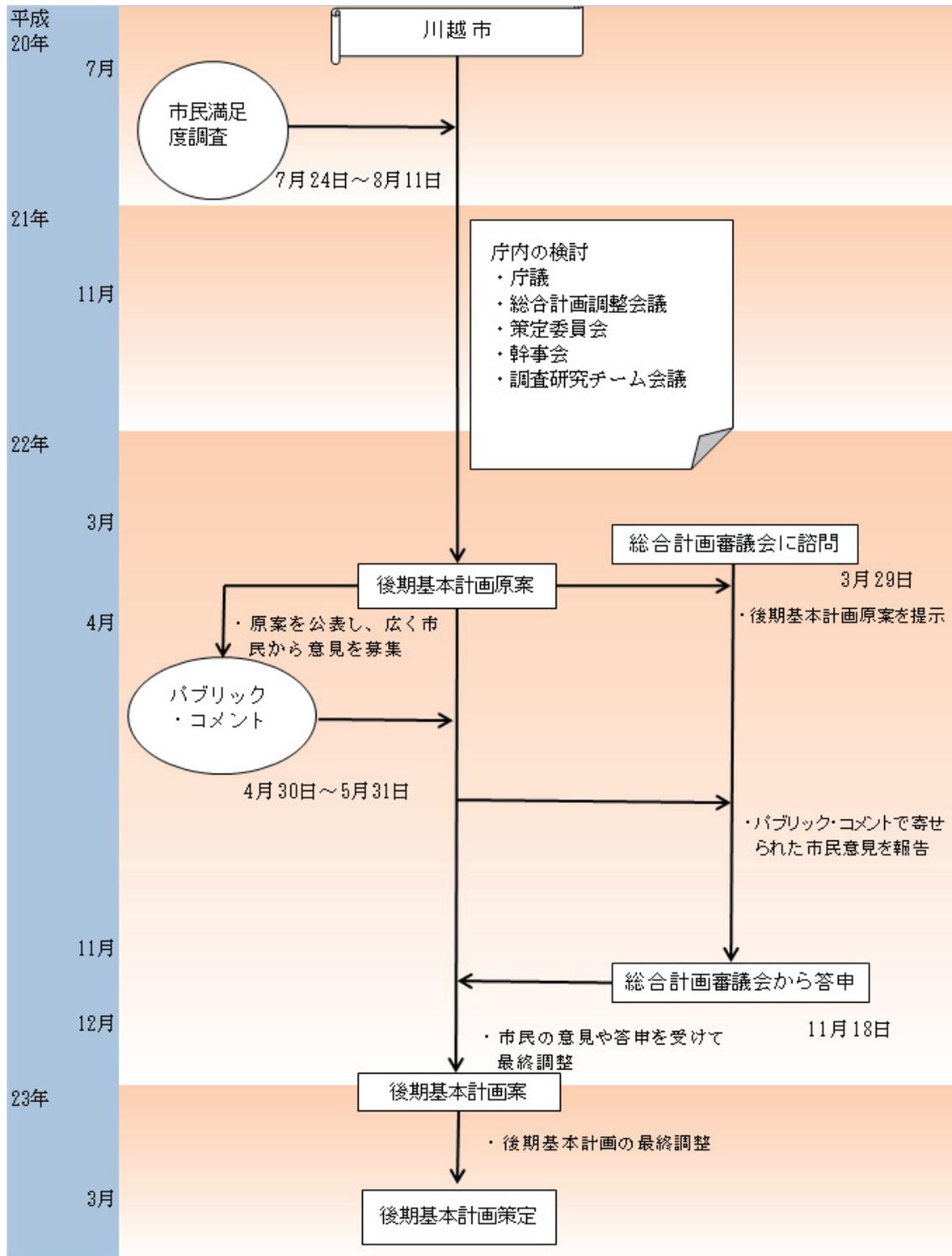
人種、性別、社会的身分、門地、障害、疾病等による差別や偏見がなく、互いに認め合い、人権を尊重し、だれもが社会参加できる平和で思いやりのある地域社会と男女共同参画社会を築いていきます。また、防災、防犯、青少年健全育成などの課題を解決していくために必要な「地域における支え合い」や「市民と行政の協働」を進めるため、人と人とのふれあいや心の結びつきを大切にした地域コミュニティ意識の醸成に努めます。

② 安全で安心な暮らしの確保

自然現象や人為的な要因によるさまざまな災害に対応できるよう、防災や消防・救急に関する体制の整備を図っていきます。あわせて、地域と関係機関が一体となった犯罪の防止、安全で快適な交通環境の確保、複雑化・多様化する生活上のトラブルに対する消費者保護等を推進することにより、市民が生涯にわたり安心して暮らせるよう努めます。

【資料】

1 第三次川越市総合計画後期基本計画策定経過



川越市市民満足度調査

- 【調査期間】平成20年7月24日～8月11日
- 【対象人数】3,000人
- 【有効回収数】1,323
- 【回収率】44.1%

パブリック・コメント

- 【募集期間】平成22年4月30日～5月31日
- 【意見提出状況】意見提出者4名
意見数20件
- 【原案の修正等】
意見により施策等に反映2件

川越市総合計画審議会

総合計画（後期基本計画）の策定に関する基本的事項について審議。

- 【諮問】平成22年3月29日
- 【答申】平成22年11月18日
- 【答申の意見】
後期基本計画原案に係る指摘事項 78項目
- 【指摘事項に対する対応】
78項目のうち35項目について後期基本計画に反映し、他の項目については施策を実施する段階等で配慮。

川越市議会

策定過程で原案及び審議会からの答申書（写）を提供。

調査研究チーム

- 総合計画（後期基本計画）の策定に係る資料の収集・整理及び調査研究。1回開催。
- 【構成】政策企画課長、各部関係課主査又は主任等

幹事会

- 総合計画（後期基本計画）の原案を調整。4回開催。
- 【構成】政策財政部長、各部筆頭課長等

総合計画策定委員会

- 総合計画（後期基本計画）の策定に関する基本的な事項や総合計画の原案に関する事項等について審議。8回開催。
- 【構成】副市長、教育長、上下水道事業管理者及び部長等

総合計画調整会議

- 総合計画策定に係る重要な事項について審議。2回開催。
- 【構成】市長、副市長、教育長、政策財政部長、総務部長、政策企画課長

庁議

- 行政運営の基本方針、重要施策である総合計画について協議し決定。3回開催。
- 【構成】市長、副市長、教育長、上下水道事業管理者及び部長等

2 川越市総合計画審議会

(1) 第三次川越市総合計画について（諮問）

川政発第 223 号
平成22年 3月29日

川越市総合計画審議会
会長 立原 雅夫 様

川越市長 川合 善明

第三次川越市総合計画について（諮問）

川越市総合計画審議会条例(昭和57年条例第18号)第1条の規定に基づき、次のとおり諮問いたします。

諮問事項

第三次川越市総合計画(後期基本計画)の策定に関する基本的事項について、審議を求めます。

(2) 第三次川越市総合計画について（答申）

川総計審発第 20 号
平成22年 11月 18日

川越市長 川合 善明 様

川越市総合計画審議会
会長 立原 雅夫

第三次川越市総合計画について（答申）

平成22年3月29日付け川政発第223号をもって諮問のあった第三次川越市総合計画(後期基本計画)の策定に関する基本的事項につきましては、下記のとおり答申します。

記

当審議会は、延べ11回にわたり会議を開催し、市長から提出された「第三次川越市総合計画後期基本計画原案」を基に慎重に審議を重ねてまいりました。

その結果、市民と市がまちづくりを進めるに当たり、以下に指摘する事項について十分留意し、第三次川越市総合計画後期基本計画を策定されまじよう要望します。

なお、市長におかれましては、「小江戸かわごえ重点戦略」を着実に推進するとともに、厳しい社会・経済状況のなか効率的で計画的な行財政運営に努め、すべての市民にとって「ひと、まち、未来、みんなで作る いきいき川越」が実現されることを期待します。

※指摘事項については、掲載省略。

(3) 川越市総合計画審議会委員名簿

任期：平成22年3月29日～11月18日

会長 立原 雅夫 川越商工会議所
副会長 梶川 牧子 学識経験者
(元白百合女子大学児童文化研究センター)

委員

1 市内の公共的団体等の代表者

岩崎 君子 川越市女性団体連絡協議会
内田 嘉哉 社団法人川越青年会議所
大河内 裕之 いるま野農業協同組合
岡田 弘 川越市身体障害者福祉会
連合会
小室 万里 社団法人川越市医師会
櫻井 晶夫 川越市自治会連合会
高田 弘 川越市老人クラブ連合会
長井 良憲 川越市PTA連合会
鍋田 奨 連合埼玉川越・西入間地域協議会
山岡 俊彦 川越地方労働組合連絡協議会

2 学識経験者

山木 綾子 市議会議員
関口 勇 市議会議員
小野澤 康弘 市議会議員
柿田 有一 市議会議員
牛窪 多喜男 市議会議員
近藤 芳宏 市議会議員
吉田 光雄 市議会議員(平成22年9月24日から)
倉嶋 美恵子 市議会議員
江田 肇 市議会議員
伊藤 匡美 学識経験者(大学准教授 東京国際大学商学部)
井上 登喜子 学識経験者(大学・大学院専任講師 東邦音楽大学・大学院)
中島 美砂子 学識経験者(弁護士)
野澤 千絵 学識経験者(大学准教授 東洋大学理工学部)
真下 英二 学識経験者(大学准教授 尚美学園大学総合政策学部)
嶋村 伸夫 学識経験者(公募委員)
關 千枝子 学識経験者(公募委員)
土橋 正和 学識経験者(公募委員)
平松 正敏 学識経験者(公募委員)

前委員

稲浦 敏雄 市議会議員(平成22年8月12日まで)

3 庁内の検討体制

(1) 第三次川越市総合計画後期基本計画策定委員会等名簿

(所属・職名は原則として平成22年度のもの)

1) 策定委員会

◎委員長、○副委員長、※前委員（前委員の職名は当時のもの）

| | | |
|---|--------|-------------|
| ◎ | 大野英夫 | 副市長 |
| ○ | 石川稔 | 副市長 |
| | 新井孝次 | 教育長 |
| | 久都間益美 | 上下水道事業管理者 |
| | 植松久生 | 秘書広報監 |
| | 高橋幸男 | 政策財政部長 |
| | 内藤澄雄 | 総務部長 |
| | 尾崎利則 | 市民部長 |
| | 木島宣之 | 文化スポーツ部長 |
| | 小川倫勝 | 福祉部長 |
| | 水野典子 | 保健医療部長 |
| | 森政一 | 環境部長 |
| | 鈴木信一 | 産業観光部長 |
| | 鹿ノ戸健次 | 都市計画部長 |
| | 岡本茂 | 建設部長 |
| | 久保田喜久夫 | 会計管理者 |
| | 石川正美 | 経営管理部長 |
| | 長峰忠夫 | 事業推進部長 |
| | 立入信悟 | 議会事務局長 |
| | 根岸孝司 | 教育総務部長 |
| | 吉野榮 | 学校教育部長 |
| | 秋山正 | 選挙管理委員会事務局長 |
| | 今平正義 | 監査委員事務局長 |
| | 飯島操 | 農業委員会事務局長 |
| | 大河内弥一 | 消防局長 |
| ※ | 西川利雄 | 総合政策部長 |
| ※ | 佐藤明 | 総務部長 |
| ※ | 清水昇 | 市民部長 |
| ※ | 吉野誠一 | 福祉部長 |
| ※ | 戸来賢次 | 産業観光部長 |
| ※ | 山田陽太郎 | 都市計画部長 |
| ※ | 染谷実 | 建設部長 |
| ※ | 松本武 | 経営管理部長 |
| ※ | 泉盛 | 事業推進部長 |
| ※ | 有山達 | 教育総務部長 |
| ※ | 伊藤明 | 学校教育部長 |
| ※ | 佐藤光夫 | 選挙管理委員会事務局長 |

2) 幹事会(平成 21 年度)

◎幹事長、○副幹事長、(幹事の職名は当時のもの)

| | | | | | |
|---|---|---|---|----|----------|
| ◎ | 西 | 川 | 利 | 雄 | 総合政策部長 |
| ○ | 風 | 間 | 清 | 司 | 総合政策部副部長 |
| | 後 | 藤 | 泰 | 治 | 総務課長 |
| | 小 | 高 | 理 | 典 | 財政課長 |
| | 洪 | 谷 | 不 | 二雄 | 市民活動支援課長 |
| | 小 | 室 | | 博 | 福祉部副部長 |
| | 佐 | 藤 | 達 | 次郎 | 保健医療推進課長 |
| | 島 | 田 | 友 | 行 | 環境部参事 |
| | 太 | 田 | 賢 | 次 | 産業観光部副部長 |
| | 野 | 原 | 英 | 一 | 都市計画課長 |
| | 黒 | 崎 | 浩 | 一 | 建設管理課長 |
| | 小 | 川 | | 茂 | 経営管理部副部長 |
| | 清 | 水 | 輝 | 男 | 下水計画課長 |
| | 鈴 | 木 | 信 | 一 | 教育総務部副部長 |
| | 吉 | 野 | | 榮 | 学校教育部副部長 |
| | 忍 | 田 | 茂 | 巳 | 消防局総務課長 |

3) 調査研究チーム(平成 21 年度)

◎チームリーダー、○サブチームリーダー、☆グループリーダー、★サブグループリーダー
ー(所属・職名は当時のもの)

◎ 風 間 清 司 総合政策部副部長

共通章グループ

★ 小 高 浩 人 政策企画課主任
渡 邊 靖 雄 行政改革推進課主任
矢 崎 東 洋 総務課主任
☆ 高 木 康 行 財政課主査

第 1 章「保健・医療・福祉」グループ

★ 木 村 智 志 福祉推進課主任
岡 村 友理子 障害者福祉課主任
☆ 松 本 裕 樹 保健医療推進課主査
小谷野 和 久 保健総務課主査

第 2 章「教育・文化・スポーツ」グループ

★ 佐 藤 麗 教育総務課主任
☆ 小野寺 雅 樹 生涯学習課主査
内 藤 隆 学校管理課指導主事
細 谷 敏 人 教育指導課主査

第 3 章「都市基盤・生活基盤」グループ

島 田 純 一 都市交通政策課主任
☆ 石 井 隆 文 都市計画課主査
矢 嶋 祐 二 建設管理課主任
★ 小 林 一 秀 道路建設課主査
新 井 信 之 経営総務課主任
忍 田 勝 美 下水計画課主任

第 4 章「産業・観光」グループ

鈴 木 匠 商工振興課主任
☆ 牛 窪 靖 夫 農政課主査
★ 飯 野 英 一 観光課主任

第 5 章「環境」グループ

☆ 松 本 陽 介 環境政策課主査
★ 石 倉 照 久 資源循環推進課主任

第 6 章「地域社会と市民生活」グループ

栗生田 晃 一 防災危機管理課主査
○☆ 福 井 康 司 市民活動支援課主査
★ 斉 藤 剛 毅 安全安心生活課主査
落 合 昭 仁 消防局総務課主任

4) 文章精査担当

| | |
|---------|------------|
| 内 山 久仁夫 | 安全安心生活課長 |
| 味 方 翼 樹 | 総務課主任 |
| 田 中 圭二郎 | 市民活動支援課副主任 |

5) 事務局職員

※前事務局職員（所属は当時のもの）

| | |
|-----------|----------|
| 風 間 清 司 | 政策財政部副部長 |
| 大 岡 敦 | 政策企画課副参事 |
| 福 原 浩 | 政策企画課副課長 |
| 山 崎 茂 | 政策企画課主査 |
| 中 村 光 孝 | 政策企画課主任 |
| 太 田 康 之 | 政策企画課主任 |
| 岡 崎 俊 | 政策企画課副主任 |
| ※ 今 野 秀 則 | 政策企画課主任 |
| ※ 高 沢 明 男 | 政策企画課主任 |

4 用語解説

目 次

| | | |
|------|-------|-----|
| あ 行 | | 200 |
| か 行 | | 201 |
| さ 行 | | 203 |
| た 行 | | 206 |
| な 行 | | 207 |
| は 行 | | 207 |
| ま～わ行 | | 209 |

あ行

| | 用語 | 解説 |
|---|-----------------|---|
| あ | ISO14001 | 国際標準化機構（ISO）が定めた環境マネジメントシステムの国際規格のことです。 |
| あ | アスベスト | アスベスト（石綿）は、自然の中に存在する非常に細かい（太さは髪の毛の5,000分の1）繊維状の鉱物です。主に、青石綿・茶石綿・白石綿などの6種類があります。高温に耐える、化学薬品に強い、断熱性や防音性に優れているなどの特性があり、工業材料として広く利用されてきましたが、アスベストによりじん肺や肺がん、悪性中皮腫などの重大な健康被害が発生し、問題となっています。 |
| あ | アメニティ | 快適な環境。生活する場所が、安全、健康的、便利、快適な状況を言います。 |
| え | 衛生害虫 | 病気を媒介したり、吸血や刺すことによって人に害を与えたり、人に不快感を与える昆虫などを言います。 |
| え | ESCO事業 | 工場やビルの省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、それまでの環境を損なうことなく省エネルギーを実現し、更にはその結果得られる省エネルギー効果を保証する事業です。 |
| え | NHK連続テレビ小説「つばさ」 | 連続テレビ小説第80作目の作品で、埼玉県が初めて舞台となりました。平成21年3月30日から同年9月26日まで放送され、女優の多部未華子さん演じるヒロイン「つばさ」の実家となる老舗和菓子屋「甘玉堂」が川越市の一番街にあるという設定。市内各所でロケが行われ、ドラマ効果により全国から多くの観光客が訪れました。 |
| え | NPO | 継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称です。 |
| え | NPO法人 | 特定非営利活動法人の略称。政府・自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行っています。 |
| お | オープンスペース | 都市の中の公園、広場など、建物が無い、ゆとりの空間。 |

| | | |
|---|-------------|---|
| お | 温室効果ガス | 地球は太陽のエネルギーで温められますが、その熱を宇宙へ逃がさない働きをする気体を温室効果ガスと言います。京都議定書においては、6種類の温室効果ガス（二酸化炭素（CO ₂ ）、メタン（CH ₄ ）、一酸化二窒素（N ₂ O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFC）、パーフルオロカーボン類（PFC）、六ふっ化硫黄（SF ₆ ））が削減対象になっています。 |
| お | 温水利用型健康運動施設 | 温水を利用した種々の軽運動を行うための施設です。 |

か行

| | 用語 | 解説 |
|---|------------------------|--|
| か | 介護支援専門員(ケアマネジャー) | 要介護者又は要支援者からの相談に応じたり、心身の状態に応じ適切な居宅サービス又は施設サービスを利用できるよう、市や居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整を行う人を言います。要介護認定に必要な訪問調査や介護サービス計画(ケアプラン)の作成も行います。 |
| か | 拡大生産者責任 | 物をつくって売る企業や人には、その製品がごみになった後まで、一定の責任があるという考え方です。 |
| か | かわごえ環境ネット | 本市の望ましい環境像を実現するために設立された、市民、事業者、民間団体及び市の4者によるパートナーシップ組織です。 |
| か | 川越市環境行動計画「かわごえアジェンダ21」 | 市民、事業者及び民間団体が自らの日常生活や事業活動において環境に配慮した行動をとるための指針として平成19年度に策定されたものです。 |
| か | 川越市水道ビジョン | 水道事業の将来に向けての事業運営方針を明らかにしたもので、およそ10箇年を計画期間としています。 |
| か | 川越氷川祭の山車行事 | 川越城主松平伊豆守が祭礼用具を寄進したことに始まり、江戸の「山王祭」「神田祭」の様式を取り入れながら、およそ350年にわたり受け継がれてきたのが川越氷川祭です。既に失われた江戸の天下祭の姿を現在に残す祭りとしても貴重です。平成17年2月、国指定重要無形民俗文化財に指定されました。 |
| き | 技術シーズ | 新しい可能性を持つ技術を言い、大学や研究機関などの研究成果で、事業化の可能性のあるものを指します。 |
| き | 給水収益 | 水道使用者から徴収する年間の料金の合計です。 |
| き | 教育センター | 教職員研修や教育の調査研究を行うためのセンターです。 |

| | | |
|---|---------------|--|
| き | 京都議定書 | 気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書。温室効果ガス削減のため関係国の代表が署名した文書。1997年に京都で開催された「気候変動枠組条約第3回締結国会議(COP3)」で採択されました。日本の数値目標を基準年(1990年)と比べて6%削減としています。 |
| き | 協働 | 市民、自治会等の公共的団体やNPOなどの民間団体、企業や大学などの事業者及び行政が、地域の課題に対し、それぞれの果たすべき役割と責任を自覚し、互いに認め合い、共通の目的に向かって、ともに考え、協力し合って取り組んでいくことを言います。 |
| き | 業務核都市 | 東京都区部に産業や人口が極端に集中することを防ぐため、業務や教養文化、レクリエーションなどの都市機能を、首都圏の中核的な都市に分散させ、首都圏全体としてさまざまな機能を適正配置するために整備される都市です。 |
| き | 業務ゾーン | 銀行、証券会社などが集積されている地域のことです。 |
| く | くぬぎ山自然再生事業 | くぬぎ山地区は、川越市、所沢市、狭山市、三芳町にまたがった約152haの都市近郊に残された貴重な樹林地で、この事業は、くぬぎ山地区を「武蔵野の雑木林」として将来の世代へ継承するために、保全・再生・活用することを目的とする事業です。 |
| く | グローバル化 | 個人、企業などが、国内の範囲を超えて広く国際的に行動することによって、世界的な市場やネットワークが進展すること。 |
| け | ケアマネジメント | 介護サービス計画(ケアプラン)に基づき、要介護者一人ひとりの心身の状況や家族状況、本人や家族の意見を踏まえた上で各種サービスを適切に組み合わせ、計画的にサービスが提供されるようにすることです。 |
| け | 景観形成重点区域 | 景観計画により、重点的に景観形成を図る必要があるエリアとして、個別の整備方針や、行為の制限を定める区域を言います。 |
| け | 刑法犯認知件数(暦年の値) | 警察において認知した刑法犯発生件数です。 |
| け | 芸術文化 | 「地方における文化行政の状況について(文化庁)」によると、文化芸術は大きく芸術文化と文化財保護に分かれ、芸術文化は「芸術、芸能、生活文化及び国民娯楽等をいう。」として、文化財保護と対比されています。 |
| こ | 合計特殊出生率 | 15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に産む子どもの数に相当します。 |

| | | |
|---|--|---|
| こ | 交通結節点 | 鉄道の乗継駅、道路のインターチェンジ、自動車から徒歩やその他交通機関に乗り換えるための停車・駐車施設、鉄道とバスなどの乗り換えが行われる駅前広場のように交通動線が集中的に結節する箇所を言います。 |
| こ | 交通需要マネジメント（TDM：Transportation Demand Management） | 道路交通混雑の解消及び緩和を図ることを目的に、自動車交通を含む各種交通機関の輸送効率の向上や交通量の時間的平準化等、需要の調整を図る施策の総称です。 |
| こ | 合流式下水道 | 汚水と雨水を同一の管きよで排除する方式です。大雨の時などに汚水と雨水が混合した未処理下水が雨水吐口から河川に放流されるため、放流先の水質悪化や公衆衛生上の問題が懸念されます。 |
| こ | 小江戸川越検定 | 川越商工会議所・川越市・社団法人小江戸川越観光協会が組織された小江戸川越検定委員会が主催し、第1回（3級）を平成20年2月に、第2回（2級・3級）を平成21年2月に、第3回（2級・3級）を平成23年2月に実施しました。 |
| こ | コーホート要因法 | 人口の社会移動（転出、転入）を考慮し、年齢別の生存率と出生率から将来の総人口及び年齢階層別人口を予測する方法。 |
| こ | こどもエコクラブ | 子どもたちの興味や関心に基づいて、家庭・学校・地域において身近にできる環境活動について取り組むクラブです。 |
| こ | 子どもサポート委員会 | 学校教職員、社会教育施設職員、地域の各種団体の代表、ボランティア等で構成している、地域や学校での子どもの学びを支援するための組織です。 |

さ 行

| | 用語 | 解説 |
|---|------------------|--|
| さ | 埼玉県川越都市圏まちづくり協議会 | 通勤・通学や商圈など一体的な日常生活圏を形成している地域であることを踏まえ、相互に連携を図り、幅広い交流を通じて魅力ある地域づくりを進めている任意の協議会です。川越市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、川島町、毛呂山町、越生町の4市3町で構成されています。 |
| さ | 埼玉県後期高齢者医療広域連合 | 後期高齢者医療制度を運営する特別地方公共団体で、埼玉県内の全ての市町村が加入し、被保険者の資格管理や医療の給付、保険料の賦課に関する事務等を行っています。 |

| | | |
|---|------------------|--|
| さ | 埼玉県西部第一広域行政推進協議会 | 昭和45年10月に任意の協議会として設立され、昭和56年には地方自治法に基づく法定の協議会に位置付けられました。現在は、「第3次埼玉県西部第一広域行政圏計画」に基づき各専門部会による広域的な課題について調査・研究を行っています。なお、平成20年度末で国の広域行政圏施策が廃止となり、本協議会においても今後の協議会の在り方について検討が進められています。 【構成市町】川越市、所沢市、狭山市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町の10市1町 |
| さ | 桜づつみモデル事業 | 河川地域の市街化等に伴い、緑が減少しつつあることから、良好な水辺空間の整備の一環として、堤防及びその周辺の緑化を推進することにより良好な水辺空間の形成を図る事業です。 |
| さ | 産業観光 | 一般的に「産業文化財（機械・器具など）、生産現場、生産技術、生産品などを観光資源にとらえ、観光客がそれらを通して、見る、学ぶ、遊ぶ、話す、聞く、といった多様な体験により、地域色ある産業文化の理解を深めること」と解釈されています。 |
| さ | 産業ポテンシャル | 産業の将来性、潜在能力。本市は、交通の要衝、江戸時代からの商業都市、歴史遺産、各分野の大学が立地するなど、他市と比べて有利な条件があることを指します。 |
| さ | 三位一体の改革 | 国税から地方税への税源移譲、国庫補助負担金の廃止・縮減、交付税の改革という三つの改革を一体として進め、地方分権推進のための税財政基盤の拡充・強化を図ろうとするものです。 |
| し | しごと相談員 | 市民の就労に関する相談に応じるため、就労相談室に配置している相談員です。 |
| し | 市税収入率 | 市税の収入済額を調定額で除したものです。 |
| し | 自治基本条例 | 地方自治体における行財政運営の全般について理念や基本原則を定める条例のことです。 |
| し | 市民環境調査 | 市民の環境問題に関する意識の高揚及び本市の環境の現状把握を図ることを目的として実施する身近なテーマ（酸性雨、セミのぬけがら、湧水等）についての調査です。 |
| し | 社会福祉の基礎構造改革 | 福祉サービスの受給者と提供者との対等な関係の確立や地域での総合的な支援などを理念とし、個人が必要に応じてサービスを選択して利用するという普遍的な社会福祉の制度への転換を目指した改革です。 |

| | | |
|---|---------------|--|
| し | 集会所事業 | 「川越市小堤集会所条例」に基づき設置している川越市小堤集会所において、川越市教育委員会が実施している事業です。 |
| し | 住宅セーフティネット | 住宅市場の中で独力では住宅を確保することが困難な方々が、それぞれの所得、家族構成、身体の状態等に適した住宅を確保できるよう支援するしくみを言います。 |
| し | 重要伝統的建造物群保存地区 | <p>伝統的建造物群と一体となって価値ある歴史的な環境を保存するため、「文化財保護法」及び「都市計画法」に基づき市町村が定めた伝統的建造物群保存地区のうち、わが国にとって、その価値が特に高いものとして国が選定した地区を言います。</p> <p>本市は、平成11年4月に一番街周辺地区約7.8haを川越市川越伝統的建造物群保存地区に都市計画決定し、併せて「文化財保護法」に基づく保存計画を定めました。また、川越市川越伝統的建造物群保存地区は同年12月に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されています。</p> |
| し | 受益者負担 | 公共サービスの提供によって、特別の利益を受ける者から、平等の原則上、当該公共サービスに要する費用の一部を使用料、手数料、負担金等として負担していただくことです。 |
| し | 消防力の整備指針 | 市町村の消防に必要な施設及び人員について、地域の実情に即して適正な規模の消防力を整備するための指針です。 |
| し | 情報格差 | パソコンやインターネットを利用する機会や能力を持つ人と持たない人との間に生じることが懸念される待遇、機会などの格差を言います。 |
| し | 情報セキュリティ対策 | 情報システムで取り扱う情報資産を、不正アクセス、漏えい・消失、利用停止などの脅威から守ることを言います。 |
| せ | セクシュアル・ハラスメント | 相手の意に反した性的な内容の発言や性的な行動のことで、身体への不必要な接触、性的関係の強要、わいせつな写真等の掲示などが含まれます。 |
| そ | 総合型地域スポーツクラブ | 子どもから高齢者まで、さまざまなスポーツを愛好する人々が、誰もが参加できるという主旨で、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブです。国の「スポーツ振興基本計画」の中で、各市区町村において設置するよう目標が掲げられています。 |

た 行

| | 用 語 | 解 説 |
|---|--------------|--|
| た | ダイオキシン類 | 有機塩素系化合物の一種で、発ガンのおそれがあるなど人体への影響が心配されています。 |
| た | 第 5 次首都圏基本計画 | 国土庁(現：国土交通省)が首都圏の目標とする社会や生活の姿を定めた基本計画。計画期間は平成 11 年～平成 27 年の 17 年間で、現在、「川越広域連携拠点」の核都市として川越市が業務核都市に位置付けられています。 |
| た | 第二創業 | 過去の経営を見直し企業の構造を変えていくことで、現在の事業に何か工夫を加えること、新市場に進出すること、新事業に取り組むことなどを指します。 |
| た | 多量排出事業者 | 市条例に定義されている「月 5 トン以上の一般廃棄物を市の施設に搬入している事業者」を言います。 |
| ち | 地域内分権 | 行政が住民に予算や権限を移譲し、地域の課題を住民自らが考え判断し解決に向けて取り組むことです。 |
| ち | 地域包括ケア体制 | 地域包括ケアとは、高齢者が要介護状態になっても可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう介護、医療、予防、生活支援、住まいの 5 つを一体化して提供していくシステムを言います。 |
| ち | 地球市民 | 地域は地球の一部であるという認識のもと、世界が取り組む課題を正しく理解し、その問題解決に向けた実践を日常生活の中で行う市民です。 |
| ち | 知識基盤社会 | 一般的に知識が社会・経済の発展を駆動する基本的な要素となる社会を指します。類義語としては、知識社会、知識重視社会、知識主導型社会などがあります。 |
| ち | 中期経営計画 | 公営企業の経営健全化や効率化を推進し、計画的な事業運営を行うため、平成 17 年度から同 21 年度までを計画期間として策定された事業計画です。 |
| て | デフレ | 「デフレーション」の略。一般的物価水準が継続的に下落しつづける現象。通貨の収縮、金融の梗塞(こうそく)、生産の縮小、失業の増加などが生じます。(反)インフレ。 |
| と | 東京湾北部地震 | 東京湾北部を震源とする首都直下型の想定地震で、マグニチュード(M)7 級を想定しており、今後 30 年以内の発生確率は 70%とされ、切迫性が高まっています。 |
| と | 特定化学物質 | 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善 |

| | | |
|---|--------------------|--|
| | | の促進に関する法律（P R T R法）」に基づく第一種指定化学物質 462 物質、第二種指定化学物質 100 物質、埼玉県が独自に指定した物質 39 物質の合計 601 物質のことで。 |
| と | 特定外来生物 | 外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定されます。 |
| と | 特定建築物 | 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき、維持管理上特に配慮が必要な 3,000 m ² 以上の面積を有する建物を言います。 |
| と | 都市景観形成地域 | 「川越市都市景観条例」に基づき、歴史や自然など川越らしい特色を表した都市景観を形成している地域を地域住民の合意を得て指定し、建築行為等に対して届出を義務付けることにより、魅力あふれる快適な都市の実現を目指す地域です。 |
| と | 都市景観重要建築物等 | 「川越市都市景観条例」に基づき、川越の都市景観を形成する上で重要な価値があると認められる建築物、工作物、樹木、樹林等のことです。所有者等の同意を得て指定をすることにより、保全を図ります。 |
| と | ドメスティック・バイオレンス(DV) | 夫婦、恋人など親密な関係にある男女の間に起こる身体的、精神的、性的、経済的暴力を言います。 |

な 行

| | 用 語 | 解 説 |
|---|--------|---|
| に | ニート | 15 歳～34 歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者を言います。（「平成 21 年度版青少年白書」による） |
| ね | ネットワーク | 網状のつながり。構成要素が連結されている状況。 |
| ね | 年金事務所 | 平成 22 年 1 月 1 日の「日本年金機構」の設立に伴い、従来の社会保険事務所は「年金事務所」に変わりました。 |

は 行

| | 用 語 | 解 説 |
|---|-----------|---|
| は | パークアンドライド | 市街地中心部への流入交通量を減らすことを目的に、郊外や周辺部の公共交通機関のターミナルに近接して駐車場を設け、マイカーから公共交通機関に乗り換えて目的地に向かうシステムです。 |

| | | |
|---|--------------|---|
| は | 派遣切り | 派遣契約労働者を使用する企業等派遣先事業所において、その企業の業績悪化や経営方針の変更その他の要因を理由として、派遣元である人材派遣業者との当該派遣労働者の派遣契約を打ち切ることをいい、その結果として当該派遣労働者が派遣元人材派遣業者により解雇又は雇用契約更新拒否(雇い止め)にあうことも含まれます。 |
| は | バスロケーションシステム | 目的のバスの接近状況を携帯電話やパソコン、停留所標識で知らせるシステムです。 |
| ひ | P F I 手法 | 「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」に基づき、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金や経営能力、技術的能力を活用することにより、効率的かつ効果的に公共サービスを提供する手法です。 |
| ひ | P C B 廃棄物 | PCB (ポリ塩化ビフェニル) を含んだ廃棄物のことです。PCB はトランス、コンデンサ等に使用されていましたが、環境汚染が大きな社会問題となり、1972 年 7 月以降製造が行われていません。 |
| ふ | 福祉支援ネットワーク | 地域における活動の担い手である地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自治会、老人クラブ、ボランティアサークル等の連携を言います。 |
| ふ | 福祉的就労 | 一般企業での就労が困難な障害のある人が、各種の授産施設等で職業訓練等を受けながら作業を行うことを言います。 |
| ふ | 不明水対策 | 管きよの隙間等から浸入する地下水と雨水を減少させるための対策を言います。 |
| ふ | フリーター | 15 歳～34 歳で、男性は卒業者、女性は卒業者で未婚の者とし、(1)雇用者のうち勤め先における呼称が「パート」又は「アルバイト」である者、(2)完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者、(3)非労働力人口のうち希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」で、家事も通学も就業内定もしていない「その他」の者を言います。(「平成 21 年度版青少年白書」による) |
| ふ | プロジェクト | 計画。特に大規模な事業計画。 |
| ふ | 文化芸術 | 「文化芸術の振興に関する基本的な方針(第 2 次基本方針)」によると、「文化の中核を成す芸術、メディア芸術、伝統芸能、芸能、生活文化、国民娯楽、出版物、文化財などを示す。」とされています。 |
| ふ | 文化力 | 文化芸術の持つ人々を引き付ける力や社会に与える影響力のことです。 |

| | | |
|---|---------|--|
| ほ | 防犯環境設計 | 犯罪の対象となる公共空間（建物、道路、公園等の社会基盤）から、犯罪を起こさせる誘因を取り除いて、安全な環境づくりを進めるという考えの事です。 |
| ほ | ホスピタリティ | 接客態度やもてなしのよいことを言います。 |
| ほ | ボランティア | 福祉、教育文化、保健衛生、医療などさまざまな分野で自発的にかつ個人の能力を生かして、無償で社会的活動をする人。 |

ま～わ 行

| | 用 語 | 解 説 |
|---|-------------|--|
| ま | まちの駅 | 地域住民や来訪者が求める地域情報を提供する機能を備え、人と人の出会いと交流を促進する空間施設を指します。 |
| ゆ | 有機性資源 | 生物（動植物や微生物）に由来する資源で、生物学的分解によって、環境中に安全に還元していくことが可能であり、かつ、再び有用な資源として再生していくことが可能なものを言います。 |
| ゆ | ユニバーサルデザイン | 全ての人にできるだけ利用可能であるように配慮したデザインや考えを言います。 |
| よ | 用途地域 | 「都市計画法」に基づく地域地区の一種で、目指すべき市街地像に応じて用途別に分類される 12 種類の総称です。 |
| れ | 歴史的風致 | 地域における固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史的建造物及びその周辺の市街地が一体となって形成してきている良好な市街地環境を言います。 |
| れ | 歴みち | 歴史的地区環境整備街路事業の略称です。歴史的地区の環境を保全すると同時に、観光客や歩行者の安全を確保し、生活環境の改善を図る総合的な街路整備を言います。 |
| わ | ワーカーズコレクティブ | 働く人が資本と労働を持ち寄り、自主管理・自主運営をする労働者生産協同組合の一形態です。生活者の視点から市民事業として事業化し、自らの働き場作りを行います。事業分野は、福祉・介護、子育て支援、食など地域に密着した内容に広がっています。 |
| わ | ワーキングプア | 一般的に、正社員並みあるいは正社員としてフルタイムで働いても最低限度の生活さえ維持困難又は生活保護受給水準に満たない収入しか得られない就労者層のことを指します。 |

第三次川越市総合計画後期基本計画

平成23年3月

発行

川越市

<問い合わせ>

川越市 政策財政部 政策企画課

〒350-8601 川越市元町1丁目3番地1

電話 049-224-8811 (大代表)

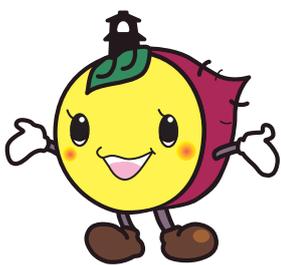
ファクシミリ 049-225-2895

E-mail seisakukikaku@city.kawagoe.saitama.jp

<http://www.city.kawagoe.saitama.jp/>



川越市



川越市マスコットキャラクター
ときも



この印刷物は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づく基本方針の判断を満たす紙を使用しています。



この冊子のインキは、環境にやさしい大豆油インキを使用しています。

